

平 成 31 年

3月熊取町議会定例会会議録

平成31年 3 月 5 日開会

平成31年 3 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

平成31年3月定例会会議録目次

(3月5日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
施政方針表明	4
一般質問	15
1. 阪口 均議員	15
1) 庁舎関係の大改修及び建て替えの考え方について	
①平成29年2月作成の「熊取町公共施設等総合管理計画」の21ページに「公共施設の更新等に要する将来費用」があるが、以下の施設の大改修及び建て替えの時期と費用はどうか 庁舎本館、庁舎北館、庁舎東館、ふれあいセンター、公民館、老人福祉センター	
②その時が来るまでに打つ手を考えているのか	
③現状、それぞれの施設の問題点をどのように把握しているか	
2. 文野慎治議員	25
1) 「熊取町地域防災計画」に依拠した具体的な取り組み状況について	
①「熊取町地域防災計画」の位置付けについて	
②「計画」中にある「避難所の開設と管理運営」に基づく取り組みの現状と課題について	
③各自治会からの防災に関する要望・意見・質問や自主防災組織の横断的な連絡・訓練等の担当窓口一本化について	
2) 談合問題「町長記者会見」について	
①「広報くまとり」への記事掲載について	
②「熊取年史」への記載について	
3. 重光俊則議員	36
1) 藤原町長の行政方針の決定は住民ファーストなのか	
①就学援助における基準額の設定と周知方法について	
②ため池太陽光発電事業における自治会への住民説明会開催とその位置付けについて	
③永楽ゆめの森公園のバス停位置の検討について	
2) 町内公共施設の整備・更新計画について	
下記の施設の整備・更新の計画実施時期及び費用について	
①老人福祉センター、公民館・ホールの更新について	
②小・中学校の整備・更新について	
③学童保育所の整備・更新について	
④保育所の整備・更新について	
3. 二見裕子議員	48
1) 障がい者支援について	

軽度の難聴児の補聴器購入助成の導入について	
2) 子育て支援について	
子育てアプリの導入について	
3) 災害時の対応について	
①避難施設への経路について	
②防災行政無線の聞こえない時の対応について	
4) 学童保育について	
①今年度4月時点の各学童保育所の入所児童数と現在の入所児童数、及び来年度の入所予定児童数について	
②施設整備について	
③支援員の人材確保について	
5) ため池の活用について	
太陽光パネルの設置についての状況は	
4. 鱧谷陽子議員	61
1) 高齢者の独り暮らしについて	
①未認定の高齢者への支援策について	
②シルバー人材センターの家事援助の支援について	
③救急医療情報キットの高齢者への配布について	
2) 池の上に設置する太陽光発電パネルについて	
①説明会で住民から出た「500万円のために、景観を破壊され、不安を感じなければならぬのか」という意見に対する考え方について	
②500万円の使い道について	
③設置業者は20年後の撤去費用を考えているか	
3) 各種の審議会の議事録について	
発言者など審議会の内容のわかる議事録にならないか	
 (3月6日)	
出席議員	73
議事日程	73
一般質問(続き)	74
1. 坂上昌史議員	74
1) 街頭防犯カメラについて	
①現在設置されている街頭防犯カメラの情報提供の状況、設置へのクレームについて	
②通学路の街頭防犯カメラの増設について	
2) ふるさと納税について	
①ふるさと納税に今後も力を入れていくのか	
②競争力のある商品を開発について	
3) 病児保育について	
病児保育への考え方について	
提案理由説明	
議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告について	81
質 疑	82
採 決	82

提案理由説明		
議案第2号	くまとり防災基金条例	82
質 疑		83
提案理由説明		
議案第3号	印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	83
質 疑		85
提案理由説明		
議案第4号	学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	85
質 疑		86
提案理由説明		
議案第5号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	87
質 疑		87
提案理由説明		
議案第6号	ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	87
質 疑		88
提案理由説明		
議案第7号	工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨 山川災害復旧工事）	88
質 疑		89
提案理由説明		
議案第8号	工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）	91
質 疑		91
提案理由説明		
議案第9号	町道路線認定及び廃止について、議案第10号 町道路線認定について、 以上2件一括付議	91
質 疑		92
提案理由説明		
議案第11号	平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）	93
質 疑		96
提案理由説明		
議案第12号	平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議 案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2 件一括付議	96
質 疑		98
提案理由説明		
議案第14号	平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	98
質 疑		99
提案理由説明		
議案第15号	平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	99
質 疑		99
提案理由説明		
議案第16号	平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	99
質 疑		101
採 決		101

提案理由説明	
議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）	101
質 疑	102
提案理由説明	
議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第23号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算、以上7件一括付議	102
会派代表質問	
1. 未来 浦川佳浩議員	121
（3月7日）	
出席議員	133
議事日程	133
会派代表質問（続き）	133
1. 新政クラブ 矢野正憲議員	134
2. 日本共産党熊取町会議員団 江川慶子議員	143
3. 新守クラブ 佐古員規議員	153
4. 熊取公明党 渡辺豊子議員	165
6. 熊愛の会 重光俊則議員	180
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	191
予算審査特別委員会正副委員長の選任	191
提案理由説明	
請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願	191
（3月27日）	
出席議員	193
議事日程	193
委員会報告	195
議会運営委員会報告	195
議案第2号 くまとり防災基金条例、議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）、議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）、以上4件一括付議	195
総務文教常任委員会委員長報告	195
質 疑	196
討 論	196
採 決	196
議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例、議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第9号 町道路線認定及び廃止について、議案第10号 町道路線認定について、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第13号 平成30年度熊取町後期高	

年齢医療特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上11件一括付議	197
事業厚生常任委員会委員長報告	197
質 疑	198
討 論	198
採 決	198
議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算、以上7件一括付議	200
予算審査特別委員会委員長報告	200
質 疑	205
討 論	206
採 決	210
請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願	211
事業厚生常任委員会委員長報告	211
質 疑	211
討 論	211
採 決	213
提案理由説明	
議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	213
質 疑	214
採 決	218
提案理由説明	
議案第26号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第13号）	218
質 疑	219
採 決	219
提案理由説明	
議案第27号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	219
質 疑	221
採 決	221
提案理由説明	
議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書、議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書、議員提出議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書、以上3件一括付議	222
質 疑	224
採 決	224
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	225

3月熊取町議会定例会（第1号）

平成31年3月定例会会議録（第1号）

月 日 平成31年3月5日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
兼 子 育 て 支 援 課 長		兼 子 育 て 支 援 課 長	
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告について

議案第2号 くまとり防災基金条例

議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）

議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）

議案第9号 町道路線認定及び廃止について

議案第10号 町道路線認定について

議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）

議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算
議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算
議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、まず表彰の伝達を行います。

昨日3月4日に開催されました大阪府町村議長会平成30年度定期総会において、自治功労者表彰議員15年以上在職として矢野正憲議員と江川慶子議員が全国町村議会議長会会長から表彰されました。ここにご披露申し上げ、ともに喜び申し上げたいと存じます。

それでは、ただいまから表彰の伝達を行いますので、矢野正憲議員と江川慶子議員は前のほうへお運び願います。

（表彰状伝達）

改めまして、表彰されました矢野正憲議員と江川慶子議員、まことにおめでとうございます。

これをもって表彰の伝達を終わります。

それでは、平成31年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成31年度の行財政運営の根幹をなす予算についてご審議をいただく重要な会議でございます。

後ほど町長より町政運営方針が表明されますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、住民本位を基本といたしまして、住民福祉の向上に意を注ぎたいと思います。あわせまして、円滑な議事運営に皆様方のご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時03分」開会）

議長（坂上巳生男君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成30年12月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、12月18日、1月18日、2月21日に実施されまして、監査委員から、その結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成31年1月31日現在における各会計ごとの残高を申し上げます。

一 般 会 計 48億9,424万4,168円

国民健康保険事業特別会計 1億1,213万6,729円

介護保険特別会計	3,836万3,810円
墓地事業特別会計	166万8,795円
後期高齢者医療特別会計	3,525万8,981円
水道事業会計	3億1,557万5,785円
下水道事業会計	3,376万4,992円
歳入歳出外現金	3,117万7,719円

となっております。

次に、定期監査でございますが、平成31年1月29日に健康福祉部（健康・いきいき高齢課、介護保険・障がい福祉課、生活福祉課、子育て支援課、保育課、保険年金課）及び都市整備部（まちづくり計画課、道路課、水とみどり課）について監査されたということでございます。その定期監査の結果につきましては、皆様方のお手元に「平成30年度第2回定期監査等結果報告」の写しを配付しておりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成31年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

永楽ダム周辺に春を呼ぶ恒例の第29回くまとりロードレースが去る3日に開催され、多くの参加者の皆さんが早春の1日を楽しまれました。今大会には本町と災害時相互応援協定を締結しております茨城県東海村の山田村長がクォーターマラソンの部にご参加くださり、見事完走されました。また、大会への協賛として東海村特産の干し芋をご提供くださいました。災害時の相互応援でできたご縁ではありますが、こうしたさまざまな分野で今後交流していければと思ったところです。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては、平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告について、条例の制定につきましてはくまとり防災基金条例ほか1件、一部改正条例につきましては印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例ほか2件、契約の締結につきましては工事請負契約（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）ほか1件、その他、町道路線認定及び廃止について、町道路線認定についてでございます。また、補正予算につきましては平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）ほか6件、新年度予算につきましては平成31年度熊取町一般会計予算ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席10番 矢野議員、議席11番 佐古議員、以上2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成31年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月5日から3月27日までの23日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日3月5日、6日、7日、8日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を3月12日に、事業厚生常任委員会を3月11日に開催していただきます。

また、平成31年度各会計予算の審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月14日、15日、20日及び22日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会は3月11日に開催し、議員全員協議会を3月12日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月5日から3月27日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月27日までの23日間と決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たり、平成31年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

さて、昨今の我が国の経済情勢については、個人消費が持ち直すなど、緩やかに回復しており、先行きについても、米中貿易問題等の動向が世界経済に与える影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されています。

今後も、政府が、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」等を着実に実行することにより、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大の実現に期待するものです。

また、大阪府においては、2025年日本万国博覧会誘致に成功したところですが、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2019年9月のラグビーワールドカップ等、世界的な競技大会の開催により、多くの外国人が大阪を訪れることが予想されます。加えて、2019年6月にG20大阪サミットが開催されるなど、「国際都市大阪」の実現に向け、府域全体が盛り上がっていくことが期待されます。

本町においては、昨年9月に上陸した平成30年台風第21号は、最大瞬間風速毎秒51.2メートルを記録するなど、道路、公共施設などに多くの被害をもたらしたところであり、民間住宅を初め、いまだ完全復旧に至っていない状況でございます。改めて自然災害の脅威を痛感するとともに、その教訓を生かさなければならぬとの思いを強くしているところです。

さて、改めまして、町長就任直後の平成28年3月定例会において申し述べました所信を思い返しますと、「まちの発展の歩みを止めることなく、次世代のために、この素晴らしいまちを引き継いでゆくことが町長としての私に課せられた責務である」との決意に、いささかの変化もございません。このことは、私のまちづくりの理念として、大切に守り続けてまいります。人口減少社会の到来が現実のものとなり、これまで、一般廃棄物処理広域化の検討や、民間活力を生かした指定管理

者制度の積極的な導入等、人口減少社会に応じた、一歩先を見越した取り組みを進めてまいりました。

また、もう一つの理念として、住民の皆様と「心」を通わせることを旨として、子どもから高齢の方まで、直接、住民の皆様とお話をさせていただく機会を積極的に設けてまいりました。その中で、町政に対する貴重なご意見をいただくとともに、熊取町を思う気持ちをともにすることで、住民の皆様と「心」を近づけるとともに、情報の共有も図れているものと感じております。

そして、熊取町がこれまでも、そしてこれからも熊取町であり続けられるよう、今、申し上げました2つの理念のもと、平成31年度が私の1期目4年間の集大成となるようさまざまな取り組みを実施し、子どもたちが学校生活を楽しく過ごす、また、高齢の方も健康づくりを楽しみながら、住民の皆様が住みなれた地域で、安心して日々を長く楽しく過ごしていただけることを重視したまちづくりを進めてまいります。

平成31年度におきましては、先ほど申し上げた方向性を踏まえ、次の5つのテーマに重点的に取り組んでまいります。

まず1点目は、「安全・安心のための来るべき災害への備え」です。

先ほど申し上げましたとおり、昨年9月の平成30年台風第21号では、改めて自然災害の脅威を目の当たりにし、その教訓を生かす必要性を強く感じております。

また、南海トラフ巨大地震についても、向こう30年間での発生確率が70から80%に上昇する中、来るべき災害への備えが求められるところです。

このようなことから、平成31年度を「防災元年」と位置づけ、防災・減災、安全・安心を施策の柱として、具体的な取り組みを実施してまいります。

一例として、迅速かつ機動的な災害復旧を実現するための財源確保を図るべく、平成30年度末基金残高が約38億円となる見込みの「くまとりふるさと応援基金」を活用し、10億円を原資とする「防災基金」を創設します。

また、自助・共助による地域防災力強化に向け、その中核を担う防災士の育成を行うための研修を実施し、各自治会や自主防災組織、関係機関から100人の防災士を育成するとともに、講師を招いての防災講演会を開催し、さらなる地域防災力の向上を図ります。

加えて、避難所生活を少しでも快適に過ごしていただけるよう、より衛生的なトイレや毛布、マットを初めとする避難所用備品の整備を進めるとともに、役場庁舎に近接する場所に防災倉庫を設置します。

さらに、本町の防災に関する総合的な対策の方向性を示した「熊取町地域防災計画」を抜本的に見直すとともに、災害時に、機動的かつ有機的な行動が可能となるよう、自主防災組織の皆様のご意見を拝聴しながら、各区・自治会独自の地域防災マニュアルの策定を進めてまいります。あわせて、庁内に設置された災害応急対策班ごとにワークショップを実施し、職員の危機管理意識を高めます。

これらのほか、全公用車へドライブレコーダーを設置することにより公用車の適正管理を進めるとともに、動く防犯カメラとしての機能を拡充します。

2点目は、「未来への投資」です。

町長就任以来、外国語指導助手やスクール・ソーシャル・ワーカーといった専門人材の増員や、長年の懸案であった小・中学校普通教室等への空調設備の設置を平成30年度で完了するなど、ソフト・ハードの両面から教育環境の充実に努めてきたところです。

また、保育所や学童保育所についても、多様化・複雑化する保育ニーズに応えるべく、低年齢児保育の実施や保育時間の延長、保育施設の維持・拡充に努めてまいりました。

このまちの未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに学び、育つ環境を充実させることは、まさに「未来への投資」そのものであり、本町の特徴である子育て・教育の魅力に磨きをかけてまいります。

一例を申し上げますと、児童・生徒のコミュニケーション能力を高めるべく、より一層の授業改善に取り組むとともに、学校におけるいじめ、不登校、児童虐待等、子どもを取り巻くさまざまな問題に対し多面的な支援を実施するため、先ほども申し上げましたとおり、スクール・ソーシャル・ワーカーを1名増員し、全小学校区に配置するとともに、空調設備の設置を終えたところですが、次に学校トイレの洋式化について、国庫補助金の採択を前提として推進してまいります。

また、ICTを活用した学習活動の充実を図るため、小学校における児童用端末の増設と、小・中学校ともにタブレット型端末の導入を前提としたコンピューター教室の機器の更新を、2020年4月の運用開始に向け、進めてまいります。

加えて、保育環境の改善を図るため、中央保育所の大規模改修工事を実施するとともに、中央学童保育所について、中央小学校校内に新たに1クラブを増設するなど、保育ニーズに適切に対応してまいります。

3点目は、「健康まちづくりの推進」です。

長寿であることはもちろん、できるだけ長く元気で意欲あふれる日々を送れること、すなわち、健康寿命を延ばすことは、誰もが願うことです。健康づくりの主体は住民の皆様であり、一人一人がいつからでも健康づくりに取り組み、健やかな生活を送っていただくことが大切であることから、地域や関係機関、町内大学、行政が協働した健康まちづくりを推進してまいります。

健康長寿のための取り組みとして、ご自身の健康に関心を持ち、健康状態を把握し、生活習慣病予防に取り組んでいただくため、引き続き、特定健診やがん検診への受診勧奨、健康教室の開催に努めてまいります。

また、介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の地域展開を積極的に推進するとともに、町内大学や関係機関等の協力を得ながら、ステーションの立ち上げ及び運営に伴う継続支援や健康づくりボランティアグループの育成支援に取り組んでまいります。

さらに、健康づくりへの機運醸成のため、先駆的な取り組みである「熊取町国民健康保険被保険者健康づくり推進奨励事業（めざせ！がっちり健幸）」や、健康づくりやボランティアへの取り組みに対してポイントがたまる「熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業」を引き続き実施し、ひいては医療費や介護給付費も縮減するなど、「健康の好循環」を図ってまいります。

4点目は、「にぎわいのあるまちづくり」です。

大都市への良好なアクセスを有する快適な居住環境と豊かな自然環境に恵まれたこのまちで、住民の皆様の日々が輝き、長く楽しく活気あふれるまちづくりを進めてまいります。

これまで、本町の冬の風物詩イベントとして定着した「熊取ふれあい農業祭」や「熊取イルミネーションナイト」、永楽ゆめの森公園開園3周年記念イベントなど、多くの方にお越しいただける機会をふやしてきたところですが、平成30年度から着手しております、野外活動ふれあい広場周辺におけるブルーベリー農園の開設運営を引き続き支援してまいります。2019年7月のオープン後は、本町を訪問するきっかけとなることや、交流人口の増加につながることを期待しております。

また、本町の玄関口とも言える熊取駅周辺について、宿泊施設誘致により、2020年春ごろ「スーパーホテル」が開業予定でございますが、それに先立ち、駅下にぎわい館をリニューアルし、観光案内機能の強化を図るとともに、町道熊取駅前線に沿って、新たな樹木を植樹することにより、駅前の景観向上に取り組めます。

さらに、まちなか公園では、国の交付金を活用して、長池オアシス公園において3カ年計画により施設をリニューアルします。

5点目は、「行財政改革の推進」です。

私を初め、副町長及び教育長の給料削減や、一般廃棄物処理の広域化の検討、施設管理の民間委託等、人口減少社会に適合した効果的・効率的な行政運営を推進しているところですが、引き続き、手綱を緩めることなく、「熊取町第3次行財政構造改革プラン」及び「アクションプログラム」に基づき行財政改革を断行してまいります。

その一環として、少子高齢化による労働力不足を背景に、昨今、国を挙げて働き方改革が進められる中、行財政改革の観点からも、業務の効率化や生産性向上の取り組みが不可欠であることから、ICTやAI等を活用した業務効率化の検討を進めてまいります。

具体的には、平成30年度から和歌山県橋本市と広域連携し、税に関する業務について効果実証事業を実施しているRPAを活用した行政事務の効率化について、新たな業務への適用可否を検討します。

また、平成31年4月16日からスタートする住民票等のコンビニエンスストアでの交付により、業務の効率化及び住民サービスの向上につなげてまいります。

以上の5つの重点テーマのほかにも、少子高齢化、人口減少社会に適応した道路、上下水道といった社会基盤整備につきましても、国の補助金を有効に活用しながら、長寿命化計画に基づき、着実に進めてまいります。

それでは、31年度当初予算の概要ですが、歳入は、町税が固定資産税の増収等により増加していることに加え、繰入金が発災基金設置に伴うくまとりふるさと応援基金繰入金の増により増加していること、さらに、投資的事業の財源として借り入れる町債が増加していることから、昨年度と比べて大幅に増加しております。

一方の歳出は、人件費や公債費が減少したものの、扶助費や繰出金が増加した上、防災基金積立金や投資的経費が増加した結果、総額としては前年度と比べ大幅に増加し、一般会計としては過去最大規模の予算額となっております。

続いて、31年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ17.3%増の145億5,513万円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べて7.6%増の55億3,416万4,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ6.4%増の6億1,269万7,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ5.6%増の37億1,843万6,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ4.0%減の1,395万6,000円、水道事業会計は、前年度に比べ10.5%減の14億3,862万4,000円、下水道事業会計は、前年度に比べ0.1%増の20億1,517万2,000円であり、これらの総額は278億8,817万9,000円の規模となっております。

それでは、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、平成31年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し述べます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

初めに、「住民協働・住民参画」です。

平成30年度に改定した「熊取町協働憲章」に基づき、協働の制度改善や充実に向け取り組んでまいります。

住民提案協働事業制度による「住民提案型」の協働事業として、子どもたちの居場所・交流の場を提供する「子どもレストラン」や、農家と住民の交流を促進させ、農産物の地産地消の推進を図る「くまとり野菜軽トラ市の定期開催」に対し、引き続き支援を行います。また、町がテーマを提案し、住民の皆様から事業募集する「行政提案型」の協働事業として、奥山雨山自然公園の紅葉の保全・活用を図る事業、本町の魅力を町外に広くPRすることを目的としたマップ第2弾の作成等を実施します。

次に、「地域コミュニティ」です。

全39の区長・自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」等を通じて、地域と行政の緊密な連携を図ります。

加えて、自治会活動の活性化につなげる支援として、自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、引き続き、各区、自治会がみずから活用できる備品の購入支援を順次行ってまいります。

また、お配りしている資料に記載はございませんが、昨今の自治会加入率の低下等自治会の諸課題に対しまして、転入手続に際しての自治会加入のご案内や自治振興交付金などを通して、ソフト面においても自治会と一緒にしっかりと側面支援してまいります。

次に、「防犯・交通安全・消費生活」です。

「防犯対策の強化」については、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

防犯カメラについては、各自治会との協議等を踏まえ、現在、58台設置しているところですが、青葉台地区の2台を更新するなど、今後も泉佐野警察と連携の上適切に運用するとともに、防犯上必要な箇所には、LED防犯灯の新設を進めるなど、犯罪抑止に努め安全・安心なまちづくりを推進します。

通学路の安全確保については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、路側帯のカラー化を主とした安全対策を引き続き実施します。また、自治会等と連携し、防護柵や道路反射鏡の設置等を進めます。

さらに、児童等を対象とした交通安全教室の開催や放置自転車等への街頭指導及び定期的な撤去を行うなど、交通安全意識と交通マナーの向上に努めるとともに、道路交通環境の安全性確保を図り、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消費生活相談体制については、「消費生活センター」を平日全て開設し、複雑化・多様化する消費生活問題に迅速に対応するとともに、大阪府消費生活センター、大阪弁護士会等の関係機関と連携を図り、円滑な相談対応に努めます。

また、講演会の開催や、きめ細かな出前講座等の消費者教育等を実施することで消費者への啓発活動に努め、多面的に被害の未然・拡大防止に取り組みます。

次に、「防災」です。

冒頭でも申し上げましたとおり、平成30年台風第21号から得られた教訓を生かし、台風はもとより、今後発生が予測される巨大地震や、その他あらゆる災害にも対応できる強靱な体制を構築するべく、平成31年度を熊取町「防災元年」と位置づけ、防災・減災、安全・安心を今年度の施策の柱として推進してまいります。

新たに、迅速かつ機動的な災害復旧を実現するための財源確保を図るため、10億円を原資とする「防災基金」を創設します。

大規模災害等に備え、各自治会において設置されている自主防災組織については、関係各位の多大なご協力のおかげをもちまして、平成30年6月をもって結成率100%を達成したところでございます。今後は、平成30年2月に設置し30年度から本格的に活動を開始した自主防災組織連絡協議会において研修会等を開催し、町内各区・自治会自主防災組織全体の防災に関する知識・技能の向上を支援します。

また、地域において近隣自主防災組織との合同防災訓練を実施するなど組織間の連携を高めるとともに、各組織の活動計画や取り組み事例等の情報共有や相互の連絡調整を図ることにより、災害時に区・自治会を越えて協力し合える体制を構築し、地域の防災体制の充実強化を目指します。

加えて、100人の防災士の育成や、講師を招いての防災講演会の開催等、地域防災力の向上に努めるとともに、新たな自治体等との災害時相互応援協定の締結にも取り組んでまいります。

災害時における緊急情報等の伝達を強化するため、防災行政無線を初め、「おおさか防災ネット」や「大阪府防災行政無線」を活用し、災害時の情報伝達や状況集約を円滑に行い、さらに、民間ケーブルテレビ事業者と連携し、防災行政無線の伝達効率の向上を目指します。

さらに、近い将来発生が想定される巨大地震に備え、災害用備蓄物資等の見直しを図るとともに、災害対策本部の防災資機材の充実化や緊急速報メール回線の冗長化を図り、より災害に強い防災体制の構築に努めます。

また、新たに、今後の災害に備え、社会福祉協議会が実施する「災害ボランティアセンター」への助成を行います。

「熊取町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率目標95%に向け、耐震基準に満たない木造住宅に対し、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用、さらに除却工事費用への一部補助を引き

続き実施するとともに、平成30年度に創設したブロック塀の撤去等への補助につきましても引き続き実施します。

土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域等」として大阪府から指定された地域の自治会単位において、避難施設や避難路等、円滑な避難を確保する上で必要な事項を記したハザードマップの作成を成合地区、朝代地区において実施します。

ため池の耐震事業については、長谷池の耐震性の調査を大阪府において実施し、あわせて町において、長谷池と築留池のハザードマップを作成します。

次に、「男女共同参画・多文化共生」です。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画プランに基づき、情報誌の発行や講演会の開催等により住民の意識の高揚に努めます。

次に、「平和・人権」です。

人権相談事業を初め、地域映画会、講演会、ポスター展、街頭啓発等を通じ、幅広い年代の方への人権意識の高揚に努めます。

非核平和については、広報紙やホームページを活用した周知活動を行うとともに、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワーク等を通じ、平和意識を醸成します。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」です。

子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、妊娠届け出時の保健師による全数面接や、「すくすくサポートプラン（妊婦支援計画）」の作成に加え、産後2週間及び1カ月の産婦に対し、産婦健康診査を実施するとともに、支援が必要と判断された方には、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施し、妊産婦が安心して産み育てることができる環境づくりに努めます。

加えて、発育・発達のおくれ、疾病及び虐待の早期発見を目的とした専門的な相談を引き続き実施し、安心して子育てができるよう、きめ細かく対応するとともに、風疹対策として、抗体が不十分な年代の男性を対象に風疹ワクチンの定期的な予防接種を実施するなど、風疹の感染拡大防止に努めてまいります。

また、平成30年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査に基づき、「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」を策定するとともに、（仮称）「子ども基本条例」を制定し、地域全体での子育て支援の充実を図ります。

子ども総合相談体制については、引き続き児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、緊急事態等への迅速かつ適切な対応に努め、教育・福祉・保健分野の連携を生かした、相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施します。

次に、「保育・幼児教育」です。

「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づき、保育と幼児教育の質と量の確保に努めるとともに、次期計画の策定に向けた保育量の見込みと確保策について検討します。

保育所等については、公民連携のもと待機児童が生じないよう努めるとともに、平成31年4月から幼保連携型認定こども園に移行するフレンド幼稚園の運営を支援することにより、さらなる保育サービスの充実を図ります。

また、保育環境の改善を図るため、中央保育所について、公共施設等適正管理推進事業債を活用して大規模改修工事を行うなど、各施設の適切な維持管理に努めてまいります。

学童保育については、引き続き指定管理者と連携しながら、安全で安心できる保育の提供に努めるとともに、入所児童数の増加に対応するため、中央学童保育所及び西学童保育所において、新たに1クラブずつ増設し3クラブ運営を行うほか、南学童保育所の床及びフェンスの改修等、適切な保育環境の維持管理を行ってまいります。

次に、「学校教育」です。

教育現場の情報化に対応すべく、引き続き、教職員の校務用パソコンの1人1台配置に向けた整備を進め、学校情報のセキュリティー強化やファイルの共有化による校務の効率化により教職員の負担軽減を図るとともに、小学校における児童用端末の増設と小・中学校ともにタブレット端末の導入を前提としたコンピューター教室の機器の更新を、2020年4月の運用開始に向け、進めてまいります。

教育環境の整備については、平成30年度をもって全小・中学校のエアコン整備を完了したところです。引き続き、トイレ洋式化改修を計画的に進めてまいります。平成31年度は、国の交付金の採択を前提に、大規模改造工事での対応を予定する東小学校を除く4小学校において改修工事を実施します。

学校教育においては、研修等を通じて、教職員の指導力の向上を図るとともに、中・長期的な展望のもと計画的に施策を推進し、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」のバランスのとれた児童・生徒の育成を目指して取り組みを進めます。

また、グローバル化に対応した教育の充実・質の向上を目指して、全小・中学校に外国語指導助手を配置するとともに、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、外国語で多様な人々と意思疎通を図ることができる基礎的な力を育成してまいります。

これからの社会を生き抜くためには、コミュニケーション能力を高めることが重要です。そして、児童・生徒に基礎・基本を定着させ、学習意欲の向上や学習習慣の定着など、生涯にわたる学習の基盤をつくる必要があります。このようなことから、具体的な教育活動としては、町内大学との連携によるインターンシップ事業や、学生や地域人材による学習支援ボランティア派遣事業を引き続き実施し、児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導・支援を行います。このように地域・町内大学等の連携を進め、「開かれた学校づくり」と「地域のよさを活かした特色ある学校づくり」を積極的に推進します。

学校におけるいじめ、不登校、児童虐待等、子どもを取り巻くさまざまな問題に対し多面的な支援を実施するため、スクール・ソーシャル・ワーカーを1名増員し、全小学校区に配置します。また、教育・こどもセンターに臨床心理士を配置し、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センター等、関係機関との連携を生かしたきめ細かな相談体制の充実に努めます。

学校給食については、西小学校における食器等の入れかえを行うとともに、各小・中学校で更新が必要な食器洗浄機、牛乳保冷庫、ワンタッチスライサー、球根皮むき機、ガス回転釜等の計画的な更新を行い、引き続き安全でおいしい給食の提供に努めます。

次に、「生涯学習」です。

「熊取町第4次生涯学習推進計画」に基づき、計画の基本目標である「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向け、引き続き取り組みを実施してまいります。

教育コミュニティづくりについては、地域による学校教育活動への支援を行う「学習支援地域本部事業」や学校・家庭・地域が協力して子どもの学びや育ちを支える「地域教育協議会」の取り組みにより、地域の教育力を高めてまいります。また、「くまとり元気広場事業」、小学校での「放課後学習」及び中学校における「放課後自習室」を引き続き開設し、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

公民館、町民会館については、老朽化が進んでいることから、その整備方針を定めるべく、「熊取町公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、今後のあり方を含めて検討してまいります。

図書館については、まちづくりの情報拠点として機能するよう、引き続き新鮮な資料や地域資料等の幅広い収集・整理に努めるとともに、安全・快適に施設が利用できるよう、適切な維持管理を行います。

また、開館25周年を迎えることから、町内にゆかりのある音楽家のコンサートなどの催しを企画・実施するほか、住民団体・公的機関と連携したさまざまな事業を実施し、図書館利用・読書活

動の推進に努めます。

次に、「文化・芸術」です。

文化・芸術では、煉瓦館、町民会館ホール等で開催する企画展や文化公演を通じて、文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、住民が主体となった文化・芸術活動の発表の場としても活用できるような機会の充実を図り、住民活動の活性化と支援に努めます。

平成30年台風21号により表門の倒壊等の被害を受け、現在、一般公開を休止している重要文化財中家住宅については、2020年度からの公開再開を目指し、復旧工事を進めます。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」です。

いつまでも元気に住みなれた地域で暮らしていただけるよう、「タピオ体操+（プラス）」を活用したタピオステーション（住民運営の通いの場）の立ち上げ支援を行った結果、町内20地区において開設されるなど、健康長寿の取り組みを推進しているところですが、引き続き、タピオステーションの地域展開を積極的に進めてまいります。

次に、「保健・医療」です。

「第3次健康くまとり21（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画）」に基づき、妊娠期からの望ましい生活習慣の確立、食育の推進、生活習慣病予防等の取り組みを進めてまいります。

とりわけ、生活習慣病の予防として、国民健康保険特定健康診査の40歳以上の受診者全員に、心電図検査を実施するほか、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業に加え、糖尿病重症化予防事業を新たに実施します。

また、肺がん検診では、平成31年度から直接デジタル撮影での検診へ移行いたします。

次に、「運動・スポーツ」です。

総合体育館（ひまわりドーム）等については、平成31年度から新たな指定管理者による管理運営を行い、ニーズに応じた教室の開催等、より一層の住民サービスの向上に努め、スポーツ活動の推進を図ります。

また、スポーツ環境の整備については、総合体育館におけるメインアリーナ床の改修、防水工事、中央制御盤の改修、町民グラウンドテニスコート水銀灯のLED化等、適切な維持管理に努めます。

加えて、スポーツを通じた地域活性化、まちづくりなどに、スポーツ関係団体を初め、産・官・学等が協働で取り組む「地域スポーツコミッション」について、その立ち上げや活動を支援してまいります。

次に、「高齢者福祉」です。

「いきいきくまとり高齢者計画2018」に基づき、高齢者が尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し、事業を展開します。

高齢者人口の増加に対応するため、地域包括支援センターの人員体制の充実を図り、さらなる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

在宅医療・介護連携については、町内の医師やケアマネジャーなどの多職種で構成する「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」において、引き続き連携強化を図ってまいります。

認知症施策については、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業に加え、認知症の方やその家族等に対する自立に向けた初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動等の認知症施策を引き続き展開し、認知症になっても安心して住み続けることのできるまちづくりを推進するとともに、ひとり暮らしの高齢者等へのアンケート実施や事業所等の協力による見守り活動、地域包括支援センターとの連携による高齢者への見守り体制の強化を進めてまいります。

一方で、地域交流や介護予防事業の拠点となる施設である老人憩の家については、「熊取町公共施設等総合管理計画」等に基づき、引き続き5カ所において耐震診断、2カ所において耐震設計を実施するなど、今後においても、安全対策等を計画的に進めてまいります。

介護保険については、高齢化に伴い、介護給付費等の増加が見込まれることから、自立支援、重

度化防止に向けた介護予防事業等の推進を図るとともに、適切な介護サービスを提供するため、ケアプランチェック等によりケアマネジメントの質の向上に努めます。

次に、「障がい者福祉」です。

「熊取町第5期障がい福祉計画」及び「熊取町第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう、必要な福祉サービスを提供してまいります。また、引き続き手話言語条例に基づき、保育所等の児童を対象とした講座の開催等、手話理解促進及び普及啓発に取り組むとともに、引き続き聴覚障がい者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者等の養成に努めます。

また、新たに身体障害者手帳の対象とならない軽度の難聴児を対象に、補聴器購入費用を助成し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援します。

次に、「地域福祉・社会保障」です。

「熊取町第4次地域福祉計画・熊取町第4次地域福祉活動計画」に基づき、「地域共生社会」の実現に向け、今後も熊取町社会福祉協議会と連携を密にし取り組んでまいります。

また、医療保険制度を維持できるよう、増大する医療費の抑制に向け、生活習慣病予防や医療費適正化の取り組み、さらに、継続した健康づくりを推進する機運を高めるため「熊取町国民健康保険被保険者健康づくり推進奨励事業（めざせ！がっちり健幸）」を実施するとともに、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた収納対策に努めます。

子ども医療を初めとした、重度障がい者医療、老人医療、ひとり親家庭医療に対する助成事業について、適切に実施してまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」です。

熊取駅西地区については、本町の玄関口にふさわしい、にぎわいのある市街地の形成を目指して、熊取駅西地区まちづくり協議会と協働のもと、土地利用の整備手法等を検討します。

熊取駅西交通広場の整備については、不動産鑑定業務及び物件補償費算定業務を実施するとともに、事業用地の取得に努めます。

次に、「道路・交通」です。

都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路ネットワークの整備に取り組むよう、現在事業中の大阪岸和田南海線の早期完成及び事業化の方針が示された泉州山手線の早期事業着手、並びに大阪外環状線の4車線化の早期事業化について、引き続き、国・大阪府に対しより強く要望を行ってまいります。

地域幹線道路の整備では、町道久保高田線歩道拡幅事業については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童等の安全・安心な歩行空間を確保するため、事業用地の取得に取り組んでまいります。

一方、道路の維持管理については、「道路舗装修繕計画」及び「道路橋りょう長寿命化修繕計画」等に基づき、歩道部分を含めた舗装修繕工事並びに道路橋梁の修繕設計及び工事を計画的に進めるとともに、道路附属物の点検を実施してまいります。

加えて、引き続き路面下空洞調査及び町道永楽線の法面修繕工事を実施します。

ひまわりバスについては、大型商業施設付近への停留所の移設を行い、利便性の向上に努めてまいります。

次に、「上水道・下水道」です。

上水道事業については、災害時における重要な施設への供給管路の耐震化工事を引き続き、国の交付金を活用し実施するとともに、施設の保守点検業務や水質検査業務について民間委託を行うなど、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、府域一水道に向けた大阪広域水道企業団との統合については、「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」に基づき、2021年度からの統合に向け、平成31年度においては、具体

的な統合メリットを明確化した統合案を取りまとめるなど、所定の手続を進めてまいります。

下水道整備については、平成31年度末人口普及率82.0%を目標に小垣内、大宮、朝代及び大久保地区において公共下水道工事を実施するとともに、大久保、大宮、久保及び和田地区において2020年度以降の工事に向けた詳細設計を行います。

また、施設の維持管理についても、引き続き国の交付金を活用し適正な施設の長寿命化に努めてまいります。

一方、経営面については、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」の策定に着手します。

次に、「公園・自然環境」です。

「みどりの基本計画」に基づき緑化対策を推進するとともに、引き続き、永楽ダム周辺の桜の保全・活用を進めてまいります。

公園については、冒頭でも申し上げましたとおり、「公園施設長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用し、長池オアシス公園において、3カ年計画により施設をリニューアルしてまいります。

次に、「住環境」です。

「美しいまちづくり条例」及び「美しいまちづくり推進基本計画」に基づき、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」を目指し、「環境美化強調月間」にあわせて、「環境美化強調月間・路上喫煙禁止街頭啓発キャンペーン」を実施し、美化意識の高揚を図るとともに、引き続き環境美化功労者の表彰を行い、住民の環境美化意識の醸成につなげます。さらに、自治会等が実施する環境美化活動を支援するとともに、次期「美しいまちづくり基本計画」を策定してまいります。

町内にある空き家について「熊取町空き家バンク」を活用し、借り手、買い手に情報を提供し、空き家の利活用を図ります。

平成31年4月から屋外広告物の許可事務等の権限移譲を受け、町内における良好な景観形成が保てるよう、審査指導に努めてまいります。

次に、「循環型社会」です。

「熊取町地域温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを全庁的に実施するとともに、とりわけ、災害廃棄物の処理については、平成30年台風第21号の経験を踏まえ、ボランティアとの連携や災害ごみの収集等について具体的な対応を検討の上、「災害廃棄物処理基本計画」を策定します。

し尿処理については、広域化に向けた関係機関との協議等を行いながら、大原衛生公苑の適正な管理運営に引き続き努めてまいります。

環境センターについては、焼却炉のさらなる安定燃焼のため、処理能力の向上となる切断機の更新を進めるとともに、引き続き近隣自治体との広域化の検討を進める中、新ごみ処理施設建設に係る計画等の協議を慎重に行ってまいります。

次に、「商工業・サービス業」です。

地場産業や中小企業の活性化を図るため、「産業振興ビジョン」に基づき、にぎわい創出に向けた取り組みを実施してまいります。

具体的には、「産業活性化基金」を活用し、中小企業者向け融資制度に対する補助や「熊取ブランド創造事業」に対する補助を行うとともに、熊取コロッケを初め「くまとりやもん」ブランド認定事業を通してブランドの創出に努めるとともに、「創業支援事業」や「6次産業化支援事業」により町内の中小企業者、農業者を支援していくことで潜在的なニーズを掘り起こしつつ、産業の活性化を図ってまいります。

次に、「農林業」です。

農業の魅力を伝えるため、地元でとれた野菜や米を学校給食に使用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」や「くまとり野菜軽トラ市の定期開催」への支援等を通じて、地産地消の取り組みを進めます。

また、熊取町「人・農地プラン」に基づき、地域の担い手の把握や、農地の利用集積を図りながら、新規就農者への支援や、有害鳥獣への対策、さらに、平成30年台風21号により被災した農業者の支援等を通じて、継続的・安定的な農業経営ができる環境づくりに取り組みます。このほか、遊休農地対策事業により、引き続き遊休農地の解消に努めます。

次に、「観光・交流」です。

本町の自然文化等、地域資源の魅力を発掘・発信し、既存の観光資源を生かしたイベント等を通じて、知名度を高め、交流人口の増加に努めるとともに、多様な関係者と協働し、にぎわいづくりを推進してまいります。さらに、K I X泉州ツーリズムビューローに参画し、広域で連携したプロモーションを行い、観光、交流の推進に努めてまいります。

「くまとりにぎわい観光協会」については、引き続き支援を行うことで、「くまとりSANPO COBIRIの日」等、熊取町の観光資源を生かしたにぎわい創造イベントの企画実施を初め、「熊取ふれあい農業祭」等の町主催イベントとの連携を図りながら地域活性化に取り組んでまいります。また、2020年にJR熊取駅北地区に宿泊施設が開業予定であることから、駅下にぎわい館をリニューアルし、にぎわい観光協会の活動の拠点として、観光案内所機能の強化を図ってまいります。

さらに、冒頭でも申し上げましたとおり、野外活動をふれあい広場の周辺において、にぎわい創出の新たな仕掛けとして、ブルーベリー農園の開設運営支援し、交流人口の増加を図ります。

次に、「雇用・就労」です。

就労困難者等支援策として、引き続き、就労支援センターを開設し、雇用・就労につなげるための就労相談に取り組むとともに、就労困難者の資格取得費用の一部を助成し、就労支援に努めてまいります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」です。

持続可能で身の丈に合った行財政運営の実現に向け、「熊取町第3次行財政構造改革プラン」及び「アクションプログラム」に基づきさまざまな改革に取り組んでまいります。

情報システム関連経費の縮減、災害時における業務継続対策として、平成30年4月に基幹系システムのうち、住基、税等の業務でクラウド化を行いました。新たに更新時期を迎える後期高齢者医療システムについて、クラウド化を図ります。

2019年10月から、複数の地方公共団体に対して一度の操作で電子的に納税を可能とする「地方税共通納税システム」によるサービスが開始され、同システムを活用することで、納税者の納付方法の多チャンネル化を図るなど、納税者の利便性向上に取り組んでまいります。

また、冒頭でも申し上げましたが、自動交付機にかわって、全国のコンビニエンスストア等に設置されている端末で、マイナンバーカードを利用し、証明書等の交付を受けていただくサービス、いわゆるコンビニ交付サービスを平成31年4月16日から開始します。これまでの住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の交付に加え、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の交付が可能になるほか、これら戸籍の証明書については、住民登録が他市町村にある方でも本町に本籍があればコンビニでの交付を受けていただくことが可能になるとともに、サービス利用時間も朝6時30分から23時までご利用いただけるなど、住民の利便性が大きく向上します。

平成30年10月より大阪府から権限移譲を受けて開始しているパスポート発給事務につきましても、引き続き適正な申請受理及び交付事務を行ってまいります。

次に、「情報の公開」です。

広報紙については、情報量や紙面構成等の改善に引き続き取り組み、より親しみやすい広報紙づくりに努めるほか、広報紙、ホームページなどによる情報の発信に加えて、「タウンミーティング」や区・自治会との「直接対話」を実施します。

また、「パブリックモニター制度」については、登録者の更新に向けて募集を行い「パブリック

コメント制度」と並行して運用を継続するなど、住民参加のまちづくりを推進します。

次に、「多種多様な連携」です。

大学との連携につきましては、京都大学複合原子力科学研究所と連携した「熊取アトムサイエンスパーク構想」の推進等、多種多様な事業を展開しているところであり、引き続き、連携・協力してまいります。

具体的には、運動部活動の活性化を図るために、平成31年度から、大阪体育大学との連携によるDASHプロジェクトの一環として、町立中学校の各運動クラブに大学生を外部指導者として派遣します。

また、同プロジェクトの健康分野での取り組みとして、平成31年度は、「タピオステーション」での効果判定に向けての体力測定や意識変容等のデータの蓄積、介護予防・健康づくり推進のために活動するボランティアの育成に努めます。

次に、「シティプロモーション」です。

子育て世代に対するブランドメッセージ「ほほえみ子育て熊取町！」の継続的かつ効果的な発信はもとより、若者世代を主なターゲットとしている情報誌及びPR動画「熊取ものがたり」についても引き続き幅広く発信してまいります。

また、今後の人口確保といった未来への投資と持続可能なまちづくりの視点から、平成30年度から実施している「3世代近居等支援」及び「社宅誘致支援」を継続し、定住・転入促進につなげてまいります。

以上、平成31年度における主要な施策について申し述べましたが、これらの施策を通じて、子ども、若者から高齢者まであらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩むことでまちの活力を維持し、「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」の実現につなげてまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、ご理解いただき、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、平成31年度町政運営方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、施政方針表明を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、阪口議員。

4番（阪口 均君）おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

私の今回の質問につきましては庁舎関係です。本館、北館、東館あるいはふれあいセンター、公民館、老人福祉センター、そこら辺の大改修及び建てかえのことについて、考え方を問うていきたいというふうに思っております。

まず、1番目ですけれども、29年2月に作成された熊取町公共施設等総合管理計画、これの21ページに、どの段階でどの施設を改修しなければいけないとか建てかえないといけないとかいうふうなものが提示されております。これに基づきますと、もう大規模改修が目の前に来ている施設もありますし、建てかえのタイミングも10年先ぐらいに控えているものがたくさんあつたりします。

そこで、認識だけしておきたいんですけれども、ここに挙げています庁舎関係、それからふれあいセンター等々、そこら辺の改修のタイミング、年度、それからおおよその費用をどういうふうにつかんでいるのかというのをご説明いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、ご質問の1点目、熊取町公共施設等総合管理計画における各施設の大規模改修及び建てかえの時期とその費用につきまして、私から一括して答弁申し上げます。

ご質問の内容につきましては、昨年6月議会における重光議員からの一般質問でお示しさせていただきました資料と同じでございますので、そちらの内容を改めてご説明させていただきます。

まず、その時期と費用につきましては、各施設に共通することでございますが、総務省提供の試算ソフトを用いてございまして、大規模改修については建設から30年を経過した時点で2カ年に分けて行うものとし、既に30年を経過している場合は、便宜上平成29年度から平成33年度、すみません、ちょっとここで、この先の答弁にも出てまいりますけれども、先の年度については平成で申し上げたほうがわかりやすいと思いますので、以後、あえて先の年度は平成で申し上げますのでご了承ください。

それでは、答弁に戻ります。便宜上、平成29年度から平成33年度の5カ年に分けて行うこととしてございます。

一方、建てかえにつきましては、大規模改修等の有無を考慮せずに、建設から60年を経過した時点で3カ年に分けて行うものとしております。

また、費用につきましては、施設類型ごとに定められた単価に延べ床面積を乗じて推計しておりますことをあらかじめ申し添えます。

では、初めに庁舎本館でございますが、大規模改修につきましては平成25年、26年に行いました耐震補強工事の中で実施済みとし、建てかえにつきましては、建築年度が昭和38年であるため、60年を経過する平成35年度から平成37年度の3カ年に行うものとして、費用推計は5億6,864万円となっております。

続きまして、庁舎北館でございますが、大規模改修につきましては、既に30年を経過しておりますので、便宜上平成29年度から平成33年度までの5年間で行うものとしており、費用推計につきましては2億7,725万円、建てかえにつきましては、建築年度が昭和52年であるため、60年を経過する平成49年度から平成51年度の3カ年に行うものとして、費用推計は4億4,360万円となっております。

次に、庁舎東館でございますが、大規模改修は平成38年度から平成39年度の2年間、費用推計は3億1,710万円、建てかえにつきましては、建築年度が平成8年であるため平成68年度から平成70年度となりますが、計画期間である平成48年度を超えておりますので、費用推計につきましては行っておりません。

次に、ふれあいセンターでございます。大規模改修は平成41年度から平成42年度、費用推計は6億3,710万円、建てかえにつきましては、建築年度が平成11年であるため平成71年度から平成73年度となりますが、こちらも計画期間を超えておりますので、費用推計は行っておりません。

続きまして、町民会館を含む公民館でございます。大規模改修につきましては、既に30年を経過しておりますので、便宜上平成29年度から平成33年度の5年間とし、費用推計は4億4,817万5,000円、建てかえにつきましては、建築年度が昭和45年であるため平成42年度から平成44年度までの3カ年で、費用推計は7億1,708万円でございます。

最後に、老人福祉センターでございます。大規模改修につきましては、既に30年を経過しておりますので、こちらも便宜上平成29年度から平成33年度の5年間として、費用推計は1億1,628万円、建てかえにつきましては、建築年度が昭和49年であるため平成46年度から平成48年度の3カ年で、費用推計は2億930万4,000円となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 今、一通りお聞きしました。それと、手元には重光議員が一般質問されたときの資料もありますので、おっしゃることは大体理解しました。

それで、大規模改修は既にもうやらなければいけないものがあつたりとかするわけなんですけれ

ども、そういうタイミングが既に来ていて、それに対して今、打ち手をどのように考えているのかというのをお聞かせいただけますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の2点目、大規模改修や建てかえを迎えるまでの対応についてでございますが、まず庁舎の本館、北館、東館につきましては、計画にも記載のとおり、施設の状況把握による劣化や破損等の修繕、また周期に沿った補修を行うことにより施設の長寿命化を図るとともに、いずれ迎える建てかえに向けては、その時代の社会情勢を見据えた組織、機能の集約化を含む有効な配置ができる建物構想の検討を行うことが必要と考えてございます。

これまでも施設関係のご質問で答弁させていただいておりますが、これから策定する個別施設計画の中で、その考え方や取り組み等について可能な範囲でお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

庁舎につきましては以上でございます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）続きまして、ご質問2点目のうち、熊取ふれあいセンター及び老人福祉センターにつきまして私のほうからご答弁申し上げます。

いずれの施設におきましても、熊取町公共施設等総合管理計画にお示しさせていただいておりますとおり、施設の状況を把握しながら、安心・安全な施設管理や長寿命化を図っていくため、個別施設計画を策定していきたいと考えております。

なお、老人福祉センターにつきましては、昭和50年4月の開設から44年が経過する建物であり、平成29年度に耐震診断を行い、その結果、補強が必要な箇所が1カ所ある状況ではございますが、一定の耐震性能が確保されているという結果が出ていることから資産価値があるとの判断をしております。今後におきましては、長寿命化に向け検討していくとともに、隣接している公民館の整備の方向性にあわせて当該センターの方向性も判断していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、公民館の対応について答弁申し上げます。

公民館は、昭和45年に開館し、築後48年が経過した施設です。熊取町公共施設等総合管理計画にも記載のとおり、施設や設備面が老朽化しており、耐震化や設備等の改修が必要であるとして、必要な機能、規模を検討し、類似機能を有するほかの施設との間で適正に機能分担が図れるよう、集約化、効率化の検討を進めているところでございます。

検討に当たっては、今年度におきまして公民館、町民会館等の整備方針の決定について重要施策の一つとして位置づけ、教育委員会を初め関係各部が連携の上、検討に取り組んでいるところでございます。

今後におきましては、こうした作業成果を踏まえ、熊取町公共施設等総合管理計画に位置づけられた庁内調整会議に議論の場を移し、同計画の個別施設計画としてまとめるべく、さらに検討を進めていく予定としております。

公民館については以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、3つ目です。

現状、それぞれの施設の問題点、これは町政側から見たときと利用者側から見たときといろいろあると思いますけれども、そこら辺もひっくるめてどういった問題点があるかというふうなことを、把握している限り教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、3点目です。それぞれの施設の問題点をどのように把握しているかについてでございます。

まず、本館、北館、東館の庁舎に関して把握している問題点でございますが、老朽化に伴い、大

きなところで建物本体につきましては北館外壁の防水改修が必要であること、また設備面においては、庁舎引き込み水道管の更新のほか、空調設備の更新なども課題と考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、今後策定する個別施設計画の中で、こうした問題点、課題に対する取り組み等について可能な範囲でお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

庁舎については以上でございます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）次に、3点目のご質問のうち、こちらも私のほうから熊取ふれあいセンターと老人福祉センターにつきましてご答弁申し上げます。

まず、熊取ふれあいセンターについてでございますが、当該センターは平成11年に建った比較的新しい施設ではございますが、電気、機械設備において保守契約によりそれぞれの専門家による法定点検などを実施しているとともに、職員が随時施設内の巡回等を行うことにより、問題点の把握に努めております。

次に、老人福祉センターでございますが、日常の維持管理につきましては、指定管理者であるシルバー人材センターにおいて各設備に係る保守点検を専門業者に委託しながら問題点の把握に努めており、シルバー人材センターとは毎月定例報告会を実施するなど、日常的に連携を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）続きまして、公民館に関して把握している問題点でございますが、平成26年度に公民館、町民会館の耐震診断を実施した結果、施設の耐震改修を行う必要があることが明らかになっており、また、これまで施設を利用された住民の皆様からエレベーターの設置、トイレの洋式化、ホールの空調、音響の改修等のご意見やご要望をいただいているところでございます。

こうした問題点につきましては、今後、公民館の改修等の検討を進める中で、計画に盛り込み取りまとめてまいりたいと考えております。

公民館については以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）一通りの答弁ありがとうございます。

まず、3点目の問題点です。細かいところもいろいろ把握はされているんでしょうけれども、おっしゃられたこと以外に住民の方が感じていることとかをいろいろヒアリングする中で、やはり庁舎の周りに駐車場がなさ過ぎるという、それも大きな問題になっています。非常に利用しにくい施設がずっとあるんだというふうな、そういうことも利用者の方からは出ております。

それから、バリアフリー化というのは、これは恐らく言葉にはなかったんですけども、把握はされていると思います。

あと、ホールの席の前後幅あるいは横幅、これは建てられてから相当年数もたちますから、新幹線の「こだま」から今の「のぞみ」に変わったぐらいの、それぐらいの狭さを感じるぐらいの、そういう意見も多くあります。

それと、昼食の場所がないわけじゃないんでしょうけれども、今現状、自分の席で昼食をとる職員がいる。とらざるを得ないというそういう状況にある。そこに一般に訪れた町民の方が、理解してくれる人もいらっしゃるんでしょうけれども、ご飯をこんなところで食べてというふうな見方をする人もいらっしゃるというふうな、そんな意見もちらちらと聞こえてきます。

それから、まさにこの議会のカメラです。こういったものも非常に後づけですから、ズームとか移動もできないとかいろいろあったりとか、そういった細かい不備をいろいろ入れていくと、かなり今の時代に即していないままで改修なり何なりを続けてきているなというふうな印象が物すごく

強いです。

そこで、私は今回、庁舎関係を一括で、結論としてはもう建てかえてしまおうという提案をしたいなということで、この一般質問の内容にしております。

お手元にA3とA4のカラーパスがあると思います。イメージを統一しようと思ってこれをつくったんですけども、複数の人から阪口さんがかいたんかとかいうようなことを聞きました。かこうと思えばかけますけれど、今回は人に任せました。

これについて、これは現在ある庁舎の建物の場所に建てかえたらどうなるのか、なおかつ1棟建ててやったらどうなるのかということを中心に落とし込んでいますけれども、いろいろあると思います。熊取駅周辺に持っていったらどうかというような意見もあつたりします。あるいは、和泉市やったと思いますけれども、頓挫した話ですけれども、利便性が悪いけれどもスペースを重要視した田舎に持っていくというふうな、そんなのもあつたりとかしました。熊取町はそこら辺をどうしていきたくないかなというふうな、そんな漠然とした話があつたとしたらまた後ほど聞かせていただきたいんですけども、いろいろ考える人は、駅前の活性化という意味でいっそぼんとあそこにといいうふうな、そんな話もあることもあります。

とりあえずは今現状の場所に建てかえたらどうなるのかというようなそういうカラーパスになっていますので、ちょっと細かい部分を説明していきますと、まず外観、ざっとこんな感じです。外環状線からの当然入り口もこの段階では入ってこられるようにしたいということは考えていることです。それと、1階の左端にテントの端っこが見えますけれども、これは、コンビニがあつてコーヒーショップがあるという、そんなイメージです。一般の来庁者がここで買い物もできてゆっくりもできると、そんなことをかいています。

それと、余談も含めていきますけれども、このコンビニには、「くまとりやもん」が今6品指定されていますよね。それが常時並べられて売られているというふうな、そういうスペースもあるということです。今後恐らく、町長もおっしゃっていたブルーベリーも「くまとりやもん」に指定されるでしょうし、ひょっとしたらブルーベリージャムもそういう扱いになってくるかもしれない。そういうものの集約がこのコンビニではあるんやというふうな、そんなことも、ちょっと余談です。考えたりしています。

それから、1階から3階ぐらいが庁舎かなというイメージです。今現在の本館、北館、東館ですか、こういった部分がここに全部入ってくるというふうな構想をしています。

それと、先ほど食事の話をしましたけれども、3階には食堂が設置されます。この食堂は、当然職員の方の食堂ですけれども、一般住民の方も入られます。マイナンバーカードをかざしたら職員の方が食べるぐらいの価格で食べられます。

それから、先ほど町長の町政方針の中にもありましたけれども、農業の分野、これは恐らく、私も今、農業委員しているんですけども、いろんな人と話をするんですけど、もう10年たったら大部分が耕作放棄地になってくるというふうな、それは恐らくこのままほっておくとそうならざるを得ないと思います。そういうのを少しでも救っていくという意味で、熊取の農産物をここで確保して食事として出してというふうなことを第一義としてここは考えていきたいなというふうに考えています。

それから、4階から6階ぐらいは公民館及びふれあいセンターの機能がここに集約されるというふうなイメージです。

先ほど、1棟で建てたときのカラーパスですと言いましたけれども、2棟にひょっとしたら分けたほうがいいのかもかもしれません。それはまだ語るようなことじゃないと思いますけれども、町民の方が利用される建物と庁舎関係というようなそういう分け方が、考えられるもう一つの方法かなとも思います。

それと7階に、ここらは大部分、夢のような語りをしますけれども、7階には保育所を設置します。なぜ保育所かといいますと、政府は女性の働く社会をつくる、女性が活躍する社会をつくると

いうふうなことを言っているが、女性が結婚して子どもを産んでそのまま活躍できる、そういう社会かという、今とてもそういうものじゃないです。私も経験している社会というのは、女性の方で課長、部長にキャリアの方でなっている方は大抵が独身の方、結婚したかったけれどもそういうタイミングを逃した方というふうな方が多いですけれども、我々熊取町はそういう方を応援します。ですからここに保育所を置きますということです。

それともう一つ、8階にクリニックが入るんです。クリニックフロアになります。内科、外科、耳鼻科、小児科、いろいろ、ほとんどの熊取町にあるものがここに新たに入ってくるのか、もしくは移転して入ってこられるのかわかりませんが、クリニックのフロアになります。このクリニックと保育所というのが連動します。

きょうの6番目の一般質問の坂上議員のところでは病児保育というのが出てきますけれども、今、保育所に預ける親御さん方が何が困っているかという、熱を出したよという連絡で受け取りに行かないといけない。そういうことが非常に困っているようなことというのはよく聞きます。ですから、熊取町の保育所は、そういった子どもたちもきちっとお世話をします。クリニックと連動して、お母さんが帰ってこなくともそれについてはちゃんとやっつけていけますというふうな、そういうものをこの保育所の売りにしてほしいな、したいなというふうな、そんな思いがあってこれをかいておられます。

当然朝6時から夜の11時ぐらいまでで、この保育所はお母さんが男と同じぐらいの働き方を出て行って帰ってきて子どもを受け取れる、そういう考えをこの中には織り込んでいきたいというふうな思っております。ですから、これはここまでにしておきます。

あと9階は、熊取町にいっぱい塾がありますよね、駅前。この塾を集約して駅前をもっと活性化する、飲食店とかそういうものに活性化していくような、そういうことが駅前の活性化のために塾をここに引っ張ってくるというふうなことを構想の中に私は入れています。

役場の庁舎のエリアは、熊取町の中でも一番安心で安全な場所というふうなことに結果的にはなります。ですから子どもたちがここで、夜遅くまでは当然だめですが、自由に遊んでいても安心な場所というふうなことで、これと塾というのは連動させたいというふうな思っています。

これを持ってくることによって駅前の塾渋滞というのが、びっくりしますけれども、今、夜の10時に駅に行ったら、花みずきロードの永山まで、駅から永山までの半分ぐらいまで塾帰り子ども迎え渋滞があそこ、あるんです。そんなことがもう日常茶飯事なんです。とても快速がとまり、4万4,000人の人口を抱えている駅前であるように思えないです。そんなことの手助けになればなというふうな思いもあって、子どもたちがここで勉学に励めるような、そういう庁舎機能にもしていきたいというふうなこともここに盛り込んでいます。

それから、10階についてはジムがあったりエクササイズがあったりダンスレッスン場があったり、そういったものがここに集約されていきます。なぜこれかという、健康で長生きという熊取町のコンセプト、それに基づいて、めざせ！がっちり健幸運動とか熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業とかそういったものもリンクさせた上で、健康に関心のある方たちがここに集まってくると。もちろん、塾に送り終わったお母さんが1時間汗流しているとか2時間動いているとかというふうな、そんなこともこの中では恐らく回っていったりするんだろうというふうな、そんなイメージを描いています。

それと、あと11階から15階までは、これは住居です。マンションになります。ちょっと平米の計算なんか全然していませんけれども、例えば100室ぐらいのマンションを5層でつくって、1家族3.5人としたら350人ぐらいの人口増につながって税収が上がってというふうな、そういううまい流れができてくれたなというふうな、そんな思いでマンションという考え方をここに持ってきました。

東京の豊島区が区役所をつくる時に、タワーマンションにして下を区役所になっているんです。それが総工費430億円とか言っていますけれども、そのタワーマンションの分譲で全部賄えた。結果的に1円も出す必要がなかったというような、そういう大ざっぱな話ですけれども、そういう

前例もあつたりします。

熊取町がどこまでそんなことがいけるのかどうかはわかりませんが、このマンションと先ほどの保育所のリンクをもう一回言いますと、このマンションに入ってほしい人は、こういう限定するとまずいかもしれませんけれども、基本的に大企業で働く男女の夫婦、それと場合によつたら男性が医者、弁護士、税理士であるとか自営業、そういった割とお金に余裕のある方たち、その方と結婚している女性、この女性は、できることなら私は生涯仕事をしたいと思っていますという、そういう女性、いわゆるどなたも社会的に重要な役割を果たされている人です。そういう人に向けて熊取町が大阪府全域に発信するわけです。こんな人集まってください、熊取町は応援します、住みやすいです、子どもがすくすく育ちます、心配なく働けますというようなそういうことを売りとして大阪府全域に発信したときに、恐らく100人ぐらいの女性じゃないんです。何万人もそういう人がいらっしゃると思います。そんな人が、ああ熊取はこんないいまちなんやということで気づいていただいて入ってきていただくと、非常にこのマンションも活性化して、いいものになるかなというふうに考えております。

当然、収入がたっぷりである方たちですから税収の面でもかなり助かりますし、こういう方たちがこのマンションを出て熊取町のそれ以外のエリアに定住していただくと、またさらに将来的には熊取町に貢献していただける人たちというふうなことの転入・定住促進につながるのかなというふうな思いでおります。

先ほどのパースの小さいほうをちょっと見てください。ここで子どもさんたちとママ友たちが楽しく芝生の上で過ごせる、こういう空間になっています。ちょっと左奥には熊取の太極拳をしている方たちがいます。ちょっと年配の方たちで、ここで体を動かして1時間なり2時間なり天気のいい日は太極拳をされて帰っていかれる。タピオ体操はここに織り込んでいませんけれども、そういったグループもここに集まってくる。それと今、現状もそうですけれども、健康な人たちが毎週月曜日集まられていますよね。そういう人たちも集まってくる。要は人が集いやすい場所、そういった、特にそういう健康志向の人たちが集まってくるような場所づくりをしてほしい、やっていきたいなというふうな思いです。

それと、ちょっと飛び飛びになりますけれども、駐車場の件を言いましたが、今、少ない駐車場で、来庁者用の駐車場は道を挟んで離れています。これで計画するのは当然屋根つきの駐車場で、傘を持たずとも一滴もぬれずに庁舎に入ってこられるいうふうに、当然そういう設計にしていきたい、していけばいいなというふうに考えています。絵ではそういう形になっていませんけれども、そういうこともこの中には考えるべきかなというふうに思っています。

それと、屋根がある以上はそこで太陽光発電して、庁舎の電気代の何ぼかが賄える。このビルの建て方も、直線、ずどんと寸胴ですけれども、建て方によつたら太陽光パネルが幾つも張れるような、そういう設計も可能だと思います。できるだけ再生可能エネルギー、そういったものも使いながら低コストで運用できるような、そういったものにしていけたらなというふうな思いで私は今回これを提案しました。

間もなく昼になりますので、一旦中断になりますよね。勝手に中断したらだめですか。

議長（坂上巳生男君）休憩しましょうか。阪口議員。

4番（阪口 均君）後半、多分20分ぐらいですけれども、今言いましたようなことを思い浮かべていただいて、町長はどういう感想を持たれたのか、副町長はどういう感想を持たれたのか、財政の部分としてどういうふうなことなのか、転入・定住という観点からどうなのか、そこら辺の感想を聞かせていただけたらなというふうに思っております。

財政のところは僕言い忘れましたけれども、当然、町が運営するとなると難しい仕事になってくるので、このマンションは不動産会社になるのか、大手の不動産会社が当然建築から入ってくると思います。分譲にするのが賃貸にするのか、それはわかりませんが、そういったものをあわせたときにざっくり言うと、100室もしできたとしたら、2,000万円で分譲したら20億円なんです。

賃貸でやったときにどうなのか、それはよくわかりませんが、やりようもいろいろあるでしょうから。そういうことでいくと、これを建てることについてマンションを運営する会社からは恐らく10数億円から20億円ぐらいの建築の負担は要求しても出てくるん違うかなと、そんなことも考えています。これがPPPでありPFIにつながってくるというふうなことで考えておるんですけども、そういったことも含めて、まだ即答できるような状態では全然ないんですけども、こんな夢もどうかということについてご感想を午後から聞かせていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（「11時59分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、午前中に引き続きまして質問を続けます。

先ほど、町長を初め感想をお聞きしたいということで一旦切りました。

その前に、時間は何分残っていますか。

議長（坂上巳生男君）あと20分です。阪口議員。

4番（阪口 均君）それでしたら、私もまだ発言をしたいと思う時間があるので、言っておきながら縮ですけど、手短にご感想のほう、あればお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）答弁を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ちょっと声の調子がよくないんでご容赦願います。

本当に熊取町の未来がここに集約されているのかなというふうな思いを持ちました。A4のほうももう本当にすばらしい景色で、熊取町の未来を感じさせるような明るい熊取町がここにあるのかなというふう感じたところです。

熊取町の庁舎、もう本当に公民館もそうなんですけれども、もう建って50年余りがたってくる中で、修繕はするんですけども時代にそぐわない部分が大きく目立つようになってまいりましたので、どんな手法があるのか、どんな手段があるのか、これはもう本当に人口減少社会に入っています。大きく熊取町の人口が減る以前にこういった施設の更新、大規模改修というふうな話もありますけれども、どこまでできるのかといったことを早急に議論した上で結論を出していただかないというふうに思います。

もちろん、これは行政だけで進めるということではなくて、利用されている住民の皆さん方の意見なりもやっぱり何う必要もあろうかなと思います。お金がないお金がないと言っている熊取町ですよって明るいこういった話題も当然必要かなというふうに思いますので、きょうは本当にすばらしいものを見せていただきました。皆さん方と一緒にこういう形のものができるような、そういった議論を進めていきたいなというふうに思ったのが事実です。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ありがとうございます。

副町長、お願いします。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）感想ということで、この資料を拝見いたしまして、ぱっと見て町長が今おっしゃったように非常に明るく、夢を抱けるような絵かなという第一印象でございました。

外観でそう感じたんですけども、説明を受けるに当たりまして、左端がコンビニでありコーヒーショップでありとかいうふうなこととか、あるいは1階から10何階までの利用の状況とか、非常に具体的にどういう考えでこういうものを持っているというのでも聞かせていただきまして、正直そこまで考えた案であるとは思っておりませんでした。もうこの外観、イメージパースということで提示いただいたのかなと思っておりましたが、やはりこういう絵を見せていただいたことによ

で非常によくわかります。口頭だけではこういう内容は全然伝わってきませんけれども、考え方がよくわかりました。また、非常に熊取町全域に思いをはせられて、熊取駅前からいろんな保育所のことまで考えて今の課題点をまとめた形になっているというところは感心させられました。

こういうパースを見て我々が学ばなければいけない点というのは、やはり発想というんですか、議員のほうから示されたこの絵についてはいろんなアプローチの仕方があるということで、発想であるとか。我々がやるとやはり公共施設という域を出ないというのが往々でございますけれども、民間の活力を利用、あるいは資金とかノウハウとか、またある意味、今、町のほうでは財政、お金がございませんけれども、収入の仕方によっては限られた財源であってもいろんな広がりがあるかなというところを教えてくださいました。

こういう発想とか着眼点というのは我々が不足している点かなと思いますので、そういうところは今後考えていく上では、我々で思い浮かばない点についてはまた専門家の意見を聞くとか、そういうことで補ってこういう業務に取り組んでいきたいというふうに考えました。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） そうしましたら、私のほうからは転入促進担当部局としまして阪口議員の構想に対する感想という形で述べさせていただきたいと思います。

まず、議員ご提案の構想に対する転入促進の観点からいいますと、子育て・教育に関しまして、国が進めます女性活躍社会を見据えた保育所、とりわけ病児保育サービスも考慮された施設でございまして、また地産地消も考慮されたすばらしい、まさに夢のような明るい構想であるというふうに、そのような感想を持たせていただきました。

転入された方が一番初めに利用される公共施設といいますのが役場の庁舎の転入手続になろうかと思えます。転入された方の初めの印象としまして、役場庁舎の清潔感とか、あるいは職員の接客というの第一印象という面で非常に大切なものかなというふうに感じておりますが、その上で、このようなすばらしい役場庁舎でありましたら、転入された方の第一印象はもう言うまでもないかなというところでございます。

さらに、11階から15階部分を民間活用によりまして分譲あるいは賃貸マンションにして建設費に充当させ、建設経費を賄っていくというような合理的な計画でもありまして、ひいてはそれが転入促進、またそれに伴う税収増にもつなげていくという相乗効果、そういったものも期待されたすばらしい計画かなというふうに思います。

ただ、我々行政が一番大切にしないといけないという点がございまして、まず、住み始めた後のしっかりとした各種行政サービスの提供、また、昔からお住まいいただいております住民の皆様のことも考慮したニーズということも十分に検討していく必要があるのかなというふうにも思います。

したがって、今後確実に到来いたします人口減少、役場の組織規模、また今後の厳しい財政状況を見据えた上で、ご提案の複合型の施設についても参考にさせていただきながら、施設の個別計画にしっかりと全庁的に取り組みまして、さまざまな角度から検討していく必要があるのかなというふうな感想でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） そしたら、私のほうから財政面のことでご答弁申し上げます。

まずもって、本日ご披露いただきました未来構想図、すばらしいものであるというように私も感じております。ただ、建設事業ということになると、私どもが検討しているのはやっぱりイニシャルコストとランニングコストということになります。お示ししていただいたのは複合施設ということで、単独でそれぞれ建てかえるよりも複合施設のほうが当然財政的にはメリットが出てくるとい

うのは、これもう確か間違いのないことでございます。

ただ、先ほど総務部長からも答弁ありましたように、建てかえの時期がそれぞれまちまちですので、それをどう合わせていくのかということは非常に難しいところもあるのかなと思っております。ランニングコストの面についても、複合施設、民間の施設が入り込むということで、非常に難しい部分があるのかなと思っております。

阪口議員も、この構想図をつくる際には当然PFIの活用というのも念頭に入れてつくられたと思いますけれども、財政としてPFIの一番大事なところはリスク分担というように考えております。多くの自治体の成功事例というのは、非常に大きな企業、いわゆるスーパーゼネコン、旧の財閥系の民間事業者が自治体と一緒に連携してしておるのが非常に成功事例の一つです。これは、豊島区も一緒のような事案になっております。ただ、大失敗しているところは、連携した企業が破綻し倒産に追い込まれ、その施設ともども自治体が全てかぶらないかと、こういう大失敗の事例となりますので、こういった構想、事業を行っていくときには、やっぱりPFIの場合はリスク分担が一番大事で、そこはしっかりとやっていかないかんとように思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）それぞれの感想ありがとうございます。確かに、きれいな話ばかりしましたから、感想としてはええなという感想をいただいたのは私もうれしいと思います。

こんなに褒めてもらえて何かこそばい感じがするんですけども、いずれやっていかないといけないというのが目の前に見えているわけです。林部長の説明にもありましたように、平成30年代に大改修を中心に、ほっておったって18億円ぐらいの出費があります。平成40年代には20億円強の出費があります。いつ建てかえか、どんな手を打つかという答弁のときに、状況を把握しながらとなりましたけれども、状況を把握していると恐らく今の形は変わらないで大改修に入る、それで建てかえに移行するというふうな、そのタイミング、タイミングでそういう形になってしまうのが一番残念かなというふうに私は思っています。

やるならば、南部長がおっしゃったように、タイムラグがあるのをいかにして合わせながらということも大事になってくると思いますが、やっぱり、もうやると決めたらやる方向にということが一番これについては大事なことかなと思います。10年先に財政が改善しているのか、あるいは5年先、20年先に財政が改善されていて、町民みんなが支持して新庁舎ができますという、そんな保証は何もないわけなんです。今が一番、あしたよりもきょうのほうがそういう意味では動きやすいと思います。だから、もう思い切ることやろうと、思い切ることが大切やというふうに思います。

いつまでも、尻に火がついてから改修した、また尻に火がついたから建てかえしたとなると、この継ぎはぎの庁舎がいつまでたっても継ぎはぎで利便性の低い、そういうものになってしまう。結果そうなることが、同じようなお金をかけておきながら一番残念なことやと私は思いますから、先ほどから町長を初め、そういう夢を語るという意味ではいいきっかけになってくれたような気がしますけれども、常にそういうことを頭に入れながら動いていっていただくのが、これは町民にとってもいいことかなというふうに思います。

町民にこのことを直接問うと、何でそんなぜいたくをせなあかんねん、お金ないのにというのが絶対出てくる話です。でも、どこかでせなあかんということがあつて、やることが町民の方に対しての住民サービスやというふうなことも説き合わせていながら説得材料にし、こういうことに向かって進んでいくということをぜひお願いしたいなというふうに思います。

私は、塾を動かしたら駅前がスムーズになるとかいろいろ副産物は必ずありますので、そんなことも考え合わせながらやっていって、こうしたら住民の方も便利になりますよとかいうふうなことを住民の方に訴えかける、そういう機会をどんどんつくってもらって、私も一住民やったらそんなんするなと言う立場になるかもしれん、なると思います、恐らく。そんな人を説き伏せるというその力が必要やと思いますけれども、そういう論点と力を発揮していただいて前に進んでいただくと

うれしいかなというふうに思います。

人は、昔のような汚いところで我慢してやっていることが美德というふうに感じがちですが、そういうことによって、例えばよく言われますけれど、20年前のエアコンを今使ったら倍の費用がかかるとか、LEDに変えたら年に何万円も安くなるよとか、そういったところに目がいかない状態で、出ていくお金ばかりを見てしまいがちです、人は。だから、そこら辺も含めてどこかで決断してどこかで誰かが動かんといかんという事業だと思いますから、ぜひ私らが、こういう立場の段階でそんな建物が建つとは思いませんけれども、後世に残す一つの事業として取り組んでいけたらなというふうに思いますし、そのきっかけになったらなということで私は今回、こういうプレゼンをさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、阪口議員の質問を終わります。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、2番バッターということで、一般質問を通告に従いまして始めていきたいと思えます。

午前中、スタート、阪口議員のほうから、今も町長、副町長も含めて夢をプレゼンしていただいて、それについての感想をいただいたわけなんです。そのような熊取町の将来が本当に明るくて夢を語れるような仕事もしながら、ちょっと気分を切りかえていただいて、私のほうからは今ここにある危機の話をしたいなと、このように思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

今回、2項目の大きな質問をさせていただきます。

まず、1項目め、「熊取町地域防災計画」に依拠した具体的な取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

昨年9月の台風21号の被害、住民の防災への関心を高めています。先ほど町長の施政方針演説にもありましたように、21号の経験を糧にしてということが防災のかかわる全てのところにそういう枕言葉がつくような非常に大きな体験が昨年9月にあったわけでありまして。必ず発生するとされる南海トラフ大地震など大規模広域的、広範囲な災害に対する対応が、今ここにある危機を何とか最小限に食い止めて住民の命、財産、安全、それを守っていく、こういう対応が今最重要課題だというふうな位置づけで、今回この問題を取り上げさせていただきます。

まず、1点目、熊取町地域防災計画というのがございます。これの位置づけをどのように考えておられるか、ご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、「熊取町地域防災計画」の位置づけにつきまして答弁申し上げます。

熊取町地域防災計画は、災害対策基本法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、本町域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、本町及び関係団体の役割、事務などを規定しているもので、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、町域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的といたしまして、防災会議の承認を経て策定するものでございまして、本町の防災に関する最上位計画であると考えております。

具体的には、本町における災害時等の職員体制や避難所等の指定、関係機関との役割分担、また近年防災において重要視されている自助、共助の体制構築などについて、方針を定めたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）地域防災計画、防災に関する最上位の根拠規程だということでありまして。その計画の中に避難所の開設と管理運営に基づく取り組みという項がございます。これが今、熊取町の地域防災計画をコピーしたんですけれども、この中に基づいて、例えばこれはホームページにもアップ

をされていますし各戸にも行っているわけですが、このような防災マップ、そしてこれの保存版ですか、そういうような形であるわけなんです。

具体的にこの防災マップの中でさまざまなことが、先ほどお見せした最上位の防災計画というのは非常に大きな冊子なわけなんですけれども、その中でそれぞれ項目が実はございます。非常に今、地域では今年の台風、台風というのは本当にあれ午後の2、3時間ですか、51.2メートルが吹いて、その災害の結果というのが、現実になおそれぞれの家庭にまだブルーシートがかぶっている状態であるとかいうふうなことがあります。

今そこにある危機という言葉を書いたけれども、今、住民の皆さん方は、これは熊取町の防災計画の中にも、熊取町の位置関係からして津波被害というのは想定していないんですよ。そうなると、台風というのは進路がわかって、いつ来るかという状況なんですけど、今やはり一番心配なのは南海トラフの大地震、震災であります。町長が午前中ずっと述べられた施政方針の中でも、大きく防災ということが取り上げられました。まさに今回の、きょうから始まりました3月議会で提起される31年度予算の一つの目玉が防災基金、そして熊取の防災元年にするんだと、こういう決意をきょうは本当に力を込めて述べられたというふうに思っています。

その状況の中です。それから、私どもはやはり地域の住民の方との接点がございまして。そういった中で、地域の例えば自治会の役員の方であるとかそういった方が、本当に熊取町で今後発生する、この地域が巻き込まれる南海トラフ地震のときに実際どのような計画に基づいて町がまず準備をして、そして住民の人にもその気持ちをストレートに伝えるような準備ができていこうかと、備えがあるまいかと、そういうことが非常に今、心配をされております。

自主防災組織が39自治会にできました。しかし、そのまだ連携は、きょうの施政方針の中にもありましたけれども、今後やはりその中でそういう連携、チームワーク、気持ちのよりどころ、気持ちを通じ合う、助け合う、そういうふうなものをこれからつくっていかうというふうなご提案でありました。

ですから、今回きょうこういう形で防災について特化して質問するのは私も初めてなわけでありましてけれども、まず、今住民の方々がそれぞれ心配されている問題について、この時間を活用させていただきながらキャッチボールができたなら。そして皆さん方のお考え、住民の皆さん方が考えているところとうまくすり合わせて、早くそういう役所はどう考えているのかなというふうな状態を脱却したい、そういうふうな今回思っている質問を入れさせていただいています。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、地域防災計画の中に第3節、避難所の開設・運営というところがございます。今、その計画にある避難所の開設と管理・運営に基づく取り組みの現状と課題ということで一応通告させていただいていますので、まずご答弁いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、2点目の「計画」中にある「避難所の開設と管理運営」に基づく取り組みの現状と課題について答弁申し上げます。

まず、避難所の開所につきましては、8カ所の避難所ごとに職員2名ずつを配置し開所に当たることとしており、担当職員におくれ等が生じる場合でも臨機応変な対応ができるよう体制を整えてございます。また、災害初動期にはこの2名が責任者となって避難所運営を行い、避難所の安全確認や避難者の安全確保、要配慮者への配慮、避難所の適正な運営、秩序や避難者の自主運営と自立化の推進等の役割を担うこととなっております。

これらの避難所の開設等に関する行動マニュアルにつきましては、熊取町地域防災計画に基づき職員行動マニュアル及び避難所運営マニュアルを策定してございまして、担当職員は常にその体制をとれるよう心がけているところでございます。さらに、31年度には災害応急対策班ごとにワークショップを実施し、職員の危機管理意識を高めるべく取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

一方、避難所の運営には避難者みずからが運営に携わっていただく必要がございます。昨年、全

での自主防災組織において参加していただき発足しました自主防災組織連絡協議会においても、避難所運営に対する問題提起も多々ございました。

今後におきましては、各自主防災組織における避難所の運営訓練であったり、各自治会施設等の臨時的な避難所としての活用、自主防災組織連絡協議会の議題として取り組み、避難所の運営について協議してまいりたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今ご答弁にありましたように、例えばホームページであれば、熊取町の避難所としては指定の避難場所はこれだけですとか、そういうような形で指定はされています。ですから、それぞれ私も含めて私の住んでいるところやったらどこやということは皆さんわかっておられるし、それぞれ39の自治会の皆さん方は、そういう避難指示、避難命令が出たときはどこに行くんやということもわかっておられる、ここまではそのとおりでというふう思うんです。

避難所という形で大きな計画の中の位置づけがされているわけです、第3節の中で先ほど言いましたように。ここに書いてあるのは、実際これ本当に問題意識を持ちながら見ていかないと、もう字ばかりです。これを今、部長のご答弁でありましたように町の職員2名、その避難所、例えば小学校の体育館に近いところに住んでいる職員2名を町側としては名前を決めて、何かあったら君たちやぞ、君たちやぞという形で2名。この2名という数字は、大阪府のそういうマニュアルの中で2名以上指定しなさいということに基づいて、行政側としては用意をしているというふう思うんですね。

しかし、今申し上げました、答弁でもございましたけれども、避難所というのは、今答弁のほうは、開設については例えば2名の人が何か事が起こったら、鍵をあける人間はAさん、Bさんと決まっていますよなんですよ。災害によりますけれども、やはりその後で言い合った、開設はした、受け入れた、その後には今度は運営という形がありますね。これは、今の答弁でもまだまだ実はこれからいろいろ話し合いをせないかんねんということやったと思うんです。

しかし、今そこに来ている危機を感じておられる関心のある住民の方は、9月が終わって今新年度になって防災基金を10億円積み立てますという話があって、しかしそのときにまだ避難所開設は、何か聞くと2人は決まっているらしい、その人が鍵をあけてくれるんやてという話ですわ。そやけど、あとの運営についてはどうやっていくかというのは、まだ何の意味疎通も行政側としては発信をしていないんですよ。

一番大きな問題点は、国のほうでもそういう形の防災計画を立てなさい、マニュアル化しなさいという形がある中で、今、部長のほうからおっしゃった避難所についてのマニュアルは、もう一度聞きますけれども、策定はしているんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）避難所運営マニュアルにつきましては、平成25年6月に策定いたしまして、直近では平成30年、去年の11月に見直しをかけているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）そのマニュアルは誰でも見られる状態なんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）ホームページ等では掲載していません、現時点では。

ただ、今回文野議員のほうからいろいろとご質問いただく中でほかの自治体等も確認させていただいたら、やっぱり近隣でもホームページで公表しているところもございまして、きょう資料でいただいた京田辺市なんていうのは非常に立派なマニュアルをこさえられてホームページにも掲載しているというところで、私どもも今後、当然のことながら、もう少しマニュアルそのものをかちとした形でいろいろご意見をいただいて、またいろいろと見直しをかけながら、ホームページ

の掲載というのを前向きに検討していきたいなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）公開していませんとしらっと言い合ったけれど、何で公開が公開されているんですか。25年につくって30年に改正もして、あるんでしょう。どうして。

今までだって各自治会、例えば私はニュータウンですけれども、自治会の中には防災を担当してはる役員の方もいらっしゃいますよ。みんな自治会が北小学校に集まって防災訓練でやりますよ。そこで避難所、今までの経験でいえば段ボールのベッドをつくったり、そういったことをやったことがあります。しかし、その時点でも各避難所のマニュアルというのは文書としてあるわけでしょう。先ほど、きょう施政方針の中でもあったように、区長会というのは年5回やっているわけですよ。そういう中でもこういうマニュアルがあるんですというふうな形を今まで一切公表していない理由は何なんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）25年6月に一番最初、このマニュアルを策定させていただいたときに、一番最初のマニュアルというのがどちらかというと職員の避難所での行動マニュアル、避難所開設の行動マニュアルという色が非常に強いマニュアルを策定していたということもございます。

昨年改めて見直したというお話をさせていただいたんですけれども、より職員の避難所の開設、運営のマニュアルの色プラス、これ見ていただいたらわかるんですけれども、避難所のレイアウトとか、できるだけ住民の方、避難者の方が来られた、あるいは自治会の方に避難所の訓練をしていただく際に、もっと現場の色を強くして本来のマニュアルに変えようやないかということで昨年見直したところがございまして、どちらかというと職員の行動のマニュアル的な内容だったので、ちょっと公表はしていなかったというところでございます。

今現在は、当然のことながらいろんな要素を加えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）過ぎ去った時間のことはもう仕方ないですけど、それがおかしいんですよ。

例えば、それなら職員の方2名というのは、町の部局やからいろんな担当の方がいらっしゃいますよね。防災にかかわったとかその関連のところの人が当たっている場合もあるし、たまたま家が小学校に近いから君やで、あなたやでと言われている人もいると思うんですよ。そしたら、例えばきょうこんな話をして、きょうの夜中に地震が起こったらどうなるんですか。2名の人があけに行って、各幾つもの自治会がそこに指定されていますからどっと来ますよね。その人が開設の責任者ですと勝手に役所の中で決めていて、皆さん方は私がかぎをあげて責任者と聞いていますと、私の指示に従ってくださいと、そういう指示をできるんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）少し整理させていただいてよろしいでしょうか。

職員2名というのは、災害対策本部の組織の中で避難所対策総務班というのがありまして、総務部がそれを担っております。そこから1名と、あと学校教育対策班というの、これは教育委員会が担っておる。そこから1名ずつ選出しまして各避難所に2名ずつ配置しているというのが現状でございます。プラス、震度5弱以上の地震が発生した場合はもう直ちに避難所をあげないといかんといいことで、あとプラス1名が、議員が先ほど来から言われているように、避難所の近くに住む職員を充てているというような状況になっています。おっしゃるように、その者がそしたら震度5以上の地震が起こったときに避難場所として確保するという意味で、学校施設の門をあげるというのを任務として担っているわけでございます。

確かに、おっしゃるように、その者がそれだけのスキルを持っているのかということ非常に疑問なところがございます。そういった意味で、先ほどご答弁させていただいたように、各班でワークショップをやったりしっかりとしながら、そういったスキルも身につけていきたいなというように思

っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）これからやるということですね、この31年予算でね。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）ワークショップそのものは新年度からやっていきたいというように思っております。ただ緊急、きょうの晩でもあしたの朝でもということになれば、全ての職員がそれぞれの行動マニュアルの中で動くこととなりますので、当然一番大事になってくるのが避難所対策、それぞれの応急対策というのがございますけれども、そういった体制はしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）この近くでは、岸和田市でもこういうマニュアルはホームページに出しております。

きょう資料でつけさせていただいた京田辺市、概要版です。概要版でなっています。ここは、マニュアルという分ではこれだけあるんです。それで、マニュアルと資料があるんです。それと、各避難所ごとに何々小学校の避難所避難行動と避難所運営マニュアルと、ここまでやっていて、これが全部見られるんです。

熊取町は今そういう、例えばそれなら25年は、内部的に役所の人間として関係者の中で1人と、あるいは学校の施設もあるから、それと震度5あったらあと一人足しますということで25年からずっと来ているわけじゃないですか。毎年各自治会で避難訓練をやるけれども、例えば、それなら北小学校でやるときは北の3自治会が来てやるわけです。そこにその2名なり3名というのは顔を出していますか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）基本的には、各自治会の自主防の訓練というのは危機管理と熊取消防署、それで消防団で対応しているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）そこなんです。ですから、悲しいかな自治会のほうも今非常に、一番悲しい話はまだ自治会をやめようかというところもふえています、きょうの本旨ではないですけどね。役員も、手を挙げて2年3年続けて継続してやっていこうかという形を維持できている自治会もあるし、1年交代で抽せんでなっているというような自治会も実はあるんですよ。ですから、事防災に関して、25年から30年は役場のエリアの中でそういうことは準備はしていますということやけれども、熊取町は町長もきょうおっしゃったように防災元年にする、全てやっぱり頑張るんやということであれば、町長、この5年がすごくおくられているんですよ。この現実をまず知ってほしい。

何でマニュアルが、皆さん方は持っているのに、皆さん方がその開設あるいは運営について職員として町民の財産、命を守るために、生活を守るためにやらないかん使命を負っているのに、その人にそのものを示さずして、あるいは日ごろの人間関係ができていないのに、もう通常の状態じゃないんですよ。明るいときに起こるか夜起こるか、寒いとき、暑いとき、いろんないつ起こるかかわかれへんような状況のときに、やっぱりこういうマニュアルがありますと、あるんですよ。でも、まだきょうの今のご答弁では、庁内のそういう部分が主やったと。

だから、きょうこの概要版ですけども、事前に京田辺市を見といてねと言うたと思うんです。本当にここまでやり切っている自治体もあるんですよ。それだって住民の人は不安ですよ。まず、そういう避難になるようなことはないにこしたことはないわけです。しかし、いざ来たときにこういう問題が非常に大きいということをぜひご理解いただきたいし、基金を積むだけと違くて、気持ちを入れて仕事してそういう資料を各自治会のほうに回してほしい。そのことをぜひ避難所運営については十分ご配慮いただきたい。

町長がいろいろタウンミーティングとかそういうようなところにも行かれて、生の声も聞かれて

いると思います。ご答弁をまだいただいている項目もあるみたいです。ですから、そういうことをもう一度町長、きょう指示してきっちりやってほしい。

実は、先週も新野田のほうで議会報告会へ行ってきました。その本当に住民の方が、避難所の面積と避難場所と人数、それを割ると1.何平方メートルやと。国の定める避難所マニュアルの数字で入れたら3.5ぐらいあるんでしょう。こんな状態がわかっていてそこだけしか指定してへんというのはごっつい不安やと。2日、3日耐え忍ぶだけで済むのか、もっと長期にわたる避難生活をせないかん被害があるかもわからないわけなんです。だから、そういうふうなことももう少し発想の転換をしていただいて、現実的なことで混乱が起こらないようにしてほしいと思うんです。

3点目に、各自治会から防災関連の要望、意見、質問、自主防災組織の横断的な連絡、訓練、町として担当窓口を一本化するべきと思うがいかがかという内容で出させていただいているので、ご答弁をまず聞きます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、各自治会からの防災に関する要望・意見・質問や自主防災組織の横断的な連絡・訓練等の担当窓口の一本化につきまして答弁させていただきます。

原則、平常時の各自治会からの町政相談は、まずみんなと協働課が受け付けを行い、その内容が防災に関するものは全て本町の防災担当部署である危機管理課において対応することとなります。また、自主防災組織との連絡調整等に関しましては、その所管課である同じく危機管理課で対応させていただきます。したがって、基本的には防災に関する窓口は危機管理課に一本化されているような状況でございます。

ただ、災害発生時における個別具体的な、例えば災害ごみの処理や罹災証明の発行、避難所の運営、道路啓開対応など災害発生時の各分野ごとの対応につきましては、非常時における災害応急対策班を組織し、各部において対応することとさせていただきます。

また、昨年の台風第21号時の対応につきましては、災害時等非常時における職員体制を明確化しているものの、これまでに経験したことのない暴風による被害情報と停電に対する問い合わせの電話が役場に集中したことで、一時情報が分散した状況も発生いたしました。今後におきましては、職員の適正配置と情報の一元化に努めてまいりたいというように考えております。

次に、自主防災組織の訓練につきましても危機管理課で受け付けを行い、実施前の事前相談時に防災講話や資機材の取り扱い、消火器訓練、安否確認及び避難訓練等、一定訓練メニューを提案させていただき、危機管理課及び熊取消防署が参加のもと、各自主防組織が自主的に実施していただいているところでございます。同じく危機管理課が所管する消防団におきましても、積極的に訓練参加、指導に当たるなど地域の各団体との相互の連携強化を図り、自主防組織と緊密なつながり、防災力の拡充に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）各自治会からいろいろご要望が来て、そこがおおむね防災に関するところは危機管理課、そういうことなんです。

しかし、避難施設は学校なんです。体育館を指定されています。しかし、災害によってそこが満杯になったときどうするのか。昼間やったら生徒もおるけれども、夜とかそんなときやったら空き教室がある。そんなときに、やっぱり教育委員会の所管やから、だから防災について、もうとにかくそういう命にかかわる問題のときはどうするのかという、よく役所の縦割りと言うけれども、ここばかりはそういうことはまず除外してやっていく、そういうことをぜひお願いしたいというふうに思います。

例えば、私はニュータウンですから北小へ行きます。私も、自治会の役員をやっているときに3自治会でそういう防災訓練もやっているし、毎年、今も続いています。この3月24日も3自治会でやります。しかし、北小がその場所を指定されているのはニュータウンだけと違うんですよ。七

山、つつじが丘、小垣内、あと3自治会もそこが指定されているんです。しかし、合同でやったことがないわけなんです。

ですから、先ほどから繰り返しますけれども、各避難所ごとの避難所のマニュアル、開設運営、そして体育館のレイアウト、もっと言えば校舎全体のレイアウト、車で避難してくる人はどうするねん、グラウンドをどう使うんや、ペットを連れて逃げてくる人のペットはどこに収容するんや、そんなことも含めて京田辺市のほうはちゃんとできています。ですから、気持ちの上でのご指導をしていただいて、町の職員の縦割り、私はこの段階やからどうやということと違うことはまずどけてもらいけれども、ほかの部分についての内容についてもぜひ、縦割りのそういう状況は排除してほしいと思うんです。

阪神大震災のときの避難所の写真と、もう8年たちますけれど東日本のときの避難所の写真、直近でいえば熊本地震のときの避難所の写真、それは全然違う時期に違う場所を撮っているわけから違って当然なんやけれども、一番やっぱり感じるのは、阪神大震災のときはもう通路も何にもないです。ごちゃごちゃです。しかし、震災を経験することによって、東日本のとき、そして直近の熊本はもう通路がちゃんと確保されている。そういうレイアウトが京田辺市ではこういうふうに住民の人が皆見られるんです。ですから、そこに避難した、さあ開設しましょう、レイアウトはもう実はできていると、そのとおりにまず入りましょうというような形を今のうちにやっておかないと大変なことになると思うんです。

和歌山にたまたま行ったときに資料が手に入りまして、ペットの被害についても、そういうことについても避難所にペットをやる部分についてももうそういう団体がマニュアルをつくって、紀美野町へ行ったんですよ。そこの広報を手に入れたときにその資料もついでにもらってきたんですけども、ちゃんと動物愛護のそういう団体のところからもそういう資料がきっちり出ています。

だから、そういうこともトータル的に、おくれればせながらこれから公表できるマニュアルをつくるんやから、よそのいいとこどりをして、そして熊取町で問題、我々も議会報告会で聞いているし、町長もタウンミーティングで聞いているし、それぞれ防災のほうに要望とかいうことで区長も言っているはずですよ。そういったことを総合的に感じていただいて、本当にいいものを早く、締めはないです。この予算はいつまでにやらな、国に出さなあかんというのと違うんです。いつ起こるかかわかれへん問題なんです、これは。ですから、そういう意味では熊取町は周回おくれどころが物すごくおくらせています。

例えば、熊取町の防災マップのところに避難行動要支援者制度というのが書いているんですよ、さっきカラーで見せたけど。それは、自力で避難が難しい方を地域で支援します、災害時や災害が発生するおそれのある場合に自力で避難することが難しく手助けが必要な方に対して、本町と区や自主防災組織など避難支援者が協力、連携して支援を行う制度ですということ、対象者が介護保険制度において要介護3とか4とか5と、あるいは療育手帳とか精神障害者保護福祉手帳とか、いろいろそれに載っているんです。これはもうパンフレットでありますよ。そのそういう避難支援が必要な方の情報を名簿として作成した上で、個人情報の提供に同意いただいた方の情報を避難支援関係者に提供しますと、そこまでは決まっているんですよ。それでその問い合わせは、これは今までの言うている防災のあれと全然違って、健康福祉部になっているんです。健康福祉部生活福祉課がこのことについて相談やけれどと言うたら対応せなあかんわけ。そのときに、例えば学校で空き教室があるからここを使わせてよと言ったときにどうするんやということ、やっぱり教育長のところの権限になるんですよ、学校の施設のことやから。ましてや職員室とか校長室とかいうたら個人情報のるつぼやから、そしたら、もしそんなときは、ここはだめやけれど普通教室のここは使うてええとか、そんなことも段階段階で決めておかなあかん。そういうふうなことも踏まえて、これから防災元年にするんやったら絶対まずやるのがこれやと思います。ぜひよろしく願いしたいと思います。

24日日曜日、ニュータウン3自治会で防災訓練をやります。いつもやったら、それこそ消防の話

が出ていましたけれども、消防本部と危機管理課と来てくれますわ。そやけど今話をしたら、その人だけ来ていてもだめなんですよ。校舎の問題にかかわる部署も来ていかなあかんし、要支援者の話のことも、法律的にはどういう人が要支援者に当たりますよと書いてあるけれども、しかしその人に、名簿に掲載してそういう自治会の人に名前を出しますよと言うたときに、どういう形でその個人の方が避難所で対応してくれるのかということも目の前で見ておいてくれなあかん。だから、そういうレイアウトはそういうふうな方のスペースも必要なんです。

そういった意味で、それとさっきもちょっと言うたように、学校関係者に来ておいてもらわなあかんのは、やっぱりグラウンドのどこの部分は使って、ここは堪忍しておいてというような場所があるんやったら、今度24日にやりますから、ぜひ関係が物すごく広がると思います。ちょっと一回見に来てくださいよ。

やっぱり、よそより3周ほどおくらせています。もうちょっとおくらせているかわかれへん。そやから、その分ちょっとハードになるけれど、早くそこは追いつくようにしましょうよ。町長、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）本当にありがとうございます。

熊取町も含む南泉州の付近は災害の少ない地域やということで、住民の皆さん方もそういう思いもあって転入された方もいてるというふうに聞いていますけれども、本当に住みやすい地域であるなというふうに思っていた、そういう意識を転換してくれたのが今年の台風21号だったかなと思います。それまでの豪雨とか土砂災害警戒情報というふうな発令の中で、避難される方というのはもうほとんどなかったというのが現状だったと思います。それが21号で暴風雨のああい脅威を感じた人が、台風22号では本当にたくさんの方が避難所のほうに避難されてきたというふうなところで、そういったところで住民皆さんの意識が一変したのではないかなというふうに思っております。それは、庁内にあっても危機意識は持っていますけれども、それが一段と強くなったものというふうに思っております。

私も、町長就任以降ずっと防災訓練のほうには参加というよりも見学させてもらいながら、防災意識の向上、醸成について住民皆さん方に何とか防災について関心をもってもらえるような、そういうお話もずっとさせてきてもらったつもりなんですけれども、やっと、台風21号を経験されて、その意識を強く持たれたのかなというふうに思っております。

その中で熊取町の地域防災計画、またそれに付随した避難所運営、いろんなマニュアルがあります。これを31年、防災元年というふうな位置づけを表明した中では、そういったもろもろの住民皆さん方へのマニュアルの提示なんかも含めた中でこれを早急に策定していくというのが、防災元年、基金10億円というふうな表現の中の意味合いとして受けとめていただけたらありがたいなというふうに思います。

中身のない10億円なんていうのは本当に絵に描いた餅でして、その大きな看板として10億円防災基金としてつくりますけれども、その中身が問題になってくるということで文野議員からも提案されました。そういったもろもろのことについて早急に進めてまいりたいと思っております。

いろんな情報を集めています。その中で自主防災組織の中の班分けなんかも具体的に提案させてもらう部分もありますし、避難所でのそういった分もあります。防災資機材の備蓄をどうしていくのかということも今協議中で、進んでおります。中央に、庁舎に近いところで防災資機材を保管するというような考えもありますけれども、避難所にあるほうがこれはもう本当に使い勝手がいいのか、即座に皆さん方の生活に使えるということを考えれば、避難所に指定されている小学校、中学校のグラウンド内のどこかに設置もする必要があろうかなというふうに思っております。それを一気にやるということではなかなか担当の職員も大変かなと思いますけれども、それはそれとして、できるだけスピーディーに、文野議員が言われたように期限はないというふうな感覚のもとで進めてまいりたいというふうに思っておりますので、また皆さん方のご協力をお願いできればとい

うふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）31年度、防災元年ということで、少し意気込みだけ答弁の中でお話しさせていただきますと思います。

本日、町長のほうから発表させていただきました運営方針の中にも、今回ご質問いただいた地域防災計画を抜本的に見直したいというのを考えています。それとともに地域のための地域防災マニュアルというのもつくりたい。これがまさに、地域防災マニュアルというのは、発災時から住民の方々はどのようなふうな行動を起こして、どこにまずは逃げたらいいかということも含めて、そして避難所ではどのようなふうな活動をしていくのかというトータルのマニュアルをつくりたいと思っています。これ、39の自主防災組織、賛同いただけるところで全て個々につくりたいと思っています。

それがまずあって、避難所の運営マニュアルも現在あります。先ほど言われた空き教室の活用であるとかというのも若干ふえている部分もあります。現場での対応、臨機応変にやっというので、そういった記述ももう既に運営マニュアルにはございますので、当然レイアウトも掲載しているということもある。ただ、ホームページ等で公表はしていないというのは事実でもあります。そういったことも含めまして、本日、文野議員からいろいろとご意見いただきましたが、そういったものを全て頑張っクリアできるようにやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）やはり熊取町というのは住民の方が本当に賢明ですよ。自分の家族を守るということだけではなくて地域を守るんだと、隣近所を守るんだと、そういった思いの方がほかの情報を仕入れてきたら、熊取町はそれを見ることもできない。避難所マニュアルを見せてくれと言うたら見せられへんと言われたということも聞いています。ですから、今ご答弁あったように、言うてはいないけれどちょっとずつ進んでいたんやと言うんやったら、もうそんなの別に置いておく財産と違いますから、もっとそれを出してもっと早く関心のある人や全員に見てもらったら、もっといい知恵がもっと早く、今回変わったけれども、もっと早くやっていたらもっともっと改善して、京田辺市よりいいのが熊取町できていたかわからへん。だから、それを目指しましょう。

ですから、42.195キロを走り切るというレースじゃないんですよ。100メートルで終わるかわかれへんし50メートルで終わるかわかれへん。いつ起こるかわかれへんのですよ。だから、ペース配分なんて要りませんよ。そこに役所の仕事やから予算をこしはつけるんやから、ですからそういった意味で、今までできなかったことはもう仕方ないです。しかし、もしきょうこの質問で、後もこういう関連で質問される議員もいらっしゃるから、そういう意見もきっちり聞いていただいて、現場というか住民の人がやはり心配している問題を役所がちゃんとやっていますと、あ、やってくれているなというのがまず一つの安心感を住民の人に与える。そして一緒になって熊取町の大切な人の財産、命、安全、それを守るんだということを、町長もご答弁いただいたようにスピード感を持ってやっていただけたらと思います。そしたら、ぜひよろしくをお願いします。

そしたら、2点目です。

私もちょうど節目、4年間談合の問題ということをやっと言い続けてまいりまして、中は省きますけれども、もうとにかく藤原町長にかわってプロジェクトチームをつくっていただいて、専門家、弁護士も入っていただいてもっと損害賠償金を取れる方策はないんかということを知恵も絞りながらやりました。やはりやるときにやっていたからというようなことで、もう一つの一定のけじめをつけましょうということを町長とも何度かここでやりとりをさせていただいて、ご理解を賜って、12月25日に一つの結論というか、今時点での町長の判断ということで談合問題での記者会見というのをやっていただきました。

議会だよりも1ページ使わせていただいて町長の決意と宣言というようなことも要約を書かせていただいたり、前中西町長を批判した住民グループの原告として頑張ってくれたグループの尽力に謝辞を述べたとか、そういう見出しもつけながら、そして町長談話の要約、議長談話の要約ということで住民の方々に、12月25日でしたけれども、議会だよりは年4回の発行で、12月議会ということで2月の頭にこれを発行したわけなんです。

当然、広報くまどりに載るやろうなと実は思っていたんです。何も、そやからこれは当然載せてやとも何とも、当たり前のことやと思うたから私はそこまでは町長にも言えへんかったんやけれど、2月号に載っていなかったんです。それで、今回の質問の締め切りが2月19日でしたから、その時点では3月号は出ていませんから、こういう質問を1項目入れさせていただきました。その点について、ご答弁を用意していただいていると思いますのでお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、談合問題「町長記者会見」について答弁します。

1点目のなぜ広報くまどりに掲載記事がないのかについてですが、今回の記者会見は、平成19年に発覚した談合事件からの経過に関し、2元代表制の趣旨から町議会と調整の上、町議会議長とともに昨年12月25日に関空記者クラブにおいて行い、同日のテレビニュースで放送、翌26日の朝刊には3紙で掲載されました。また、町議会におかれましては2月発行の議会だよりにおいて詳しく掲載されたところです。

広報くまどりについては、2月号広報の掲載原稿の締め切りが12月21日であったことから当初より3月号広報での掲載を予定しており、3月号広報第3面に談合問題に関する記者会見といたしまして概要を掲載したところです。

以上、答弁とします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）すみません。12月21日の締め切りは2月号広報のということですか。もう一回。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）2月号広報の原稿締め切りが12月21日となっております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）私も、実は議会だよりももうずっとかかわっていて、予定、ここをあけておいてというやり方があるんですよ。21日か知らんけれども、業者はもう年末休みになって、正月明けも含めて最終の校了、校正も何回もやりますよね。事務局でおられた理事に言うのはあれやけどね。

そもそも、この25日に突然決まってやったわけじゃないんですよ。今までだって広報に、今の現時点での収入状況はこうですよとかいうふうな表を載せていますやん。これ、最後のところですよ。それが、我々の議会だよりは2月号なんですけれども、当然これを入れるという形で進んでいた。そやけど熊取町広報が毎月出す中で、12月の議会の答弁の町長と僕がやり合った中で、25日をやるというふうなことは締め切り前にずっと決まっていたことですよ。10日過ぎぐらいからいろんな打ち合わせをやらせていただいたじゃないですか。だのになぜ、新聞は次の日に出版すよ。そやけど2月にも載らず、1月は無理やわな。2月やったら当然載るやろうと思って何にも言えへんかったら全然載っていない。町長、そういう指示はしたんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）残念ながら指示はしてございません。

当初計画というふうなことの中で、私の判断もあったかと思えます。いろんな状況のある中で、3月広報というふうな形の提案がある中で了承したというのが事実でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）了承はしたんですか。それは大きな話ですよ、町長。

了承はしたんですか。3月に載るしか仕方ないんですよと言うたら、そうかと言いはったんですか。そこがおかしいね。

僕は、町長の本当に12月議会で判断していただいたことは評価していますよ。思い切ってくれたもん。だから、私の中で12月25日のあの日の出来事はもう非常に繊細に覚えている。やっていただいたんやから、本当に僕は感謝して町長と握手もしましたよ。そやけど、何でこれを早く、新聞と違うんやから1カ月おくれるんですよ。議会は議会で2月に出すんですよ。それは、何で周りの人も含めてそういうことを言えへんのかな。それが不思議なの。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません。ちょっと正直なところを申し上げます。

実は、初めての記者会見ということもございました。どんな内容で進んでいくか、果たして記者の方に参加してもらえるのか、そういったことも確かに不安に思っていたこともございます。果たして会見として、そういうことで聞く方がいらっしやらなかったら成り立ちませんので、そういった不安材料もありましたので、一定その枠で押さえるというのも可能は可能です、確かに。

ですので、そういうこともあって要は押さえたものの、ふたをあけないとちょっとどうなることかわからない内容もございましたので、一定いろんな記事が各部署から上がってくる中でそういった無理やり押さえるというようなこともなかなかできかねますので、一定3月号広報にしたということでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）いや、今の答弁を聞いたら余計おかしい。議会と町長が一緒になって関空記者クラブへ事前に行ってこれをやりますと言うているんやから、それは記者が1人であろうが2人であろうが公式なことをやっているんですよ。町長の日程の中にも入っているんですよ。ですから総務、そして言うたら秘書の人たちと、もうこれは何回もすり合わせをやっているんですよ。そういう経過を知っていますか、部長。だから、今の答弁はおかしい。これは絶対入れなあかんという話なんですよ。

これが、中西町長が渋々議会で押し切られてこれをやったんやったら、町長にそんたくして記事を書かせませんでしたよと、おお、よしやったと言ったかわかれへん。そやけど、町長があれだけこの間ずっと、僕ともこの件ではかなり議会なんかで何回もやりとりする中でそこまで踏み込んでくれた。評価していますよ。そのことをなぜ、それを支える、編集をやっておられる皆さん方は必ずそこへこれを入れとかなんと、町民の方はもう26日に反応が来ているんですよ、各新聞に載っているもん。それが3月までいっつも何も載せない。それと、ましてやそれだけ時間をかけてやって内容がこれなんですよ。何なんですか、これ。こんな扱いですか。

もう2番目へいきます、時間がないので。

僕は、この熊取町で10年以上にわたる談合事件、それを一つの終結宣言を12月25日にやった、藤原町長の時代でやった、そのことは、僕は熊取の年史に記載すべきような内容やと思いますよ。これで町長、もし答弁を用意してくれていたなら。町長答弁を求めますと書いたんやけれど、もう時間がないから町長、言うてください。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）本当に大きな事件であったということの一つの区切りが今年の12月25日の記者会見でできたかなというふうに思います。住民の皆さん方も現実を理解してもらえたのかなというふうに思っております。

その中で、今まで談合事件が発覚して、あれは19年だったから10年ですか、その間、庁内では談合事件が行われないようなそういうシステムを構築してきてはいます。そういったものを庁内では職員の皆さんも意識づけはできていると思いますが、対外的に住民皆さん方への談合から決別するという、そういった宣言みたいなものがなかった、これは確かにそうだと思います。

改めて25日に決別宣言をさせてもらうわけですけれども、本当に談合事件の大きさを考えると、この決別宣言、町史に残る一つの事柄ではないかなというふうに私自身思っております。できれば、

これは談合決別宣言のまちというふうな表現も使えるように前へ進んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）もう最後になります。

僕は、それほど重大なことを町長が決断してやってくれたと今も感謝していますよ。ただ、町長を支えている部長級の皆さん方が、それを無理やりにでも早く、まず広報くまどりの位置づけは何なんですか。町に起こったことを全世界に、これも町長とやりとりがありましたやん。あの形であつたら僕は賞味期限3日やと言うたけれど、町長は1日しかない。それを認めてはるんで、あそこへ書いたってどうも関係ないねんみたいに町長もどこか思っているのか知らんけれど、しかし、いまだにこの体裁を使うてやっている限りは、町税を使うてやっているんですよ。その中に町長の苦渋の選択をやっていた、勇気ある選択をしていただいたと私は思っている。そのことをやっぱり載せて、せめてそういう見出しもつけて、住民の方に感謝をした、前町長のやり方については批判もした、議会は議会で議会の責任も、ずっと経過の中で議長談話の中にも入れていただいた。そういうふうなことをやったことやから、もうこれもさっきの話では済んだことは仕方ないけれども、そやけど町長の政治姿勢を、それを支えている皆さん方がいい意味でもっとそんたくするんやつたら、そこの枠をあけてちゃんと原稿、これ入れましょうねというて2月に出しているはずですわ。

だから町長、もっとそこはやっぱり怒らなあかんと思う。そんなもの載せへんからまたこんな、もう僕も終わった話やと思っております。またこの3月にこのことでやり合なあかんやないかというて怒らなあかん。そのセンスがない、部下の方も広報をつくっている人の。そのことを申し上げたいと思う。

そこの2階の渡り廊下がありますやん。中に熊取町の歩みみたいなのがありますやん。

議長（坂上巳生男君）文野議員、時間が来ておりますので。文野議員。

1 番（文野慎治君）はい。

あそこにもぜひ、町長の変わったところでとまっているから、談合決別宣言というのを入れてください、大きい顔をしてね。

すみません、超過しました。以上で終わります。よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、重光議員。

2 番（重光俊則君）それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

最初の質問は、藤原町長の行政方針の決定は住民ファーストなのかというタイトルをつけておりますけれども、ここ最近の施策についてなかなか腑に落ちない検討と決定がされてきていると思うんです。だから、そういう意味で私の消化不良を解消する意味で3つの項目を挙げております。

さきの藤原町長の方針演説の中でなかなか具体性のある項目がたくさん並んでいて、熊取町がなかなかしっかりした進み方になっているなというのを感じました。前の町政に比べてかなり具体的な施策が示されてきていると、そういう厚みを感じました。一部は賛同できないところもありますけれども、せんだって熊取町の管理職の給与をアップするという提案がされた話がありますよね。そういう意味で、熊取町の自治体運営を担っておられる管理職の方々には優秀な方が多いと思うんですが、なかなか腑に落ちないこともあったということで、3つの項目について質問いたします。

まず最初は就学援助についてですが、平成30年3月に、適切な説明もないまま、アクションプログラムの項目に入っているからということで小・中学生の就学援助基準額を現行370万円から318万円に減らすという予算案が提示されました。議会は周辺自治体との比較を含め住民が理解できる提案をせよとの附帯決議をつけて、その実施が延期されました。ところが、30年11月に全く内容が同様の提言がされましたよね。これに対して議員の多くが反対して、町はその変更というのを引き下

げました。1番目の項目、その就学援助の基準額の設定と周知方法について、何でこのような事態になったのかという説明も含めて答弁をお願いします。説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）住民ファーストによる施策決定の観点からのご質問の1点目、まず就学援助の認定基準額の設定についてです。

本町の持続可能な行財政運営の実現に向けて策定した第3次行財政構造改革プランアクションプログラムの中で、今後の教育環境や内容の充実を図っていくために同認定基準額の見直しを検討することとし、これを踏まえた30年度当初予算を上程させていただき、ご可決賜ったところでございます。しかしながら、一方で平成30年3月定例会において認定基準額の見直し時期を延期することを柱とする附帯決議を受け、それを6月補正予算に反映したところでございます。

その後、昨年11月の議員全員協議会や議員総会等で賜った議員皆様方からのご意見や関係する請願などを真摯に受けとめ、今般、認定基準の見直しについては引き続き検討を継続することとしたものであります。

こうした柔軟な姿勢は住民ファースト、まさしく議員各位とのすり合わせによる住民最優先での施策決定であり、これまでからの住民本位のまちづくりにも即した対応であると認識しており、今後の認定基準の見直し検討についても同様に、住民本位の視点で鋭意取り組んでまいります。

次に、就学援助に関する周知方法でございます。

平成31年4月の町立小・中学校への入学予定者に対する新入学学用品費の入学前支給のご案内については、12月定例会での重光議員からのご指摘も踏まえまして、早速この1月に、対象世帯に当該制度説明やレイアウトの改善を加えたよりわかりやすい案内通知と申請書を配付いたしております。あわせて、町広報とホームページにもこの1月に案内記事を掲載し、とりわけホームページについては、詳細な計算根拠や計算例を新たに掲載するなど、よりわかりやすい周知に努めたところでございます。

なお、新入学学用品費の支給時期についても、29年度は入学前の3月に支給を行ってまいりましたが、本年度は少しでも早く保護者のお手元に届けられるよう既に2月に前倒し支給を実施したところであり、住民ファーストの観点から、こうした受給者の立場に立脚した改善も積極的に行っております。

いずれにいたしましても、住民目線からよりわかりやすい制度周知などに尽力してまいり所存でありますので、倍旧のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の答弁で、そういう意味では議会の要望等を十分に酌み取った上で施策を検討したという理解をしたらいいということだと思います。

ところが、私自身としては、最初の提案、370万円から318万円に減らすということをやって、また11月にも全く同じ提案がされると。その辺が理解できなかったんです。だけど、先ほど30年11月、12月での議員からの要望も含めて十分なしんしゃくをして、前と同じ支給を行うということを知りさせたということなんですが、現在の熊取町のホームページの中に就学援助については、なお、本就学援助制度については認定基準の見直しを予定しています、具体的には、平成31年4月に小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に対し、新入学用品の支給認定時から新たな認定基準を適用することとします、見直し内容は詳細が決まり次第お知らせしますと、そういうホームページの記載になっていますよね。これはどういう意味のお知らせなんですか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）先ほど申し上げましたように、附帯決議を受けて一旦見直し時期を延期することを柱に進めてきておったのも事実です。あと、11月あるいは12月議会とかをめぐる議論もございましたので、最終的にはぎりぎりのあいつた対応をとらせていただくようなことになりました。

その結果は、今回、新入学学用品費の対象201世帯、201人の方と最終なったんですけれども、も

うその方に直接1月に、チラシの中では旧のこれまでどおりの分ということでお知らせさせていただいておまして、今おっしゃられた分は4月以降に、今回予算等々の審議もございますので、固まった段階でやはり見直しのほうは継続、今回踏み切るのではなく、各般のご意見も含めて頂戴いたしましたので、そういったところは整理して、またホームページ等々で流させていただくことを考えております。

今時点での分は、新入学学用品が1月、そして先ほど申し上げたように、3月に出した分を前倒しの2月に出させていただいて、そのときの通知でこれまでどおりのことというふうな形で皆さんにお知らせするような形です。いずれにしても、4月以降に整理していきたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それ、先ほどおっしゃった説明は別のホームページ以外のところから、平成31年4月に町立小・中学校入学予定の児童・生徒の保護者の皆さんへという、こういう案内が出ていますよね。これは、先ほどおっしゃったいわゆるホームページ以外で周知したものだと思うんです。だから、ホームページにこういうものをちゃんと何で出さへんのかなど。いまだに新たな認定基準を検討中で、見直し内容は詳細が決まり次第お知らせしますということで、だけど、前と同じ額のものに該当する新入生の家族には出されているわけです。

就学援助という制度自体が非常に熊取町にとって重要なもので、それが30年の当初予算から31年度の予算まで影響するような問題になっているのに、それがいまだに検討中ですよというような状況でホームページに掲載されていると、これがどうしても理解できないんですよ。これは、今の話だと、まだ就学援助費については検討して、前のような318万円下げるということをいまだに庁内では検討しているんですか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）先に、もし住民の方に誤解を与えるようであればですけど、最初におっしゃられた分のところは訂正して、よりわかりやすく今時点の分を、今回も旧の、今まで現行の形で対応しております。3月の新入学学用品費の見直しは行っておりませんので、その分はより整理して出させていただきたいと思います。

それと継続、これは12月定例会でも申し上げましたように、この件はアクションプログラムにも載せておりますし、今後も大所高所からご意見をいただきつつ検討は進めていくと。先ほど申し上げたように、見直しは継続して考えていきたいと。

ただ、4月以降各府下自治体も3月定例会を終えて最終の形が出てまいりますので、改めてそのあたり、近隣あるいは府下の状況等を調べた上で、よく吟味した上で本町のあり方、あるいは今後の就学援助のさらなる、いわゆる弱者のほうをより保護するような、前にも申し上げたように、ひとり親の家庭をより積極的に支援していく、あるいは急に失業した世帯であったりとか災害で収入がなくなったりと、そういったところは支援していくようなことも踏まえて見直しは検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）本件について、これは一つの住民サービスが低下するというアクションをとりますよと、そういうアクションプランなんです。就学援助について、藤原町長はこの額を今370万円から幾らまで下げるということをいまだに検討していると、そういう指示、そういう協議になっているんですか、教育委員会と。藤原町長、どういうお考えですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そういう指示は出しておりません。前向きな検討、これは必要かなというふうに思っていますけれども、皆さん方の協議の中で現行体制でいくというふうなことを決定していますので、下げるという指示はしてございます。ご了解よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）議会とか議員全員協議会等の協議でもそういう見解だと思うんですが、当局についてはそうは考えてなくて、あくまでアクションプランで項目を挙げているからそれはやるんやということが伝わってくるんです。アクションプランで挙げている、議会とか事業検討委員会等いろいろな話題で討議する中でどういう方向がいいのかというのがわかった時点で、それはもう一回ゼロから見直すという方向にしないといけないと思うんです。

そして、ホームページの掲載もいまだにそれを検討していますというような、見直し内容は詳細が決まり次第お知らせします、そういう中途半端なことをしているのはおかしいでしょう。町長とのコミュニケーションができていないものと理解せざるを得ないんですよ。そういうものであつてはならないと思うんです。やっぱり一つの施策に対して町長も部局も同じ方向に向いて進むというものがないと、町がばらばらですよ。そういうばらばらのものを町民に見せるという状態はいかなものかと思えます。

次の問題へいきます。

2番目、ほかの2人の議員の方も質問されておりますけれども、ため池太陽光発電事業の自治会への住民説明会開催とその位置づけについて答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、2点目のため池太陽光発電事業の自治会への住民説明会開催とその位置づけについてご答弁申し上げます。

自治会への住民説明会の開催につきましては、まず発電事業者の募集の段階で対象ため池に隣接している自治会長にご説明に上がり、自治会から説明会の要請があれば説明会を開催し、町の担当者が説明を行い、自治会から募集の合意を得られた後、発電事業者の募集を行うこととなります。

次に、事業者決定後は事業者と協定書を締結し、事業者において事業計画及び反射光などの検診を行った後、その内容についてため池の隣接自治会の住民に対し説明会を開催し、具体的な事業内容などについて説明を行うこととしております。

説明会の位置づけにつきましては、協定書第13条において工事着手に先立ち説明会を開催することとしており、理解が得られない場合は工事着手ができない規定としてございます。

このように、事業の実施に当たり説明会の開催は必須としており、説明会を実施することにより、住民からの多くのご意見をお聞きし、真摯に対応し合意形成を図ることを目的に行うものでございます。

なお、先日、弘法池における太陽光発電事業の地元説明会を朝代区及び関空国際自治会において開催させていただきましたが、説明会開催後、事業者から、事業実施のための電力会社への接続料の納期限が迫っており、事業継続の判断が必要となったことから、再度事業者と協議を行い、先般の地元説明会の状況から今後同意を得られるかについては現時点では不透明な状況であることから、このたび、弘法池における太陽光発電事業については中止することとし、その旨を関係自治会及び住民に対しお知らせしたところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、弘法池の状況についてご説明がありましたけれども、弘法池の発電事業について中止にするという結論を出されたのは非常に早かったですよね。弘法池の住民説明会、朝代区での住民説明会が終わったすぐ翌日ぐらいだったですね。そういう意味で非常に早い決断をされたなと思うけれども、その原因は、事業者が関西電力にお金を納めないといけないということから逼迫しているというのであって、住民との話し合いの結果を反映したものではないという理解なんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）中止の判断をさせていただきましたのが2月19日でございます、説明

会の実施が2月8日と9日でございますので、その判断というのは翌々週になるかと思っております。

それで、再度理由を少し詳しくご説明いたしますけれども、説明会開催後の翌々週に事業者から、事業を実施するためには電力会社に電力の接続料を納める必要があり、その期限が迫っていることから事業継続の可否を含めた協議の申し出がございました。事業者としましては、接続料を支払った後に事業ができなくなり大きな損失が出ることを懸念したものでございまして、先般の説明会では出席された皆様からたくさんのご質問やご意見を頂戴したことも含めまして、総合的に勘案した上での協議の結果、事業を中止することとしたものでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）事業者側の事情もあるにしろ、住民説明会でかなり厳しい意見も出たということもあったのもこの決定の背景にあったと思うんですけども、その前の段階で、幾つかの池に関して太陽光発電事業の住民説明会を行うことに関する手続で、いろんな自治会で問題が起きていると。それは何でかということ、住民説明会をしますかと自治会長に質問して、自治会長だけがどんな内容なんですかということ、業者が決まってから詳細な説明をすることでもいいですかというようなことを説明して、じゃ、それならしょうがないよねというので住民説明会をすると。その住民説明会において、技術的に問題点が見つからなければ事業をやるという決定に近い覚書がされていたように記憶しているんです。

だから、そういうように、太陽光発電をやるのに住民の方々に理解を得た上で施策をするというのは当然の進め方だと思うんですけども、業者との話し合いの中では、今も住民説明会をして住民側にちゃんと問題がないことを説明したら事業は進めるんだよということは、業者との覚書の中にはあったんじゃないですか。そういうことはどういう覚書になっているかわかりますか。説明できますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、議員おっしゃるほかの地区での説明会につきましては、募集の前段で事業者を募集してよろしいですかということでの自治会長への投げかけをしたところでございます。その時点で、住民への説明は必要ですか、必要でないですかということで、その時点では募集の段階なので、まずは必要ないということで区長にご判断をいただいたところでございます。

その時点で当初から住民の参加での説明会というものも本来なら実施をできたわけではございませんけれども、ただ、募集の前の段階ですので、具体的にそしたらこのため池のどのあたりにパネルを設置してとかどんなふうに影響が出るかとか、そういった具体的な説明ができず、町職員で把握している範囲内だけのご説明になってしまうということもございまして、結果的に募集の段階で2つの自治会には事前に住民には説明を申し上げたところでございますけれども、その後、現時点ではまだそのため池について、全ての自治会から募集の段階では了解は得られていないということでございます。

当然、募集するに当たって募集要項の段階でも、条件として当然地元の説明会は開催して、反射光とか熱害とか実害があって、それが解消できない場合は事業は中止しますよというところは、募集要項の条項の中にも掲載させていただいているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味で、表向きといいますか、実害があるということが証明されない限り事業をやりますよという位置づけの覚書なんですね。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今回の弘法池につきましては、もう事業者が決定してございますので、事業者との協定というのを締結してございます。その第13条の中で地元説明等というところで位置づけをしております、これは、太陽光発電設備等の設置工事着手に先立ち、地元住民や関係者に

対して事業内容等の説明を行うことと明記してございます。

なお、この説明を行った結果、関係者から太陽光発電設備等の設置に関する理解を得られることができない場合は、太陽光発電設備等の設置工事着手を行ってはならないということで、きっちりと協定書の中で位置づけをしてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の協定書を読んでいただいて、私が前回見させていただいたような内容ではないということがわかりました。地元説明会で理解ができなければ事業は進めないということは明記してあるわけですね。そういう意味では安心したわけですがけれども、その状況が本当はそこまでいいくないような状況になっていたと思うんです。

だから、今のそのほかの池の状況がどうなのか、熊取町はまだそれを進めようとしているのかも含めて答えていただきたいのは、桜が丘の大谷池、五月ヶ丘の免丸池、弘法池は中止になりましたね、山の手台の大池、これは今候補として挙がっていて、進む状況になっていましたよね。これについて今、桜が丘水利組合が別の事業で養魚で使っているから使えない、その理由で進めていない。だけど、それがなくなったらまた進めるということにするのか。五月ヶ丘は、自治会自体がこれは認めないよということで、それは中止になったとお聞きしています。山の手台はまだ今から地元説明会を進めるという状況ですが、それらについてはどういう状況だと理解したらよろしいですか。その3つの池、大谷池、免丸池、大池、それについて説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、業者が決定いたしました免丸池についてでございますけれども、これは事業者決定後に自治会のほうから、現在のところ地元説明会を開催できる状況にないため、事業への反対の旨の書面をいただいたところでございます。そのため、現在のところ地元説明会は開催できていないという状況でございます。

それとあと、大池につきましては、3自治会が隣接しているわけでございますけれども、事業者募集の段階で説明会を開催させていただいたところでございますけれども、了解をいただいた自治会といただいていない自治会があるという状況でございます。

それと、大谷池でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、水利組合のほうから中止の申し出がございまして、現在募集の対象としていないというところでございます。

こういった状況がございまして、今回の弘法池の件もございまして、今後、町はどうしていくのかというところでございます。町としては必要な事業というのは考えているところでございますけれども、何分、ため池の太陽光発電、実績的には非常にまだ浅い部分もございまして、それと先日の説明会でのいろんなご意見をいただいたというところも総合的に勘案しまして、今後、ほかの箇所での実績等を見た中で検討していきたいなと思っているのが実情でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）熊取町はため池がたくさんあって、ため池を活用するということから着手されたアイデアであるわけですがけれども、ため池自体が、ため池の周りに住んでおられる方の景観と熊取町の自然を維持することの大事さも非常に重要だったんです。ただ、熊取町に金がないから、何でもいから金もうけの手段としてため池を活用するということは、非常に住民の住んでいる環境に直接影響しないような大きなため池があるところはそういうことをやっているところもあるでしょうけれども、経済産業省なんかでもため池での発電事業をどんどん推進するのは得策ではないよというのを前に私も紹介したこともあります。そういうことを踏まえて、ため池の表面は使える面積からソーラーを使ったらどうやという非常に安易な、景観とか自然を守ることを考えずに提案するというのは非常にいかがなものか。それに熊取町が乗って、それを住民の方々に賛成や反対やということで問いかけていかなあかんと。

そういうこと自体は、ため池の面を見ていないで生活している人はため池なんてどうでもいいんですよ。見えないから、そこで発電していても山で発電しているのと同じ状況なんです。だけど、

毎日池の水面を見ながら生活しているという人にとっては生活空間の一部なんです。そういうところを十分考えて、先ほどご説明ありましたけれども、今までの検討結果と今回の弘法池の結果を見て熊取町では慎重にやらざるを得ないという考え方をさせていただいたというのは非常にありがたい英断だと思います。

それではもう一つ、休憩に入る前に質問したいんですが、永楽ゆめの森公園、29年4月1日から駐車場が有料になって、非常に多くの方の来園がありますけれども、有料になったために永楽ゆめの森公園のバス停位置は、墓苑の入り口まで行っていたものが約280メートルぐらい下がった下にとまるようになりましたよね。これは明らかに住民サービスの低下なんですよ。

これは、今駐車場ができてバスが回転できないから、あそこしかできないというようなことが理由でバス停位置を下げられたとお聞きしているんですけど、多くの議員の方々が、いろんな方から永楽ゆめの森公園のバス停の位置を上げてよという声を聞いて、もとの墓苑の入り口に戻してよという要望をしてきているわけです。現時点で永楽ゆめの森バス停の位置の変更の検討は、前回は変更してほしいという意見を聞いていないのでやることは考えていないという答弁がありましたけれども、今でもバス停位置を見直すという考え方は検討されていないんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）続きまして、3点目の永楽ゆめの森公園のバス停位置の検討についてご答弁申し上げます。

ご指摘のひまわりバスの停留所につきましては、平成30年12月議会でもご答弁させていただきましたが、平成30年4月28日から5月31日にかけて行いましたアンケートにおいて、永楽ゆめの森公園に自動車で来園される方々が全体の約94%であり、公共交通機関を利用している利用者については0.5%と最も少なく、また、自由記載においてもひまわりバスの永楽ゆめの森公園への乗り入れのご意見もなかったことから、バス停留所の位置につきましては現在のところで運行を継続したいと考えてございます。

なお、今後におきましても、アンケートの実施などにより来園される方々のご意見をお聞きしたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今のアンケートは永楽ゆめの森公園に来られた方に対するアンケートですよ。来ていない人のアンケートはとっていないんですよ。そして、永楽ゆめの森公園を利用している人の75%が町外の人なんですよ。そういう人の意見を聞いて公共施設の利用者が0.4%で少ないからというのは、非常に町民のための公園であるのに町民がそこへ行くのにどういう交通手段で行くかということを考えていない。来園している、いわゆる町外の人たちが車で来ているから今のままでいいんですよということを聞いて方針を決めている。これは明らかにおかしいので、町会議員の多くの方々がバスでゆめの森公園まで行けるようにしてよと、もともと墓苑まで行ける住民サービスがあったわけです。その住民サービスが低下したことに対して、それがいいのか悪いのかという検討をちゃんとされていないと思うんです。

いわゆる意見がないからやらないんだと、回れるスペースもとれないからやらないだけだとお聞きしていますけれども、お酒も入ったところで、いやあれはお金をかけなくてもできるんですよということを聞いたこともあります。そういうことから、今、この4月に永楽の花見がありますけれども、高齢者の方もあそこで花見をすることを物すごく楽しみにしています。長生会連合会も今まで車をいろいろ出し合って行って行っていましたけれども、車を出せる人が少なくなってきている。となると、今のバスに乗って行って、バスをおりてそこから300メートル坂道を上がらなアカんと、そんなところへ行かれへんという状況の人がたくさん出るわけです。

そういうことから考えて、今、ひまわりバスをあそこまで上げないといけないという来園者の声はないからというのでひまわりバスを今の状態にしておくというのはおかしいので、ぜひとも町民の声を聞いて、熊取町民はほとんど使っていないのに駐車場が有料やということで不満を言われて

いる方がおられます。やっぱり町外の利用者が多いのであれば駐車場を高く上げると同時に、高齢者も子どもも利用できるひまわりバスをぜひとも公園入り口まで上げるということを何が何でもやるということ、あるいは何が何でもやるのではなくて、町民の声がそのほうにあるのかどうかを調査するという事は、アンケートをもう一回とり直してと言われてはいますが、公園の来園者のアンケートを幾らとってもしようがないんですよ、熊取町外の人が多いわけですから。熊取町内の人の意見を反映させるということについて藤原町長、いかが考えられますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 難しい問題でございまして、欠陥ゆめの森公園と私は思っているんですけども、この欠陥ゆめの森公園をいかに100%のものにしていくか、これは本当に議会の皆さん方からの何とかせえやということだけじゃなくて、具体的な提案もいただけたらありがたいなというふうに思っております。

担当部署でもいろいろな案を考えてはいますが、不完全なこんなゆめの森公園、急速につくる必要があったのかなと今でも私は思っています。過去のことを批判しても仕方がないんですけども、何億円もかけてやった結果、住民の皆さん方から不満、不平が出てくる。駐車料金を取ったら高い、いろんな住民から何で料金を取るんやと、いろんなことを考えてみますと本当に欠陥ゆめの森公園だったかなというふうに思っております。こんなところで不満を言っても仕方がないんですけども、心情であります。

だから、これをいかに使い勝手のいい公園にしていくか。それには、また工事のやり直し、いろんな部分の修正もせないかんと思っています。その中で、話は変わっていきますけれど、じゃその財源をどうするんですかと。行財政構造改革プランを皆さん方に提示する中で、太陽光パネルも住民の皆さん方のご意向を尊重する中では、これはもう諦めざるを得ないというか、ため池の管理には年間500万円ぐらいのお金がかかってきます。これから少子高齢化する中でため池を管理している人たちが管理できなくなると、これはまた外部に出さないかんといい、実質的にまた年間500万円ぐらいの経費が当然一般会計から出ていくわけです。そのお金をどうするのか。そんなもろもろのことを考えてみますと、どこから手をつけていくのか、これはもう議会の皆さん方と相談する必要があるかと思っておりますけれども、なかなか見切り発車したそういう公園を修繕していくには、またいろんな場面場面でもそうですけれども、お金、財源が必要となってまいります。いかに捻出していか、そういったことも皆さん方と一緒に協議していきたいなというふうに思っております。

財源が確保できるのであれば早急にやります。ふるさと応援寄附で75億円いただきましたけれども、こんなお金、あっという間になくなりますよ。そんなことを考えると慎重に慎重にやらざるを得ないというのが今の私の心情です。どんな形がいいのか、また皆さん方と協力して進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） 今、藤原町長が問題の多い公園であるということをおっしゃいましたけれども、熊取町の緑と自然を守る上で非常に重要な位置づけにあるということは町長自身も思われていると思うんです。そこをうまく使うための公園設計ができていなかったからこんな状況になったということですけども、それをいかに改善するかということ、やはりそれは町民の声を聞いて、どういぐあいにしてほしいんやと、どういぐあいにあるべきかということ意見を聞いていただきたい。

ただ、議員はいろいろ意見を聞いてそれを言っていますけれども、やっぱりアンケートをしているわけではないから、住民の皆さんがどのように考えているか集約したものではありません。だけど、住民の皆さんのためにどういぐあいにすべきか、そのお金をどこから絞り出してくるかというのは、アクションプログラムの中で財源を見直していこうということで見つけ出そうというのが今の第3次アクションプログラムで走っているわけです。そこへ向けて必死にお金を見つけて絞り出してくるということをやらないといけないわけです。だから、そういうことを踏まえて、より頻度高

く深い議論をしていくべきだと思います。これはまた別の機会でやりたいと思います。

ここで休憩させてもらえますか。だってあと半分ありますよ、20分。

(「あと18分しかありません」の声あり)

2番(重光俊則君) 18分しかないからやれと。やれと言われたのでやりますわ。

じゃ、次の質問に入ります。

これは、阪口議員の先ほどの説明で、もう非常にきれいな絵で庁舎等を一体化する計画がありましたけれども、町内公共施設の整備・更新計画について、18分でやればいいですね。質問したいと思います。

まず、阪口議員の質問の項目の中にあつて、阪口議員はそれを全部一体化された、マンションも含めた建物にするということでありましたけれども、4つの施設について、施設の整備、更新について現状の計画、今後10年以内の計画、それ以降の計画を誰がいつどのように検討しているのかということと、具体的実施事項と費用を説明してくださいということで、実施時期と費用、現時点で提示できるものは表などで提示してくださいということで質問を4つしておりますけれども、それぞれについて回答いただけると理解して質問します。

老人福祉センター、公民館・ホールの更新について答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君) 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(野津 恵君) それでは、まず町内公共施設の整備・更新計画について、公民館・ホールの更新につきまして先に答弁申し上げます。

9月議会でも答弁いたしましたように、平成29年2月策定の熊取町公共施設等総合管理計画におきまして、公民館、町民会館について、施設や設備面が老朽化しており、耐震化や設備等の改修が必要であるため、施設の機能、規模を検討し、類似機能を有するほかの施設との間で適正に機能分担が図れるよう、集約化、効率化の検討をすることとしております。この計画では、阪口議員のご質問でも答弁いたしましたとおり、大規模改修といたしましては、昭和45年度の建築後既に30年を経過しておりますので、便宜上平成29年度から平成33年度の5年間で行うものとして、費用推計は4億4,817万5,000円となっております。また更新につきましては、計画上大規模改修等の有無を考慮せず、昭和45年度の建築後60年を経過した平成42年度から平成44年度までの3カ年を想定して、費用推計は7億1,708万円となっております。

一方で、当該整備について、隣接する老人福祉センターを含め、本年度において重要施策の一つとして位置づけ、目下教育委員会を初め関係各部署が連携の上、庁内で鋭意検討を進めているところです。

本件の検討においては、耐震改修に加え、トイレの洋式化等施設において顕在化している問題を解消するための機能更新を行う大規模改修のほか、ホールのみを建てかえ、公民館等は耐震改修等を行う施設の一部更新及び施設の全面更新の3つの計画案を柱に、それぞれの経費、メリット、デメリット等の整理作業を行っているところです。

今後におきましては、こうした作業成果を踏まえ、熊取町公共施設等総合管理計画に位置づけられた庁内調整会議においてさらに精査した後、議員の皆様方を初め、公民館を利用されている関係団体や住民の皆様からのご意見なども拝聴し、具体的な個別施設計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

以上、公民館に関しましての答弁といたします。

議長(坂上巳生男君) 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 次に、老人福祉センターにつきましてご答弁申し上げます。

当該センターにつきましても、6月議会でのご質問の際、熊取町公共施設等総合管理計画に基づきお示しさせていただいておりますとおり、大規模改修といたしまして平成29年度から33年度までの5年間で推計費用1億1,628万円をかけて実施するものとなっております。また、建てかえにつきましては、計画上大規模改修実施の有無にかかわらず、建築後60年を経過する平成46年度から48

年度までの3年間で推計費用2億930万4,000円をかけて実施するものと想定しております。

そして、当該計画に基づき平成29年度には耐震診断を行っており、補強が必要な箇所が1カ所あるものの一定の耐震性能は確保されているという結果が出ておりますので、その耐震化とあわせて実施するエレベーターの更新などを含めた長寿命化の内容を具体的に検討し、平成32年度までに策定する個別施設計画につなげていきたいと考えております。

また、これらに取り組んでいくとともに、教育委員会のほうからのご答弁にもございました公民館、町民会館の整備方針の決定にあわせて、当該センターの整備の方向性もお示しさせていただきたいと考えておりますので、重ねてご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）双方の計画で32年に個別計画をつくるまではまとめないという方向なのか、いつまでにそれぞれを一体化改修、全面改修を含めて計画をつくるのかと。熊取町が計画をつくるんですよ。それぞれ、教育委員会でも福祉部でもない熊取町が計画をつくる、それはいつまでにやるんですか。それは決まっているんですか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）先ほどの答弁でも申し上げましたが、今年度において一定重要施策として位置づけて検討している中で、まず答弁で申し上げたとおり、大規模改修をすることと、それとホールのみ建てかえてその他の公民館としては改修する、もう一つは全面建てかえするということについて今整理を行っている。これを来年度、庁内調整会議において絞り込んでいくというようなことを想定しております。その上で具体的な個別施設計画のまとめを行っていくという予定で動いております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）平成31年に計画内容を検討して32年にはまとめ上げるということで、32年に結論を出してどういう方向にするかということに理解してよろしいんですね。藤原町長、そういう理解でよろしいんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）できれば31年、早い時期にそういう答えを出していきたいなというふうに思っております。スピーディーさを持ってやっていくという意識の中で進めていきたいというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）先ほどの阪口議員の質問の中でこういう絵を示して、明るい未来のある施設ができるというような一つの例示でもありますよね。やはり、小さいですけど老人福祉センターと公民館、ホールというのは非常に重要、それを使う町民の方は非常に楽しみに使っている、けど非常に不便ではない、これを何とかしてほしいというのは、物すごく全面改修等してほしいという要望があるわけで、これはぜひとも31年の間に計画を立てるという方向で進めていただきたいと思っております。

それから、2番目ですが、小・中学校の整備、更新ですけれども、現在のところ大型の耐震補強等がある、東小学校でそういう計画がありますけれども、全体的に熊取の小・中学校の建物を見直す、あるいは統廃合するという、そういう検討はどこかでされておりますか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）それでは、当初のご質問に従って答弁させていただきます。

2点目の小・中学校の整備・更新について答弁いたします。

小・中学校の施設の整備、更新の検討につきましては、施設の老朽化の状況や児童・生徒数の推移等を総合的に勘案した上で、教育委員会で具体案を企画立案し、企画、財政、人事部局との協議、すり合わせを経て町総合計画の実施計画に位置づけた後に、関係予算を上程、事業実施につなげて

いくことといたしております。また、この過程においては議員各位を初め児童・生徒の保護者や住民の皆様方、学校現場からのご意見、ご要望等に最大限に配慮するよう努めているところでございます。

次に、具体的な小・中学校施設の整備、更新についての計画につきましては、こうしたプロセスを経て、目下平成35年度までを見据え、31年度からの5年間に国の学校施設環境改善交付金の財源確保を前提に小・中学校施設のトイレの洋式化を計画的に進めるほか、特に町立東小学校については施設の老朽化が全般的に進行していることから、トイレの洋式化を含めた施設全体の大規模改修を実施したいと考えております。

30年度は中央小学校の西校舎のトイレ洋式化改修工事を推進したところであり、31年度については、前述の国の交付金の採択を前提として、中央小学校の残る中央校舎及びプール棟を初め、西小学校、南小学校及び北小学校の合計4校でのトイレの洋式化を計画しており、その事業費として3億338万7,000円を31年度当初予算に計上させていただいておりますが、過日に30年度の国の補正予算として交付金が4校のうち中央小学校、西小学校、北小学校の3校で採択されましたので、今議会への関連予算の追加上程を目下検討いたしておる状況でございます。

それと、さらに東小学校については、平成32年度以降の3カ年をかけまして先ほど申し上げましたようにトイレの洋式化を含めた大規模改修を計画しており、31年度当初予算にその設計費用として2,342万5,000円を計上させていただいております。

また、これに続いて、全中学校のトイレの洋式化整備として、平成34年度に熊取南中学校及び熊取北中学校の整備、35年度には熊取中学校の整備を実施したいと考えております。

なお、これらの事業実施は、あくまでもその財源となる国の交付金の採択を前提とし、本町の財政状況の趨勢を見きわめながら実施に踏み切るものであるため、各実施の年度が流動的であること、また、詳細な事業費についても実施設計等により算出可能なものであることなどから、平成32年度以降の整備の年度や費用についてはめどが立った段階で提示させていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、小・中学校の整備、更新につきましては、国の交付金の活用を十分に図りながら、施設の長寿命化にも配慮しつつ、快適かつ機能的に使用できるよう計画的に実施してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）各小・中学校の整備、更新について細かい具体的な計画等を説明していただきましたけれども、小・中学校の整備、更新でぜひとも考えていただきたいのは、小中一貫校ということはどう考えるかということと、通学区が違うんですね、小学校と中学校で。それをどう解消するかというのはぜひとも近年の5年以内の間に考えていただかないといけない重要事項だと思います。

熊取町がどういう小・中学校区の編成をしていくのかというのは非常に重要で、南小学校区は人数が減っていますが、下水道が通ったら朝代近辺での住宅地はもっとふえる状況にあると思われま。今、熊取町内で大久保区の住宅地がどんどん進んでいますけれど、熊取町がやはり住宅として非常にすぐれている町であるという認識は多いと思うんです。そういう意味で、小・中学校の整備について、小・中学校の統合も含めて通学区のことを頭に入れて、その編成がえ等も頭に入れた検討を早急にしていただきたいと思います。

それから、次の質問に入りますが、学童保育所について、整備の更新ですけれど、問題点のあるところだけ、その整備、更新をどう考えているか説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、答弁書を読み上げさせていただきます。

3点目の学童保育所の整備・更新につきましてご答弁申し上げます。

学童保育所につきましては、現在各小学校に1カ所ございますが、全体的に経過年数の浅い施設が多く、また耐震性にも問題がないことから、現在のところ大規模な改修等の予定はございません。

が、入所児童数の増加に対応するための施設整備を適宜実施している状況でございます。

今後におきましても、児童の安全性の確保や保育環境の充実に留意しながら、引き続き、全ての児童を受け入れることができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、今後の施設の整備、更新の検討に当たりましては、熊取町公共施設等総合管理計画に基づき、建設から30年を経過した時点で大規模改修を、また、施設の更新周期を60年とし、施設の老朽化の度合いや今後の児童数の推移などを勘案しながら施設の長寿命化や集約、複合化を含めた検討を行い、平成32年度までには個別施設ごとの具体の対応方針を定める個別施設計画を策定するよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、学童保育についてもやはりばらばらである、建物が1カ所にないところがありますよね。そういうところをどうやって1カ所にまとめていくかということも、学校の施設を使ってそれができないかということをやっぱり考えていっていただきたいと思います。

それと、施設整備計画をまとめられるときに、そういう将来展望も含めたまとめ方をさせていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、保育所の整備・更新についてどのように考えておられるか、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、4点目の保育所の整備・更新につきましてご答弁申し上げます。

町立保育所につきましては現在4カ所ございますが、そのうち中央保育所につきましては、昭和57年度に建築後35年以上経過しており、新耐震基準を満たしてはいるものの、これまで大規模改修を行っていないことから老朽化が著しい状況となっております。このため、公共施設等適正管理推進事業債を活用した大規模改修を行うべく、他の保育所に先行して個別施設計画、いわゆる長寿命化計画を昨年8月に策定し、平成31年度の工事实施に向けて準備を行っているところでございます。

なお、大規模改修工事に係る費用につきましては、平成31年度当初予算案として上程しご審議いただくこととなりますが、予算規模といたしましては、関連する予算と合わせまして約1億2,400万円となっております。

その他の保育所につきましては、これまでも耐震補強工事の実施にあわせて必要な改修を行ってまいりましたが、今後の大規模改修時期や施設の更新周期の考え方につきましては、先ほどの学童保育所でご答弁申し上げましたとおり、熊取町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化の度合いや今後の児童数の推移などを勘案しながら施設の長寿命化も含めた検討を行い、平成32年度までには個別施設計画を策定するよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁をさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）保育所について1点だけ、0歳から5歳児の転入者をふやすということで、熊取町も若干その部分は転入者がふえているところがあると思うんです。0歳児から5歳児の転入の保育希望者についての対応は今のところできていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今年度、この3月1日時点ですけれども、待機児童はゼロという形になっております。ただ、年度の途中におきましてもやはり毎月、今、議員おっしゃられたように転入の方がある月10数名来たりとかになると、保育士の確保が追いつかないといったときまで一時的に待機児童が出た月もございます。ただ、3月1日時点では解消しております。

今、当初、来年度の申し込みをいただいた方につきましても、現2月末時点におきましても今のところは児童を受け入れできるという見込みは立っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）熊取町は、やはり保育についても熊取町に住みたいというタウンであるということは、かなり浸透してきていると思うんです。まだまだ熊取町は、今急激に人口は低下しておりますけれども、まんざら捨てた場所ではないと思いますので、やはり理想的な熊取町にするために、そういう子どもたちの受け入れをどうするかということをしてできるだけ早期に具体的な計画をまとめて、阪口議員が言われたようなすばらしい施設が建てられるような計画も含めて、そういう方向性を検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩といたします。

（「15時22分」から「15時40分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1点目、障がい者支援についてですが、身体障がい者手帳の対象とならない軽度の難聴児の補聴器購入助成の導入についてお聞きいたします。

昨年3月議会で難聴児の補聴器の助成事業を質問させていただき、そのときのご答弁には、まず、両耳聴力70デシベル以上の重度難聴児は身体障がい者手帳の対象となるため、補装具の支給制度の対象となっており、両耳の聴力60デシベル以上70デシベル以下の中度難聴児の補聴器は大阪府の難聴児補聴器交付事業から支給されており、そして、私が質問させていただいております両耳の聴力30デシベル以上60デシベル以下の軽度難聴児の補聴器の助成事業につきまして、平成27年11月に大阪府から市町村においての助成事業の実施の検討について依頼があったというふうにお聞きしていますが、昨年の3月議会では助成事業の実施について慎重に検討してまいりたいというご答弁をいただきました。今回、この導入についてお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、障がい者支援についての軽度の難聴児の補聴器購入助成の導入についてご答弁申し上げます。

聴覚に障がいのある18歳未満の児童に対する補聴器購入事業としましては、現在、両耳の聴力が70デシベル以上の方を対象とします障害者総合支援法に基づく補装具としての支給と、両耳の聴力が60デシベル以上の方を対象としています大阪府難聴児補聴器交付事業がございます。

ご質問いただきましたこれらの対象とならない両耳の聴力が30デシベル以上60デシベル未満の軽度難聴児に対する補聴器交付事業につきましても、難聴児の言語能力の獲得に有用であると考えられることから、本町におきましても、次年度からの事業実施に向けまして平成31年度一般会計当初予算に必要経費を計上させていただいているところでございます。

なお、購入の場合の助成内容としましては、補聴器1台につき4万6,007円、イヤモールドを含む場合は5万5,439円を交付基礎額としまして、対象世帯が生活保護世帯の場合はこの交付基礎額または補聴器実購入額のうち低いほうの額を助成するものとし、対象世帯が生活保護世帯以外の場合は、交付基礎額の3分の2または補聴器実購入額の3分の2のうち低いほうの額を助成するものでございます。

なお、この助成額につきましては近隣の自治体と同額としているものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。早速、軽度の難聴の子どもに助成事業ということでしてい

ただくことに決定していただいて、本当にありがたいかなというふうに思っております。

この補聴器の今、確認なんですが、耳かけ型1台が先ほど言われていた4万6,007円ですか。

(「はい」の声あり)

7番(二見裕子君) それとイヤモールドが5万5,374円。

(「5万5,439円でございます」の声あり)

7番(二見裕子君) これの3分の2を助成していただけるということでよろしいんですか。

議長(坂上巳生男君) 小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 先ほどもお話しさせていただきましたように、対象世帯の方が生活保護世帯の場合はこの交付基礎額、今お話しさせていただいたような金額と実購入額、どちらか低いほうの額、基本的には全額を対象として助成をさせていただくということでございまして、生活保護世帯以外の場合は、先ほどお話しさせていただきましたように3分の2を助成させていただくというものでございます。

議長(坂上巳生男君) 二見議員。

7番(二見裕子君) これは、耐用年数とか機械に対する制限とか、1回限りとか何かあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 基本的には、一度交付させていただきました5年というのが一応期間となつてございます。その間にも修繕等がございましたら、そのあたりも対応できるように検討は進めているところでございます。

議長(坂上巳生男君) 二見議員。

7番(二見裕子君) わかりました。一応耐用年数5年ということで、両方の機械とも5年ということでもいいということですか。イヤモールドは交換の費用の分ですか。

議長(坂上巳生男君) 小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) つけられる場合は多分同時につけられる場合が多いのではないかなと思いますので、それは同じ時期にそういう対象、5年間使われた上で、またその辺の更新というような形になるのかなと考えております。

議長(坂上巳生男君) 二見議員。

7番(二見裕子君) わかりました。新生児の聴覚検査の助成もしていただけるようになりまして、今後、やっぱり難聴であることとかが診断が早い段階でわかるようになったわけなので、本当に補聴器の値段というのがとても高くのしかかってくるかなというふうに思っておりますし、また勉強の部分に関しましても、やはり見た目は聞こえているかなというふうに思われがちですので、音として耳からきちっと入ることによってそこら辺の言葉のおくれとか発音のなまりというのもこれで解消していくのではないかなと思っております。今後またしっかりと、そこら辺もあわせてよろしく願いしたいと思っております。ありがとうございます。

議長(坂上巳生男君) 小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 今、議員おっしゃっていただきましたように、学習面というところでも、補聴器をつけていただいてそれによって聞き取りやすく勉強もしやすいという環境になれば、そのほうが子どもにとってはいいなというふうに我々も考えてございますので、そのあたりも十分含めた上で今後進めていきたいなというふうに考えております。

議長(坂上巳生男君) 二見議員。

7番(二見裕子君) ありがとうございます。

じゃ、すみません、次の項目にいかせていただきます。

2点目の子育て支援につきまして、子育てのアプリの導入につきましては、今までも何度か質問をさせていただきましたが、スマホが生活にかかわる内容がふえて、やはりこれからどんどんと働くお母さんもふえていく時代で、これが一つの子育て支援の有効な施策にもなるのではないかなというふうに思っております。熊取町は、お母さんと子どもをしっかりと自治体が安心して子育てし

ていいからねというふうな形で子育てアプリの導入につきましてもサポートしていくという意味で、やっぱり重要なことというふうに思っております。

泉佐野市では、さのつ子ナビというのをを使って電子母子手帳サービスを平成28年11月から開始しておりまして、アプリにより、家族みんなが子育てを共有できるようになっております。そして海南市のほうでは、子育て支援アプリの電子母子手帳機能はIDの取得をするようになっておりまして、これはマイナンバーカードを使ってというふうなこともやられているようです。そして、ちょっと大きなところになりますと、渋谷区とか、また福岡市というのはLINEを情報発信しているということで、とてもLINEというのがすごく目新しいなというふうに思ったんです。渋谷区は子育てに関する情報だけなんですけれども、福岡市はLINEと提携しておりまして、防災やごみ出し、子育てなどの生活に密着した市政情報の中から市民が自由に応じて選択した情報をLINEを通じてタイムリーに届けられる上に、市報に掲載される内容も選択して受信できるシステムを構築されているようです。

LINEのIDというんですか、それを熊取町もやってみてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、子育ての最新情報が簡単に得られる子育てアプリの導入につきましてご答弁申し上げます。

子育てアプリは、子どもの年齢に応じて予防接種や乳幼児健診、イベントの情報など子育て情報を配信できるアプリで、子育て世代ではスマートフォンが広く普及していることから、いつでもどこでも必要な情報が取得できるツールとして有用であると認識しております。

議員からの昨年6月議会での一般質問時にもご答弁いたしました。現在、本町のホームページではスマートフォン専用のサイトも設定されており、閲覧しやすい環境で子育てに関する情報も取得できることから、ホームページへの掲載内容の充実や情報提供の方法など、より一層町が発信する子育て情報に触れていただくように努めているところでございます。

ご質問の子育てアプリの導入についてでございますが、導入の検討に当たりましては費用面も課題の一つとなっておりますが、最近では導入費用やランニングコストが無料のアプリも民間事業者から提供されていると聞き及んでおりますことから、引き続き、アプリ機能や運用面などを調査・研究し、子育てアプリの導入を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

福岡市とかでやられているLINEとかはご存じですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）すみません、LINEを通じてのアプリというのは、ちょっと私は存じ上げておらないです。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）資料としては、福岡県でやっているということは存じております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）大きな都市ですので、そこに協定とかをしてやっているというような状況ですので、それが熊取町でできるのかどうかというのは私もちょっとわかりませんが、とても内容を見ていたら友達の登録をすることによってということ、すごく興味深いというか、やっぱり皆さん若い方もLINEというのはされていますので、一つの研究をしていただける、導入ランニングコストとかという部分がちょっとよくわからないんですけれども、そこら辺あわせてこういうのもあるというので見ていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）子育てアプリにかかわりませず、熊取町行政の情報発信という意味の中で広報広聴のほうでも、このアプリを含めた情報発信のツールについては今研究している最中ですので、近々皆さん方にお伝えできるものが上がってくるかなというふうに思っているんですけども、というところでご理解ください。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）研究していただいているんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）何というアプリでしたか。すみません。

この3月末にでも、町の広報紙をアプリ登録しまして、そこから町の広報紙を見られるという取り組みをしようということで、もうしばらくしたら議員の皆様方にも周知したいなと思っておったところがございます。そのアプリを使って町の広報紙を見ると、こういうような普通の本みたいにめくって見られたり、ある部分的なものを取り出してほかのものに活用できたりというので非常に便利なアプリがございまして、そしたら無料で入れますしランニングコストもかからないというのを一つしようと思っている。マチイロというアプリだそうです。申しわけございません。

同じく、ネット上でもホームページを検索できるようなシステムがございまして、インターネット上で広報を見るものとアプリで見ると、2つ導入しようと思っているところがございます。

実は、マチイロのアプリというものを提供している業者、メーカーの中で子育てアプリも扱っているというような話も若干聞いております。そこらをしっかりと研究していきたいと思って、それも導入とかランニングコストもそんなに高くない。うまいこといけば、数年たてば当然こういうのも無料になってくる、今の時代はそういうふうになっていますので、そういったところも含めて、町長がおっしゃったように情報発信のツールは今やもう多面的にありますので、そういったものを研究していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。アプリとして使っていただかなければ町としての情報発信の部分でも難しいかなというふうに思うんです。子育てアプリ、アプリと言いながら何か逆のことを言っているかなというふうに思うんですけども、LINEとかやっぱり若い人たちが常に使っているそういうアプリで一度見ていただければいいのかなというふうに思います。

やっぱり興味がないと、アプリを取り込んでその後ずっと見ていくかというところ、そしてストレスがかかるようなアプリであれば途端に見なくなるという、やっぱり検索して検索して、今のホームページもそうですけれども、今、何かホームページ、検索のところに入れても検索が出ませんというふうになるんです。上の検索に入れても何も検索がないというふうに出てきたりとかたまにするので、何かちょっと探しにくいなというふうに思います。そこら辺、スムーズにストレスがからず使っていただけるようなものをしっかりと入れていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の災害時の対応についてということで、1つ目の避難施設の経路についてですが、避難所が小学校なり中学校なりあると思うんですけども、南小区の住民から、去年の台風の時、そのほかの時でも、避難する際に昼間はいいですけども、夜になると学校の門から体育館までの経路が暗くて、足元の段差や経路がわからないというふうなご相談をお受けしたんです。今回この質問をさせていただいたんですけども、ここら辺はどのように解消していただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、避難施設への経路について答弁申し上げます。

学校入り口から避難所となる体育館までの経路につきましては、避難所開設時に矢印誘導を行っており、日中の明るい時間帯であれば問題はないと考えてございますが、夜間については議員ご指

摘のとおり、南小学校や北小学校の体育館への経路に関しましては、夜になれば暗くてわかりにくい状況が部分的にございます。したがいまして、学校敷地内にLEDソーラーセンサーライトあるいは投光器等を設置して、住民の方々が速やかに安全に安心して避難できるよう整備してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）今のところ、南小学校と北小学校がわかりにくい。全部調べていただいたんですか。中学校とかも調べていただいたんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）8カ所ある避難所につきまして、各小・中学校の先生方に確認をしていただいて、その経路の可能性になるところを全て確認していただいたということを聞いてございます。ただ、もう一度危機管理のほうでも確認しながら整備していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、LEDソーラーとか投光器でしたら夜になったら光るというやつになるんですか。それをやっていくということでもいいんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）私が一定今ご答弁申し上げたのは、夜になったら光ると。人に反応して光るといものになっておる。投光器につきましては現場に行きつけて取りつけて光らせて照らすというような形になりますが、一例を今申し上げたところで、もっといいもの、もっと有用なものがあれば、またそちらのほうに切りかえていってもいいかなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。やはり台風のときの災害がとても皆さん怖かったので、その後、すぐ避難された方とかもいらっしゃったので、昼間であればそんなに困ることはないですけれども、災害はいつ起こるかわかりませんので、その辺すぐに今対応してくださるということで、本当によかったかなというふうに思っております。またしっかりとそこら辺、ほかのところでもそういうところがないか見ていただいて、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目になりますが、防災行政無線の聞こえない時の対応についてというところで、私も何度か防災行政無線が聞こえない、聞こえないと質問をさせていただき、台風の後には角度や聞こえの修正をしていただきましたが、まだ聞こえないところについてはやっぱり電話での聞き直しであったりとかになるのかなというふうに思うんです。以前にフリーダイヤルにするのはどうかというふうに提案させていただいたんですけれども、これはどのようにになりましたでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、2点目の防災行政無線の聞こえない時の対応についてご答弁申し上げます。

防災行政無線が聞き取りにくい状況に対しましては、本町ホームページや毎月の広報くまのりの枠外を利用した紙面において、放送が聞き取りにくかった場合の対処として放送後2時間の電話による放送内容が確認できる旨を、現在はそういうご案内をしているところがございます。

議員ご質問のフリーダイヤル化につきましては、これまでも議会等でご要望いただいてございまして、関連予算につきましては平成31年度の当初予算で計上させていただいてございます。

今後の運用につきましては、4月広報において住民の皆様方に周知し、平成31年、ことしの4月から本格運用を始める予定でございますが、現在既にもうNTTと導入の方法や切り替え時期等の調整、協議をしているところで、現在の番号を生かしつつ新たなフリーダイヤル番号を追加した形で、今月の早い段階で、できるだけスピード感を持ってやっておるんですけれども、試験運用を開始していく予定としており、3月中の運用開始につきましてはホームページ、まずはフェイスブッ

ク等で情報発信していきたいというように考えております。その際には、現在の電話番号においてフリーダイヤル番号の情報案内を行い、住民の皆様方に一定周知するまでの間は新たなフリーダイヤル番号と現在の電話番号の2つの電話番号で運用を検討しているところでございます。

今後、災害等の情報につきましては適時的確な発信に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。

これ、運用するに当たって費用的なものというのはどれぐらいかかっていますか、コストは。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）初期費用としては2,000円程度ということになります。ただ、年間の経費としては16万2,000円程度かかるということで、その分の予算は31年度の当初予算に上げさせていただいておまして、旧年度でスタートさせる分については今の現予算でちょっと流用とか、そういうような形で対応させていただこうかなというふうに思っています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。やっとな聞き返すのにお金を払わなくてもフリーダイヤルにさせていただけるということで、聞こえない方にとっては聞こえないのは変わらないんですけども、でもそれを聞けることによって少しは安心できるかなというふうに思っておりますので、ありがとうございます。今後もよろしくお願ひしたいと思っています。

では、次にいきます。

4つ目、学童保育についてお伺いします。

まず初めに、今年度4月時点の各学童保育所の入所児童の数と現在の入所児童の数と、どのようになっているのでしょうか。また、来年度の入所児童予定数というのも教えていただきたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、学童保育についてのご質問の1点目、今年度4月時点での各学童保育所の入所児童数と現在の入所児童数、また来年度の入所予定児童数につきましてご答弁申し上げます。

まず、平成30年4月時点での入所児童数は、中央学童保育所が112人、東学童保育所が110人、西学童保育所が113人、南学童保育所が76人、北学童保育所が125人の合計536人となっております。

また、本年2月時点の入所児童数は、中央学童保育所が82人、東学童保育所が103人、西学童保育所が110人、南学童保育所が74人、北学童保育所が117人の合計486人となっており、4月時点と比べますと全体では50人の減少となっております。

次に、平成31年度の入所予定児童数についてでございますが、2月14日時点の内定段階で申し上げますと、中央学童保育所が108人、東学童保育所が112人、西学童保育所が133人、南学童保育所が80人、北学童保育所が140人の合計573人となっており、前年度4月時点の入所児童数と比べますと、全体では37人の増加見込みとなっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。37人増加ということで、今年度というんですか、4月当初の人数から2月までで50人ぐらい減っていますけれども、その減っている原因というのはどんなものと考えますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）退所の際にお申し出いただいたときに特段その理由を

全てご申告いただいているというわけではないので、全ては把握し切れてないんですけども、基本的には、高学年になりますとやはり学習塾へ通うでありますとかということで、基本的には高学年になるほど入所児童数は減っております。そういったことでの退所理由、またあわせて、やはり家庭環境の変化、お母様が就労しておったのが仕事をやめたということで学童の入所要件がなくなったとか、基本的にはそういうことが理由であるのかなというふうに理解しているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）この2月の時点で50人ぐらい減になっていまして今年度また573人になったのは、4月から37人アップとなっておりますけれども、これ実質486人からとなると80人ぐらい人数が変わってくるんです。やめた方がまた入ってきているということもあるんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）全くないのかどうかというのはちょっと私、確認はとれていないんですけども、基本的には余りないのかなというふうに思っております。中にはそういう方もいらっしゃるのかわからないんですけども、基本的に退所されたときは先ほど申しました理由で退所されていますので、ひょっとしたらまた新たに就労で家庭の環境が変わったということであれば、また再度のお申し込みという方はいらっしゃるかもしれませんが、全てはすみません、現状はちょっと把握してございません。申しわけございません。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ4月から4月で比べて37人オーバーというかアップになってますけれども、実質もしかしてこれ、もう80人ぐらいふえているというふうに考えてもいいということですか。減った人から新たな人がかわりに入ってきているという考えであれば、80人ぐらいの方が新しく入ってきたというふうに考えてもいいということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）入所で、基本的には今現在が400、先ほどご答弁申し上げました人数になっていますので、比べると、そういう今、議員がおっしゃった約80名程度が増員ということになるんですけども、途中で転入された方もいらっしゃいますし、基本的には新規の入所申し込みということでお考えいただければと思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。それだけ学童に入られる方が、当初536人から比べても32人アップで、実際のところやめた方も含めて2月で486人で現在573人ということは、やはりたくさん入る方がいらっしゃるということをお考えましたら子どもにとってやすい場所というんですか、過ごしやすい場所となっているかというところが課題となってくるのかなと。高学年になったら塾とか習い事でやめたりとか、中には学童になじめないという子どももいらっしゃって、やむを得ず鍵っ子になって家という方もいらっしゃるのかなと思うんです。

次の施設整備に関連することかなと思うんですけども、やはり子どもにとってやすい場所というんですか、過ごしやすい場所となっているかということをお聞かせ願えたら、施設整備について、すみません、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、続きまして2点目の施設整備についてご答弁申し上げます。

学童保育所の入所児童数が増加しておりますことから、今年度におきましては、東学童保育所にユニットハウスを増設するとともに、北学童保育所において旧北学童保育施設を改修して3クラブ運営を実施したところでございます。また、中央学童保育所におきましては、保育環境の改善を図るため、中央小学校敷地内に1クラブ分の児童が受け入れ可能なユニットハウスを設置するための

準備を進めているところでございます。さらには西学童保育所におきましては、来年度の入所予定児童数が本年度と比べて大幅に増加していることから、既設のユニットを拡張した上で、現在の2クラブ運営を3クラブ運営とするべく準備を進めているところでございます。

このように、本町といたしましては、今後の児童数の推移や施設の立地状況、さらには厳しい財政状況などを総合的に勘案しながら、引き続き、待機児童が生じないよう対策を検討してまいりたいと考えております。

また、保育環境につきましても、指定管理者とも協議を行いながら、平成31年度におきましては中央学童保育所の空調機器更新や南学童保育所保育室床の防音対策など、施設環境面の改善について適宜取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、平成31年度のクラブ数を教えていただいていいですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）クラブ数でございますけれども、5校区で平成30年4月1日時点では11クラブでございます。

各校区のクラブ数ですか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）すみません。

全体では11クラブ、まず中央が2クラブ、南学童も2クラブ、西学童も2クラブ、それが先ほど答弁申し上げた今年度4月1日からは3クラブ運営となります。北学童につきましては昨年の4月から3クラブ運営、東学童は2クラブとなっております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）中央学童は2クラブと……。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）中央学童は、現時点では2クラブでございます。それが今年の4月1日から3クラブ運営になります。先ほど答弁申し上げましたように、中央小学校敷地内に1クラブ分のユニットハウスを設置して、そちらで3クラブ運営を行うということになってございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、次年度というんですか、次からは何クラブですか。合計。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）この4月1日から13です。11から2クラブ運営ふえて13クラブ運営になります。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

これ、北小が1つふえているのはユニットで、北小は学校の中ですよ。あとはこれ全部ユニットですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）北学童につきましては、もともと2クラブが学校の校舎内にあります。児童数がふえたことからその中にはもう受け入れができないということで、昨年の4月、旧北学童の施設を一応改修いたしまして、そちらで1クラブ運営を始めて、計3クラブで運営をしているところでございます。

北学童については以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）何を言いたいのかといいますと、全て北小以外はユニットでということですよ、こ

れ全部。その辺、ユニットというのはまあ言うたらプレハブということですが、こちら辺の耐震とかは大丈夫なのかもしれませんが、安心なのでしょうかと、ちょっとお母さんとかのご意見を聞きますと、その辺の今エアコンもつけていただいたということもありますけれども、本当にプレハブはやっぱり暑いじゃないですか。その中で幾らエアコンつけていただいても暑いのは暑いという、子どもも体温が高いです。そんなのを思ったときにユニットというのはどうなのかなと思うんですけれども、この辺についてはどのようにお考えですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）ユニットハウスと申しまして、基本的には今、議員おっしゃられましたように、耐震性とかそういった安全性というのは全く問題はありません。昨年、東学童に新たにユニットハウスを設置しているの議員も見ただけだと思うんですけれども、基本的にはもう設備的には全く何も問題はなく、基礎もきちとしたもので建築してございます。

ただ、ユニットハウスというところにつきましては、やはり今後の児童数の推移とかそういったことを考えた場合に、あとは財政的な面、財政状況を見た場合に、今そういう施設整備に多額の費用をなかなか投じることにはできない。ただし、一方ではやっぱり待機児童は出さないという方向で、現時点におきましては一番ベストな方策なのかなという形で考えているところでございます。

ご心配いただいているように、安全性とかそういったところにつきましてはもう全く問題ございませんし、我々もNPOのほうといろいろ協議しながら進めているところでございます。そういった安全性をきちと担保した上で、こういった形で整備を進めているということでご理解いただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）長期的にはどんどん学童の子どもがふえておられる現実を思ったときに、学校の児童がそんなにふえているわけではないと思ったら、北に関しては、初めからかどうかちょっとわからないですけれども、学校の教室の1階の端のところを活用しているわけじゃないですか。ほかの小学校についてもそこら辺を活用できないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）まず、学童保育の施設の基本的な考え方と申しますと、国のほうで放課後子ども総合プランというのがございます。そのプランの中におきましても基本的には学校施設を徹底的に活用するというふうなことを書かれてございまして、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すということで掲げられております。そういうことによりまして、当然のことながら国庫の補助等のかさ上げ等もございまして、本町といたしましても、基本的にはそういった学校施設、また学校施設内ということで、教育委員会、また学校現場のほうとも協議を進めております。

ただ、その中でやっぱり小学校の余裕教室が現状としてはないというところの中で、今回、中央学童につきましても学校施設内というんですか、教室内を使うのは難しいけれども、施設の敷地の一部を活用させていただいて、こういった形で1クラブを整備したという状況でございます。

ですので、引き続き、議員おっしゃられるように、新たに整備が必要だというときには、まず学校のほうといろいろ協議しながら、その状況を見ながら整備はまた検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほど言われていた放課後児童クラブの設置または運営の促進についてというところで、放課後児童クラブは家庭の代替機能としての生活の場であり、学校の余裕教室等適切な環境での事業実施が望ましいというふうな文言もありますし、やっぱり安心・安全な居場所づくりというのはすごく大事ななと思います。そう考えたら、学校というのが防災の関係もありますし、避難所という場所にもなっていますし、遊ぶところもグラウンドもありますし、その学校の中でユニットがあるというのであればというふうにおっしゃるのかもしれないですけれども、親御さんが仕事

にまだ帰られる前に何か災害が起こったときに、子どもが学校の中でいて、避難所になるところでいてるところがやっぱり一番安心できる場所じゃないかなというふうに考えたときに、ユニットを使うのではなくて、そこにお金を投じるのであれば、今本当に余裕教室がないのかなというのを、少人数制とかされていてなかなか使えるところがないというふうにおっしゃるんですけども、そこは本当にきちっと協議をしていただいて、北小も1階で出入り口が確保されていて、学校から1回出て外から入るみたいな遮断されているようなつくりになっていますし、改築とかする分に関しては国の費用も出るんじゃないかなと。

そちらのほうが、コストを考えたときに、そして長期的な部分で考えたときに学校施設を使うべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように考えられますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）先ほど申しましたように、国のそういう考え方に基づいて、我々もまず第一に学校敷地内ということは考えてございます。そんな中で、やはり今回、昨年、北学童の整備もそうなんですけれども、まずは学校の校舎施設を使えないかというところで、教育委員会、また学校現場と協議はさせていただいております。今後もそういう形で協議をしながら、施設内の学童整備ができないかというところは今後も引き続き協議してまいりたいというふうに考えております。

ただ、学校の実情等もございます。あるのになというわけではないので、本当に現実はないということですので、その辺も常に状況を見ながら整備はまた進めていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）以前、中央小学校にことしプレハブを建てるときに、中央小学校の人数がどんどん減っていったというのはいまもう我々もわかっている。ところが学級数そのものは変わっていないんですよ。もっと大幅にがばっと減らんと教室があかないというのが事実なんで、合計の生徒数が減っているというのだけ見てきつとあくやろうというのはちょっと違うんです。

だから、それを全部健康福祉部から話が来て、ずっとクラス数を見ていたり、むしろ小人数教室で使う部屋がふえてきたりというのも事実なので、単純に総数が減っているから教室が余るというような考えは、一致しないというふうにご理解願いたいと思います。けちで言うているんじゃない。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。教育長が言われることはなるほどなというふうに思うんですけども、親御さんとかの気持ちを考えたらやっぱりそのまま学校でという部分はすごく安心かなというふうに思うので、1回外に出て違うところの学童に通うということの子どもの負担というんですか、気持ちの、何か違うところに預けられるという言い方はちょっと違うのかもしれない。何かそういうのよりはそのまま学校で残ってと。

昔であれば、自由に残って遊んでというふうに私らの時代はいけていましたけれども、今は本当に学校が終わったら帰りなさいというような形で、グラウンドも使えないというような状況ですので、そこをやっぱりあいているのであればというふうな思いもありますし、多分、同じように、保護者のお母さんも、子どもが減っていて教室があいているん違うかときつと思われていると思うんです。総体数が減っていてもクラス数が変わらないというところ辺がなかなかわかりにくいところなので、今後、そこら辺もあわせて検討もしていただきたいと思いますというふうに思います。

南小の学童のユニットが床ががたがたで、近くの住宅の人のところがすごく騒音の問題があるということで、床をしっかりと補修していただくというようなことをお聞きしたんですけども、南小に関しても教室はないということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）現時点では、南学童保育所につきましては平成25年4

月から1クラブから2クラブ運営になってございます。そのときに既存のプレハブにあわせてユニットを設置しているんですけども、それ以降、入所児童数については若干減少傾向にあるというところで、現時点で学校のほうで余裕教室、空き教室があるかという、現在ないというふう聞いております。

ですので、先ほどご答弁、議員もおっしゃっていただきましたように、平成31年度の予算案として上程しております防音というんですか、お子さんの騒音対策ということで、もともとのプレハブのプレールームの床、そこを全面防音対策の工事をしたいというふう考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）それ、防音対策したら大丈夫ということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）こちらの工法につきましては、本町の建築部門と現場を見ていただいて協議をして、今考えられる最善の方策だろうということで工事を実施したいというふうにご考えてございますので、100%全く音が出ないのかということそれはどうか、少なくとも今は、床との間に何か空洞があるらしいんです。そこがかなり響くということで、そこに防音効果の高い材料を敷きまして防音対策をするというふうな工事を予定しているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）子どもはすごく飛んだり跳ねたりとかしたりとか、やっぱり運動量が半端じゃないので、その辺、工事したけれどもどうなのかな。やっぱり下に住まれている方がいらっしゃるときは何時から何時までは騒げないみたいなことをちょっと学童の方がおっしゃっていたので、やっぱりそれもストレスになっていくかなというふうに思います。しっかりとその辺は見えていただきたいなというふうに思います。

それと、もうちょっと施設環境のところなんですけれども、平成26年に児童福祉法の一部が改正となって、新制度で町も基準を決めて条例を定めています。その部分で経過措置を設けている部分は何点かあるんですけども、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいんです。

静養室というのについては経過措置というふうになっているんですけども、これは全学童にあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）静養室につきましては、議員おっしゃられましたように本町の基準条例の中で静養室を設けるといふのと、あと、1クラブについてはおおむね40人以下、あとは児童1人当たりの占用区画面積をおおむね1.65平米以下というふうなところが条例では規定されておりますけれども、基本的には経過措置は設けているというところでございます。

現在、例えば静養室につきましても今回新たに施設を、中央学童も西もそうなんですけれども、整備するに当たっては、静養室を確保するようにうちのほうはしてございます。ですから、今後新たに施設を整備するときには、条例に沿ったような形で進めていくという考えでございます。

ですので、すみません、全て今現在静養室があるかという、そうではない状況であります。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、静養室があるところはどこのクラブですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今現状は、南学童のほうには静養室はあるということで、今回新たな施設整備ということで中央と西に新たに静養室を設けるといふことで、今年4月1日からは3カ所、3学童について静養室があるという状況になります。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これは、別に部屋があるという考え方でいいんですか、静養室。ちょっとしんどくなったりとか休憩、1人になりたいというのはあれですけども、何かそういうのでというところ

ろですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）静養室ですので、何らかの形でパーティションを入れるなりしてほかの児童と1区画そのスペースを設けるということで、基本的には大体パーティションとか何かで区切って、そのスペースを設けられるというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。じゃ全くの1部屋という考え方ではないということですね。40人いてたら、いっぱいの中で端をあけたら、1.65でも狭いのにもほかの子たちがもっと狭くなるというふうなことも生じるということですよ、その部分を静養室に使おうと思ったら。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）議員おっしゃいますように、今の新たに施設整備を設けて、条例基準であれば問題はないんですけども、今も静養室を設けることによって当然児童の占用の面積というのは減少しますので、その分、児童の受け入れが厳しくなるということもございます。

ですので、そういったことも含めて今後の課題ではあるんですけども、ただ、施設整備の際にはそういった条例に即した形で進めていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。保護者がとても心配されている部分、施設のことであったりというのが一番子どもが過ごしやすい場所というのを提供していただきたいなというふうに思いますので、その辺もあわせて今後しっかりと見ていただきたいなというふうに思います。

3番目の支援員の人材確保についてですけども、熊取町は1クラブ大体40人に2人の指導員というふうになっていますが、人数はかなり超えているかなというところもあるかもしれないですけども、今全体で何人の支援員の方がいらっしゃるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、まず3点目の支援員の人材確保ということでご答弁させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、支援員の人材確保についてご答弁申し上げます。

放課後児童支援員の配置基準等につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、本町の基準条例において定めているところでございます。

本町の学童保育所運営につきましては、平成29年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者募集の際の職員配置基準では、学童保育所全クラブの運営を取りまとめる統括責任者1名と、その補佐役となる主任支援員1名を正規職員として配置することに加え、各クラブに有資格専任支援員を正規職員で1名と雇用形態を指定しない有資格補助員1名を合わせた計2名体制を基本として、入所児童数や障がい児の受け入れ人数に応じて、雇用形態を指定しない職員を適宜配置することとしてございます。

なお、これらの配置基準を平成31年4月の入所予定児童数に適用した場合、現時点におきまして必要となる職員数に不足は生じておりませんが、今後のクラブ編成や障がい児に対する加配支援員の増加等により不足が生じる可能性もあることから、本町といたしましても、町広報紙やホームページへの職員募集記事の掲載を行うとともにハローワークの協力を得て就職相談会を開催するなど、職員確保の取り組みについて支援を行っているところでございます。

現在の熊取町の指導員の人数でございますが、正職員が15名、それと準職員ということで1年雇用の常勤の職員でございますが10人で、非常勤のアルバイトの支援員が16人の計41人という形にな

っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。これから、先ほども言いましたけれども、共働きの方とかがふえてクラブもふえていくと、やはり人材の確保というところが難しくなってくるかなというふうに思いますし、支援員といっても研修を受けていただいてしっかりとした人材の方を町としても雇っていただきたいなというふうにも思います。といっても、支援員の就業時間が午後からというか、子どもが学校を終えてからの時間というふうになって、なかなか短時間の勤務となる場合、正職員とはいかなかなということもあるかなと思うんですけれども、その辺は町としてどのように考えていますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）本町の指導員の雇用形態というのは、先ほど正職員が15人ということで、近隣、岸和田エリアも含めてこれはうちの特徴でございます。他団体におきましてはほとんど直営というところが結構多いんですけれども、現場における支援員というのはもうほとんどが非常勤の職員という形になっておりますので、その辺につきましては比較的安定的な学童保育が行われているのかなというふうに思っております。

また、給与面につきましても、正職員につきましては当然のことながら給与もでございますし、昇給もしてございます。あと、非常勤の職員につきましても、他団体と比べましても低くはない状況でございますので、基本的には上位のほうになってございます。

ただ、確かに支援員の確保という面では非常に保育士同様厳しい状況でありますので、町としてもできるだけ協力して、支援の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。人材確保のためにもキャリアアップの処遇改善という手法もありますので、町として3分の1持ち出しということもありますけれども、その辺については考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）キャリアアップ事業、こちらについても議員おっしゃるように国のこれは子ども・子育て支援交付金の事業であったかと思っておりますので、また近隣の状況等も踏まえて今後NPOとも協議しながら、調査研究は続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。学童保育について施設や人材の確保というのは、本当に今後どの事業者が指定管理になった場合でも預ける親御さんが安心して預けられるような対応をしっかりと町のほうでも考えていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後になりました。ため池の活用について質問させていただきます。

先ほど重光議員のほうからも聞いていただいたんですが、太陽光パネルの設置の状況ということでお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、5点目のため池の活用、太陽光パネルの設置状況についてご答弁申し上げます。

ため池への太陽光パネルの設置につきましては、ため池を活用し、地球温暖化防止対策の一助として再生エネルギーの導入促進を進めるとともに、事業者からのため池使用料収入を見込み計画を進めているところでございます。

弘法池における太陽光発電設備等設置事業につきましては、朝代区及び関空国際自治会の了解を得て平成29年12月に公募により事業者を決定し、当初の予定では昨年の秋ごろに地元説明会を開催する予定でしたが、台風21号による太陽光パネル等の被災状況の確認などに時間を要したことから説明会がおくれ、本年2月8日に朝代区、2月9日に関空国際自治会において説明会を開催させていただきました、多くのご意見をいただいたところでございます。

しかし、重光議員のご質問において答弁させていただきましたとおり、このたび弘法池における太陽光発電事業については中止することとし、その旨を関係自治会及び住民に対しお知らせしたところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。現状ではため池での太陽光パネルというのは、もう進んでいないという状況であるということはわかりました。活用については、本当に長池オアシスのようにため池が公園となるような、憩いの場となるようなものがあちらこちらにできればいいのかなというふうに思うんですけども、そこもなかなか難しいかなというふうに思います。

太陽光パネルの設置の費用の一部をため池を管理する部分に使っていくというふうに考えておられたかなというふうに思っておりますが、水利組合もだんだんと高齢化していつて管理していくのも大変という中で、今後、町としてもため池の管理について、使われてないため池や水路とかも閉鎖していくとか、何かそういうふうなことを考えて、ため池の活用というのを考えていますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現時点ではため池の活用方法というのは具体的には持ってございませんけれども、例えば私の思いつくところでは、池を釣り堀として活用するかボート遊びや水遊びができるようにするとかございます。いずれにしても今後調査研究していく必要があるかなと。

議員おっしゃった使っていないため池等の処分、これについても引き続き検討を進めていって、処分できるため池はできるだけ処分していこうというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。水利組合も高齢化してだんだんと管理も難しい状況で、また台風のとときとか大雨のとときに水が水路からかなり詰まったりとかして、住民の家のほうにばあっと漏れたりとか、そこを掃除していただかないといけないとかいろんな状況がありますので、その辺も含めて今後、ため池の活用について、また管理についても考えていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、二見議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、質問をさせていただきます。

初めは、高齢者の独り暮らしについてです。

いきいきくまとり高齢者計画2018の17ページにアンケート調査結果として、要支援者ではひとり暮らしが33.5%と最も多く、要支援者のひとり暮らし高齢者への支援策を充実させていく必要がありますと書いてあります。しかし、要支援者は通所サービスや訪問型サービスが受けられ、相談しやすい環境があります。それに対して、未認定者は1日中誰とも話さない日があるなど、問題が多いのではと思います。

同じく高齢者計画27ページには、未認定者の家族、友人以外に相談する相手について、「いない」が42.7%になっているため、地域包括支援センターを初め安心して気軽に相談できる体制構築が重要ですと書いてあります。どのような支援策、体制構築を考えているのか、お示してください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の高齢者のひとり暮らしにつきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の未認定者への支援策についてでございますが、未認定者を含む高齢者全体の見守り施策として、緊急通報装置対応事業や高齢者見守りネットワーク事業、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業などがございます。そのほかにも各種支援につなげる取り組みといたしまして、介護予防事業の啓発や地域包括支援センターの独居高齢者見守り支援事業につなげるみまもりアンケートなども実施しております。

さらに、地域におきましても、民生委員児童委員による見守り活動やシニアクラブによる友愛訪問に加え、住民同士の支え合いとして、幾つかの自治会におかれましては地域の皆様で見守り活動や生活支援などに取り組んでおられるところもあり、セーフティネットが幾重にも構築されていることで、ひとり暮らし高齢者や未認定者を含む高齢者がより安全で安心して暮らしていけるようなまちづくりに取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

今でしたらもうネットワークが十分できて、ひとり暮らしの人も安心ですよというふうな感じのご答弁だったというふうに思うんですけども、本当に孤立している高齢者というのは、なかなか私たちが訪ねていっても心を開いて話してくれるというふうな方が少なく、電話にもなかなか応じられないというふうな方もいらっしゃる。そういうふうな方々に対して本当にどうしていったらいいのかなということを考えていくときに、いわゆるごみ屋敷ではないですけども、ひとり暮らしでなかなか片づけができないとか、料理はもう買ってきただけで済ませているというふうな方々が見られますので、そういうふうな方々に少しでも違う方向というか、自分たちで生活していける、ひとりになっても生活していける方法をお知らせしていけるような、そういうふうなネットワークというか、そういういろいろな事業を進めていただけないかなというふうな感じで質問させていただきました。

次の質問に移らせていただきますが、いきいき高齢者2018の59ページには、熊取シルバー人材センターでの高齢者の就労に対して支援をしていると書かれてあります。家事援助など利用できるように、利用者的高齢者に対して29年度から緩和型の訪問型サービスをしていらっしゃるんですけども、その方々は割合に安く利用できるんですけども、未認定者になりますと980円ぐらいというんですか、1,000円近く1時間についてかかってきます。その辺の何か少し安くできるような家事援助はできないかなと思ひまして、次の質問ですけども、お願いします。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 次に、2点目のシルバー人材センターの家事援助の支援につきましてご答弁申し上げます。

シルバー人材センターにおける家事援助につきましては、町として直接的な支援は行っておりませんが、高齢者の就業機会の拡大や生きがいづくりなど高齢者福祉の増進という観点で、その運営費に対し補助金の交付という形で支援しているとともに、当該センターの活動に係る広報掲載やチラシの配布といった周知・啓発での協力も行っております。

今後におきましても、家事援助に対する直接的な支援ではなく、当該センター全体の運営費などへの支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） できれば、訪問看護型のサービスと今普通の方がお支払いしなくてはいけない900円から1,000円ぐらいの金額の間ぐらいを高齢者の方々が使えるような方法はないかなというふうな感じで思っていたんですけども、また高齢者のひとり世帯の方が使えるようなサービスという

のをしていただけたらありがたいかなと思います。

それで、なかなかシルバー人材センターで働いている方々からこういうサービスをしていますよというふうなこともなかなか聞こえてこないし、一般の方々も、私もなんですけれども、緩和型訪問サービスについては知っていたんですけども、同じようなサービスを一般の方々にもできているというふうなことがなかなか知れ渡っていないと思いますので、何かもうちょっと皆さんに知ってもらえるような、こういうサービスをシルバー人材センターでやっているんで、片づけとか、それからちょっと面倒くさいのは、初めに来ていただいてこれだけの片づけをするのにこれぐらい時間がかかって何ぼぐらいですよというそういうことをしないとなかなか利用できないということがあって、お年を召した方が電話してそういうことで来てもらってということで抵抗しはる方々もあるかなというふうに感じているんです。

でも、皆さんに周知してもらって、少しでもそういうことに利用していただける方がふえるような方法というのを、また広報する方法を考えていただけたらと思うんです。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）緩和型サービスを平成29年度に導入いたしましたけれども、その当時、熊取町で町から全世帯、全戸配布でパンフレット等で啓発させていただきました経緯がございます。やはりシルバー人材センターはシルバー人材センターの事業体として、事業運営、経営運営努力という観点でしっかりと啓発をやっていってもらいたいなと思っておりますので、我々はシルバー人材センターのほうに補助金を出して運営を助成させてもらって、シルバー人材センターがすごく皆さんの利用者には低額で安定して安心して利用できるような体制づくりというものを助成をやっていると、助けているというところでご理解いただきたいと。

やはりその議員ご指摘のところの啓発という意味では、シルバー人材センターも十分ではないのかなというところも我々も感じておりますし、ともに共同してしっかりと啓発をやっていきたいと今後は思っております。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）同じページに、草刈りとか電球交換とか簡易なワンコインサービス、500円で利用できるサービスもありますということを高齢者計画には書いてあるんですけども、これも高齢者計画を読んで初めて知ったというふうな感じなので、本当に広報としては、ワンコインサービスについてはシルバーのホームページにも何か載っていなかったんですよ。こっちには書いてあったんですけどもシルバーのほうのホームページにはそういうワンコインサービスについては書かれてなかったというふうなことで、またシルバーのほうにもそういうことをもっと宣伝していただけたら、ワンコインサービスでこういうのがあって、そこからまたこういうこともしてもらいたい、ああいふこともしてもらいたいということで広がってくるんじゃないかなというふうな感じで思いましたので、またその辺もよろしく願いしておきます。

ちょっと質問させていただきます。

高齢者計画には地域ケア会議の開催とありますが、63ページには29年度2回、30年度3回と書かれています。これはどの地域で開催されたのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）地域ケア会議につきましては、平成29年度ではつつじヶ丘で2回、平成30年度、現時点での実績といたしましてつつじヶ丘地区で1回、希望ヶ丘地区で7回、こういった会議をさせていただいております。

議員ご指摘の地域ケア会議という視点でありますと、個別ケース会議でありますとか自立支援型の地域ケア会議、これは専門職が皆さん集まって、そのケースの方を個別に丁寧に、どのようなサービスにつなげていったらいいか、どのようにフォローをやっていったらいいかというようなことを話し合うような会議なんですけれども、これも地域ケア会議になります。こういった会議につきましても、平成29年度紹介させていただきましても、個別のケース会議が6回、自立支援型の

会議が4回、平成30年度は個別ケース会議12回、自立支援型の会議が6回ということで、地域ケア会議をしっかりと町としても専門職も協力してもらいながら、また、先ほどもご紹介させていただいたように、地域の方々の協力、要望に応えながらしっかりと取り組んでいるというような状況です。

以上です。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）地域ケア会議というのは、高齢化のときでは上のほうに町全体のケア会議があって、その下にそれぞれの地域で個別に地域ケア会議をしますというふうな感じで図が載っていたんですけども、下のほうのそういうことで個別の1人の人に対してこういうふうにしませうかというふうな会議も行っているというふうなことでいいですね。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、個別のケース会議も地域ケア会議という位置づけでさせていただいております。また、熊取町の場合は圏域が一つということで、町域もそんなに広くないので、大きな団体からすれば1層、2層、3層というような形で分かれている自治体もあるんですけども、現時点では1層、2層をまとめて兼ねて、そういう会議を行わせていただいているというのが現状です。

しかしながら、きめ細かさという点でこの先、広がりを持たせていきたいということで、計画にも載せさせていただいておりますように、今後は1層、2層分けていきたいというのが希望なので、それに目がけてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その前の62ページに第2層生活支援コーディネーターの配置ということが書かれていたんですけども、これはもう配置されておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほど私申し上げましたように、1層、2層を兼ねてというところの観点で申し上げますと、現時点で熊取町の生活支援コーディネーターは6名研修を受けていただいております。町の職員2名、社会福祉協議会1名、シルバー人材センターが1名、包括支援センター1名、計6名ということで研修を受けていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その方は、上層と下層と分けずに全体を網羅してという形でやっていただいているということですか。わかりました。

本当に相談するなんて嫌だと思っていらっしゃるようなひとり暮らしの方がいまして、ひとりで困っていらっしゃるだろうなと思いつつも声をかけるのを私自身もちゅうちょしているような方もいらっしゃるんです。本当にいろいろな方にかかわっていただいて、シルバー人材センターとかそういうほかの介護のほうに、認知症のほうにもあると思うんですけども、いろいろなことをかかわってもらってその人の心を開いてもらって、そういう社会的なところへ出ていってもらおうということが本当に大事だと思っております。

65ページに書かれていますように、見守りアンケートの未収者の方々についても町と地域包括支援センターが全軒訪問していただいで孤立防止に頑張っているということ、非常に素晴らしいなと思って読ませていただいたんです。このことを地域ケア会議に結びつけていただいて、電話しても出られない方とか電話してもはいはいでがちゃっと切られる方とか、いろいろいらっしゃると思うんですけども、そういう方々がちょっとでも孤立防止につながっていくような地域ケア会議を広げていただきたいなというふうな思いで、全戸、地域でそういうケア

会議が開かれるような熊取町を私も頑張っていきたいと思っておりますので、そういう会議がいっぱい開かれることを望みたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほど議員のほうから1個目の質問のときに、しっかり熊取町はセーフティネットを張りめぐらせて、もう十分やっているよというようなふうに聞こえるというようなことをご指摘いただいたんですけども、全くそんなことは思っておりません。やっぱり行政の力、地域包括支援センターの力は限りがあるので、やっぱり地域力、地域の方々に協力してもらわなあかんと思っております。議員ご指摘の地域ケア会議、ここにつなげて行ってたくさんの人にかかわってもらって、先ほどご紹介させていただきましたように、つつじヶ丘地区であるとか希望ヶ丘地区であるような、例えばつつじヶ丘地区であつたら野菜を配ってその人の元気を見守っているというような、そういう取り組みをやられているというようなところもあるそうです。

こういった地域、そういう村をしっかりとケアしていきたいしふやしていきたいな、ここに僕は今後、力を注いでいくことが必要なのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）次の質問にいきます。

救急医療情報キットの配布を高齢者の方々に新たにできないか、お聞きします。

先日、74歳のご近所の方が亡くなりまして、ひとり暮らしでとても元気だったものですからびっくりしました。ところが、娘さんのところへの連絡先が全くわからずで困ってしまいました、近所の皆さんが。

それで、以前に救急医療キットという柿色のあれを配られて、各図書館などに置かれていたことを覚えているんですけども、もしあれでしたらもう一回図書館とかそんなところにも置いていただいて、新たに配布できないかなと思って質問させていただきます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）続きまして、3点目の救急医療情報キットの高齢者への配布についてでございますが、平成23年度において大阪府の補助金を活用し、個人の緊急時における必要な情報を集約するためのキットとして5,000セット作成いたしました。配布につきましては、平成24年度各自治会へ周知・啓発の上、必要部数をお伺いし、総数で3,500セットを配布した実績がございます。

その後、現在に至るまで民生委員児童委員などを通じ必要とされている方に対しその都度配布しており、引き続き、救急医療情報キットの有効活用に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今でも配布していただけているというふうなことがわかったんですけども、配布してますよということの情報が全くないので、ひとり暮らしの方とかそういう方々に、もしあれやったらこういうのを書いといてもらったら緊急のとき助かりますという形で、私たちも持っていくような体制というのはつくってもらうことができますか。

今のところやったら自治会長とか、それから民生委員とか、限られた人が配っていらっしゃるとい感じなんですね。その辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、やはり一度全戸配布といいましようか、調査をやった上で必要な方全体に対して配布させていただいておりますので、その後におきましては、やはり新しく必要になられる方を中心に要望に応じて対応しているというのが現状です。

広報啓発活動的などところを申し上げますと、やはりもうちょっとしっかりやっていく必要があるのかなというところで、これは、例えばひまわりネットという医療介護ネットワーク連絡会がある

んですけれども、そんな中で災害のことを話し合う場があります。そういったときに救急医療情報キットの活用が大事だよねというような話が出たりだとか、そういったところで専門職の方々に対しても情報啓発させていただいて、必要な方にお配りできるような体制づくり。

それとあと、先ほど地域ケア会議の中で希望ヶ丘地区の話をちょっとさせていただいたんですけれども、地域ケア会議の中でこういうキットが必要なんですというような話が出まして、希望ヶ丘地区に最近、50セットぐらいだったというふうに記憶をしているんですけれども、配布をやったということを聞いております。

ですので、そういったところのいろんな情報もネットワークを通じて必要な方に必要なときにしっかりとお配りできるように、今後もしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。こういうのがありますよというふうなお知らせだけでもどこかでしていただけたら、こういうあれで病気のとときとか、それからいざといったときに連絡先とか書いた、そういうのが町にはありますよということ、全く、23年に配られて今までですから、新しく入ってきた方とか、それからそのとき必要じゃなかったもだんだん年とってひとり暮らしになってしまって、必要なと思っているような方もあるかと思っておりますので、またどこかで広報していただけたらありがたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

池の上に設置する太陽光パネルについて聞かせていただきます。

設置につきましては、先ほども重光議員と二見議員におっしゃっていただきましたように、会社側が中止したようですが、多くの問題を残したように思われます。太陽光発電については、自然エネルギーに転換していく手だてとして反対ではありませんが、住民を抜きにして先に話を進めることに少し無理があったのではないかというふうに感じました。

住民の皆さんは、500万円のために景観を壊され、不安を感じなければならないのかと言われていました。このようなことに対してはどうお考えか、お聞かせいただけますか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の1点目、2月8日、9日と説明会が行われたが、住民の方は「500万円のために、景観が壊され、不安を感じなければならないのか」と言われていた。どう考えるかについてご答弁申し上げます。

ため池を利用した太陽光発電につきましては、再生可能エネルギーとして、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な低酸素の国産エネルギー源で、地球温暖化防止対策の一助にもなっております。また、今後、農業従事者の高齢化により、ため池の草刈りなど維持管理費においてもこれまで以上に必要となることが考えられ、本町の厳しい財政状況の中、事業者からのため池使用料が見込める本事業を進めているところでございます。

弘法池における太陽光発電設備等設置事業につきましては、弘法池周辺の木々などに変化はございませんが、水面の約23%に太陽光発電パネルを設置する計画であり、景観は今とは異なるとは考えてございます。

また、不安要素につきましては、先日開催させていただきました地元説明会におきましても、環境面では直接家屋への実害が予想される反射光や熱害などについて、また、安全面ではパネルに含まれる重金属や漏電などによる感電などに関する質問が多数ございました。これらのご質問につきましては、今後、説明会にて資料などを提示し、ご理解が得られるよう丁寧にご説明をさせていただく予定でございましたが、さきの重光議員、二見議員の一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、弘法池の太陽光発電事業につきましてはこのたび中止することとなりましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）中止になってあれなんですけれども、事業は進めていかれるというふうなことを今おっしゃいました。これからもほかのところでも事業を進めていかれる計画はまだお持ちだということでもいいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）さきの重光議員のご答弁の中でも申し上げたかと思えますけれども、現時点では弘法池中止というご判断をさせていただいたところではございます。弘法池も含め、ほかの池についても実施していければというふうに考えてございます。

しかしながら、先日の説明会でたくさんの皆様からのご質問、ご意見をいただきましたところもありまして、市街地での実施は、ご理解いただくには相当な時間を要すると感じたところがございます。また、ため池の太陽光発電というのは実績も非常に浅いこともございまして、今後のほかの事例の状況を見た中で、ため池の利活用策の一つとして検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）次の質問で、500万円の使い道をどう考えてらっしゃったのか、お答えください。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ご質問の2点目、500万円の使い道についてご答弁申し上げます。

500万円の使い道としましては、一般財源の歳入予算として計上し、ため池の堤の草刈りに係る費用や、ため池施設が損傷したときの補修費などの維持管理に係る費用に充ててまいりたいと考えていたところではございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）住民の方は、どの水利組合が財政的に困っているのか、町としての援助をすることはできないのかということも聞きたいというふうにおっしゃっていましたが、熊取町には人家のないため池もあるはずや、そこへ太陽光発電を企業がだめなら町がすればどうなのか、先ほどもおっしゃっていましたが、ほかに池を利用する方法はないかなどなど、やはり町のことを反対しながらも町のご心配されておられました。

それは、町民としてため池のご心配やし、町がお金がないと言っているからこういうことをするんやろうというふうな感じで受け取ってはりましたし、だから会社と契約する前に、このため池でこういうことをしたいんですけれどもお考えはというふうに先に聞いてから、後から企業者の話を持っていったらいろんな意見がやはり聞けて、それから、ため池の上の太陽光発電しかないというふうなことになるれば、そこはそうしたらいいかと思えますけれども、町民は町民でやっぱり500万円で景観が壊されたら困るけれども、町は500万円がなくて困っているんやろうというふうなご心配されてる方もありましたので、その辺はかけ違いをしたんではないかなというふうに思います。

大阪狭山市のほうで大鳥池というんですか、そこで、町民の意見は池の周りだけ聞いてオーケーでつくって、つくったけれども周りの人たちは何も知らなくて、私たちはあの池の周りを歩いて、いいところやと思っていたのにこんなのができてしまったという、後からもめているんですよ。それで、この間の9月の台風でパネルがはね上がりまして、復旧に4億円かかっているそうです。みんなはもう心配やからのけてほしいということで市に言っていくと、市側は撤去に9億円かかる、そんなんだったらもう9億円も出すところがどこもないから撤去はしないと行って、市と住民がもめているというふうな状況が今生まれています。

こういうふうなことがあるということも、9月以降なので、それ以前に計画は立っていたので仕方ないと思えますけれども、そういう事実があったということで、もしこういうことを進めていこうとすると町民はやはり不安を感じますよね。めくれ上がるかもしれない、50メートルの台風でめくれ上がったというふうな感じで、池というのはやっぱり風が吹くと下へ潜り込んだりするから、

上へぐるっと回ってはね上がってきたりするんで、波が。だから50メートルの台風でこの間の台風で大分損傷したというふうなことなので、余り大きなところで下へ潜り込むようなところをつくるのはやめていただきたいなというふうな考えを持っております。

中止になったので次の質問にいきます。

中止になりましたのでこの質問はしなくていいかもしれませんが、大阪狭山市の大鳥池では撤去に9億円かかると聞いています。ソーラーパネル事業者は撤去費用を計算して事業計画を立てているのかどうか聞きたくて次の質問をさせていただきましたが、よろしくご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の3点目、太陽光発電する会社は20年後の撤去費用を考えているのかについてご答弁申し上げます。

20年後の撤去費用につきましては、事業を実施する際経済産業省の事業認可が必要となり、その中で経済産業省より総事業費の3%に見合う額を20年間に分割して積み立てるよう指導があり、その積み立て状況を定期的に経済産業省に報告することとなっており、撤去に係る費用については経済産業省において確認されるものと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）ありがとうございます。ため池するときにはそういうことは心配しなくてもいいということなのでしょうけれども、免丸池についても、先ほどの話を聞いてますとすぐの実施は難しいし、ほかの池についても難しいということらしいですが、中止になりましたという広報はその地域にはされてますけれども、熊取町全体としての広報というのは行われるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在のところ考えてございません。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）でも、この問題というのはその地域だけの問題ではないと思うんです。ほかの地域の方々も、どないなるんだろうか、うちの池はどうなるんだろうかという皆さん心配を持ちながら過ごしていらっしゃると思うんで、どこかの時点で中止しますということを全町的に広報してもらいたいと思うんですけれども、そこへいくまでにはどれぐらいの時間がかかりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）この事業につきましては、先ほども申しあげました地球温暖化の防止対策の一助と、それと第3次行財政改革のアクションプログラムにもため池の利活用ということで位置づけた事業でございます。当然、議員おっしゃるように、対象が全町民というところもございませぬけれども、ただ、実施を予定しているため池というのが、先ほどから申しあげました弘法池を含めて4つのため池が対象になっているところでございまして、このため池の自治会には以前からずっと協議させていただいているところでございまして、現時点で4カ所のため池以外に広げていく、そういう予定というのはございません。まずは、今回中止になったため池の弘法池の自治会には当然住民に周知してというところで現在のところ考えていまして、全町民に対して事業の中止というところは現在のところ考えてございません。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）今計画されているところは、全て住民が近くにいらっやあって、自治会も皆さん反対していらっやるといふところばかりなんですよ。だから、これ以上続けていっても難しい問題だと思うんですけれども、その辺はもう判断せずに、これからもこの計画は残しておいて、いつかどこかの池でやりたいというふうな思いでいるというふうな感じに聞こえるんですが、その理解でいいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）確かに議員おっしゃるように、今回のケースを見まして、今後早期にま

た事業ができるというふうには私自身も考えてございません。

ただ、今後他事例の状況も見た中で、ため池の利活用策の一つとして検討できる時期が来る可能性もございますので、そういうこともございまして、当然それを検討していくに当たりましては、議員ご指摘いただいたように今回のケースを踏まえて、より住民に対しては慎重に対応して、真摯に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 台風ではね上がったという太陽光発電が大阪狭山市であるという状況で、やはり住民にとっては一番そこが怖いです。どれだけお金がかかるかわからない、どこへ飛んでいくかわからない。だから、そういうことを見ると賛成してもらえんとはとても私自身は考えられないんです。それを中止せずにこのまま続行されていくということが何か不思議な気がするんですけども、その辺については……。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 確かに、大阪狭山市でそういう事例があったというのは私どもも確認してございます。そういった住民の不安を今後解消していかない限りは、私自身もご理解は得られないというのは重々承知してございます。

当然、そういったなぜ起こったのかとか、原因が必ずございますので、そういう対策も検討して、その対策がとれない以上は住民にも納得していただけないというのを、これはもう確実なことです。そういう対策についても慎重に検討して取り組んでいって、住民とより真摯に対応してご理解を得ていきたい。得られない限り事業はできませんので、当然議員おっしゃったような不安要素というのは、これは長い時間かけて住民とは十分話し合いの中で、最終的にはご理解を得られたら事業ができるというところでございまして、決して簡単に早い時期に再びできるというのは、私自身も現時点では考えてございません。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 広報ができないというのは本当に不思議な感じがするんですけども、もうこういう状況になったら一応一旦白紙に戻しましたぐらいの広報をみんなにさせていただいたら、みんなも安心するんですよ、それで。人のいてるところではもう事業はされないんですよ。

ところが、今のご答弁やったら理解ができればということで、またどうですかというて会社のほうに、そういうふうな会社を選んできて、ここだから大丈夫ですみたいな感じで来られるのではないかという不安をみんな、今の答弁だったら各地域の自治会長とか地域の方はそういうふうにおられると思うんで、一応何かどこかで区切りをきちっとつけていただきたいというふうな思いはあります。

みんな不安を抱えていますので、絶対に安心やおっしゃっていただきますけれども、やっぱりいろんなところで情報がみんなのところに戻ってまして、太陽光パネルがめくれ上がって、ああいう写真を見ると不安やな、こんななったらどないするんやろうというふうな感じが思いますので、今やったら誰でも大鳥池で検索したら出てきますので、その写真のあれが。だから、ちょっとその辺はお考えいただきたいと思います。

どこかで区切りをつけて、一応中止したとかなんとかというところで、また改めていろんな事業を考えていただけるのがありがたいかなと思うんですけども、まだほかにも人のいらっしやらない、みんな言っていますよね。人のいらっしやらないところをつくっていただくのは幾らつくっていただいてもいいとおっしゃっていますし、そういうところを探して、小さくても町が事業をするんだったらそれぐらいのことはできますでしょうし、釣り池よりはお金はもう少しもうかるかもしれませぬというふうな気もしますし、その辺は考えていただいて、池の利用についてはもう一度考え直していただけたらというふうに思います。理解はできていませんけれども、一応よろしく願いしておきます。

もう時間がなくなってきましたので、次の質問に移らせていただきます。

各種審議会の議事録についてです。

いろんな審議会で議事録がありますが、さまざまです。38の審議会があるという、もう終わってる審議会もあるようですが、私も全部の審議会を見たわけではありませんが、総合教育会議の第1回目の議事録が発言者の名前も事務局の名前も全て記録されていて、発言内容も正確に記録されていました。すごくわかりやすかったです。ところが2回目からは概要となっています。やはり議会の議事録のように発言者がわかるような議事録にできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）発言者など審議会の内容のわかる議事録にならないかのご質問でございますが、審議会等の会議録につきましては、平成21年10月に情報公開条例第18条に規定する情報公開制度の総合的な推進とともに住民参加による町政の推進に寄与することを目的に策定いたしました審議会等会議公開指針に基づき、総括的に運用しているところでございます。

会議録の作成は、当該指針第8条で「会議の公開・非公開にかかわらず作成しなければならない。」と義務づけ、内容については、要点筆記による会議内容を整理した議事録概要とすると、一定そういう形で定めてございます。ただし、審議会の設置根拠である条例等で別に定めがある場合は、その定めるところによりとしておりまして、審議会の長が認めるときは、その方法により作成したものを会議録とすることができるともしてございます。

なお、会議録については町ホームページへの掲載や役場住民情報コーナーへの備えつけによって公表してございますが、さらに詳細な内容を確認されたい場合は、その情報の有無も含めて所管課のほうにお問い合わせいただければ、真摯に対応させていただきたいと考えております。また、情報公開制度も活用していただければというように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）要点筆記となっているんですけども、それはもう要点要点し過ぎて、事務局の説明、2、3意見があって終了みたいな感じの、事務局の説明というのは皆さん説明してはるからありますよね、書いてはる分のパソコンの中に。それをつつらと入れてくれたらもう事務局の説明になるのに、ただ事務局説明、それで意見が2、3要約筆記であって、それで議事終わりみたいなそんな感じで、事務局の説明が一体何だったのかというのわからないというふうな状況のあれでは、読んでいるほうもこれは何の会議で何のことについてしてはるのかというふうな、要点化というのやったら要点がわかるような議事録にしてもらえるようにできませんか。

できましたら、総合教育会議の第1回目を見ていただいたらわかるんですけども、きちっと事務局、括弧誰々ですと発言内容、それからあれは教育委員会の方の名前もきちっと載っていて、発言内容が載っています。1回目だけでした。あとは要点にまた戻っていましたが、でも本当にあれを見たときに、あっこういう会議もやってるんやというふうに私はすごく感じられたんですよ。だけど、ほかのやつを見るとどういう内容のどういう会議をされてどういうことが決まったんだろうというのはわからないのが多いので、だから聞きに行ってくださいというのやったら聞きに行ったりもしますけれども、情報開示もきちっとされてなかったりしたこともありますので、きちっと情報開示のところに見に行きましたけれども6月でとまっていたとか、情報開示の下のところですけどね。見たら6月でとまっていて、あとはといて聞きに行ったら少しふえましたけれどもまたとまっていたから、そういうふうなことを一々課へ行かんとはっきりしたことは見えないうふうな感じになりますよね。

情報開示のところへ行って全てわかるというのでもない感じがしましたので、情報開示のところもきちっとしていただきたいなというふうな感じがしますし、できたら総合教育会議のようなそれを、第1回目だけでしたけどね。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）今回議員からこのようなご質問をいただいて、私も一定全て確認させていただきました。やはり会議によってばらつきがあるということも確かでございます。総合教育会議のように第1回目は詳しくて第2回目がすごく低下されていたというような、一緒の会議でもばらつきがあるというのが見えたところなんですけれども、以前にも坂上議長から平成28年6月議会で同様のご質問がございまして、その後、全庁的に会議録の作成に当たってはしっかりと住民にわかりやすいような形に、全部筆記というのはなかなか難しく、全部筆記で公表するということになると相当な時間がかかってきますので、やっぱり見る人のことを最善に考えながらやってくれということで、要請は一定させていただきます。

そんなことも含めて、今回ご質問いただいたということをいい契機にしまして、もう一度また全庁的にはやらせていただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）事務局の説明というところだけでもきちっと、あれはもう説明してはるんで、多分そのまま載せていただいたらどういう説明をされたというのはわかると思うんですけれども、ただこういうことで説明という感じだけで終わっているというところ辺がちよっと気になりましたので、よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）今回ご質問を受けて、それぞれの工夫の仕方もあると思っております。総合教育会議の第2回目の議事録は概要なんですけれども、添付している資料がございまして、よくよく見ていただいたら。ですから、議事録は物すごく要点引きの概要になっているんですけれども、下にちょっと文書を添付している分があったりして、それを見ればどういう内容で審議されたかというのがよくわかるようになっています。

ただ、それを指示するような文書がそこになかったのかもわかりませんので、そこらも含めてちよっと検証してみたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）それは私が見てなかったのかもしれないので、また見ておきます。すみません。

検討していただけるということで、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、鯉谷議員の質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「17時34分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

平成31年3月定例会会議録（第2号）

月 日 平成31年3月6日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	阪上 章	総 務 部 理 事	林 利秀
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告について
- 議案第2号 くまとり防災基金条例
- 議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）
- 議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）
- 議案第9号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第10号 町道路線認定について
- 議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）
- 議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算
議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算
議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第4 一般質問を継続いたします。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1つ目の防犯カメラについてということで、これは僕が1年目からずっと質問していることで、藤原町長になってから約50台ぐらい整備していただいたんですけども、昨年、平成29年12月定例会で街頭防犯カメラについて質問しました。そのとき、2年ないし3年総合的に検証したいという答弁でした。その検証の進捗状況についてということで、1つ目、現在設置されている街頭防犯カメラの情報提供の状況、それと防犯カメラを設置していることについてのクレームはあるのかということで、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、現在設置されている街頭防犯カメラの情報提供の状況、設置へのクレームにつきまして答弁申し上げます。

現在、本町が設置する街頭防犯カメラにつきましては合計58台となっており、記録映像の提供につきましては、犯罪発生の抑制、犯罪発生時の確認及び管理上必要な場合に限り、これまで泉佐野署に対してのみ提供を行ってきたところでございます。映像の提供件数の状況につきましては、平成28年度が18件、29年度が24件、30年度のことしに入りまして1月末までの合計ですけれども、63件となっております。

次に、防犯カメラの設置に対するクレームにつきましては、担当課である危機管理課において、これまで聞き及んだことはございません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。台数がふえたということで情報提供の数がふえていると思うんですけども、犯罪認知件数は以前に比べてふえているか減っているかというのはわかりますか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）犯罪認知件数につきましては、平成26年からの推移を簡単にご説明させていただきます。

平成26年の犯罪認知件数ですけれども、428件であったものが年々減少いたしまして、平成28年が356件、平成29年が305件、最新の平成30年につきましては、こちらはまだ未公表になっておるんですけれども、今回議員からご質問いただきまして泉佐野署に確認しましたところ、265件まで減少しておるといような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。着実に実績は上がっているということで、ありがたい話なんですけれども、今回、全部で58台ということで、まだ熊取町内に対しては少ないのかなと考えているんです。

次の2番の質問で、通学路に街頭防犯カメラを増設することで安心が与えられるのではないかとということで、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、2点目の通学路の街頭防犯カメラの増設につきまして答弁申し上げます。

本町における防犯カメラの設置につきましては、安全・安心なまちづくりに資することを目的に、平成28年度、29年度の2カ年において、大阪府市町村振興協会の安全・安心まちづくり推進助成金500万円を活用し計画的かつ効率的に推進することとし、平成28年度におきましては通学路を中心に5つの町立小学校ごとに2台、計10台、29年度には自治会等と協議、調整の上38台を新設し、1台を更新したことによりまして、先ほども申し上げましたとおり、合計58台の設置となったところでございます。

ご質問の通学路における増設の予定につきましては、昨年度までの2カ年で一定の台数を整備したところであり、引き続き、熊取町内を日々パトロールする安全パトロール隊等からの進言、今後の防犯カメラ映像の泉佐野署へのデータ提供や犯罪発生件数等の推移、犯罪抑止効果などの総合的な検証を継続していきたいと考えてございます。

なお、先ほど申し上げました犯罪認知件数につきましては、ここ5年におきましても相当数の減少が図られているところでございます。この成果は、やはり毎日子どもたちの登下校時を初め日々、日常、日ごろから子どもたちの見守り活動にご尽力をいただいている住民の方々や防犯協会、また安全なまちづくり推進協議会の取り組みなど、確実に犯罪件数の減少成果につながっているものであるというふうに考えております。それに加えて、防犯カメラの設置の有用性も十分発揮されているものであるというふうに考えております。

今後におきましても、犯罪件数の推移を慎重に見きわめ、防犯に対する取り組みを継続しながら、泉佐野署等と緊密な連携を図り、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）確かに、そういういろんな人が協力してくれることによって犯罪を防止されていると思いますけれども、特に通学路に対してということで今回質問させていただいたのは、泉佐野市の教育部の理事は、平成30年度の目標として通学路の防犯カメラの増設を挙げていたんです。それに対して、熊取町の教育委員会としては通学路の防犯カメラの増設ということはどのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）全庁的に主に2カ年かけて各小学校区に2台ずつ、あと各自治会ということで一定数確保できたと。その中には、メインの主要な道路以外にも、街路としての通学路もかなり網羅できているのかなど。基本的には今の時点で安全・安心は一定確保できていると。

ただ、教育委員会として実は昨年、ご記憶あるかどうかと思うんですけれども、5月に新潟市のほう

で下校中の児童が殺害される事件がございまして、これは全国的に文部科学省が動きまして登下校防犯プランという、そういうプランを発出されて、それに基づいて町と、あと警察あるいは学校等で一定、秋口から冬場前にかけて危険なところとかを確認しております。

その中で、特に新潟市の事件というのは、主要な街路は先ほど申し上げたように2カ年かけてやった分である程度網羅されているんですけども、1人に最終になるとか、特にそういうところを30年度は警察のご協力も得まして確認して、その結果、町内で8カ所、場所によっては2台設置すべきところ等々ございまして、中央小の校区で1台、南小の校区で2台、北小の校区で2台、あと東小の校区で3台、全て箇所数です。8カ所で合計11台を設置すべきということで、そういう判断をいたしまして、設置は企画部の危機管理課のほうで全庁的に、今までの取り組みのこともございまして、一定中心に進めていくという庁内調整もとれましたので、昨年、今申し上げたような防犯カメラの設置について企画部にそういう情報提供をさせていただいて、今後の年次的な整備計画に、ほかにも緊急性とか、31年度は青葉台で2台たしか更新ということがありましたけれども、ですから、それ以降の補正対応なのか、あるいは32年度以降に今申し上げたような学校の通学路としてやや危険性の高いところについては連携を図って今後進めていきたい、そういうふうな考えであります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）警察と協力してそういう危ないところに設置を考えているというところでは、早く、その11台ですか、設置を進めていってほしいんですけども、もう一つ考え方としては、全ての児童・生徒が家に帰るまでにどの防犯カメラかに1回は映るような設置にしてほしいなというところを思うんです。そういう考えはお持ちですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）先ほど申し上げましたとおり、28年度に各小学校ごとに2台設置させていただいたところで、全児童がこの2台に映り込むということは到底考えられません。加えて、自治会のほうでは38台ですので自治会に1台ずつということになるんですけども、それで全ての児童が映っているということも検証してみないとわかりません。そういったことも含めて、今回教育委員会のほうでも30年度にそういった動きがあって11台の必要性というのを感じているということです。これがいわゆる検証ということになるろうかと思えます。

当然これに加えて、先ほどお話しさせていただいたように、うちの安全パトロール隊員も警察のOBですので、かなり視点が私どもと違います。ここにやっぱり必要やろうというふうなところも聞いていきたいなと思っており、当然泉佐野警察署の意見も聞きたい、そういうふうなことを総合的に検証していきたいというふうにご考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

つけたところなんで、ことしすぐ、じゃ増設してくださいということにはならないというのはわかって質問したんですけども、私がさっき言ったような全ての児童・生徒がどの防犯カメラかには家に帰るまでに1回ないしは2回ぐらい映るような設置の方法というところも考えていただいて、今後早急に増設していただきたいというふうにご考えています。

続いて、2つ目の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税についてということで、これも大分、議員になってから最初のほうに質問させていただいていたことなんですけれども、30年度においては熊取町はかなりの実績を上げたんです。31年度からはことしのような返礼品のラインナップをそろえることが、総務省の通達によってできなくなりました。今後の熊取町の戦略についてお伺いします。

ふるさと納税に今後も力を入れていくのかということで、ことし31年度の予算書を見ると、こと

しの実績を考えると少し額が少ないのではないかということで、ご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ふるさと納税につきまして答弁申し上げます。

まず、質問1点目のふるさと納税に今後も力を入れていくのかにつきましてでございますが、ふるさと納税につきましては、坂上議員にもご紹介いただきました事業者から提供いただきました人気の謝礼品、これを初めとしまして魅力的な返礼品の企画提供を行いまして、また担当職員の頑張りなども相なりまして、2月末時点の実績が6万8,068件、75億6,717万4,012円ということになっております。ご協力感謝いたします。ありがとうございました。

これらによりまして、平成30年度末におけるくまとりふるさと応援基金の累計残高が38億円程度となることを見込まれるなど、今後の本町の厳しい行財政運営におきまして本当に貴重な財源であると感謝しております。

そのような中、ご存じのとおり、今国会において地方税法が改正されまして、本年6月よりふるさと納税制度の運用見直しが行われる予定であり、本町においてもその影響を受けることが予測されているところでございます。

このような状況ではありますが、今後におきましても、ふるさと納税は貴重な財源確保策の一つと捉まえまして、改正地方税法に基づき、これまでどおりしっかりと力を入れてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）力を入れていただくということで、しっかり頑張っていたいただきたいんですけども、その具体的な戦略プランというようなことはお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらは2点目のご質問ということで答弁させていただきます。

戦略ということで競争力のある商品の開発につながるかと思いますので、こちらの答弁を申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、ふるさと納税が貴重な財源であるとの認識のもと、改正地方税法の趣旨にのっとりまして、寄附者に対する訴求力を持つ魅力的な返礼品の開発を今後も行っていきたいと、このように考えております。

現在、返礼品の基準につきましては、改正法令におきまして明確に2点示されております。一つが返礼割合が3割以下であること、もう一点が返礼品が地場産品であることと規定されておりますが、現時点、個別具体的な調達費用の算定方法、これは定価に対して3割なのか、あるいは仕入れに対して3割なのかといったこのような基準です。また地場産品の基準、これは、例えば工場や本社があれば地場産品とみなされるかどうかといったような、このような基準です。といったような基準につきましては今現時点で明らかにされていない状況でありまして、4月上旬ごろというふうに発表されておりますが、今後、総務省告示などで示される予定というふうになっております。

つきましては、今後の返礼品の基準に関する情報を収集、また精査しながら、基準に適合する魅力的な返礼品の開発を行いまして、これまでどおり、他市町村におくれをとらないようにしっかりと財源確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）そういった細かいレギュレーションが決まっていないというところもわかって質問したんですけども、どういった商品を出していくのかということが非常に重要やと思うんです。

ことしの熊取町のラインナップを見ていると、結局、一定、単価が高いものがどんどん出ていってくれたことによって実績を上げたと思うんですけども、そういった細かいレギュレーションではないところのこういった価格帯のものを提供していくのかというふうな、大体何が売れているの

か、そういうところの作戦はまだ全然練れていないという状況でしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）総務省のほうからも、熊取町で見直してほしい返礼品というのは具体的に出ています。今さらでございましてので発表させていただきますと、平成30年度の実績からいいますと、謝礼品の割合、全体の6割程度、こちらを占めておりますのが熊取町へお越しいただくためのツーリスト旅行券、これが一番人気であった商品というふうになります。このツーリスト旅行券につきましては、改正法で示されております3割、地場産品という定義ではなくて、金銭類似性の高い商品と位置づけられているところでございます。今国会の総務委員会における旅行券に対する具体的な質問がなされたところなんです、国のほうでは、法律に反している謝礼品ではなくて、あくまでも自粛をお願いする商品だというふうに答弁されております。

これは、当然成長産業であります観光業であったりとか、あるいは国内観光をされますと内需拡大につながる、直結していく商品であるということ、また趣旨自体なんですけれども、ふるさとに帰るためあるいは応援したい自治体に足を運ぶための旅行券というのは、これはふるさと応援制度の趣旨には一定合致しているだろうといったところもありまして、恐らく禁止商品ではなくて、あくまでも自粛というレベルになっているのかなというふうに思っております。

これらを含めまして具体的な今後の戦略なんですけれども、今までは熊取町にお越しいただくといったそういう言葉だけで表現しておったんですけれども、それを実際にお届けする旅行券のうち、例えばそのうちの1万円は必ず熊取町に来ていただいて消費していただく。例えば5万円の謝礼品をお渡しすれば、1万円は例えば来年春開業しますスーパーホテルで必ず泊まっていたというふうなそういう形をとれば、何とか総務省の言うところをクリアできたりであったりとか、一方、2番目の人気商品、議員のほうからも高額なお話がありましたけれども、これは全体の3割程度を占めますのが家電ということになります。こちらにつきましては総務省のほうからは資産性の高い商品ということで位置づけられておりまして、現時点、明確に3割、地場産品ほうにちょっと抵触してくるのかなというところはあるんですが、今後こちらにつきましても、例えば本町にも10月末まで海外製のイヤホンというのがありまして、これが非常に人気の商品でございました。例えば、このイヤホンに地場産品の熊取タオルをセットにして、地場産品と抱き合わせることによって何とかクリアするといったような、そういったことも現時点いろいろと考えながら戦略を立てております。

ただ、いずれにしても、これらの商品開発は4月に入りましたら総務省から総務省告示という形で具体的に示されますので、そのあたりを見ながら、また近隣、全国の自治体がそれらを受けてどのような商品開発をするのかということもしっかりと見きわめながら、開発してまいりたいというふうに考えておりますし、もちろん、くまとりやもん6品であったりとか本来の地場産品というのも、熊取町の魅力的な6品プラス熊取コロッケ、それから今後のブルーベリーといったものも可能性を十分秘めております。これらの商品との抱き合わせとかそのあたりも考えながら、しっかりと総務省のハードルをクリアしていけたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。予算書の金額以上に考えていただいているので、31年度も一定実績を残していただけるのかなという安心感はあったんですけれども、30年度のふるさと納税の市場もかなり拡大していると思います。29年度は3,600億円ですか、そういったかなり大きな市場の中で一旦そういうラインナップはリセットされるというところで、今、ことし実績を上げた自治体は準備を進めているところやと思います。そこに先んじて熊取町も準備を進めていって、ふるさと納税が活発になる盆休み明け以降、上位に食い込めるように頑張って準備していただきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

次の質問に移らせていただきます。

3つ目、病児保育についてということで質問させていただきます。

病児保育は、潜在的なニーズはあるんですけども全国的に整備が進んでいません。熊取町の考え方について伺いいたします。答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） それでは、病児保育についてご答弁申し上げます。

病児保育事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づく事業として、病気の児童を病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行うものであり、事業形態といたしましては病児保育、病後児保育、体調不良児対応型、非施設型、いわゆる訪問型でございます。でございます。

現在、本町におきましては、町立保育所4カ所及び民間保育園3カ所において看護師を配置し、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間お預かりする体調不良児対応型での病児対応を行っているところでございます。

また、病児保育事業に関するニーズにつきましては、平成27年3月に策定した子ども・子育て支援計画の基礎資料として、平成25年度に就学前児童を持つ保護者を対象に熊取町子ども・子育て支援に関するアンケートを実施しており、当該アンケートにおきましては、保育所等を利用されている方で子どもが病気等で母親または父親が仕事を休んだ方のうち33.7%の方が、できれば病気の子どものための保育施設などを利用したいと回答されており、一定のニーズがあることは認識しているところでございます。

そのため、本町といたしましてはこれまでも検討を行ってきたところでございますが、保育中に病状が急変した場合に迅速かつ適切な対応を行うための小児科医との連携及び協力体制の確立のほか、病児保育の実施に適した施設・設備の整備、さらには必要な看護師・保育士の確保などといった課題も多いことから、現時点では実施できる状況ではございません。

しかしながら、本年1月には第2期熊取町子ども・子育て支援計画策定に向けた子育て支援に関するニーズ調査を実施し、現在集計作業を行っているところでございます。その結果も踏まえ、近隣自治体の動向も注視しながら、本町として実施可能となる事業形態や手法等について引き続き検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、今現在の一番の病児保育を実施できないハードルというのは、小児科医とコミュニケーションがとれないということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）病児保育の事業の実施に当たりましては、当然これは国のほうの子ども・子育て支援法、先ほど答弁申し上げました。その地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられてございます。国庫補助等を受けるためには配置とかいろいろ、その実施のための要綱というのが定められておるんですけども、まず当然、実施場所については、特に病児保育につきましては専用スペースであるとか専用施設が必要であると。当然職員の配置も決められております。

その中で、今、議員おっしゃいましたように熊取町のほうには小児科医といういわゆる社会資源、医療機関が少ないということで、その辺の連携、先ほど答弁申し上げましたように、やはり急変したときにいかに病院と連携しながらお子さんを安全に保育できるかということが重要になってきますので、我々としましてはそこが一番課題かなというふうに感じているところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）やっぱり、お医者さんがやっけても毎日来るかがわからないとか、一時保育士を別で雇わないといけないというのがハードルで全国的にも進んでいないんですけども、最近、和歌山大学とドコモでしたか、5Gの回線を利用して田辺市の患者を和歌山大学にいながら診療した

というのがあったんです。病児保育も保育所に看護師がいるわけで、そこにモニターを置いて、協力してくれる小児科医のところにもモニターを置いて、5Gでつないで利用して、急変したときとか何時間ごととかにその小児科医に診てもらおうというようなことができるんじゃないかなというように考えなんです。

今、政府が進めているソサエティ5.0、年末にも通知が各自治体とか首長にあったと思うんですけれども、超スマート社会とか、今、町長がバッジをつけていらっしゃいますけれども、国連で採択されましたSDGsとかの取り組みにもなっていくのかなと思うんです。そのソサエティ5.0を進めていくための地域強化プランを熊取町の一番の取り組みとして考えていただきたいなど思うんですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）非常に最先端の事例をご紹介いただきありがとうございます。私も勉強不足でございまして、その辺の内容につきましては少しは和歌山県での取り組み、やはり和歌山県は山間部が多いということで、山間部から救命救急のある和歌山市内のほうになかなか来られないということで、そういうことが取り組みされているというのは少し耳にしたことはあるんですけれども、現時点におきましては、近隣の状況を見ましてもやはりほとんどは市のほうで病児保育が整備されております。堺市以南でも7市13施設が病児保育を実施しておるんですけれども、13施設ありますそのうち9施設が病院、医療機関との併設型ということになってございまして、運用状況を聞きますと、やはり看護師等は市民病院の看護師等から病院からすぐ駆けつけ応援体制をとれるとか、医師につきましても当然市民病院の医師と連携は常にとれているということで、そういった社会資源のない本町にとっては、病児保育につきましては非常にハードルの高いところでございます。

今、議員がご紹介いただきましたように、あらゆる手段を本町の実情に合った形でどういった形でできるのか、ただ、病児保育につきましてはできるだけ早く何らかの形でやっぱり実施を形にしたいという思いも我々持っておりますので、議員おっしゃっていただいたようなことは引き続き研究しながら、でも、かつできるだけ早く病児保育を実施できるような形も引き続き並行して検討してまいりたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）できるだけ早くということなんですけれども、SDGsというのは持続可能な開発のための2030アジェンダということで、2030年までに進めていきたいと思いますという国連の目標なんです。それで、SDGsを進めていくためにソサエティ5.0とかいうのをつくって政府は進めていっているわけで、地域力強化プランというのがソサエティ5.0の昨年末に自治体、首長に送られてきたものであるんですけれども、その中にも遠隔医療ですか、それが入っているんです。

だから、モニターでつないでこれから医療していくというのは、実際にこの10年以内に起こってくる現実やと思うんです。だから現実にしていきたいということで、モニターでつなぐというのは今、病児保育ではきっと使われていないと思うんです。その中で、現実的にこの10年以内に起こってくるものを全国に先駆けて熊取町で一番に導入していく、そしたら国もそういう先駆的な取り組みにはきっと興味を示していただけたらと思いますし、予算もつけていただきやすいと思うんですけれども、さっき言いました地域力強化プランの一番の取り組みというふうに考えてもらえないか、町長もSDGsのバッジをつけていますし、そこになんか興味があると思います。いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）世の中の技術の進歩は本当に目を見張るものがあります。5Gというのが我々の生活にどんな影響を及ぼすのかというのを研究されているというのがありますけれども、住民皆さんへのサービスの提供ということを考える中では、やはりそういった最先端の技術をいかに住民サービスの中へ取り込むことができるかどうかということも、スピーディーな感覚を持ってやっていく

必要があるかなというふうに思っております。そういったテレビ画面なんかを通じて診断できるというのがもう既に始まっていますので、いろいろなものを検証、研究させてもらいながら、担当部局は福祉課になりますけれども、企画のほうなんかでもそういったものを研究していきたいというふうに思っております。

情報が瞬時に世界を駆けめぐり、そういった時代に入っていますので、そういうのを我々が体験できるものもそう遅くはない、早い、そういった期間には出てくるように思いますので、担当部局と連携しながら前向きに検討して、その辺を探っていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 坂上議員。

5番（坂上昌史君） 今実際にはないものが10年後にきっとあると思うんです。非常に、ないものの話をしているので皆さんに伝わりづらいかと思うんですけれども、国連で採択された2030年までのアジェンダなんで、きっと本当に起こってくると思うんです。

今、熊取町というのは、近隣の自治体でも保育とか教育の部分で優位にあった部分が、小学校、中学校の全校にプールがあったというのも今、泉佐野市もプールを整備していっていますし、学校給食も始まっています。優位にあった部分というところが、だんだんと周りが追いついてきているんです。そこで、テクノロジーを生かして、近隣自治体、また日本中に先駆けて病児保育を整備して、そういった保育サービスを充実させていっていただきたい。

また、病児保育というのは町長が前回の選挙のときにマニフェストにも挙げていたことですのでぜひ検討していただきたいし、5Gとかソサエティ5.0というのは現実に起こってきますので、何かわからんとかどうなんやろう、5Gって何やろうと言っているんじゃなくて、本当に起こってくるし、今実際に研究が進んでいて、もうモニターでつないで診療しているクリニックもあるそうです。そういったところに見に行っていて、いち早く病児保育にそういった遠隔診療を導入していただいて、熊取町が全国で一番に公立保育所に全部病児保育できるよという状態にしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（坂上巳生男君） 次に、日程第5 議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年12月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費でございます。それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをごらんになってください。

第1条です。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ178億4,563万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金11億1,664万円の増額につきましては、歳出補正額と同額を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費10億円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。その下のクレジットカード等決済手数料1,944万円の増額につきましては寄附金の決済に係る所要見込み額の増によるもの、最後の公金支払システム使用料9,720万円の増額につきましても、ポータルサイト使用に係る所要見込み額の増でございます。

以上で、議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第6 議案第2号 くまとり防災基金条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、議案第2号 くまとり防災基金条例につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。平成30年9月4日の台風第21号による災害の教訓を生かし、行政と住民が一体となった災害に強い安全なまちづくりを推進し、かつ、災害の発生時における応急対策及び復旧に要する経費の財源として基金を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをごらんください。

第1条は設置でございますが、先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条は積み立てでございます。当該基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたしてございます。

次に、第3条は管理でございます。第1項では、当該基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、第2項では、必要に応じて最も確実かつ有

利な有価証券にかえることができるとしてございます。

第4条は繰りかえ運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰りかえて運用することができるとしてございます。

第5条は運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとしたします。

第6条は処分でございます。当該基金は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に関し、その全部または一部を処分することができるとしてございます。

第7条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしたします。

最後に、附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で、議案第2号 くまとり防災基金条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）この基金というのは災害を目的とした基金であるわけですが、この基金は、じゃ幾ら持つてくるのかということところがちょっとわからないんですよ。条例を定めた、だけど条例を定めたらやはり基金を最低限幾ら持たなあかんというのは、これを予算書で決めるというのは余りにも基金の設置の目的から見てちょっと理解しにくいのではないかと。やはり最低限この基金は幾ら保たなあかんのかというのは、その都度であっても情勢を見て最低限の基金、これぐらい要るといことはどこかで示さないと、一般の予算書の中で決めるというのはちょっと理解しにくいところがあるんですけども、その辺はどう理解すべきなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）私ども、町にお金が入る、また出ていくというのは予算総計主義というのが大原則にございまして、こういった基金を積み立てる際にも、必ず予算書に計上して議会の皆様方にご審議いただくというのが大原則のルールになっていますので、今回運用益であるとかそういったもろもろの積み立てる額であるとかというのは一般会計の歳入歳出予算で定めるとしているのは大原則によるものということで、その是々非々については、当然予算計上させていただき、ご提案させていただき、またご審議いただくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の説明の中で、予算委員会のほうでもこの件につきましては議論することになると思いますが、そういうところで理解を深めるということできたいと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第7 議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

提案理由でございますが、個人番号カードを利用した窓口での印鑑登録証明書の交付申請を可能

とするため及び住民サービス端末機、いわゆる自動交付機による印鑑登録証明書の交付を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

なお、今回の改正は、平成30年9月議会定例会においてご可決いただいている印鑑登録条例の一部を改正する条例（平成30年条例第25号）が平成31年4月16日施行予定であり、施行前となっているため、印鑑登録条例の一部改正ではなく、印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例となっているものでございます。

6ページをごらんください。

こちらは、印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例改め文となります。

内容につきましては、議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料1-1、新旧対照表にて説明させていただきますので、そちらをごらんください。

印鑑登録条例の一部を改正する条例（平成30年条例第25号）新旧対照表で、今回、改正条例の第1条による一部改正部分に係るものでございます。

右が現行、左が改正案でございます。

こちらにつきましても、先ほど申し上げました理由により、現行部分は9月議会でご可決いただきました印鑑登録条例の一部を改正する条例となっており、改正内容等が少しわかりづらくなっているため、もとの印鑑登録条例の条項順に各条項がどのように改正されるのかという点につきまして説明させていただきます。説明の都合上、改正案中の条項が前後する説明となりますことにご留意願います。

まず、印鑑登録条例第10条では印鑑登録証明書の交付について規定しており、被登録者またはその代理人は、印鑑登録カードを添えて印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない旨規定しております。

次に、第10条の規定を受けまして、改正案の上から7行目、「2 前項の規定にかかわらず」というところでございますが、改正後は、第10条第2項として、被登録者が印鑑登録証明書の交付申請を行うときには、印鑑登録カードにかえて、利用者証明用電子証明書が記録された、いわゆる暗証番号登録がなされた個人番号カードを添えて申請できる旨、第10条の例外規定として追加規定するものでございます。

次に、改正案の上から3行目、「第10条第2項中『前項』を」というところでございますが、こちらは、印鑑登録条例では印鑑登録証明書の交付申請があったときには、印鑑登録カードと印鑑登録原票に登録されている事項等を照合、申請が適正であることを確認した上で、印鑑登録証明書を交付する旨規定しております。こちらにつきまして、改正後は、印鑑登録カードまたは個人番号カードと印鑑登録原票に登録されている事項等を照合、申請が適正であることを確認した上で印鑑登録証明書を交付する旨改正するもので、個人番号カードを追加規定するものでございます。

次に、改正案の下から3行目、第11条の2につきましては、多機能端末機、いわゆるコンビニ交付による印鑑登録証明書の交付について、現行の一部改正条例では個人番号カードを利用することにより可能となること及び利用可能となる個人番号カードの法的定義について規定しておりますが、改正案では、先ほどの第10条第2項で個人番号カード等の法的定義について既に規定しているため、定義部分を削除し、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用することにより、多機能端末機での印鑑登録証明書の交付が可能となる旨改正するもので、文言の整理を行うものでございます。

ここまでをまず規定した上で、次に資料1-3をごらんください。

こちらは印鑑登録条例（平成8年条例第10号）新旧対照表で、今回の一部改正条例第2条による一部改正部分に係るものでございます。

現行の印鑑登録条例第11条、住民サービス端末機、いわゆる自動交付機による印鑑登録証明書の交付につきましては、本年5月1日に予定されております改元に伴うシステム改修に多額の費用が生じる見込みであり、4月末をもって自動交付機を廃止することとしたいため、第11条を削るもの

でございます。また、このことに伴い「第11条の2」が「第11条」となるものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例中、第1条は公布の日から、第2条の自動交付機の廃止等については平成31年5月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第8 議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

議案書の7ページをごらんください。

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

具体的に説明いたしますと、まず改正を要する条例は、廃棄物の減量化及び適正処理条例、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3つの条例の一部改正で、同様の改正理由に基づく同様の改正内容であるため、関係条例の整理条例としております。

次に、学校教育法の一部改正の説明ですが、平成31年4月1日より、専門性が求められる職業を担うために実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とした専門職大学という大学が新設されることになりました。この専門職大学は前期と後期の区分制の導入が可能で、前期課程修了者については短期大学卒業者に相当する学位が授与されることになるため、所要の改正を行うものでございます。

また、技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行については、国家試験により科学技術に関して高度な専門技術と経験を持った者として認定される技術士のうち、上下水道部門の技術士試験の選択科目の見直しとして、水道環境が上水道及び工業用水道という科目に統合され平成31年3月31日をもって廃止されることから、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者条例を改正するものでございます。

それでは、ピンク色分界紙から2枚目の裏、資料2-1、廃棄物の減量化及び適正処理条例新旧対照表をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

条例第26条の2は、大原衛生公苑と環境センターにおいて維持管理に関する技術上の業務を担当するため置かねばならないとする技術管理者の資格要件で、職員の中で特定の科目を修めて卒業した者のうち、学校の種類ごとに実務経験年数を定めておりますが、第6号中「短期大学」の次に括弧書きとして「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）」を加え、「卒業した後」の次に括弧書きとして「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了し

た後)」を加えるものでございます。また、第7号中の「卒業した後」の次にも、括弧書きとして「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加えるものでございます。

次の資料2-2、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者条例新旧対照表をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第4条は水道事業の布設工事監督者の資格を定めるもので、第3号中「短期大学」の次に括弧書きとして「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「卒業した後」の次に括弧書きとして「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加えるものでございます。また、第8号中「又は水道環境」を削るものでございます。

また、第5条は水道の管理について技術上の業務を担当するため置かねばならない水道技術管理者の資格を定めたもので、第2号及び第4号中「卒業した後」の次に括弧書きとして「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同じく第2号及び第4号中「卒業者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者)」を加えるものでございます。また、第5号中「卒業者」の次に括弧書きとして「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を加えるものでございます。

次に、資料2-5の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第11条第3項は放課後児童支援員の資格を定めたもので、第5号中「卒業した者」の次に括弧書きとして「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加えるものでございます。

以上のとおり、今回の学校教育法の改正に伴う条例改正は、組織ごとに置かねばならないとされる大原衛生公苑及び環境センターの技術管理者、水道事業の布設工事監督者、水道技術管理者、放課後児童健全育成事業の放課後児童支援員の資格要件のうち、短期大学を卒業した職員等を対象に専門職大学の前期課程修了者を加えるというもので、直接住民生活に影響を及ぼすものではございません。

なお、それぞれの条例が廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法または児童福祉法に基づき条文が構成されており、もとなる法律の文言に合わせて改正しておりますので、つけ加える文言が3つの条例で少しずつ異なりますが、内容は3つとも同じ改正でございます。

議案書8ページをお開きください。

附則、第1項は施行期日で、法律及び省令の改正施行日に合わせて、「この条例は、平成31年4月1日から施行する。」とするものです。

第2項は水道技術の布設工事監督者及び水道技術管理者条例の一部改正に伴う経過措置で、技術士試験の選択科目の見直しにより水道環境がなくなることから、これまでに行われた技術士試験で水道環境を選択して上下水道部門の技術士になっている者は、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなし、引き続き、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有するとするものでございます。

以上で、議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第9 議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

10ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

11ページをごらんください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

議案書の後ろ、ピンクの分界紙以降、資料3-1をごらんください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

保険料の減額を規定しております第18条でございます。

保険料の応益割部分を5割軽減する所得の基準額を定めている第1項第2号中、「27万5,000円」を「令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額」に改め、次のページ、資料3-2の保険料の応益割部分を2割軽減する基準を定めている同項第3号中、「50万円」を「令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額」に改めるものでございます。

これは、応益割の5割軽減及び2割軽減のそれぞれの軽減判定の基準を緩和するもので、これまでも政令改正にあわせ本条例を改正してまいりましたので、今後も政令の改正にあわせて軽減判定の基準を緩和するために金額表記から文言表記へ改正するもので、これによりまして、次年度以降、政令改正による軽減基準への改正にあわせて、その都度の条例改正の必要がなくなるものでございます。

なお、この改正内容につきましては、都道府県化によるものではなく、例年の法定軽減の所得基準が税制改正に伴い改正されたことを受けた改正でございます。

議案書11ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第10 議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する

条例についてご説明申し上げます。

議案書12ページをごらんください。

提案理由でございます。生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により児童扶養手当法の一部が改正され、同施行規則の一部が改正されたことに伴い、ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

13ページをごらんください。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降の資料4をごらんください。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条の2でございます。所得制限の判定について定めているものでございます。

まず、ひとり親家庭医療費助成の所得制限は児童扶養手当の所得制限を準用しております。今回、児童扶養手当の支給回数を、受給者の利便性を考え、現行年3回であるものを年6回に支給回数をふやすために児童扶養手当法施行令の一部が改正されており、児童扶養手当の支給を前々年の所得に基づき、改定する期間を3カ月後ろ倒しし、改正前は1月から6月であったものを9月までとされております。この規定を引用しておるひとり親家庭医療費助成条例もこれに準じ、第2条の2第1号中「各年の1月から6月まで」のところの「6月までに」を「9月までに」と改正するものでございます。

議案書を13ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日は、第1項、平成31年7月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置でございますが、平成30年6月定例会におきまして、所得税法の一部を改正する法律の施行により、30年所得から控除対象配偶者の定義が変更となります。現行では30年所得をもって所得制限の判定を行うのが平成31年7月1日以降の医療証の交付からとなりますが、今回の改正により31年10月1日以降の医療証の交付からとなりますので、控除対象配偶者の定義を現行どおりの制度で継続して取り扱うための所要の措置でございます。

以上で、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第7号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書14ページをごらんください。

平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決

を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事です。

次に、契約の金額は、変更前が1億1,890万6,920円で、変更後は1億3,542万9,840円となり、1,652万2,920円の増額です。

契約の相手方は、大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地、株式会社橋本建設、代表取締役橋本紀和です。

なお、本件工事については、平成30年12月議会におきまして工事請負契約の締結についてご可決いただいた後、今回契約金額についての変更の必要が生じたので、議案を提出するものです。

次に、工事の変更内容についてご説明いたします。

議案書に添付しております資料、桃色の分界紙以降にございます資料5をお開きください。

変更予定の工事ですが、工所用道路の法線の変更により、くい橋脚が42本から39本に変更となり、くい橋脚の施工についても施工方法を変更するものです。また、当初の工所用道路の積算において覆工板等の設置費用等が欠漏していたため、欠漏部分の計上を行うこととしております。

工事施工箇所的位置図を資料としてあわせてお示ししております。

以上で、議案第7号 工事請負変更契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）今、総括的質疑ということですが、これは事業厚生委員会にかけてやるということで、総括的な質問しか認めないということではよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）総務文教です。重光議員。

2番（重光俊則君）総務文教ですか。それは、そういう意味では工事の締結日がおくれますよね。そういう意味で、これ自体をここで議論して工事契約の締結を早くする、そういうことは考えておられないということですか。

議長（坂上巳生男君）答弁を求めます。泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）工事につきましては現在も契約はやってございます。

変更内容につきましては、基本的に欠漏の部分が結構多うございまして、それにつきましては入札時に入札参加業者のほうからその部分につきまして質問がございまして、それに対しまして町のほうが、最終的には必要なものですから、それは変更で対応させていただくというところで入札の執行をやっていたところでございます。

その後、内容につきまして精査させていただきまして契約後に今回変更させていただくもので、業者につきましては基本的には段取りは進めているんですけども、最終的には議決が必要となりますので、今回、議案を上程させていただいたところでございます。

今、段取りは進めているところですので、大きく現場着手に変更がかかるとかいうところはないものと現在のところ考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、現地の工事が2月中旬に始まる予定がいろいろ手続があって3月中旬になっているというのは、これはこの議会で議案をここで審議するからそうなっているのではないということの理解でよろしいのですか。それと、欠漏というのをちょっと説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）欠漏につきましては、まず工事発注時の積算に当たりまして、工所用道路、橋をかけていくんですけども、工所用道路の覆工板と鋼材等の設置・撤去費用等の計上が漏れていたところでございます。設計書としては、図面上と数量と上がっていたんですけども、積算上で欠漏していたと、計上漏れがあったというものでございます。

それと、2月中旬と申しましたが、当初契約したときには台風の影響がございまして鋼材がことごとくないという現状もございました。確かに、議員皆様方にお諮りをさせていただきまして、最終的には議決をいただいて変更手続というところになることもあるんですけども、それとあわせまして鋼材の入手もかなり困難な状況であったということで、最近やっと鋼材が回ってきてございますので、その辺も含めまして3月末ごろには現場のほうに入れるのかなというところで、議決をいただいた後に現場着手を随時やっていくのかなというところで考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、お話では議決の後に現場着手ということで、やはり議決が工事の開始を制限しているような理解になるんですが、それはどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）今申し上げましたとおり、議決もございましてけれども、やはり鋼材がなかなか回ってこない状態でございます。その中でもう一つ、今の工事用道路の法線の変更というところで、今図面にお示しさせていただいて、曲がり角が2カ所あるんですけども、それを1カ所にするによりまして工事の施工性が上がるというところで、今回それも含めて変更させていただいてございます。

それらも含めまして、今、鋼材につきましても段取りはやってございます、業者のほうは。絶対必要なものですから。その辺も含めまして段取りをやっているんですけども、入手時期とかいろんなのを考えますと、やっぱり3月末ぐらいになるのかなというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）地元への説明が3月末じゃなくて3月中旬だと聞いているんです。だから、やはり非常に曖昧なんですよ。これを総務文教委員会にかけて議決するというのはその分だけおくれますよね。やっぱりこれが災害の復旧工事であるだけに緊急性が高いということであれば、総務文教委員会にかけずにここでやるということが本当は適切かなと思いますけれども、理由の中でそれはそうなっているということです。工事の着手説明が議決と関連したような状況という理解になりますよね。やっぱり災害復旧工事なのに緊急性が失われているんじゃないかなというような理解になるので、その辺をきっちりと説明していただきたいなと、工事着手の現場のほう、地元のほうに。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）地元のほうには3月中旬ぐらいということで一応はお話しさせていただいております。

それで、日程が3月28日と聞いてございます、業者のほうからはっきりと。これが本日、業者のほうから確定したということで、その辺でいろんな資材が調達できるというところでございます。

ですから、きょう朝からその連絡を受けまして、それらにつきましては地元住民に対しまして早々に周知、お知らせはやっていきたいと考えてございます。

基本的には変更ですので議会議決が必要でございます。ただ、当初にも契約はやってございますので、それらの中で資材調達は今現在やってございますので、それらがそろって現場を着工できるのが3月28日というふうに聞いてございます。最終日に議決いただければスムーズに工事は進んでいくのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第8号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書15ページをごらんください。

熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。まず、契約の目的ですが、熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、9,405万3,960円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北2丁目20番11号、堀井建設株式会社、代表取締役堀井 直です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱及び熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、平成31年1月29日付で指名通知を5者に行い、平成31年2月21日執行の応札業者4者による開札において同価の最低価格を提示した3者から、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きにより落札者を決定いたしました。

次に、工事の概要です。

議案書の桃色の分界紙以降、資料6-1をお開きください。

工事の名称は、熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事です。

工事場所は熊取町大宮4丁目地内、工事概要は屋根復旧工事で、アスファルトシングルぶきが3,046平方メートルで、アスファルト防水495平方メートル、既設屋根材撤去工事一式、足場設置工事一式、雑工事一式です。

工期は、議決日より平成31年12月25日まででございます。

工事施工箇所的位置図を資料として資料6-2にあわせてお示ししております。

以上で、議案第8号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第13 議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件及び日程第14 議案第10号 町道路線認定についての件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、議案第9号 町道路線認定及び廃止についてご説明申し上げます。

議案書16ページをごらんください。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線及び廃止する路線につきましては、表に記載のとおり各2路線でございます。また、各路線の起点、終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料7-1をごらんください。

新規認定路線及び認定廃止路線の表となっており、各路線の総延長や幅員などを記載しております。今回の廃止及び認定により、総延長318.7メートルが増加するものです。

各路線の内容につきましては、資料7-2、7-3の位置図にてご説明させていただきます。

資料7-3が廃止する路線、資料7-2が新たに認定する路線の位置図で、資料7-3の路線番号833番、五門東17号線及び836番、五門東20号線に接した住宅開発に伴い帰属を受けた道路を含め、改めて資料7-2のとおり400.6メートルの路線認定を行い、資料7-3の現行路線81.9メートルについては路線廃止を行うものでございます。

以上、議案第9号 町道路線認定及び廃止についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号 町道路線認定についてご説明申し上げます。

議案書17ページにお戻りください。

道路法第8条第2項の規定により、次の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

路線認定につきましては、表に記載のとおり、路線番号853番から867番までの15路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8-1をごらんください。

新規認定路線の一覧表となっており、各路線の総延長や幅員などを記載しております。今回、新たに15路線、総延長663.9メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内訳につきましては、資料8-2以降の位置図にてご説明させていただきます。

資料8-2をごらんください。

路線番号853番、大久保南4号線、854番、大久保南5号線、855番、大久保南6号線及び856番、大久保南7号線、総延長285.7メートルにつきましては、大久保南地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料8-3をごらんください。

路線番号857番、五門西14号線、858番、五門西15号線及び859番、五門西16号線、総延長136.7メートルにつきましては、五門西地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料8-4をごらんください。

路線番号860番、五門東21号線、861番、五門東22号線、862番、五門東23号線、863番、五門東24号線、864番、五門東25号線及び865番、五門東26号線、総延長160.1メートルにつきましては、先ほどの議案第9号にてご説明させていただきました路線も含め、五門東地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料8-5をごらんください。

路線番号866番、小垣内出合5号線及び867番、小垣内出合6号線、総延長81.4メートルにつきましては、小垣内地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

以上15路線、総延長663.9メートルについて、今回新たに町道路線認定を行うものでございます。

以上で、議案第10号 町道路線認定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第15 議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のものなどとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをごらんになってください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32億8,809万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ211億3,372万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

それでは、4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 衛生費、項 清掃費、災害ごみ対策事業307万9,000円につきましては、災害ごみが翌年度にも相当数発生すると見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 農林水産業費、項 農業費、被災経営体育成支援事業1億1,124万7,000円につきましては、被災施設が多いことにより各施設の復旧がおくれており、事業の年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次の款 商工費、項 商工費、果樹農園支援事業234万4,000円につきましては、果樹農園整備に係る一部物品の納期がおくれたことにより、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次の款 土木費、項 道路橋りょう費、熊取駅西整備事業1,820万円につきましては、熊取駅西交通広場詳細設計業務及び用地測量業務が関係機関との協議に日数を要しており、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次の項 都市計画費、熊取駅西整備事業294万7,000円につきましては、旧河川敷における泉佐野市との行政界確定のための用地測量業務が関係地権者等との協議に日数を要していることから、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次の款 災害復旧費、項 公共施設災害復旧費、体育施設災害復旧事業4,555万9,000円につきましては、町民グラウンド防球フェンス設置業務がフェンス作成等に日数を要していることから、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、2、変更でございますが、款 災害復旧費、項 公共施設災害復旧費、文化財災害復旧事業3,900万1,000円を4,912万6,000円へ変更するもので、歳出予算における増額補正にあわせて繰越明許費も増額変更するものでございます。

次に、5 ページをごらんになってください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、小学校施設改修事業270万円につきましては、北小学校ブロック塀改修工事の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては補助裏の100%でございます。

その下の中学校施設改修事業180万円につきましても、熊取北中学校ブロック塀改修工事の財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては、小学校と同様に補助裏の100%でございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2、変更でございますが、町道舗装事業につきましては、町道舗装修繕工事費の財源として借り入れるもので、限度額を1,290万円に増額変更するものでございます。

その下、町道小谷穴釜線整備事業につきましては、町道小谷穴釜線整備事業の財源として借り入れるもので、限度額を2,030万円に減額変更するものでございます。

その下、公園整備事業につきましては、都市公園等遊具更新事業の財源として借り入れるもので、限度額を540万円に減額変更するものでございます。

その下の河川災害復旧事業につきましては、普通河川雨山川ほか災害復旧事業の財源として借り入れるもので、限度額を1億1,200万円に増額変更するものでございます。

その下の学校教育施設災害復旧事業につきましては、熊取南中学校災害復旧事業の財源として借り入れるもので、限度額を7,400万円に増額変更するものでございます。

最後の社会教育施設災害復旧事業につきましては、重要文化財中家住宅災害復旧事業の財源として借り入れるもので、限度額を5,990万円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割1,400万円の増額、次の目 法人の法人税割1,000万円の増額及びその下、項 固定資産税、目 固定資産税の滞納繰越分1,000万円の増額につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

次の款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金417万1,000円の減額及びその下の障がい児通所給付費等負担金2,315万5,000円の減額につきましては、いずれも所要見込み額の減によるものでございます。その下の保険基盤安定負担金544万3,000円の減額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次の目 災害復旧費国庫負担金の小学校災害復旧費負担金581万6,000円の増額につきましては、中央小学校、北小学校における災害復旧事業に対する負担金で、その下、中学校災害復旧費負担金252万円の増額につきましては、熊取中学校、熊取北中学校における災害復旧事業に対する負担金で、いずれも内示によるものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地籍整備推進調査費補助金279万8,000円の増額につきましては、駅西地区、七山地区用地測量経費に対する補助金でございます。

その下の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金2,978万円の減額及びその下の社会資本整備総合交付金525万円の減額につきましては、いずれも交付額決定によるものでございます。

その下の目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金137万3,000円の増額につきましては北小学校ブロック塀改修工事に対する補助金で、その下の学校施設環境改善交付金91万5,000円の増額につきましては、熊取北中学校ブロック塀改修工事に対する補助金でございます。次の文化財保存整備費補助金1,137万円の増額につきましては、中家住宅災害復旧事業に対する補助金で、交付決定によるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金208万6,000円の減額及びその下の障がい児通所給付費等負担金1,157万8,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、所要見込み額の減によるものでございます。次の保険基盤安定負担金1,333万9,000円の減額につきましても、国庫負担金と同様に繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の目 農林水産業費府補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金120万円の減額につきましては、事業実施主体の変更によるものでございます。その下の大阪府農業経営構造対策

事業補助金 1 億2,319万2,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

その下の目 土木費府補助金の震災対策推進事業補助金93万7,000円の増額につきましては、決算見込みによるものでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんになってください。

款 財産収入、項 財産運用収入、目 財産貸付収入の土地貸付収入280万3,000円の増額につきましては、宿泊施設用地分の貸し付け収入でございます。

その下の目 利子及び配当金の基金利子46万9,000円の増額につきましては、公共施設整備基金利子の決算見込みによるものでございます。

続きまして、項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入218万3,000円の増額につきましては、町有財産払い下げ等に伴うものでございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金 1 億147万3,000円の増額につきましては、寄附見込みによるもので、用途の指定がないものでございます。

次の目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金34億2,000万円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定があるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の700万円の減額及びその下の目 財政調整基金繰入金の 1 億2,405万8,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の公益信託泉州地域振興基金助成金36万2,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。次の退職手当負担金229万3,000円の増額につきましては、退職手当に係る水道事業会計及び下水道事業会計からの負担金でございます。次の駅西整備事業負担金163万1,000円の増額につきましては、駅西交通広場用地測量業務における泉佐野市からの負担金でございます。

最後に、町債につきましては第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目については説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当2,760万9,000円の増額につきましては、早期退職1名、自己都合退職7名分でございます。

次に、目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金265万2,000円の増額につきましては、土地売払収入及び利子の積み立てでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金35億2,193万3,000円の増額につきましては、寄附見込みによる積み立てでございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金500万円の減額につきましては、執行見込みの減によるものでございます。

次の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、自立支援等医療費834万1,000円の減額及びその下の項 児童福祉費、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、障がい児通所給付費4,630万8,000円の減額につきましては、いずれも所要見込み額の減によるものでございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金2,504万3,000円の減額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金2万9,000円の増額につきましては、介護保険特別会計における家族介護用品助成金の補正に伴うものでございます。

次の款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、こちらは14ページ、15ページのほうに移りまして一番上、ごみ処理広域化計画調査業務負担金139万6,000円の増額につき

ましては、新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務に係る泉佐野市田尻町清掃施設組合負担金でございます。

次に、目 し尿処理費のし尿処理場運営事業、調査委託料44万5,000円の減額につきましては、泉佐野市田尻町清掃組合における環境測定業務において、同組合が独自で実施したことにより、不要となったものでございます。

次の款 農林水産業費、項 農業費、目 農業振興費の農業振興事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業委託料120万円の減額につきましては、事業実施主体の変更によるものでございます。その下、被災経営体育成支援事業補助金1億5,715万5,000円の減額につきましては、被災農業者に対する支援要望調査の結果に基づき減額するものでございます。

続いて、目 農地費のため池等一般事務経費、不動産鑑定手数料119万7,000円の減額及びその下の測量・設計・監理等委託料409万2,000円の減額につきましては、いずれも町有ため池売却に係る事業未執行によるものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費500万円の減額につきましては、執行見込みの減によるものでございます。

次に、項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、公園整備工事費1,565万1,000円の減額につきましては、執行見込みの減によるものでございます。その下、公園維持管理事業、不動産鑑定手数料61万2,000円の減額及び測量・設計・監理等委託料119万8,000円の減額につきましては、いずれも朝代ちびっこ広場売却に係る事業未執行によるものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんになってください。

中ほどの款 教育費、項 社会教育費、目 文化財保護費の文化財保護事業、指定文化財管理事業補助金441万1,000円の減額につきましては、事業中止によるものでございます。

次に、ページの下の方です。款 災害復旧費、項 公共施設災害復旧費、目 社会教育施設災害復旧費の文化財災害復旧事業、報償金5,000円の増額から災害復旧工事費712万8,000円の増額につきましては、重要文化財中家住宅災害復旧事業に係る設計書に基づく増額補正でございます。

あと、18ページからの補正予算給与費明細書、20ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時00分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16 議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第17 議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第12号並びに議案第13号についてご説明申し上げます。

まず、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分、保険者支援分）の確定に伴う補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

今回の補正は、歳入のうち一般会計繰入金の確定に伴うものでございます。

まず、下の段で款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金で、右側の説明欄で保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）1,415万8,000円の減額で、当初予算に対しまして保険基盤安定制度の繰入額の確定による減額でございます。次に、その下で、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,088万5,000円の減額でございますが、同じく繰入額の確定による減額でございます。

今回、一般会計からの繰入額が確定したことで財源調整をすべくその他歳入歳出科目についても増減の見込みを行ったところ、保険料につきましては、当初予算及び9月補正時点では現年分の保険料収納率は大阪府が示す標準収納率で見込んでおりましたが、実際はそれを上回り、収入見込みが約10億円となっておりますので、歳入の上の段で款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料を2,504万3,000円増額し、10億284万円とするものでございます。

なお、8ページの歳出は財源振替を行ったものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

それでは、続きまして議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の増額によるものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,734万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料で609万4,000円の増額でございます。これは、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの決算見込み額に合わせて特別徴収保険料を1,434万8,000円増額、普通徴収保険料を825万4,000円減額し、この合算額、現年分として609万4,000円の増額を計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金609万4,000円の増額で、この保険料等負担金は、市町村で徴収し広域連合に納付いたしますので、歳入で計上いたしました保険料増額分を補正するものでございます。

以上で、議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、議案第12号並びに議案第13号いずれも原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第18 議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、地域支援事業の任意事業費における家族介護用品購入費助成金の補正及び平成30年度保険者機能強化推進交付金の交付額の確定に伴う補正でございます。

それでは、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,043万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5万7,000円の増額、その下の目を1つ飛ばしていただきまして、次の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）2万9,000円の増額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）2万9,000円の増額につきましては、歳出における地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の家族介護用品購入費助成金15万円の増額補正に伴い、法定負担割合に応じて国38.5%、府19.25%、町19.25%をそれぞれ増額補正するものでございます。

恐れ入りますが、2つ上に戻っていただきまして、先ほど飛ばしました款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 保険者機能強化推進交付金783万円の増額につきましては、平成30年度から国が新たに市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために創設した保険者機能強化推進交付金の交付額が確定したことに伴い、補正を行うものでございます。

次に、2つ飛ばしまして、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金779万5,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、補正を行うものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費の家

族介護用品購入費助成金15万円の増額につきましては、家族介護用品購入助成事業において、支給申請者の増加により予算不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

以上で、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第19 議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成31年（2019年）10月より消費税率が8%から10%へと引き上げられることが予定されており、債務負担行為額の上限を変更しておく必要があるため、債務負担行為補正を行うものでございます。

2ページをお開きください。

第1表債務負担行為補正、1、変更、事項は熊取永楽墓苑指定管理委託、補正前といたしまして、期間が平成30年度から平成32年度、限度額620万円を平成31年（2019年）10月から平成33年（2021年）3月までの18カ月分の指定管理委託料が消費税8%から10%へと引き上げられる見込み分として8万7,000円を増額する必要があるため、補正後として、期間、補正前に同じ、限度額628万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第20 議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、流域下水道事業を国追加補正による建設費負担金及び企業債の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成30年度熊取町の下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量の補正でございます。

平成30年度熊取町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

第3項 主要な建設改良事業の流域下水道建設費負担金の既決予定額に872万5,000円を増額し、補正後の額を2,174万円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,845万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,837万6,000円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額1,212万5,000円」を「当年度分消費税資本的収支調整額1,277万1,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,518万9,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,446万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第1項 企業債の既決予定額に880万円を増額し、補正後の額を4億3,280万円とし、それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を6億6,519万4,000円とするものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に872万5,000円を増額し、補正後の額を3億3,753万5,000円とし、それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を9億3,357万円とするものでございます。

次に、第4条の企業債の補正でございます。

予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

流域下水道事業の既決予定額に880万円を増額し、補正後の額を2,090万円とするものでございます。

次の2ページは、平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細については5ページの説明書でご説明いたしますので、5ページをお開きください。

資本的収入の欄をごらんください。

第1款 資本的収入、第1項 企業債の880万円の増額は、流域下水道事業において国補助金追加補正に伴う改築工事の増加に係る起債でございます。内容については、支出のほうでも建設費負担金を計上していますが、中部水みらいセンターの監視制御盤更新工事や北部水みらいセンターの下水汚泥処理施設の焼却炉設備工事などの増加となっております。

以上により、資本的収入合計の既決予定額6億5,639万4,000円に補正予定額880万円を増額し、6億6,519万4,000円とするものでございます。

資本的支出の表をごらんください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費872万5,000円を増額は、収入でもご説明させていただいた内容となっております。

以上により、資本的支出合計の既決予定額9億2,484万5,000円に補正予定額872万5,000円を増額し、9億3,357万円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。

4ページは、平成30年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第2号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会付託を省略することに決しました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第16号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第21 議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)それでは、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が流域下水道事業市町村負担金の精算に伴う返納金の計上、2つ目が人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。

平成30年度熊取町の下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。

平成30年度熊取町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の既決予定額に1,839万2,000円を増額し、補正後の額を1,839万7,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業収益の補正後の額を11億3,726万8,000円とするものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額に26万5,000円を増額し、補正後の額を9億3,551万5,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を10億9,095万7,000円とするものでございます。

次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に26万5,000円を増額し、補正後の額を8,655万5,000円とするものでございます。

次の2ページは、平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画でございます。

詳細については6ページの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入の表をごらんください。

第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の過年度損益修正益の1,839万2,000円増額は、流域下水道事業市町村負担金の精算返納金でございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額11億1,887万6,000円に補正予定額1,839万2,000円を増額し、11億3,726万8,000円とするものでございます。

収益的支出の表をごらんください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の総係費の26万5,000円の増額は、人事異動及び人事院勧告に伴う退職手当負担引当金繰入額でございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額10億9,069万2,000円に補正予定額26万5,000円を増額し、10億9,095万7,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第3号）でございます。

4ページは、補正予算給与費明細書でございます。

5ページは、平成30年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第3号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第22 議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算の件、日程第23 議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第24 議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第25 議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第26 議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第27 議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第28 議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件について順次説明を求めます。

初めに、議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）それでは、議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

31年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が町政運営方針によって申し上げましたので、私からは、予算の内容につきまして予算書に基づき、主に増減額が大きかったものについて中心にご説明申し上げます。

まず、予算書の3ページをごらんください。

議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算。

平成31年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ145億5,513万円でございますが、平成30年度と比較いたしますと21億4,386万9,000円、17.3%の増となりました。主な増減につきましては後ほどご説明いたします。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表によるしております。

次に、第2条では債務負担行為について定めております。内容につきましては、8ページの第2表をごらんください。

主なものとしたしましては、上から2段目の熊取駅西整備用地取得事業、平成32年度までの期間で、限度額は熊取町土地開発公社が先行取得した土地代金5,264万4,000円に利息及び事務費等を加えた額、次に、その下の総合体育館等指定管理委託、平成35年度までの期間で限度額は3億5,640

万円、上から5段目のし尿処理事務委託準備負担金、平成32年度までの期間で限度額は1億8,560万6,000円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、3条の地方債でございます。内容につきましては、9ページの第3表をごらんください。

老人憩の家耐震補強事業180万円、中央保育所改修事業1億860万円、広域廃棄物処分場整備事業300万円、ごみ処理施設整備事業5,340万円、し尿処理施設整備事業1億1,130万円、水道事業会計出資債1,000万円、町道舗装事業1,230万円、交通安全施設整備事業330万円、橋りょう修繕事業7,750万円、続いて、10ページをごらんください。永楽ダム周辺道路法面修繕事業2,250万円、町道久保高田線歩道拡幅事業1,110万円、熊取駅西整備事業1,360万円、公園整備事業3,370万円、防災資機材整備事業1,230万円、小学校施設改修事業1億5,160万円、中学校施設改修事業870万円及び臨時財政対策債5億1,300万円でございます。合計で11億4,770万円となり、平成30年度と比較いたしますと3億6,900万円の増となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

3ページにお戻りください。

第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。平成31年度も、前年度と同様10億円を限度として設定しております。

続きまして、第5条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明をいたします。

16ページをごらんください。

まず、町税ですが、項 町民税、目 個人につきましては650万2,000円減の21億9,926万8,000円となり、目 法人につきましては536万5,000円増の1億173万9,000円となり、町民税合計では113万7,000円減の23億100万7,000円となっております。

その下の目 固定資産税につきましては、新築家屋の増加などの影響により、1,633万9,000円増の15億4,914万9,000円となっております。

次に、軽自動車税につきましては、登録台数の増加に加え、新たに環境性能割が創設された影響などにより、589万3,000円増の1億941万9,000円となっております。

次の項 町たばこ税につきましては、売り渡し本数は減少しておりますが、平成30年10月からの税制改正平年度化の影響により、217万円増の1億6,151万8,000円となっております。

その下、地方譲与税から20ページの2段目、交通安全対策特別交付金につきましては、国が発表する地方財政計画を参考に算定しております。

16ページに戻っていただきまして、一番下、新設である森林環境譲与税につきましては184万5,000円を見込んでおります。

次に、18ページ上から6段目の自動車取得税交付金につきましては、本年10月から自動車取得税の廃止に伴い3,200万円減の2,500万円となっており、一番下の新設である環境性能割交付金につきましては1,500万円としております。

18ページが一番下、地方交付税につきましては、地方財政計画及び本町独自の増減要因を加味し、2億8,200万円増の27億8,000万円となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

国庫支出金でございます。項 国庫負担金の目 民生費国庫負担金につきましては1億4,266万2,000円増の13億8,765万円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金が介護・訓練等給付費の増などにより増加したことや、子どものための教育・保育給付費負担金が認定こども園に対する施設型給付費の増により増加したことによるものでございます。

次に、項 国庫補助金の目 民生費国庫補助金につきましては1,261万5,000円増の8,905万4,000円となっておりますが、これは、子ども・子育て支援交付金が増加したことなどによるものでございます。

1つ飛びまして、目 土木費国庫補助金につきましては1億5,185万4,000円増の2億7,609万8,000円となっておりますが、これは、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が橋梁修繕工事など補助対象事業費の増に伴い増加したことなどによるものでございます。

次の目 教育費国庫補助金につきましては3,933万8,000円増の1億1,765万7,000円となっておりますが、これは、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金がトイレ洋式化改修に係る補助対象事業費の増などによるものでございます。

続きまして、26ページ、府支出金をごらんください。

項 府負担金のうち目 民生費府負担金につきましては8,221万6,000円増の7億6,590万3,000円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金及び子どものための教育・保育給付費負担金が国庫支出金と同じく増加したことなどによるものでございます。

次に、項 府補助金のうち目 民生費府補助金につきましては4,184万7,000円増の2億7,795万円となっておりますが、これは、児童福祉費補助金の施設型給付費等地方単独費用補助金が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、28ページをごらんください。

項 委託金のうち目 総務費委託金につきましては3,845万8,000円増の1億617万8,000円となっておりますが、これは、参議院議員選挙費委託金、知事選挙費委託金及び府議会議員選挙費委託金の増加によるものでございます。

続きまして、30ページをごらんください。

2段目の款 寄附金、目 一般寄附金につきましては5,000万円減の5,000万円となっておりますが、これは、歳出のくまとりふるさと応援寄附事業にあわせ歳入予算に計上したものでございます。

次に、その下、繰入金でございます。目 公共施設整備基金繰入金につきましては1億330万円増の2億4,630万円となっておりますが、これは、投資的事業における普通建設事業費充当額の増によるものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては7,500万円増の1億7,400万円となっており、一般財源の不足を調整するため繰り入れるものでございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては8億54万1,000円増の10億333万3,000円となっており、過年度に受けた寄附金を活用するため、防災基金創設の原資として10億円繰り入れることにより、増となったものでございます。

繰入金合計では、9億8,135万1,000円増の16億7,017万5,000円となるものでございます。

続きまして、32ページをお願いします。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては2,052万3,000円増の2億763万3,000円となっておりますが、これは、駅西整備事業に係る泉佐野市からの負担金が増加したことなどによるものでございます。

34ページの町債につきましては、9ページ、10ページの第3表地方債のところでご説明申し上げたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、36ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算について主なものを前年度と比較しながら説明いたします。

まず、議会費でございます。前年度とほぼ同様で、議会費全体で6万4,000円減の1億2,474万5,000円となっております。

次に、38ページの総務費でございます。項 総務管理費の目 一般管理費につきましては1億5,225万3,000円減の7億729万2,000円となっておりますが、これは、39ページの職員給与関係事業

(一般管理費一般職分)において職員数の減による給料の減少や退職手当が定年退職者数の減などによるものでございます。

少し飛びまして、52ページをお願いいたします。

目 企画費につきましては5,027万1,000円減の5,291万9,000円となっておりますが、これは、53ページ下のほう、くまとりふるさと応援寄附事業において想定寄附額の減少により謝礼品費が減少したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、62ページをお願いいたします。

項 徴税費の目 賦課徴収費につきましては1,283万7,000円増の3,088万6,000円となっておりますが、これは、65ページの固定資産税賦課事業において土地価格鑑定等委託料が増加したことなどによるものでございます。

次に、66ページをお願いします。

項 戸籍住民基本台帳費の目 戸籍住民基本台帳費につきましては781万4,000円増の1億310万円となっておりますが、これは、67ページの戸籍事務事業において平成31年4月からの住民票等コンビニ交付に係る経費が増加したことなどによるものでございます。

次に、68ページをお願いします。

中ほどの項 選挙費につきましては、2段目、目 町長選挙費の1,411万1,000円の皆増、70ページの目 町議会議員選挙につきましては1,227万3,000円増の1,310万6,000円、一番下の目 知事選挙費につきましては1,479万3,000円の皆増、72ページの下の方、目 参議院議員選挙につきましては1,415万2,000円の皆増となっておりますが、これは、それぞれの選挙執行によるものでございます。

続きまして、民生費に移ります。

80ページをお願いします。

目 社会福祉費につきましては1億1,724万3,000円増の9億9,397万3,000円となっておりますが、これは、83ページの一番下の障がい者自立支援給付事業において、85ページ上段に記載の介護・訓練等給付費が利用見込みの増などにより増加したものでございます。

次に、86ページをお願いします。

目 老人福祉費につきましては385万5,000円増の8,284万4,000円となっておりますが、これは、89ページの老人憩の家維持管理事業において、老人憩の家の耐震診断及び耐震設計に係る経費の増などによるものでございます。

次に、90ページをお願いします。

項 社会福祉費、目 後期高齢者医療費につきましては4,994万円増の5億7,373万3,000円となっておりますが、これは、後期高齢者医療事務事業において療育給付費負担金が被保険者数の増などにより増加したものでございます。

次に、92ページをごらんください。

項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては3億6,883万8,000円増の12億5,352万7,000円となっておりますが、これは、93ページの下にございます民間保育所等助成事業において、95ページ上段の施設型給付費が私立幼稚園の認定こども園化により増加したものでございます。

次に、94ページの下の方、目 児童福祉施設費につきましては1億1,629万5,000円増の10億4,891万9,000円となっておりますが、これは、97ページの保育所運営事業において、中央保育所大規模改修に係る工事請負費が皆増したことなどによるものでございます。

次に、100ページをお願いいたします。

項 介護保険費の目 介護保険費につきましては2,372万2,000円増の5億6,852万3,000円となっておりますが、これは、介護保険特別会計繰出事業において保険給付費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、衛生費でございます。少し飛びまして、112ページをお願いします。

項 清掃費の目 塵芥処理費につきましては6,213万2,000円増の5億8,636万8,000円となっておりますが、これは、113ページの環境センター運営事業において、切断機の取りかえ修繕に係る経費が増加したことなどによるものでございます。

次に、114ページをお願いします。

目 し尿処理費につきましては1億2,260万1,000円増の2億8,713万1,000円となっておりますが、これは、し尿処理場運営事業において、117ページ中段の下、平成33年度からのし尿処理広域化に係る泉佐野市田尻町清掃施設組合事務委託準備負担金が皆増となったことによるものでございます。

次に、農林水産業費に移ります。120ページをお願いいたします。

項 農業費の目 農地費につきましては848万6,000円減の2,630万2,000円となっておりますが、これは、123ページの下の方、農業用水路施設整備事業において水路改良整備事業補助金が減少したものでございます。

続きまして、商工費の説明に移ります。126ページをごらんください。

項 商工費の目 商工業振興費につきましては1,408万4,000円増の6,428万6,000円となっておりますが、これは、128ページから129ページの上の方、地域活性化事業において、観光案内機能の強化を図るため、観光案内所の運営に係るくまとりにぎわい観光協会補助金が増加したことによるものでございます。

続きまして、土木費の説明に移ります。132ページをお願いします。

項 道路橋りょう費の目 道路維持費につきましては2億4,530万7,000円増の3億9,228万1,000円となっておりますが、これは、道路維持事業において、135ページにかけて橋梁の修繕に係る工事費が増加したことなどによるものでございます。

134ページの目 道路新設改良費につきましては2,987万1,000円増の1億2,603万5,000円となっておりますが、これは、熊取駅西整備事業において用地購入費、物件移転等補償費が皆増したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、140ページをごらんください。

項 都市計画費の目 公園費でございますが、4,231万2,000円増の1億6,098万7,000円となっておりますが、これは、公園整備事業において長池オアシス公園施設更新に係る工事費が皆増したことによるものでございます。

続きまして、消防費の説明に移ります。144ページをごらんください。

一番下、目 常備消防費につきましては3,430万3,000円減の5億1,709万3,000円となっておりますが、これは、泉州南消防組合運営事業において組合職員の退職手当の減少などによるものでございます。

次に、148ページをお願いします。

目 災害対策費につきましては10億4,325万5,000円増の10億5,801万5,000円となっておりますが、これは、平成30年度における台風第21号の教訓を生かし、災害への備えを強化するため、防災事業において地域防災計画の見直しを行うとともに、防災倉庫及び防災資機材を整備することにより工事請負費や備品購入費が増加したこと、並びに151ページ中ほどの防災基金積立事業において防災基金創設に係る積立金が皆増したことによるものでございます。

続きまして、教育費の説明に移ります。154ページをお願いします。

項 教育総務費の目 私立幼稚園助成費につきましては3,124万6,000円減の4,415万円となっておりますが、これは、私立幼稚園助成事業及び私立幼稚園就園奨励事業において私立幼稚園の認定こども園化により就園補助金及び就園奨励費が減少したことによるものでございます。

次に、その下の項 小学校費の目 学校管理費につきましては1億3,079万5,000円増の4億8,878万4,000円となっておりますが、これは、157ページの小学校維持管理事業において小学校のトイレ洋式化改修に伴い、159ページ上段の維持修繕工事費が増加したことによるものでございます。

続きまして、160ページをお願いします。

項 小学校費の目 建設事業費につきまして2,342万5,000円の皆増となっておりますが、これは、小学校大規模改造事業において東小学校大規模改造工事に係る設計委託料が皆増したことによるものでございます。

次に、その下、項 中学校費の目 学校管理費につきましては1,793万円増の1億239万5,000円となっておりますが、これは、163ページの中学校維持管理事業において、熊取北中学校給食場屋根改修に係る維持修繕工事費が皆増したことなどによるものでございます。

次に、少し飛びまして180ページをお願いします。

項 保健体育費の目 体育施設費につきましては5,390万8,000円増の2億202万4,000円となっておりますが、これは、183ページの体育施設維持管理事業において総合体育館中央制御盤の改修に伴い、185ページ上の維持修繕工事費が皆増したことなどによるものでございます。

続きまして、中ほどの公債費につきましては、元金が7,938万1,000円減の9億748万8,000円、利子が730万2,000円減の4,706万4,000円となっておりますが、これは、平成29年度債の借り入れより据え置き期間を設けたことによる元金の減少並びに町債全体の償還が進んだことによるものでございます。

続きまして、186ページをお願いします。

災害復旧費につきましては枠取り計上をしてございます。

その下、予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置としております。

188ページ以降につきましては明細書あるいは調書となっておりますので、別に配付の予算附属資料とあわせて後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算についての説明を終了いたします。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算及び議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第19号並びに議案第20号についてご説明申し上げます。

それでは、まず議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、国保特会の予算の特徴でございますが、ご存じのとおり、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、いわゆる都道府県化が実施されております。この都道府県化に伴い、医療機関への支払い等は全て都道府県から交付される保険給付費等交付金で賄われることとなり、この交付金の原資となる事業費納付金を市町村が都道府県に納めるため、市町村が保険料を徴収、これまでと同様に一般会計から法定の繰り入れを行うこととなるもので、これがいわゆる事業費納付金の仕組みとなっておりますのでございます。

また、この事業費納付金は大阪府から確定額が示され、この事業費納付金を賄う保険料を確保するに当たっては、同じく大阪府が示す市町村標準保険料率を採用することとなっているものでございます。

予算の流れが、従前は町が医療費等を支払うため町が単独で公費を収受し、保険料を収納するという流れになっておりましたが、都道府県化に伴い、医療費、保健事業費は同様に町が支払うものの、その支払いの財源となる保険給付費等交付金を賄うため、大阪府に事業費納付金を納める資金の流れが加わるというものでございます。このように追加された資金の流れである事業費納付金に関連するものは、平成30年度と同様に、大阪府から示されている数値を基準とした予算となっているものでございます。

それでは、予算書の201ページをごらんください。

平成31年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億3,416万4,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

それでは、内容につきましては、207ページ以降の事項別明細書で主な項目の説明をさせていただきます。

207、208ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

では、歳入についてご説明申し上げます。

210ページをお開きください。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料11億1,802万5,000円で、対前年度比6,341万1,000円の増額となっております。この増額は、本町でも平成30年度の医療費の伸びが当初の推計を上回ったことで医療機関に支払う財源の保険給付費が不足するため、さきの12月議会で約2億7,000万円補正をさせていただき、また、先日の会議前の議員全員協議会でご報告いたしましたとおり、大阪府全体でも被保険者数は10万7,000人減少の194万3,000人に、1人当たりの医療費は単年度の伸びが1.4%から2.3%に伸び、国保全体の被保険者数は減少するものの医療費は伸びる見込みでございますので、それを賄うのに必要な保険料も増加しておるといっております。先ほど申し上げましたように、大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額を計上しておるものでございます。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料24万2,000円、対前年度比632万6,000円の減額ですが、これは、同じく大阪府に納付する額を計上しているものでございます。この退職医療制度は、平成31年度をもって終了するもので、本町で退職被保険者数は13人と推計しておりますが、この方々も31年度中に65歳を迎え、一般被保険者に移行いたしますので、対象者は順次減少するものでございます。

次に、2つ飛びまして、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は40億1,707万3,000円で、対前年度比3億3,158万3,000円の増額でございます。これは、都道府県化に伴い医療給付費に係る費用の全額が交付されるもので、本町でも1人当たりの医療費が伸びていることで歳出の保険給付費を増額しているため、この歳入も増加しているものでございます。また、特別交付金として保健事業費に係る経費や保険者努力支援分、府独自のインセンティブ分などが、市町村ごとの実績に基づき大阪府から交付されるものでございます。

次に、212ページをごらんください。

2つ目の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は3億8,891万7,000円、対前年度比235万5,000円の増額でございます。冒頭でご説明いたしました基準等に基づく繰り入れで、その内訳は213ページの説明欄をごらんください。

まず、保険基盤安定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は保険料軽減分と保険者支援分がでございます。毎年10月に確定するものでございます。軽減分は、低所得者に対して保険料軽減を行った実績に基づいて繰入額が確定いたします。それに対しまして、保険者支援分は低所得者を多く抱える保険者を支援するもので、軽減対象者数に国が示す支援率を用いて算出し、繰入額が確定い

たします。その結果、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分は1億8,732万3,000円、対前年度比1,016万円の増額、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は9,009万5,000円、対前年度比1,299万6,000円の減額となり、大阪府に納める事業費納付金と同額を計上しているものでございます。

次に、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費に対して7,923万7,000円を繰り入れるものでございます。

次に、出産育児一時金繰入金の1,260万円は、歳出で計上しております出産育児一時金の3分の2の額を繰り入れるものでございます。

次に、財政安定化支援事業繰入金でございますが、法定軽減対象の世帯の割合が全国平均を超えた場合及び高齢被保険者の割合が全国平均を超えた場合に対象となる法定の繰入金でございます。平成30年度と比較すると108万円の増額となっているものでございます。

次に、その他一般会計繰入金611万2,000円でございますが、重度障がい、老人、ひとり親の医療費助成の地方単独分については、大阪府から示された額と子ども医療の小・中学生に係る地方単独分を前年度の実績に基づき一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

214ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、7,271万8,000円で、対前年度比825万3,000円の増額でございます。一般管理費につきましては人件費など国保運営事務に要する経費であり、増額の主なものとしては、国保担当職員の人事異動による職員給与関係事業費の増や電子計算機使用負担金などの増額となっております。

次に、216ページ一番下の欄から219ページにかけてでございます。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、218ページ、本年度の計が33億9,267万9,000円で、対前年度比2億9,684万5,000円の増額となるものです。30年12月にも約2億7,000万円の増額補正をさせていただいたところで、平成31年度は、30年度の医療費実績及び被保険者数の伸びをもとに計上をさせていただいているものでございます。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費でございますが、4億9,045万3,000円で、対前年度比7,508万7,000円の増額となるものでございます。

目 退職被保険者等高額療養費は100万円で、対前年度比600万円の減額となるものでございます。これらの計上につきましても、先ほどの療養諸費と同様の方法で算出したものでございます。

次に、220ページをごらんください。

款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分は10億1,104万8,000円で、対前年度比4,935万5,000円の増額でございます。同様に、項 後期高齢者支援金分は3億618万円で対前年度比253万2,000円の減額、次の項 介護納付金分は1億257万3,000円で、対前年度比1,023万6,000円の増額で、いずれも大阪府が示した事業費納付金額となっております。

続きまして、220ページ下段から223ページをごらんください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費は3,704万5,000円で、対前年度比353万円の増額でございます。これは、健診の詳細項目である心電図を40歳以上の対象者全員に拡大することによるものでございます。

次に、222ページ下から225ページでございます。

款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費は3,279万1,000円で、対前年度比152万9,000円の増額でございます。これは、平成30年9月に熊取町国民健康保険被保険者健康づくり推進奨励事業（めざせ！がっちり健幸）に係る予算を補正させていただいたもので、31年度は当初予算から計上させていただいておることによる増額でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、226ページから231ページの給与費明細書、232ページの債務負担行為に関する調書につき

ましては説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをよろしくお願いいたします。

以上で、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の235ページをごらんください。

平成31年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,269万7,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

それでは、内容につきましては、241ページ以降の事項別明細書で主な項目の説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

244ページをごらんください。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料4億7,313万7,000円、対前年度比3,179万7,000円の増額でございます。これは被保険者数の増加によるものでございまして、平成30年度は平均被保険者の見込みが5,174人であったものが、平成31年度は286人増の5,460人と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金1億3,954万6,000円で、対前年度比514万1,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金は、大阪府後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と町の事務費負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。次の節 保険基盤安定繰入金については、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するための繰入金でございます。増額の主な要因は、町の電算負担金、広域連合の後期高齢者医療システムの更新等に伴う事務費負担金の増加及び被保険者数の増加に伴う保険基盤安定繰入金の増加に伴うものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

246ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、2,783万6,000円、対前年度比278万1,000円の増額でございます。増額の主な要因につきましては、人件費及び電子計算機使用負担金の増に伴うものでございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費でございますが、149万2,000円で、対前年度比18万7,000円の増額でございます。主な増額は、保険料本算定の送付や月次処理に係る通知の送付に使用いたします封筒の印刷製本費を2年に一度計上しておくことによるものでございます。

次に、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金でございますが、5億8,256万6,000円、対前年度比3,396万9,000円の増額でございます。内訳といたしましては、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分を公費補填額として受け入れる保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するための保険料等負担金が5億6,588万6,000円、また、広域連合の事務費等の総務的経費に対する本町の負担金が1,668万円となっております。増額の要因につきましては、先ほど説明いたしました被保険者数の増加に伴う保険料徴収金の増及び保険基盤安定繰入金の増による保険料等負担金の増加によるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、250ページから254ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、議案第19号並びに議案第20号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございますが、平成31年度は第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間年度となりますが、保険料や保険給付費等につきましては、第1号被保険者数の見込み数や介護給付費の実績等をもとに給付費等の見込みを行うとともに、10月からの消費税率引き上げに伴う介護報酬改定等による給付費への影響についても見込んだ予算となっており、平成31年度における予算の総額は歳入歳出それぞれ37億1,843万6,000円となり、前年度と比較して1億9,639万8,000円、約5.6%増となっております。

それでは、予算書の257ページをごらんください。

平成31年度熊取町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億1,843万6,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

次に、第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号において、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用とするものでございます。

主な予算の内容につきまして、263ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

263ページ、264ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

266ページ、267ページをお開きください。

歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては8億9,702万3,000円で、対前年度比1,337万6,000円の増となっております。これは、被保険者数の増によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金でございますが、6億4,014万1,000円で、対前年度比3,605万5,000円の増となっております。これは、歳出における保険給付費が増加となったことにより、国負担分につきましても増となったものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 調整交付金1,580万4,000円で、対前年度比965万8,000円の減となっております。これは、前年度の交付実績をもとに交付額を見込んでおり、前年度の国からの交付率が減少したことにより、減となったものでございます。

その下の目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、2,193万4,000円で、対前年度比59万9,000円の減でございます。これは、歳出における介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問介護及び通所介護サービスの事業費等の見込み額が減額となったことに伴い、国負担分につきましても減となったものでございます。

また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては2,733万1,000円で、対前年度比308万2,000円の増となっております。これは、歳出における包括的支援事

業・任意事業費において、地域包括支援センターの委託料及び介護給付費適正化事業の推進のための人件費の増に伴い、国の負担分についても増となったものでございます。

その下の目 介護保険事業費補助金165万円、対前年度比67万円の増につきましては、歳出における電子計算機使用負担金のうち、平成31年度における消費税増税等に対応するためのシステム改修費に対する国からの補助金でございます。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金 9億2,768万円で、対前年度比5,351万4,000円の増となっております。これは、歳出における保険給付費に対し、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、介護給付費の増加に伴い第2号被保険者の負担分も増となったものでございます。

その下の目 地域支援事業支援交付金2,797万7,000円で、対前年度比244万3,000円の減につきましては、国庫補助金でもご説明いたしましたが、歳出における地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問介護及び通所介護サービスの事業費等の見込み額が減額となったことに伴い、第2号被保険者の負担分も減となったものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金 4億7,651万1,000円でございます。対前年度比2,836万円の増につきましては、歳出における保険給付費の増加に伴い府負担分につきましても増となったものでございます。

次に、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,295万3,000円で、対前年度比113万円の減、また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,366万5,000円、対前年度比154万1,000円の増につきましては、国庫補助金と同様の内容となりますので省略させていただきます。

それでは、次の268ページ、269ページをごらんください。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金 4億2,948万1,000円で、対前年度比2,477万5,000円の増、その下の目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,295万3,000円、対前年度比113万円の減、また、その下の目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）1,366万5,000円、対前年度比154万1,000円の増につきましても、国庫支出金や府支出金と同様の内容となりますので省略いたします。

次に、その下の目 低所得者保険料軽減繰入金712万5,000円で、対前年度比9万4,000円の増につきましては、介護保険料の所得段階第1段階の保険料については公費を投入し、保険料の軽減を行っており、それに対する国・府の負担金を一般会計で収入し、町負担分と合わせ一般会計から繰り入れるものでございます。

また、その下の目 その他一般会計繰入金 1億529万9,000円で、対前年度比155万8,000円の減につきましては、介護保険における総務費の人件費及び介護保険料の賦課徴収や要介護認定等に係る事務費について、それぞれ一般会計から全額繰り入れるものでございます。

次に、その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金8,679万3,000円で、対前年度比4,981万1,000円の増につきましては、歳出における保険給付費及び地域支援事業費に係る財源不足分を介護給付費準備基金を取り崩し、歳入予算に繰り入れるものでございます。

それでは、270ページ、271ページをごらんください。

続きまして、歳出でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、5,939万1,000円で、対前年度比220万8,000円の減となっております。

少し飛ばしていただきまして、274ページ、275ページをお開きください。

次に、保険給付費でございます。

平成31年度の予算においては、前年度の給付実績等をもとに給付費を見込んでおります。

それでは、まず款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費31億7,265万6,000円で、対前年度比1億8,741万4,000円の増となっております。これは、給付実績等に基づ

き見込んでいるものとございます。

次に、項 介護予防サービス等諸費、目 介護予防サービス等諸費6,628万1,000円で、対前年度比232万3,000円の増となっております。こちらにつきましても、介護サービス等諸費と同じく、給付実績等をもとに見込んでいるものとございます。

次に、276ページ、277ページをごらんください。

まず、項 高額介護サービス等費8,500万円、対前年度比500万円の増につきましては、これまでの利用実績等を踏まえ給付費の見込みを行ったものとございます。

その下の項 高額医療合算介護サービス等費、その下の項 特定入所者介護サービス等費は、それぞれ増となっておりますが、こちらにつきましても、高額介護サービス等費と同様に、利用実績等により給付費の見込みを行ったものとございます。

次に、款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費8,848万8,000円で、対前年度比1,313万5,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問介護及び通所介護サービスの事業費等の見込み額が減額となったことから、減となったものとございます。

次に、278ページ、279ページをごらんください。

款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費については、平成31年度の機構改革に伴い、一般介護予防事業が事業内容ごとで所管課が異なるため事業ごとに細分化し、新たにDASHプロジェクト推進事業、タピオステーション等推進事業を設けたものとございます。

なお、一般介護予防事業の予算額は1,485万8,000円で、対前年度比413万円の増となっております。これは、タピオステーションの効果判定を行うためのデータ分析の委託料やボランティア育成のための講座開催などの費用を予算計上したことにより、増額となったものとございます。

次に、280ページ、281ページの款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費でございますが、7,102万8,000円で、対前年度比801万4,000円の増となっております。こちらは、包括的支援事業における地域包括支援センター委託料及び次の282ページ、283ページの任意事業における介護給付費適正化事業の推進のための非常勤職員報酬の増によるものとございます。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、286ページから291ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

指定管理者制度導入2年目となります平成31年度予算は、30年度予算と大きな違いはなく組ませているところでございます。

それでは、295ページをお開きください。

平成31年度熊取町の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものとございます。

歳入歳出予算、第1条、第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,395万6,000円と定めるものとございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとございます。

それでは、事項別明細書により説明いたしますので、304ページをお開きください。

歳入でございます。

款 繰入金は墓地基金繰入金で785万2,000円、款 使用料及び手数料、永代使用料565万円と管理手数料39万円であります。

款 財産収入は墓地基金利子で5万1,000円、款 諸収入は、雑入として公園事業事務費負担金4,000円、駐車場利用カード再発行実費徴収金9,000円でございます。

次に、歳出でございます。

次ページをお開きください。

款 墓園費は、消耗品で1万5,000円、通信運搬費1万2,000円、全国町村会総合賠償補償保険料7,000円、永楽墓苑指定管理委託料で312万9,000円、墓地事業事務費等負担金で31万2,000円、墓園使用料等還付金339万円でございます。

款 基金積立金は墓地基金積立金で609万1,000円、款 予備費は100万円でございます。

以上で、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第1条 総則でございます。平成31年度熊取町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

給水戸数は1万7,900戸とし、前年度より100戸の減少としてございます。

年間総給水量は444万2,000立方メートルで、前年度より9万8,000立方メートルの減少としてございます。

1日平均給水量は1万2,137立方メートルで、前年度より302立方メートルの減少としてございます。

次に、主要な建設改良事業の事業費を3億4,485万6,000円とし、前年度比1億5,629万3,000円の減となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 事業収益9億6,685万2,000円は前年度比2,756万1,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業収益7億8,600万9,000円は前年度比2,295万円の減、第2項 営業外収益1億8,083万3,000円は前年度比461万1,000円の減、第3項 特別利益1万円は前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 事業費9億5,047万円は前年度比1,135万3,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業費用9億2,238万3,000円は前年度比946万4,000円の減、第2項 営業外費用2,508万7,000円は前年度比54万4,000円の減、第3項 特別損失100万円は前年度比2,027万3,000円の減、第4項 予備費200万円は前年度と同額としてございます。

次に、第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入3億3,135万8,000円は、前年度比1億8,040万5,000円の減となっております。

内訳としましては、第1項 企業債1億9,520万円は前年度比1億5,110万円の減、第2項 負担金8,510万8,000円は前年度比1,726万5,000円の増、第3項 他会計繰入金1,000万円は前年度比

2,000万円の減、第4項 補助金4,105万円は前年度比2,657万円の減となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出4億8,815万4,000円は、前年度比1億5,789万9,000円の減となっております。

内訳としましては、第1項 建設改良費3億5,895万6,000円は前年度比1億5,773万7,000円の減、第2項 企業債償還金1億2,919万8,000円は前年度比16万2,000円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額1億5,679万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,462万4,000円、減債積立金1,500万円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,717万2,000円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものでございます。

水道料金徴収等業務委託につきましては、平成29年度予算におきまして債務負担行為を設定してございましたが、本年10月からの消費税率の改定に伴う影響分を表に記載のとおり定めるものでございます。また、口座振替データ伝送業務委託につきましては、出納取扱金融機関への口座振替データ伝送に係るもので、平成31年10月から平成36年9月までの分を表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は施設整備事業で、水道施設の耐震化事業に充てるためのものでございます。限度額は1億9,520万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は5,000万円と定めるもので、前年度と同額としてございます。

次に、第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費1億1,832万9,000円をその経費とし、前年度比2,476万9,000円の減としてございます。

次に、第9条 たな卸資産購入限度額でございます。たな卸資産の購入限度額は438万2,000円と定めるもので、前年度比17万4,000円の減となっております。これは、水道メーター購入に係る予算でございます。

次の3ページ、4ページには、平成31年度熊取町水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明については、後ほど18ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

5ページをお開きください。

平成31年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。会計期間における資金の増減をあらわす表でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により1億1,124万7,000円の増、2点目の投資活動では、管路耐震化事業などの施設整備のため3億1,344万9,000円の減、3点目の財務活動では、企業債及び一般会計からの出資による収入額が企業債の償還額を上回るため、7,600万2,000円の増としてございます。

6ページから8ページは職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

9ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。

内容は、先ほど2ページでご説明いたしました事項に加えまして、平成29年度及び平成30年度に定めた事項となっております。

10ページから12ページは、平成30年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

10ページの最下段、資産合計及び12ページの最下段、負債資本合計を84億9,563万2,070円と見込んでございます。

13ページから15ページは、平成31年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

13ページの最下段、資産合計及び15ページの最下段、負債資本合計を84億3,854万978円と見込んでございます。

16ページをお開きください。

平成30年度熊取町水道事業予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益として3,090万4,000円を見込んでございます。

17ページをお開きください。

注記表でございます。会計方針等を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひします。

18ページをお開きください。

平成31年度熊取町水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 給水収益、節 水道料金7億8,527万3,000円は前年度比2,302万5,000円の減で、これは、給水人口の減少や節水機器の普及によるものに加えまして、大口使用者の使用量の減少が影響しているものでございます。これらにより、収益的収入合計9億6,685万2,000円は、前年度比2,756万1,000円の減となっております。

19ページをお開きください。

支出の第1項 営業費用、目 原水及び浄水費、節の下から12行目の委託料4,144万7,000円は前年度比749万円の増で、これは、3年に1回実施しています計器保守点検委託料の増によるものでございます。一番下の節 受水費3億8,344万円は、前年度比140万5,000円の増で、これは本年10月からの消費税率の改定に伴うものでございます。

20ページをお開きください。

目 配水及び給水費、節の下から4行目、路面復旧費339万8,000円は前年度比145万円の減で、これは、漏水修繕跡の路面復旧箇所の減によるものでございます。

21ページをお開きください。

目 総係費の節の下から3行目、委託料2,701万1,000円は前年度比203万8,000円の増と、その下の節 手数料315万4,000円は前年度比33万円の増で、これは、旧紺屋井戸用地の売却に係る用地測量委託料及び不動産鑑定手数料でございます。

22ページをお開きください。

目 減価償却費、節 有形固定資産減価償却費2億6,442万2,000円は前年度比329万9,000円の増で、これは、主に配水管などの構築物減価償却費の増によるものでございます。

第3項 特別損失、目 その他特別損失、節 退職手当負担引当金繰入額につきましては、平成26年度の会計制度改正による5年間の分割計上が平成30年度をもって終了したため、皆減となっております。

これらにより、収益的支出合計9億5,047万円は、前年度比1,135万3,000円の減となっております。

23ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債1億9,520万円は前年度比1億5,110万円の減、第3項 他会

計繰入金、一般会計出資金1,000万円は前年度比2,000万円の減、第2項 補助金、府補助金4,105万円は前年度比2,657万円の減となっており、これらは施設整備費の減によるものでございます。

第2項 負担金、目 負担金、節 工事負担金6,243万6,000円は前年度比1,565万3,000円の増で、これは、消火栓設置工事負担金、公共下水道工事等に伴う配水管移設設計負担金及び工事負担金の増によるものでございます。

これらにより、資本的収入合計3億3,135万8,000円は、前年度比1億8,040万5,000円の減となっております。

24ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 改良費6,252万8,000円は前年度比1,290万円の増で、これは、公共下水道工事等に伴う配水管移設設計委託料の増によるものでございます。

目 施設整備費2億8,232万8,000円は前年度比1億6,919万3,000円の減で、これは、配水管布設替等設計委託料及び工事費の減によるものでございます。

これらにより、資本的支出合計4億8,815万4,000円は、前年度比1億5,789万9,000円の減となっております。

25ページ、26ページは企業債償還明細書でございます。説明は省略させていただきます。

また、平成31年度水道事業会計予算附属資料では、平成27年度からの収益的収支及び資本的収支の推移、給水人口、年間総給水量等の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

平成31年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

污水整備人口は3万5,745人とし、前年度から162人の増加としてございます。

年間下水道布設延長は0.7キロメートルとし、前年度より0.5キロメートルの減少としてございます。

次に、主要な建設改良事業の下水道建設事業3億568万2,000円とし、前年度比1,090万5,000円の増、流域下水道建設費負担金を2,926万5,000円とし、前年度比1,683万5,000円の増となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益11億3,694万5,000円は、前年度比1,806万9,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 営業収益5億3,149万4,000円は前年度比384万6,000円の減、第2項 営業外収益6億544万6,000円は前年度比2,191万5,000円の増、第3項 特別利益5,000円は前年比と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1項 下水道事業費用10億7,910万1,000円は、前年度比1,280万3,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業費用9億4,016万8,000円は前年度比344万7,000円の増、第2項 営業外費用1億3,551万3,000円は前年度比1,181万3,000円の減、第3項 特別損失50万円は前年度比443万7,000円の減、第4項 予備費300万円は前年度と同額としてございます。

2ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入6億6,093万8,000円は、前年度比766万8,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 企業債4億5,640万円は前年度比3,290万円の増、第2項 負担金923万円は前年度比227万6,000円の減、第3項 補助金9,190万円は前年度比190万円の増、第4項 他会計出資金1億340万8,000円は、前年度比2,485万6,000円の減となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出9億3,599万1,000円は、前年度比1,556万2,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 建設改良費3億5,484万1,000円は前年度比2,846万6,000円の増、第2項 企業債償還金5億8,115万円は前年度比1,290万4,000円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額2億7,505万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,726万3,000円、過年度損益勘定留保資金879万3,000円、当年度損益勘定留保資金2億4,739万9,000円及び繰越利益剰余金処分額159万8,000円で補填するものでございます。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償及び水洗便所改造資金融資償還完済補助金の期間、限度額を定め、また、下水道ビジョン策定業務委託に必要な限度額を1,960万円とし、期間については31年度、32年度と設定するものでございます。

3ページをお開きください。

第6条 企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

公共下水道事業として1億9,320万円、流域下水道事業として2,900万円、資本費平準化として1億6,000万円及び資本費平準化債（借換債）として7,420万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるもので、前年度と同額としてございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものとし、営業費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

4ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしておりまして、職員給与費8,229万9,000円と定めるもので、前年度比229万1,000円の増となっております。

次に、第10条 他会計補助金でございます。

一般会計からこの会計への補助を受ける金額は1億9,621万5,000円と定めるもので、前年度比2,263万8,000円の増となっております。

次の5ページ、6ページは、平成31年度熊取町下水道事業会計予算実施計画書を記載してございます。後ほど、22ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

7ページをお開きください。

平成31年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

会計期間内における資金の増減を示す表でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により3億201万6,000円の増、2点目の投資活動では、

下水道普及拡大、長寿命化などの施設整備のため2億2,832万3,000円の減、3点目の財務活動では、企業債の償還額が新規借入額を上回るため、2,134万2,000円の減となっております。

8ページから12ページは職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

13ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。先ほど2ページでご説明いたしました事項となっております。

14ページから16ページは、平成30年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

14ページ最下段、資産合計及び16ページ最下段、負債資本合計を179億3,881万5,996円と見込んでございます。

17ページから19ページは、平成31年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

17ページ最下段、資産合計及び19ページ最下段、負債資本合計を176億7,102万7,996円と見込んでございます。

20ページをお開きください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益として2,518万6,000円を見込んでおります。

21ページをお開きください。

平成31年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。

会計方針及び財務諸表に関する項目を記述しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

22ページをお開きください。

平成31年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億2,096万7,000円は前年度比465万円の減で、これは、大口利用者の使用量の減少が影響しているものでございます。

次の第2項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金1億9,621万5,000円は前年度比2,263万8,000円の増で、これは、収益的収入と資本的収入の基準の見直しによるものでございます。

2つ下の目 雑収益、節 雑収益の4行目、損害賠償金392万4,000円は、前年度比300万8,000円の増となっております。

これらにより、収益的収入合計11億3,694万5,000円は、前年度比1,806万9,000円の増となっております。

23ページをお開きください。

収益的支出でございます。

続きまして、24ページをお開きください。

一番上の項 営業費用、目 管渠費、節 修繕費の公共下水道施設修繕料140万円は前年度比668万8,000円の減で、これは、施設修繕料見直しにより、一部を資本的支出に振りかえたことによるものでございます。

次の目 総係費、節の下から4行目、報償費168万7,000円は前年度比45万5,000円の減で、これは、受益者負担金の資本的収入の減少によるものでございます。

25ページをお開きください。

一番上の節 委託料の使用料徴収委託料2,613万7,000円は前年度比159万9,000円の増で、これは、委託件数等の増加によるものでございます。

次の目 流域下水道管理費、節 負担金1億6,066万2,000円は前年度比249万4,000円の増で、これは、流域下水道維持管理費の市町村負担金の増加によるものでございます。

26ページをお開きください。

第2項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息 1億1,240万2,000円は前年度比1,332万5,000円の減で、減少傾向が継続しているものでございます。

第3項 特別損失、目 その他の特別損失は皆減で、これは、公営企業会計適用初年度のみの計上となっております。

これらにより、収益的支出合計10億7,918万1,000円は、前年度比1,280万3,000円の減となっております。

27ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道事業債 1億9,320万円は前年度比1,150万円の減で、これは、資本的支出、建設改良費の整備に要する金額は前年度に比べ微増となっておりますが、起債対象事業費の減少によるものでございます。次の流域下水道事業債2,900万円は前年度比1,690万円の増で、これは、流域下水道建設費負担金の増加によるものでございます。次の資本費平準化債 1億6,000万円は前年度比2,000万円の増で、これは、新旧利用者の負担の公平性を図ることと4条予算、現金確保のための増加となっております。

第3項 補助金、目 補助金の社会資本整備総合交付金9,190万円は、前年度比190万円の増で、これは、熊取駅西整備に係る設計業務の増加によるものでございます。

第4項 他会計出資金、目 他会計出資金 1億340万8,000円は、前年度比2,485万6,000円の減で、これは、先ほどご説明しましたとおり、収益的収入と資本的収入の一部基準の見直しによるものでございます。

これらにより、資本的収入合計 6億6,093万8,000円は、前年度比766万8,000円の増となっております。

28ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費の上から8行目の節 委託料4,338万4,000円は前年度比2,595万6,000円の増で、これは、2020年度以降に工事を予定しております南中学校までの整備や熊取駅西整備などの設計業務を計上してございます。次の節 工事請負費の長寿命化対策工事費3,371万5,000円は前年度比682万3,000円の増で、これは、先ほど収益的支出の修繕料でご説明しましたとおり、施設修繕費の見直しにより一部を資本的支出に振りかえたことによるものでございます。その下、公共下水道整備工事費 1億8,385万6,000円は前年度比2,303万2,000円の減で、これは、実施設計委託料や移設補償費の増加により整備工事を減少させ、財源とのバランスをとるため減少となるものでございます。なお、整備箇所については、30年度整備の上流の区域である八幡池グラウンド周辺、国道170号の小垣内交番から東側や、その他朝代地区、大久保地区などを予定してございます。

第2項 企業債償還金、目 企業債償還金の企業債元金償還金 5億8,115万円は前年度比1,290万4,000円の減で、これは、29年度をピークに減少してございます。

これらにより、資本的支出合計 9億3,599万1,000円は、前年度比1,556万2,000円の増となっております。

29ページから34ページは企業債償還明細書でございます。説明は省略させていただきます。

また、平成31年度下水道事業会計予算附属資料では、公営企業会計適用の平成30年度からの収益的収支及び資本的収支の推移、整備人口、下水道使用料収入の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、一般会計からの繰入金総額は3億986万7,000円となり、前年度比148万1,000円の減となっております。

以上で、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算についての説明は終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で、議案第18号から議案第24号までの7件についての説明を終わります。
議事の途中ですが、ただいまより午後3時30分まで休憩といたします。

（「15時09分」から「15時30分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派代表質問を行います。

平成31年度町政運営方針及び各会計予算諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、未来を代表して、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表しまして、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問の前半部分は今後ふえていくであろう在留外国人向けの施策について、そして後半は、インバウンドを含めた訪日外国人向けの施策について順次伺ってまいりたいと思います。

では、質問項目の1点目、人手不足解消のため外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法が改正されたことに伴い、今後、日本の至るところで外国人労働者がふえていくことが予想されます。5年後、10年後の熊取町において多文化共生におけるまちづくりのビジョンをどのように考えているかについて伺います。

この数年、熊取町の在留外国人の人数は大阪府全体の伸び率よりも高いというふうに思われますが、その要因をどのように考えているのかについて答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問1点目の熊取町の在留外国人数の伸び率が大阪府全体よりも高い要因について答弁申し上げます。

在留外国人数につきましては、議員ご提供の資料のとおり、法務省の在留外国人統計をもとに大阪府国際課において取りまとめられております。その中で、本町の平成25年12月31日現在の人数が172人と、それに対しまして平成29年12月31日現在の人数が237人ということで、伸び率が37.7%増ということになっております。一方、大阪府全体の平成25年12月31日現在の人数が20万3,921人、それに対しまして平成29年12月31日現在の人数が22万8,474人ということで、伸び率が12.0%増でありまして、ご指摘のとおり、本町の伸び率のほうが25.7ポイント高い結果ということになっております。

ご質問の本町の伸び率が大阪府全体の伸び率よりも高い主な要因につきましては、本町の在留外国人が平成25年以降は一定の増加傾向にありましたが、昨年、大阪観光大学の留学生が大幅に増加したことによって高い伸び率になったものと分析してございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）恐らく、その観光大学の留学生の生徒がすごくふえたのかなと。去年非常にふえたということで、その理由というのは後ほど聞いてみたいと思うんですけども、これはこの4年、2013年のデータと2017年のデータで比較してみるんですけども、熊取町は先ほど答弁いただいたとおり37%増というところで、泉佐野市なんかもおおよそ70%ぐらいふえていると。泉州地域全体で見ても、この4年でほとんどというか全て増加していっていると。田尻町に至っては非常に倍以上ふえているといったようなところで、これは熊取町だけじゃなくて、泉州地域全体で見ても、大阪府の伸び率よりも非常に在留外国人の人数がふえていっているといったようなことが市区町村別の在留外国人数のデータでわかるかと思えます。

これまで、多文化共生というところでは余り議論が進んでいなかったかなというふうに私自身は思っているんですけども、先ほど冒頭、観光大学の学生が非常に多くふえたというふうに答弁いただいた、これは何か理由があるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず初めに、参考としまして留学生に関する平成30年度の京都大学の複合原子力科学研究所以外の3大学のデータをご紹介させていただきますと、3大学の留学生の合計といえますのが平成30年4月1日現在603人という状況でございます。そのうち大阪観光大学の留学生が589人、3大学全体の留学生の98%を占めるという状況でございます。また、観光大学の全体の学生数が772人ということでございますので、589人ということになりますと全体の学生の76%が既に留学生という、そういった状況になっております。

観光大学における留学生の増加理由なんですけれども、実は大阪観光大学のほうでは平成29年4月1日に日本語別科という学科を新たに設置されたことが大きな増加要因というふうになっております。日本語別科といいますのは、日本の大学とか日本の研究員などになりたいと希望されている留学生のためにその準備教育として日本語であったりとか日本語文化、また日本事情等を教育されるための文部科学省に認められた教育機関ということになっておりまして、その学科が29年4月に開校したことによって増加したというふうに分析しております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）初めてそういった話を聞いたんで、私自身はすごくびっくりしている状況なんです。

これからそういった、後ほどの議論にもなってきますけれども、今後やっぱりいかにして熊取町に外国人の方に来ていただくかということも考えていかないといけないというふうに思っていますので、せっかく観光大学に589名の方が勉強に来られていて、帰国した後そういった形でまた熊取町に来ていただけるような仕組みというの、今後観光大学と連携を深めていって、ぜひその辺のところも検討していただけたらなというふうに思います。

これは平成29年開校というところで、まだまだ今現在留学中というところでもあるかと思っておりますので、今後のテーマの一つになっていくのかなというふうに思っています。

2点目の質問に入っていきますけれども、2027年までの熊取町のまちづくりの基本的な方向性が示された熊取町第4次総合計画の基本計画の46ページに、多文化共生における目指すべき10年後のまちの姿として「国際交流等を通じて、住民の国際感覚や国際理解が深まっています」というふうに記載されています。これを見たときに、率直にこれは質問なんですけれども、住民の国際感覚や国際理解が深まっている状態というのはどういった状態を指すのか、その指標はあるのかなというところで質問させていただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして2点目のご質問の1番、住民の国際感覚や国際理解が深まっているとはどのような状態か、指標はあるのかにつきまして答弁申し上げます。

国際感覚や国際理解が深まっている状態とは、本町を訪れる外国人の文化的背景を理解しようとする態度、また、その国の習慣、価値観に対する理解が進み、お互いの文化的差異を認め合っている状態であると、そのように認識してございます。そして、このような状態を客観的に捕捉するための指標というのはなかなかございませんでして、ただ、議員ただいまご紹介いただきました熊取町第4次総合計画の基本計画の46ページ、47ページに成果をはかるための主な指標というのがございまして、それは「国際交流を活発に行うなど国際化の推進（満足度）」を成果指標、これも今、議員もごらんいただいておりますが、今現時点、満足度というのが49.4%でございます。それをアップさせていこうというそのような成果指標を掲げまして、国際交流事業を通じてその満足度を高めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今おっしゃっていただいたのはいわゆる姉妹都市のミルデューラ市との交流を含めた国際交流なのかなと思うんですが、それは、ここでいう住民の国際感覚や国際理解が深まってい

る状態というのは青少年の交流を含めた、対象者が子どもになっていくんでしょうか、それとも大人も含めた国際交流ということなんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの総合計画ですけれども、多文化共生ということで、これは青少年、子どもたちも含めた、我々大人も高齢者も含めた全ての住民の国際理解を深めていくと、そういったものでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは10年計画なので、2018年度に策定されて2027年までに対しての目標というところで、今すぐというのは難しいかなというふうに思うんですが、現在、大人の方たちに対していわゆる文化を理解していただくとか国際感覚の醸成といったようなところで何か今取り組んでいるということというのがもしあれば、お願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）多文化共生に関する予算というのは非常に少額でございまして、我々の大阪府へ行くような出張旅費であったりとかというところが中心になっております。ただ、子どもたち、青少年に対してはミルデューラ市の事業というのが別途予算計上しておるんですが、あと大人向けに対しましては、町内に主に国際交流に関する団体が3つございます。一つは国際交流茶友会、国際交流協会、それからアイユーゴーという、これはNGOになりますけれども、この3つの団体がございまして、この3つの団体の国際事業に対する協力、直接的な協力はあくまでも任意団体でございまして行っておりませんが、例えばイベントに対する支援であったりとか大学へのつなぎであったりとかというようなそういったところで、この3つの団体に対して外側から協力を行っているといった、そのような形でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。現状ではその3つの団体との交流を通して実施していただいていると。やはり10年計画ですので、その輪がどんどんと広がるような仕掛けづくりを今後やられていくのかなというふうに推察します。

では、2番目の質問に入りたいと思うんですが、役場の窓口対応は外国人に対応できるよう将来的に変更する予定はあるのかについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして2番目の外国人に対応できる役場の将来的な窓口対応につきまして答弁申し上げます。

外国人の窓口につきましては、今後、ニーズの高まりを確かめつつ、その必要性を研究してまいりたいというふうに考えております。現時点では、各窓口におきまして外国人対応が必要な場合は、あらかじめ日程調整をさせていただきまして国際交流ボランティアの方に通訳をお願いするなど、個別の事案にその都度対応しておりますので、引き続き、このような外国人への窓口対応をしっかり行いながら、今後のニーズ、また外国人の増加動向等々を踏まえて対応についてその都度検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）先日、役場の入ったところのすぐ、窓口案内というんですか、総合受付の方にちょっと聞いてみたんです。全然日本語がわからない外国人の方が来られた場合はどのように対応するんですかというふうにお伺いしたときに、あれは多分持ち回りでやられているかと思うんですけれども、今のところ全然日本語がわからないような方はいらっしやらないと。日本語が堪能でない外国人の方が来られた場合は、一緒に通訳の方がいるので、大体その方を通して対応されているというような話もちょっと聞いたんです。

まだ熊取町、先ほども237人で、ほとんどの方は多分しゃべれるかな、そこまで流暢じゃないに

しても、ある程度意思疎通はできるのかなと思うんですけども、こういういわゆる外国人比率がどんどんふえていくと、やはり熊取町もそういった窓口を設けていけないのかなというふうに思ったので、今回質問させていただいたんです。

日常の通常の英会話であれば、ある程度皆さんお話しできるのかなと思うんですけども、やっぱり税務関係であったりとか福祉関係になってくると、結構専門的な英語になってきて通常の日常会話ではできなかつたりとか、英語ならまだしも中国語とかもっと違う言語になってくると全くわからないというような状況にも今後なってくるかと思うんで、その辺のところも今後の課題なのかなと。

先ほど、熊取町でいくと、窓口は現在のところ設けていない、日程調整をしてやられるということだったんですけども、この間、日経新聞でも専門部署を置く自治体というふうな形で大きく見出しで出ていたんです。中部地方や四国地方ではその窓口を置いているのは、これは恐らく県庁所在地かなと思うんですけども過半数で、近畿地方では2割台と非常に低かったというような形で情報が公開されていたんです、調査結果が出ていまして。

そういった意味でも、なかなか近隣の市町だけでも見た場合に、外国人の専用窓口というのはなかなか置いているところが少ないのかなというふうに思うんですけども、例えば外国人比率の割合が今は熊取町は237人なんで0.4、5%ぐらいかと思うんですけども、これが例えば1%、2%になったら窓口を置くとか、そういうふうな指標というのは決めていらっしゃるんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員からただいまご紹介がありましたとおり、熊取町は今0.5%外国人比率ということでございます。大阪府の平均が2.5%ということで、伸び率は確かに熊取町、泉州地域、非常に高いんですが、比率、人口比率でいきましたら0.5%とまだまだ低い状況と。先ほどご紹介がありました中部地方、これは具体的に静岡県などが非常に多いんですけども、ヤマハ発動機なんかは非常に多くの外国人労働者を雇われて、おのずと比率が高くなって必要に迫られてというんでしょうか、それはちょっと表現はさておき、専門の方を置かないといけないというようなそのような状況というのは伺っております。

ただ、熊取町におきましてはまだ0.5%ということもありますので、まだ現時点そのような具体的に、2.5%といたしますと府の平均の2.5%がちょうど1,000人に当たるんですが、1,000人になったらじゃ置こうとかいうようなそのような指標、目標値、数値というのは現時点、ないんですけども、ただ、国のほうで今、全国各地における一元窓口の設置支援という、そのような多文化共生の新たな総務省の施策も出てきてございます。ただ、それも中身を見ても、基本的に今般の入国管理法のいわゆる特定14分野を置いている企業の市町村に優先的に100カ所置くというようなそんな情報もございますので、我々当然そういった特定14分野の技能を有する企業というのはございませんので、なかなか回ってきいへんのかなということもございます。

そういったところも含めまして、今後の状況、外国人の爆発的にふえるということがなかなか今の状況から本町の場合は難しいかなと思うんですけども、そういった状況が見えてくれば、おのずと対応をしていくものだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）私自身も同じように、今すぐではないと思うんです。やっぱり窓口対応していないから来ないのか、していたら来るのか、何かどっちが先かわからないんですけども、そういった先手先手でやっていくというのも一つありなのかなと。当然、今の人口、人数からするとすぐ必要ないということもありますし、理事もおっしゃるようにそういった工場、14業種に当たるところがなかなかということで、熊取町はまだなのかなということも理解しています。

次の3つ目の課題、第4次総計の多文化共生における課題として外国人との交流の機会づくりとグローバル人材の育成とあるんですけども、これは課題解決のためにどんな対策を考えているの

かについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、3番目の「外国人との交流の機会づくり」と「グローバル人材の育成」に関する課題解決の対策につきまして答弁申し上げます。

対策につきましては、姉妹都市でありますミルデューラ市との国際交流相互派遣事業を通じた青少年を中心としたグローバル人材の育成、こちらのほうと、これまでも浦川議員からご提案いただいております国際交流事業の広がりを生み出すための、例えば前回の受け入れ事業から開始している野外活動ふれあい広場における町内在住の小・中学生を対象とした交流の機会づくりなど、交流の機会をふやしまして課題解決につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）非常にこの広がりがどんどんふえていってもらうというところが大前提になってくるんですけども、ここで掲げている課題としては、いわゆる訪日の外国人向けの施策についてというところで考えていいんですよね。在留の外国人向けの施策ではなくて、ミルデューラ市なんて当然ながら訪日になってくるわけですけども、訪日向けの外国人向けの施策としてグローバル人材の育成に充てていくと、ミルデューラ市の子どもたちとの青少年の交流を深めていくといったような話が今、野外活動ふれあい広場を通してやっていくということで、わかりました。これ、どっちなのかなとちょっと思ったんです。在留外国人向けの施策を広げていっているのか訪日外国人向けの施策なのか、これはどっちの課題解決なのかなと思ったので、今の答弁でよくわかりました。

ここでもちょっとお願いというか要望したいのが、グローバル人材の育成というところは我々会派未来では非常に重きを置いている施策でありまして、先日来から坂上昌史議員なんか英検の試験代の補助、私も英会話を含む学習塾代の補助なんか前回の議会でもお願いしたんですけども、そういった熊取町は非常に英語に対して力を入れていく町なんだということをPRしていくためにも、ここを課題解決として掲げられていますので、であるならばやはりその辺のところもぜひとも進めていただきたいなというふうに、これはすぐの話ではないかと思うんですが、ぜひ要望していきたいなというふうに思います。

今挙げられている以外に、多文化共生を推進するために実行していることというのは何か今あるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）実際のところ、先ほど申しあげました町内の活動されている団体、ちょっとここで訂正を入れさせてもらいたいですけれども、先ほど私、3団体と申しあげましたが、もう一つございまして、すみません。4団体でございまして、中国とかの日中友好協会がございまして、4団体でございます。

それと、先ほどアイユーゴーのことをNGOということでお伝えしましたが、何年前にNGOからNPOに変更されているということがございますので、この2点だけ修正させていただきます。

そういった4団体のほうへの支援というのを通じた、いわゆる直接的な多文化共生ではないんですけども、間接的な多文化共生につながる支援を行っているということと、それと青少年に対する国際交流事業を行っているということです。

あと、基本的に職員研修というんでしょうか、我々職員は当然接遇というのを心がけて業務に当たっているわけですけども、当然、人間は全て外国人も日本人も一緒ですので、外国人が来られたときも真心で接するというので、職員は一同、多文化共生のここでも先ほど申しあげたお互いを理解し合おうという、その気持ちでもって外国人の方が来られても接するというので、これは事業ではないんですけども、職員自体もそのような気持ちで取り組んでおるといったところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

では、一旦在留の外国人向けの施策についてというところではここで終了させていただいて、次に視点を改めて、項目の2点目になるんですが、来日する外国人に対する取り組みについて伺っていききたいと思います。

観光庁が1月に発表した訪日外国人消費動向調査によると、2018年の訪日外国人数は速報値で3,100万人を突破し、訪日外国人旅行消費額は過去最高の4.5兆円を超え、7年連続で対前年度を継続している。また、町長の町政方針演説でも触れられておりましたけれども、2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが、そして2025年には日本国際博覧会大阪・関西万博の開催がこの大阪府で開催されることも決定し、今後ますます外国人の訪日が期待できると考えられます。間近に関西国際空港があり立地的優位に立った熊取町は、5年後、10年後、外国人とのかかわりにおいてどんな戦略でまちづくりを描いていくのか、そのビジョンについて伺いたいと思います。

では、質問の1点目、今後ますます訪日外国人がふえていく傾向にあり、インバウンドがもたらす効果が産業振興にとってもチャンスだと思われるが、熊取町として何か対策は考えているのでしょうかというところで答弁をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、5年後・10年後の『交流人口の促進』におけるまちづくりのビジョンについてのご質問のうち、1点目、今後ますます訪日外国人がふえていく傾向にあり、インバウンドがもたらす効果が産業振興にとってもチャンスだと思われるが、熊取町として何か対策は考えているのかについてご答弁いたします。

泉州地域では、これまで堺市以南の泉州9市4町で構成する泉州観光プロモーション推進協議会を中心として広域的にインバウンド誘客に取り組んできましたが、官民が一体となった観光振興及び推進体制の強化を図るべく、平成30年4月に一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローが設立されました。このK I X泉州ツーリズムビューローは、観光事業に精通した専門人材によるマーケティングデータに基づく戦略的な誘客プロモーション活動等を展開するなど、熊取町もその構成団体の一員となって泉州地域の誘客及び泉州のブランドの確立に努めているところでございます。

具体的な取り組みといたしまして、ターゲットを東アジアに絞り、台湾や韓国のメディア等を対象としたファムトリップの実施、泉州地域に存在する豊富な歴史・文化資源を紹介するための自転車周遊コースの設定、K I X泉州国際マラソンなどのスポーツを活用した事業などに取り組んでおります。また、来年度は新たな事業として、漁港や畑、果樹園をめぐる泉州の食と農をつなげるツアー商品の検討や、関西国際空港発のミニトリップバス、泉州版「はとぼす」の企画、催行などが計画されているところでございます。

一方、本町におきましても、2020年春にJ R熊取駅北に宿泊施設が開業予定となっており、国内外から多くの方が熊取町へお越しいただけるものと期待しております。

このような来訪者の方々に対して丁寧なおもてなしを行うとともに産業振興にもつなげるため、駅前の観光案内所館内の案内の多言語化を初め、手荷物一時預かり、観光情報マルチタブレットの設置、特産品や町内事業所の取り扱い商品の販売を行うなどの機能充実を図り、4月17日にリニューアルオープンする予定でございます。

また、先ほど申しあげました宿泊施設での食材用として、町内の農家の方々が栽培した地元野菜や現在整備を進めているブルーベリー農園で収穫された生食を提供することで、農業者などの方々の収益にもつながるよう調整を進めていきたいと考えております。

さらに、今年度完成予定でありますくまとりにぎわい観光協会が作成した駅周辺のグルメマップや大阪観光大学学生などとの協働事業により作成したくまとりグルメマップなどを来訪者の方々に配布を行うなどPRに努め、町内での消費を誘引し産業振興につなげていきたいと考えております。

さらに、駅周辺のさらなる活性化を図るため、産業活性化基金を活用し、駅周辺の飲食店等の新たな出店者に対しては補助金のかさ上げを行うなど、創業支援にも引き続き努めていきたいと考え

ております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。たくさんいろいろメニューをいただいたんですけども、まずK I X泉州ツーリズムビューロー、これは堺市の竹山市長が理事長で、そこに熊取町も参加していくというような形だったかと思うんです。例えば熊取町に特化して何かそういうコースというのはあるのでしょうか、そのツーリズムビューローについて。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）K I X泉州につきましては、各市町村単独ではなかなか誘客に導けないということで、あくまで泉州ということ的前提に取り組みツアーを考えておりますので、今ご質問いただきました熊取町だけというところでは想定されていません。当然、ツアーの中では熊取町の資源を生かしたツアーというのも考えていただくこととなりますけれども、K I Xの中では熊取町だけというのはございません。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）このツーリズムビューローをちょっと私もホームページでいろいろ、熊取町で、じゃどこを回ってもらえるのかなみたいところで調べていくと、長池オアシスとか煉瓦館というところは載っていたんですけども、ゆめの森公園とか奥山雨山自然公園というところのコースというのが見つけれなかったんですよ。それは入っていないのか、いわゆる9市4町で全体的に見た場合、ゆめの森公園をちょっと外さないといけなかったのか、何かその辺のところなぜ載っていなかったのかがちょっとわからん。何かこれは理由があるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）直接その企画に対して熊取町の職員が参画していないので、詳しい理由までわかりかねるんですが、今回ファミトリップ、先ほどご説明しました中では飲食店のつろぎですか、ここを入れていただいたり、その都度9市4町ございますので各地域をそれぞれ1、2カ所というんですか、そういうところで組み方をしていますので、あえて永楽ゆめの森を外したということではないというふうに理解しております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それぞれ皆さん、当然いろんな自治体が要望していったらすぐくパンクしていくという内容で、よくわかりました。

先ほど来からいろいろいただいていたブルーベリー農園であったりとかということでも、今回は私はインバウンドに特化したというところで質問させていただいているので、今の話でいくと、国内の日本人向けと言ったらちょっとおかしいですけども、当然それはそれですごくいいことだと思うんです。今ちょっと質問させていただいているのが、やはり訪日外国人が3,000万人を突破しましたよと。そこで、じゃどれだけ熊取町がそういう恩恵に預かるじゃないですけども、外国人の人たちに熊取町を使っていただくためのツールとして、チャンネルとしてどれだけありますかというような質問をさせていただきたいんです。外国人に特化してやっていくような施策というのは今何かあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）正直なところ、外国人の方がどれだけ来ていただけるというのは正直そのすぐ数字というんですか、数値というのが非常に難しいなというふうに考えております。ただ、くまとりにぎわい観光協会、これは2点目のご質問でも述べさせていただくんですけども、4月から独立して運営いただきます。その中で、新たに観光協会がミニツアーというのをつくっております、この4月17日にも町内の主要な施設をめぐるツアーを予定しています。そういったものにぜひ観光客、例えばホテルができてからの中での誘引になるかもしれませんが、そういうことも踏まえて、観光協会ですっかり本町における資源をPRしていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。

次の質問にも関連しているんで次にいきたいと思いますが、第4次総合計画における観光交流の基本計画では、観光案内所利用者目標数2万人達成というところに向けた取り組みについてご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）続きまして、2点目の観光案内所利用者目標数2万人（2016年度実績は8,048人）達成に向けて取り組んでいる内容と進捗状況はについてご答弁申し上げます。

観光案内所のさらなる利用者の増加に向けては、1点目のご質問でも若干ご答弁させていただきましたが、館内の案内の多言語化、観光情報マルチタブレット端末の設置、特産品として熊取町ブランド認定品「くまとりやもん」を初め、熊取産の新鮮野菜や町内事業者の取り扱い商品、商工会観光協会のグッズなどの販売、観光レンタルサイクルの貸し出し、手荷物一時預かりサービス、携帯電話充電サービスなども展開し、利用者の利便性を高める取り組みを積極的に行ってまいります。

また、くまとりにぎわい観光協会の事務局は、現在行政がその役割を担っておりますが、さらなる観光の推進、地域活性化を図っていくため、ことし4月から旅行業に長年携わってきた民間の方を事務局長にお迎えし、その事務局運営を担っていただくこととし、くまとりにぎわい観光協会の自立化も行ってまいります。

駅下にぎわい館をくまとりにぎわい観光協会の拠点とし、専門人材ならではの発想により、多様な利害関係者と連携、役割分担を担いながら、駅下にぎわい館から発信する地域活性化に資する事業を実施していくことで、目標数の達成に向けて進捗していくものと考えております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）観光案内所の利用者、駅下にぎわい館の利用者については、KPIでも示されているとおり、2015年、2016年、2017年というところで2015年は7,343人、そこからやっぱり500人、600人ぐらい毎年毎年ふえていっているというところで、いろいろ取り組まれているからこそふえているのかなというふうなところで実績は出ているかと思うんですけども、まず、観光案内所の利用目的はこういったところがメインに挙げられるんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）実質の数字というか統計上は、やはり待合というんですか、ちょっと休憩に立ち寄られる方が一番多いです。

その中で、その次が道案内、今は行政サービスをしておりますので証明書等の発行もありますが、今後、やはり立ち寄りというんですか、そういうことが中心、その上で新たな近くにおける飲食店の紹介など、観光案内が中心になってくるのではないかというふうを考えております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）待合、道案内が結構利用目的として多いといったところで、先ほどからくまとりにぎわい観光協会が新しくトップもかわって、ミニツアーを企画していただいたりとかというような、観光案内所も4月17日にリニューアルオープンされるといったところで、利用者目標数2万人というところを掲げているんです。当然KPIが2万人を達成することが目標になっているかと思うんですけども、2万人を達成された場合に熊取町はどういう状態になっているんでしょうか。この最終的なゴールというか、2万人来たら、例えば今、熊取町のお店が非常になかなか厳しい状況が続いている中で、事業者の黒字がどんどんふえていったよとか、2万人のうち多くの外国人が訪れるようになって熊取町にお金を落としてもらえようになったとか、その辺を求めていきたいなというふう思うんですけども、例えば2万人を達成した結果どういうふうになっているとかというのは、今ビジョンとしてお持ちでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）2万人というのは目標に掲げさせていただきますが、先ほど答弁の中にもありましたけれども、ホテルの誘致が2020年春になります。これがまだ詳細が決まっていないようで、稼働率約92、3%ですと約3万6,000人の方がホテルの宿泊、単純な計算でまだ決まっていはいないんですけれども、例えばその方々が宿泊すれば、ビジネスホテルです夕食がございませんので、やはり当然近くの飲食店については大きな影響を受けるであろうというふうに考えてございます。当然それに伴う観光案内所の利用者もふえますので、駅前活性化ができるということを期待してございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）来年、2020年には駅前でホテルも開業されて、町長もホテル誘致のときにホテルを中心に熊取町ににぎわいを持っていきたいんだというようなお話もされていたと思いますので、やっぱりその仕掛けづくりをしていかないと、いつまでたっても外国人は熊取町、せつかく関西空港があれだけ近くにあって、隣の泉佐野市なんかは外国の方が非常に多い、たくさんお金を落とすとしておられるかと思しますので、熊取町も何とかして、外国人の方を利用したと言ったらおかしいですけども、インバウンドを使って何とか産業振興をやっていききたい、これは私もそうですし、理事者の皆さん方も望んでいるところだと思うんです。

じゃ、何を起点に外国人をふやしていくのかというところが非常に難しいのかなと思うんで、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

永楽ダムを利用したボート事業やダム周辺のサイクリング事業など、ゆめの森公園を含めた奥山雨山自然公園の有効活用の検討についてというところでご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の3点目、永楽ダムを利用したボート事業やダム周辺のサイクリング事業など、ゆめの森公園を含めた奥山雨山自然公園の有効活用の検討についてご答弁申し上げます。

奥山雨山自然公園につきましては、奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画に基づき、今年度より永楽ダム周辺の桜の保全、活用を図るため、1月30日に桜の専門樹木医である和田先生に現地を確認していただき、植栽の方法や樹種についてのアドバイスをいただいているところでございます。今後、実施計画を策定するに当たり、先生からの意見もいただき、既存の樹木を生かしながら、植栽可能な箇所には計画的に桜の植樹を行い、すばらしい桜とダム湖の風景を保全してまいりたいと考えてございます。

また、行政提案型の住民提案協働事業において採択されました永楽桜保存会とともに、今年度よりもみじの広場コースにおいて既存の紅葉樹を活用しながらもみじなど広葉樹の補植を行い、秋には美しい紅葉が楽しめるコースづくりを行ってまいりたいと考えています。今年度におきましては、シンボルツリーとなるもみじの木を松尾広場から移植すべく根切り作業に着手したところでございます。

今後におきましても、本町が誇る奥山雨山自然公園のすばらしい自然環境の保全、活用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、奥山雨山自然公園のハイキングコースにつきましては、老朽化が進んでいるため平成29年12月に奥山雨山自然公園長寿命化計画を策定し、今後計画的に改修を行ってまいります。

ご質問の奥山雨山自然公園の活用につきましては、奥山雨山自然公園には桜や紅葉樹などの豊かな緑があり、その周辺には永楽ゆめの森公園や野外活動ふれあい広場を含む和田山パーク、また、今年度から着手しましたブルーベリー農園が整備され、国指定史跡である土丸・雨山城址が残されていますが、昨年実施しました各施設におけるアンケート調査では半数以上の方がほかの施設があることを知らなかったとの回答となっていることから、まずはこれら施設を含む奥山雨山自然公園エリアのPRに努め、1年を通して人々が集い、遊び、学び、安らぐことができるよう、桜や紅葉

樹の保全、植栽なども含めた整備を行ってまいりたいと考えてございます。

また、昨年11月に開催いたしました永楽ゆめの森公園3周年記念イベントでは、約5,000人の方々に来園していただき楽しんでいただいたところですが、今後におきましても、毎年このようなイベントを実施し、多くの方にご来園いただき、イベントなどを通して奥山雨山自然公園エリアの認知度を高めてまいりたいと考えてございます。

議員よりご提案いただいておりますボート事業やサイクリング事業などの収益事業につきましては、現時点では具体的な事業の計画はございませんが、議員各位におかれましても効果的な事業がございましたらご教授いただけますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）僕は前々から永楽ダム、ゆめの森公園を含めた奥山雨山自然公園の有効活用を、やっぱり熊取町は、これはちょっと前になるんですけども、28年3月に熊取町総合戦略策定のための住民アンケート調査結果報告書というところで、熊取町に転入されてきた方の理由の第2位が自然環境に恵まれているというところで、今までもこの議場の中で議論していく中で、熊取町の自然のよさというところはいろんな議員からもたびたび出てきて、やっぱり熊取町は自然を生かしたところで他市と勝負していくというところはしっかり考えていかなければいけないテーマだと思うんです。

永楽ダムについては、以前、釣り堀事業を私もお話しさせていただいて、そのときは500世帯の方ですか、まだ農業用水として利用しているといったような話であったりとか景観の問題であったりとか、それから用途外使用であったりとか、いろいろ難しいよ、できないという話がたくさんたくさん来たんですけども、僕がその中で一番やっぱり難しいなと思ったのは、農業用水として利用した場合に水深が5メートルぐらいになってしまうと、非常に浅くなってしまって、冬、魚がこの池では越せないというか、水温が急激に低下してしまうので全部死んでしまうんじゃないかなというところで、ちょっと釣り堀は現時点では私は難しいなというふうに断念したんです。

ただ、やっぱりあれだけのダムを利用しないというのは非常にもったいないと思うんです。特に、これから今、先ほど答弁でもあったように桜の保全というところで力を入れていって、もうすぐ桜がすごくきれいに見えるわけですよ。そうなってくると、絵的にはあそこにボートを浮かべて桜を見るというのも、当然ながら僕は他市に負けない材料だと思います。熊取町はやっぱり海がないし、大きな川もない。そんな中で、でも熊取町にはあの大きなダムがあるというところが逆に強みだと思うんです。

なので、特にゆめの森公園については夏場の集客というところで何度も何度も理事とは議論させていただきましたけれども、やはり夏場、何とかしてたくさんの人にあの駐車場を使ってもらって収益的に上げていかなければいけないというところもあると思うんです。なので、その辺のところを永楽ダムを使ったボート事業であったり、それからダム周辺の散策コースを例えばサイクリングができるものであったりとか、それから先ほども答弁でいただいた野外活動ふれあい広場、そこを例えばループバスで結ぶような、そして先ほど産業振興からもあった駅下にぎわい館、そこから発進していくループバスなんかがあっても、十分外国の方に来ていただけると私は思うんです。

やっぱり熊取町はなかなか観光資源というところで何があるかなと、すごく今の段階では難しいと思いますけれども、そういったものを複合的に捉えて、熊取町にはこういうところがある、住民もよそから来る人も熊取町って自然があるよねと、この認知度を生かしてそこを有効活用していくことで、3,000万人が4,000万人、外国人が膨れ上がっていくことによって、同じように熊取町も比例して外国人の方が来ていただけるような仕組みづくりをこれからしていかなければ、いつまでたっても熊取町の産業振興はなかなか伸びていかなければ私は従来からずっと思っていて、その辺のところを各部局でこれは横断的にやっていかなければ、非常に大きな仕組みというのか、難しいと思います。一部署だけじゃなくて、熊取町全体として全庁的に奥山雨山自然公園の有効活用というものをぜひとも考えて、前に進めていただきたいなというふうに思っています。

今お願いしますと言って、じゃやりますということにはならないと思いますので、ぜひともこれ、ちょっと長い目で見てやっていただけたらなど、検討していただけたらなどというふうに要望したいと思います。

そうやって外国人の方がどんどん来ることによって、例えばゆめの森公園に外国人の方が来ることによって、子どもたちと外国人の方が触れ合う機会というのもどんどんふえていくと思うんですよ。それで、住民の方と来日した外国人が触れ合う、会話する、そこで多文化共生というものも生まれてくると思いますし、子どもたちも自分の意見を英語でどんどん伝えていきたいという思いも出てくると思います。なので、わざわざ外国に行かなくても、たくさんの方が今もう既に日本に来ているわけですから、日本に来て、日本の中から熊取町を選んでいただく、そのチャンネルというルートをつくっていくことで外国人の方々がどんどんと、あっ熊取町ってなかなかおもしろいじゃないかというところをぜひとも皆さんでPRしていただきたいなというふうに検討していただきたいというふうに要望したいと思います。

では、最後の質問に移ります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の日本国際博覧会大阪・関西万博に向けて、熊取町として何か取り組む計画はあるのかについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）それでは、4点目の東京オリンピック・パラリンピックや日本万国博覧会に向けての取り組みについてご答弁申し上げます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪での日本万国博覧会の開催を契機としまして、今後も多くの外国人が日本を訪問されることが想定され、府域を初め日本全体が盛り上がっていくことが期待されます。

本町におきましては、現在の関西国際空港からの好調なインバウンドを踏まえ、宿泊施設の誘致に取り組んだ結果、議員もご存じのとおり、本町の玄関口とも言える熊取駅周辺におきましてスーパーホテルの誘致に成功したところでございます。

世界的なビッグイベントの開催が控えている中、本町といたしましては、来年春ごろの開業が予定されているホテルを海外からのインバウンドの受け皿とし、本町を初め泉州9市4町が参画しているKIX泉州ツーリズムビューローでの取り組み、これは先ほど住民部長のほうからも答弁させていただきましたが、この取り組みを推進することで外国人を含めた交流人口の促進を図ってまいります。

なお、大阪・関西万博につきましては、今後開催計画の具体化が進んでいくものと思われまので、本町としましては情報収集に努めるとともに、大阪府と足並みをそろえ、オール大阪で取り組むことで本町の交流人口の促進につなげ、ひいてはにぎわいづくりにもつなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）2020年のスーパーホテルの開業に向けてというところで、インバウンドの受け皿ができたというふうに先ほど答弁いただいて、最終的にそれがKIX泉州ツーリズムビューローのほうに流れていくと。それはそれでいいと思うんです。

私は熊取町の議員なので、熊取町がそれによって非常に大きな恩恵をこうむっていかないとやっぱりまずいなど。今の部長の話でも、ホテルが活性化されてホテル周辺のお店も潤う、それはそれでももちろんいいことですし、やっていかなきゃいけないと思うんです。

やはり、何度も申し上げますけれども、インバウンドの受け皿になってそれが他市に流れていくというところではなくて、それが全部熊取町で楽しんでいただくような拠点をつくっていかないと、これはいつまでたっても熊取町は置いていかれるというふうに非常に私は危惧しています。

その辺のところをぜひやっていただきたいなというところと、教育委員会にもちょっとお伺いし

たいんですけれども、教育委員会として、学校教育で2020年、2025年に向けて何か子どもたちに取り組むというようなことは考えておられますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在、それに向けてということで焦点化した形で何かを取り組むというふうなことについては、そこまで進んで考えていないというのが状況でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今ちょうど大河ドラマで1964年、前回の東京オリンピックが開催されるまでの話がずっと出ていると思うんですけれども、1964年なんで僕は生まれていないんです。体験されている方がほとんどだと思うんですけれども、やっぱり学校教育としても、2020年のオリンピックってどうやったら今の子どもが大人になったときに自分の子どもからそういう話を聞かれたときに、いや、自分は子どもやったから余り覚えてないとなってしまうがちだと思うんです。

でも、これは非常に幸運にして我々とはどうか、僕のような、僕は1976年生まれなんで、オリンピックが終わった後初めて東京でオリンピックを間近に見ることができるんですけれども、やはり何でもいいと思うんですよ。例えばパブリックビューイングなんかもあってみんなで日本を応援したよとか、そういうせっかくこれだけのイベントが日本で、東京であって大阪であるわけですから、それらを体験できるようなものというのを一度企画していただけたらなど。

やっぱりみんなで一つのところに集まって日本を応援するというのが余りない機会だと思うんですよ。なので、自分が子どものころに、体育館とか映画館でもいいんですけれども、集まってみんなで日本を応援したんやというような話が自分たちの子どもの口からきちっと話ができるような、そういう思い出づくりというところにも、せっかくあるわけですから、先生方はお忙しいと思いますけれども、そういう機会というものもぜひ考えていただけたらなど。これは私の要望です。ぜひ前向きに検討していただけたらなどというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、未来、浦川議員の質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「16時29分」延会）

3月熊取町議会定例会（第3号）

平成31年3月定例会会議録（第3号）

月 日 平成31年3月7日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
兼 子 育 て 支 援 課 長		兼 子 育 て 支 援 課 長	
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭
統 括 理 事		統 括 理 事	
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算
議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算
議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

新政クラブを代表して、矢野議員。

10番（矢野正憲君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、新政クラブを代表し、会派代表質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく2つ、「安全・安心のための来るべき災害への備え」について、さらに、来年から実施をされる「新学習指導要領への対応」についてでございます。

それでは、まず1点目の「安全・安心のための来るべき災害への備え」についてに入りたいと思います。

平成31年度を防災元年と位置づけ、防災基金、100人の防災士育成、防災倉庫の設置を進めることになってございます。また、新たな自治体との災害時の相互応援協定の締結を結ぶというふうなことになってございます。災害時の応援協定は、自治体間だけではなく町内大学や企業とも幅広く行うべきだと考えておりますが、どのように捉えておられるのか質問したいと存じます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、災害時の応援協定は、自治体間でなく町内大学や企業とも幅広く行うべきだと考えるがとのご質問にご答弁申し上げます。

まず、本町における自治体間における災害時の相互応援につきましては、直近では昨年2月に茨城県東海村と災害時における相互応援に関する協定を締結しており、昨年9月の台風第21号における災害対応では、災害支援物資としてブルーシートをご提供いただき、住民の皆様方に配布させていただいたものでございます。同様に、奈良県三郷町及び王寺町からもブルーシートの協力をいただき、せんだって町長がお礼に伺った際には、町長間で災害時において相互協力していくことを確認され、現在、その2町との相互応援に関する協定の締結について協議をさせていただいている真っ最中でございます。

議員ご質問の町内大学や企業とも幅広く行うべきだと考えるがどうかにつきましては、ご指摘のとおり、災害時における大学あるいは企業との協力関係は重要事項であると考えているところでございまして、企業との災害時協定といたしましては、台風第21号においても早期の応急復旧に対し多大なる貢献をいただいた熊取防災事業組合との応急復旧に関する協定や、LPガス協会とLPガス等の供給に関する協定、物資に関する協定といたしましては、大阪いずみ市民生活協同組合やセツカートン株式会社等と災害時における物資の供給に関する協定を締結し、防災・減災に努めているところでございます。

大学との連携につきましては、本町では町内各大学と大学連携・協力事業に積極的に取り組んでいるところであり、防災施策に関しましても防災会議や国民保護協議会へ参画していただいているところでございます。

現在、各大学周辺の自治会におきましては、災害発生時の避難所として、あるいは大学の持つポテンシャル、優位性を生かした連携、取り組みを進めていると聞き及んでおりますので、町におきましても、そのサポートを推進していくとともに、町と大学との防災に関する具体的な連携のあり方を模索していきたいというように考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

自治体間の災害時の相互応援協定の締結というのは、今現在は東海村とやっておりますけれども、昨年の9月4日の台風21号でいろいろとブルーシート等を提供してもらった奈良県の三郷町と王寺町とはそういうふうな話が進んでおるといような状況になっておるといようなことですね。熊取町がそういうふうな協定を結ぶのは3つだけしか今は考えていないのか、東日本で東海村がある中で西日本で違うところと結ぶというふうな、そういうふうな考えを持たないのか、あとはどれぐらいの自治体とそういうふうな協定を結ぶのか、その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）現在のところ、具体的に協議調整しているのは奈良県の2町のみで、それ以外のところとの調整は現在のところは進んでおりませんが、今回、東海村は東日本にある自治体、近隣の関西圏では三郷町、王寺町というような形で協定を結ぶ。あと西日本のほうに、瀬戸内海の沿岸であるとか中国地方とかというような形で協定を結ばせていただけるような自治体がないかなということで、町長とはそういうふうないろいろお話をさせていただいておるところでございます。幾つの自治体と協定を結ぶのが一番最適かというのは、これは5つがええのか、いや2桁がいいのかというのは積み重ねの分がでございますので、その状況を見ながら積極的に進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）熊取町の特色とすれば、現役の原子炉があるというふうなことで東海村とやりました。もう一つ言えば、関西国際空港が目前にあるというふうな形で、きのう浦川議員のほうから多文化の共生というふうな質問等がありましたけれども、やはりこの地域には観光客がやってくるというところでもありますので、国際空港を持つようなその辺の周辺の自治体とこういった提携を結ぶというふうなことも一つだろうし、そういったことも考えていただきたいなというふうに思います。以前は大学つながりでどうだというふうな話もさせていただきましたけれども、いろいろ考えると、観光客がこれから来る、もう隣の泉佐野市にあってはホテルに年間100万人のお客さんが泊まっておるといような状況になっておりますから、そういったことを考えると、やはり国際空港を周辺に持つようなそういった自治体と締結するのが熊取町にとっても参考にもなっていくのかなというふうな思いを持ちますので、その辺はしっかりと調べていただいて、やはり自治体間での協力、こういったものを結んでいただきたいなというふうに思っております。

数については5つがいいのか10個がいいのかというふうな話が出ておりましたが、台風21号を経験して担当課と我々議員と意見交換をするような場を持つことができました、そこでいろんな意見が出ておりましたけれども、泉州地域でもともと大きな災害が少ないというような特性もあるのかなというふうに思っておりますので、そのときに感じたのが、やはり行政も住民の皆さんも議会もそういうふうな経験値が少ないのかなというふうな思いを持ちました。そういった意味では5つ、2桁というのはちょっと多いのかもしれませんが、少し多目に協定を結んでいただいて、職員も経験値を上げる、経験則をつけていく、住民の皆さんもそういった形で一緒になって経験則を上げていくということも考えられるのかなというふうに思っておりますので、しっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。

続いて、大学です。

議会報告会の中で地域の方が、もう目の前に大学があるというふうな中で、小学校、中学校の体育館等に避難するのは年齢的にも大変になってきているというふうな状況があるというふうな中でそういうふうな話が実はありました。これについては、先ほども積極的にやっていくというふうな形の答弁でありましたよね。それでいいんでしょうか。もう一度再確認させていただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）平成31年度は防災元年ということで、熊取町の地域防災計画の見直しとともに地域防災マニュアルというものを策定していきたいというふうに考えております。39の自治会があるんで、全てこの1年の間に39自治会全部できるかというのは、各自主防あるいは自治会との調整の中でやっていきたいと思っておりますけれど、まさに地域防災マニュアルの中に大学との連携、大学の周辺、いわゆる池の台とかグリーンヒルは観光大、若葉地区であれば当然関西医療大、体育大学であれば朝代とか成合とかというふうな形の中で、マニュアルの中に組み込んでいくのかなというふうなイメージは持っております。その中で私たちも当然地域に入ってマニュアルをこさえて

いきますので、自然とそういう流れの中で大学連携というものができてくるというようにイメージしております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。しっかりと大学と、それから地域の自治会との間に入っていただいて、地域の住民の皆さんの考えに沿うような形にさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、企業です。

企業との協力というふうな形なんですけれども、台風21号で各市町村の対応を見ておりますと、ブルーシートを配布するのが熊取町は行政のほうからされておりましたけれども、番号を配ってお店に行かれてブルーシートをもらうというふうな、そういうふうな配り方をされておった自治体もございました。そういうふうなことを考えると、災害が起こったときに必要な災害物資というものを確保するためには、やはりそういうふうな企業の皆さんから提供いただくというふうなことも考えられるのかなというふうに思っておりますが、先ほど答弁の中で防災協会ですか、LPガス、それから生協というふうな4つぐらい挙がっておりました。それ以外にこういったことを考えているんだというふうなことはあつたりするのか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 現在の本町の協定の件数なんですけれども、大きく福祉施設の協定というのは12施設ほどあるんです。それも1件としてみなしたときに、大体今19件の協定を結んでいるところでございます。19件の中で企業と結んでいる協定がそのうち13件です。行政間でやっているのが6件ということで、計19件になるんですけれども、その13件の企業と結んでいる中で物資調達ということになると、先ほどお話しさせていただいたようにセツカートンであるとか生協であるとか、あるいは行政でいうと東海村とも物資のやり合いという協定の相互協力をしておるんです。若干そこらあたりがちょっと弱いところかなというのは事務局としても考えております。

町内ということになると、スーパーであるとか衣料店であるとか、コンビニができるかどうかというのはちょっとわからない部分があるんですけれども、そういった支援、協力について十分調査研究はしていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

協定を結ぶに当たって、例えば病院関係であるとか、福祉関係はもう結んでおるといふような状況になっている中で、例えば薬の配布等、薬剤師会ともそういう協定を結ぶというふうなことは必要になってくるのかなというふうに思っております。近隣市では泉佐野市が泉佐野薬剤師会との協定を結んでおるといふふうな話も出ておりますので、熊取町としてもそういうふうな協定を結ぶというふうなことも必要になってくるのかなというふうに思ひます。

3.11の東日本大震災のときに、薬を提供するというふうなことを考えられてもなかなか薬事法がきつくてできなかったというふうな、そういう事例も出ておりますので、その辺はしっかりと研究していただいて、熊取町とそういうふうな薬を扱うところ、そういうふうなところとしっかりと協定を結ぶというふうなことも一つの手なのかなというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとさせていただきたいと思ひます。

以前にこういった話は副町長のほうにも持たせていただいて、それからどのようになっているのかというふうなこともあるんですが、そういうふうな情報も提供を以前させていただいたので、しっかりと対応してさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君） 中尾副町長。

副町長（中尾清彦君） 以前に矢野議員から私のほうにお話がございまして、確認させていただいた中では、単独で泉佐野薬剤師会ということではなしに、平成29年3月1日に泉佐野泉南医師会、それか

ら泉佐野泉南歯科医師会、それと泉佐野薬剤師会とそういう協定を結ばせていただいていたというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

もう一つ、大きな災害が起こって避難所に皆さんが避難をされる中で、プライベートの確保というふうなところが難しくなったりするというふうに考えておるんですが、熊取町もふるさと納税の返礼品でキャンプ用品を扱っているような会社とも提携されていますから、そういった中でテントとかの提供を優先的にしてもらおうとかというようなことも考えてもいいのかなというふうに思ったりします。避難所の運営というのはやはり難しいところがありまして、プライベートを確保するというのがやはり一番難しいところだというふうに聞いておりますので、キャンプ用品なんていうのはサバイバル用品でもありますからちょうどいいような形になるのかなと思ったりもします。その辺もやはり声をかけていただいて優先的に熊取町にそういうふうなものをもらえるような、そういったことも考えてほしいなというふうに思っておりますので、お願いしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 明企画部理事。

企画部理事（明松大介君） ふるさと納税の関係でロゴスコーポレーションの商品を連携で提供させていただいております。その中でロゴスコーポレーション側からも、実は防災に関する、どちらかといえば今はスポーツキャンプというほうでご提案いただいておりますが、今後、防災に関するというような形で一定業者のほうからもそのようなご提案をいただいております。その点につきましては、本日ご提案もいただいておりますので、危機管理課としっかりと調整しながら、政策企画課のほうも何とかグッズで協定いただけるような形で今後お話を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。前向きにあちらのほうも捉えてくださっているというふうなことで、話はしっかりと前に前に進めてほしいなというふうに思っております。

それから、今回防災元年というふうな形で位置づけをされておまして、防災基金であるとか100人の防災士を育成するとか防災倉庫の設置を進めるというふうな形になっておるんですけれども、100人の防災士を577万5,000円の予算で育成するという形になっておりますが、これ、行く行くの活用方法というのをどういうふうに考えておられるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 防災元年ということで、防災士の育成というのは目玉中の目玉というように考えております。防災士の資格というのはあれなんで、認証という形になるんですけれども、防災士の育成の一応今のところ考えている受講者の想定としては、自主防災組織39の団体からそれぞれ2名ずつ78名、関係団体、町の職員、もしあれでしたら、議員の方々もこちらを受講していただくことができたというふうに考えております。それで22名で計100人ということで考えておまして、まさに自主防災組織から2名が防災士になっていただいて、その方が防災に関するリーダー的な役割を担っていただく。それは、当然避難所の運営であったり、今後ちょっとタイミング的にどうなるかというのは調整しなければならないんですけれども、先ほど言った地域防災マニュアルをつくる際の当然先導者になっていただくというような、まずはそういうふうなイメージを持っております。以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

僕ももう10数年前に防災士の資格を取っておるというふうな状況で、防災士の知識を持つような方々が100人近くできると行政としても心強くなるというふうなことはよくわかります。ただ、防災士を取るために座学がメインになっておりますので、経験値を上げるような実地訓練みたいなど

いうのはそんなにありません。最終的には心肺蘇生法の講習を受けてというふうな形になるんですが、座学がメインで知識ばかりというふうな形になります。

熊取町は、災害ボランティアを募ってボランティアバスを出したりとかというふうなことは実は今やっていないですよ。今回の予算書を見ていると、社会福祉事業という形で災害ボランティアの受け入れをしっかりとやろうというような形で144万円の予算がついておるというふうな形になっております。これは熊取町に来てもらえる防災ボランティアを受け入れするための整備というふうな形になっておるんですが、先ほど言いましたように、大きな災害がない地域で我々は生活しておりますから、そういうふうな経験則、経験値がやはり低いのかなというふうに思ったりしますので、住民の皆様にもそういうふうな経験値を上げてもらうために、これから防災ボランティアを募って、被災しているところに防災ボランティアバスを出すとかというふうなことも積極的に考えていただきたいなというふうに思います。それが行く行くは熊取町にとっても、防災についての知識もあるし、実地もやった人が出てくるというふうな形で厚みが増してくるのかなというふうな思いを持ちます。今年度が防災元年というふうに銘打たれておりますので、これからそういったことも考えていただきたいというふうに思っております。

やはり防災ボランティアの窓口というのは社会福祉協議会になりますので、その辺、熊取町が上手にリードをしていただいて、そういうふうな災害ボランティアの方々を募ってやっていくというふうなこともしっかりとやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、きのうの、これも会派未来の浦川議員の質問を聞きながら感じたことなんですが、外国人の観光客に対するそういうふうな防災の情報提供です。そういったこともこれから考えていけないといけないのかなというふうなことを感じております。観光地でありますデジタルサイネージですか、多言語対応の電子版の掲示板みたいなもので、英語も中国語もハングル語も、日本に来るのは今東南アジアの方が多いですから、インドネシアとかタイとかベトナムとか、そういうふうな言葉で情報を提供するというようなものもデジタルサイネージでありますので、そういったものもこれから考えないといけないのかなというふうに感じてございます。

例えば、熊取駅の西です。いろいろこれから開発をされますから、それにあわせて人の集まる駅等でそういったものを設置するとか、熊取町の役場で設置するとかというふうなことも一歩踏み込んで、ことしやれじゃなくて、やはり検討していただいて、お金のかかることなんですが、そういったことも情報提供の一環として必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、その点もあわせてお願ひしたいなというふうに思っております。

これから31年が防災元年という形でしっかりと対応していくというふうな形になっておるんですけども、いろんなことが思い浮かびますので、その辺については一つ一つクリアをしていただきたいなというふうに思っております。今まで災害の少ない泉州地域ですから、その中にある熊取町ですから、やはり防災に対する経験則が少ないのかなというふうに思っておりますので、その辺を上げていくようなことも考えていただきたいというふうなことを申し添えまして、1番の質問は終えたいと思います。

続いて、「新学習指導要領」への対応についてでございます。

新学習指導要領が平成29年3月に公示され、小学校で2020年度、中学校で2021年度から全面実施をされることになっております。プログラミング教育については、それに見合ったハード面の整備が2020年4月の運用開始に向け進められることになってございますが、英語教育については全小・中学校に外国語指導助手を配置することになっており、英語への興味、意欲、関心を高め、意思疎通を図る基礎的な力を育成することになってございます。準備期間が残り1年というふうな形になっておるんですが、成果を上げる上でやはり中核を担う先生方の指導力の向上が大切になってくるんだろうというふうに思っておりますけれども、新学習指導要領への対応についての研修、サポート体制は万全を期しておられるのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、矢野議員の新学習指導要領についてのご質問に答弁申し上げます。

新学習指導要領では、変化が激しく予測困難な時代を踏まえ、新しい時代に求められる資質、能力を子どもたちに育むことが求められており、新しく小学校プログラミング教育や小学校英語の教科化等が加わっております。

まず、プログラミング教育についてでございますが、本年度7月に企業の協力を得てロボットプログラミング体験会を実施いたしました。町内小学校5、6年生の児童87名と教職員9名が参加し、新学習指導要領の本格実施に向けて児童、教職員ともにプログラミングを体験する機会を設けたところです。また、2020年度の授業開始に間に合うように、小学校のコンピューター教室のパソコンを現状の20台から40台に増設し、児童が1人1台のパソコンを使い学習できるよう環境整備を行う予定としております。

2019年度には、新学習指導要領に準拠した教科書の内容が明らかになってまいります。それに伴い、プログラミング教育を実施していくに当たり、各教科等においてどのように授業を行うかをより具体的に検討することが可能となります。教育委員会といたしましては、文部科学省から示されている小学校プログラミング教育の手引きの内容を各校に周知するとともに、今後も積極的に授業実践等について情報を収集し、各学校に提供していきたいと考えております。また、それらの情報等を活用しながら計画的に研修会を行ってまいります。

次に、英語教育についてでございますが、小学校3、4年生においては聞くこと、話すことを中心に週1時間の活動型の授業、小学校5、6年生においては読むこと、書くことが新しく加わり、週2時間の教科型の授業が2020年度から本格的に導入されます。小学校、さらには中学校の学習指導要領においても、話すことがやりとりと発表に分けられ、自分の考えや気持ちを伝え合うなど、即興で英語でやりとりできる力を育むことが重要となります。

本町においては、小学校にはALTを週3回配置しているため、ALTと英語でやりとりする機会を授業や授業外においても自然な形で設定することができていると考えております。また、基本的に英語の授業はALTと担任のティームティーチングで行っているため、子どもたちは、担任とALTが英語でやりとりする姿を見て、自分も使えるようになりたいと思うきっかけづくりにもなっていると考えております。

教員研修やサポート体制につきましては、新学習指導要領や目指すべき事業についての教職員の正しい理解を深めるため、平成29年度から計画的に研究授業、講師を招聘した研修、小学校全教員対象の研修を実施しております。さらには、学期に1回程度、各校の英語授業見学を行うとともに、授業者にも指導助言を行っております。子どもたちがALTや友達と英語でやりとりすることを通して、コミュニケーションの難しさや大切さを感じながらコミュニケーション力を身につけることができるよう、授業づくりについて研究を進めてまいります。

今後も、新学習指導要領本格実施に向け、子どもたちに新しい時代に求められる力をしっかり育むことができるよう、引き続き研修やサポート体制及び環境を充実させ、2020年度の本格実施に備えていく所存ですので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）よくわかりました。わかったんですが、ちょっと新学習指導要領の肝が英語学習とプログラミング教育というふうな形になっておるんです。プログラミング教育というのは情報の取捨選択をするようなことをやっていくというふうに認識させていただいているんですけども、それを1こま1こまの授業の中でするのか、どういった形で行っていかれるのか、その辺はどういうふうになっておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、プログラミング教育についてでございますが、例えば

算数を例に挙げてご説明させていただきますと、年間、算数で学ぶべき内容というのがしっかり学習指導要領に示されていて、今度、もうすぐ出てくる教科用図書の中にもその内容が示されてくると。算数の1年間で学ぶ授業の中で、ある単元の部分でプログラミング的な思考、いわゆるプログラミング教育というものを取り入れて学習するという。だからメインは、プログラミングを学ぶということよりも、プログラミングを利用しながら今まで学んでいた算数の内容をより理解するというふうな形で捉えていただければというふうに思っています。つまり、プログラミング教育というものがぽんと英語の教科のように飛び出してプログラミングという授業を行うのではなくて、コンピューターを利用しながらプログラミング的な思考を育みながら、今まで学んでいた内容をしっかり学ぶといったような状況でございます。

ですから、例えば三角形を四角形にするという授業があった場合に、そのためには三角形と四角形の性質を子どもがちゃんと理解し、コンピューターを使って、例えば1つの角度が60度が90度になりますよみたいなことをパソコンに命令して三角形を四角形にするというふうな授業を行うと、こういったものですので、若干、これから教科書が出てきて、各教科でどういうふうな内容で取り組んでいくかということもまだ今後明らかになっていく部分だと思っています。我々としては、年間を通してどこにそれを取り入れていくのかということこれからしっかり研究しながら、先生方に研修を進めてまいりたいというふうに考えているということでございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

そしたら、プログラミング教育は英語教育のように、さっきおっしゃったように1つの教科として学ばずじゃなくて、全ての教科の中でそういうふうなICTを使ったりとかしながらの教育というふうな形になるわけですね。という形なんですね。

（「はい」の声あり）

10番（矢野正憲君） いろいろと施政方針を読んでおると、パソコンを入れかえるというのはもちろんのことですけれども、行く行くはタブレットを使えるようなことも考えておるというふうな形になっておりますよね。ということは、タブレットの使い方であるとか情報の取捨選択をするというふうなことも、基本的なところというのはやはりやらないといけないのかなと思ったりするんです。特に、僕は携帯のこともスマホのことも何度か質問等をさせてもらっている中で、大阪府の府教委のほうで北部地震があった影響で、子どもたちの居場所がわかるような、把握したいというふうな形で逆にもう持ち込みオーケーにしようというふうな話になっておるというふうな状況にもなっていますので、その中で使い方、情報の取捨選択というふうなこともやらないといけないのかなというふうに個人的には思ったりしているんですが、新学習指導要領ではそういうふうなことではないということですね。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 国がプログラミング教育の狙いというのを3点示されております。ちょっと読み上げさせていただきます。

まず、プログラミング的思考を育むこと、これが1つ目です。2つ目が、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、3つ目が、各教科等での学びをより確実なものとする、このように3点示されています。

ですから、当然今、矢野議員がおっしゃられましたように、コンピューターを使うわけですから、当然ながらその中でパソコンの使い方も習得していく必要がある。また、そこから発展させて、子どもたちがスマホをたくさん持っているいろんな情報が入ってくると。そこを取捨選択するための力というものも、当然ながらそういったことも含めてちゃんと理解させていくこと、これもやはり非常に重要なポイントなのかなというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） やはり、すべきことというのはたくさんあるかと思いますが。この時代ですから子どもたちがスマホを持っているというのが普通になっているような時代ですから、そういった中での使い方であったりとか情報の取捨選択であるとか、その辺もしっかりとやっていただきたいなというふうなことは思います。我々の知らない世界でそれがいじめに発展しておったりだとかいろいろな問題が起きておるといふようなことも、ここではちょっと言葉を選ぶのが難しいから言えませんが、そういったことも現実に起こっておるといふようなことも聞いておったりしますので、その辺にも力を傾注していただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、英語です。

小学校のもう3、4年からこれは聞く、しゃべるというふうな形になって、5年生、6年生が今やっているのが3、4年になって、5年、6年がもう教科になって成績表がつけられるというふうな形で、読み書きに移るといふふうな形ですよね。小学校の先生というのはオールマイティーでされておりますけれども、英語というのが新たに入ってくるというふうな状況の中で、やはりその成果を確かなものにするためには、中核を担っている先生方の教えるテクニックであったりとか講習であるとか、そういうふうなことが非常に大切になってくるんだと思ひます。この質問も実はもう2年前にさせていただいているような中での話で、そのときはあと3年ですねというふうな話がありましたけれども、今回の場合は2020年4月やからもう1年というふうな形なんですけど、その辺については、上手に先生方の研修等というのはいま進められておるのかどうか。その辺についてお尋ねしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 議員おっしゃってくださったように、本当に中核を担っていただく先生方に新学習指導要領の内容を正しく理解していただくということと、授業の中にそれをどう生かしていくのかということとを正しく理解していただくということと、技術的なところ、指導力の向上というのはいま非常に大事だと思っております。

ですので、計画的にそのあたりは、答弁の中でも平成29年度からというふうには言わせていただきましたが、英語に関する研修はもう以前からずっとやっております。ALTもたくさん配置していただいておりますので、小学校の5、6年生に外国語活動が入った平成21年度あたりからずっと研修はやっております。新学習指導要領の内容については平成29年度から、小学校教育により詳しい大学の先生を招いて年に3回程度来ていただいて、研修、講義を受けたりとか、あと、また小学校、中学校でも研究授業をやっていただいて、そこに小学校、中学校の先生も来ていただいて、ともに英語の授業を見て学ぶ機会、さらにはそこに再度ご支援いただいている大学の先生にも来ていただいて、授業の指導、助言等もいただいております。

当然、ALTの配置というあたりで新学習指導要領の対応というところで、それもいち早くやっておりますし、また、小学校に中学の英語教員が平成27年度より1校ですけれども参って、中学校英語教員が小学校英語教育の中に入り込みながら担任とティームティーチングの授業をやっているということもしておりますので、準備は着実に進めていっているというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 2年前の質問の最後に僕、こう言っているんです。英語嫌いの低年齢化を防いでほしいと、つながらないようにしてほしいというふうなことをちょっと言っておるわけですが、今回の施政報告を読んでおると、全小学校、中学校に外国語指導助手を配置するというふうなことを書かれておるんです。一番最初の林理事の答弁の中で、小学校は今、週に3回ですか。

（「はい」の声あり）

10番（矢野正憲君） というふうな形ですよね。今ALTというのは、小学校、中学校8校あって6人でしたか。この配置というのは、31年度の予算であと2人プラスというふうなことも予算には入って

いないんですが、この辺は、ALTはもう8校やけれども、6人で回していくというような、そういうふうな形のままになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）現在、ALTは小学校に3名、中学校に3名、要するに中学には各学校1名ずつALTを配置しております。と申しますのは、中学では英語の授業は週4時間あります。英語の授業もたくさんあるというところで、ALTは各校1名ということにしております。小学校のほうは、3、4年生で週1時間、5、6年生で週に2時間というふうになっております。各学校、各学年2クラスから3クラスというところで、そういった学校規模とALTの持ち時間を考えたところ、小学校については3名で5校回るのが適正であろうというふうに考えております。

ですので、今後国の方針で例えば時数がふえる、あるいは1、2年生に英語が入ってくるということであればまた考え直していく必要もあるかと思いますが、現在の時数でいくということであれば、今の小学校3名、中学校3名が適正な人数であるというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）現場の先生がそういうふうな形で、小学校が5つあるけれど3校にALTをつけておって、これから始まるのが3、4年が週に1回、5、6年が週に2回なんで、5校を3人で回したらちょうどいいというふうな話ですよ。それも納得せんでもないですけども、英語嫌いの低年齢化を防ぐ一環として、日ごろから外国のALTの皆さんと子どもたちが接触する、コミュニケーションをとるというふうなことも大切のかなと思ったりもしないでもないです。そこがハードルが低くなっているというふうな形になるのかな、それがここに書かれているような英語の興味があると意欲、関心を高めることにもなっていくのかなというふうに思っております。これから、今の答弁では小学1、2年にもそういった英語授業が入ればまた考えないといけないというふうなことでありましたけれども、いろいろとALT、ネイティブスピーカーの人とコミュニケーションをとって、できるだけハードルを下げたいなというふうな思いは持ちますので、その辺もやはり考えていただきたいなというふうに思います。

同時に、小学校の先生方は、最初の採用される試験の中で英語というのはもう組み込まれているんですか。組み込まれていないわけでしょう、小学校の教諭の試験というのは。これからはこういうふうな新学習指導要領に基づいて、教育大学であるとか教育学部を持っているところは、そういうふうな小学校の先生方になろうという卵の先生方にも英語というふうな形をやっていくという形になるんでしょうけれども、いろいろと研修等をやっておるといふような形を聞いておるんですが、他市町村で河内のほうの地域でやっておられるのが、もう民間のノウハウを導入していると、これも情報提供させていただきました。そういったことも実はされております。それは塾であったりとかというふうなことになっておるんですけども、それをもう採用して、そこに小学校の先生方に来てもらってというふうな形もやっておるんです。そういった民間のノウハウを導入するというような考えというのは今のところあるのかなのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほどの話の中でもさせていただいたんですが、現在、大学の先生にかかわっていただきながら、この先生には平成27年度からずっと年間3回から4回程度来ていただいて、かかわっていただいております。その先生自身も全国津々浦々を回っているような講演をなさっている方で、その先生に指導を仰ぎながら現在進めておるところですので、今の研修が先生方のニーズに合っている、また、国の方向性をしっかり捉えながらやっていただいている研修だというふうに思っておりますので、今来ていただいている先生に来年も引き続き来ていただきまして研修を進めてまいりたい。また当然、研修を通して先生方もやはり英語を楽しみながら教えてもらうということも、議員おっしゃってくださった英語嫌いを防ぐというところで、先生も楽しそうに英語を使いながらALTと話しているなという姿を子どもが見ると、自分も英語をしゃべってみようかなとか、先生は苦手やと言うてたけれど頑張って英語を使っているなという姿を子どもが見

ると、自分も頑張ってみようかなという気持ちになる、そこも大きいです。先生方に負担ではあるけれども楽しみながら英語教育を進めていただく、そのあたりも大学の先生のほうからそういったお話もいただいておりますので、そこについても大きな大事なポイントであるというふうに思っています。

そういった話をしてくださる先生ですので、引き続き、その先生にいろいろ教えていただきながら研修を進めていきたいなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） よくわかりました。

先生方も楽しんで英語をやるというふうなことが肝要というふうな形ですよ。有名な大学の先生も来てもらってというような形でやっておるというふうなことです。それはそれでやり方の一つだと思いますし、他市町村がそういった民間のノウハウを投入してやるというふうな形も一つのやり方だと思いますけれども、いろんな形でのやり方があると思います。これだけというふうなことじゃなくて、やはり選択肢はいろいろ持っているほうがいいのかなというふうなことも思ったりします。その辺は柔軟に対応していただければなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、関西空港を目の前に持つような地理的要因がありますので、これから英語というのは、各党派の方々もおっしゃっていますから、マストになってくるし、しゃべれたら、コミュニケーションができれば、その世界が広がるというふうなことにもなっておりますので、2020年4月から新学習指導要領、特に英語をしっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。今後ともしっかりと先生方には研修なりサポート体制をしいていただきたいなというふうに思っており、私の質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、新政クラブ、矢野議員の質問を終わります。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、江川議員。

13番（江川慶子君） 通告に従いまして、私から日本共産党熊取町会議員団を代表しまして町政運営方針、予算に関する会派代表質問を行います。

質問の前に、3月5日付の毎日新聞東京朝刊が目にとまりました。通告していませんので答弁は求めませんが、私の質問を少し早目に終わりますので、維新である町長に一言いただければと思います。少し時間をとりますが、よろしくお願ひいたします。

毎日新聞東京朝刊、3月5日付社説、「大阪知事・市長の策略 地方自治への二重の背信」。

「知事や市長の地位を駆け引きの道具にする。そのうえに、両方のポストの任期を十分に確保するために入れ替わって出馬する。そんな策略は、地方自治制度に対する二重の背信と言わざるを得ない。大阪府の松井一郎知事と大阪市の吉村洋文市長が、4月の統一地方選で府知事選と市長選のダブル選を行うために近くそろって辞職する意向を示した。しかも、松井氏が市長選に、吉村氏が府知事選に入れ替わって出馬する構想にまで言及した。大阪市を廃止して特別区に再編する『大阪都構想』を実現するのが目的だという。しかし、この戦術には二つの大きな問題がある。一つは、首長が議会の存在をないがしろにしていることだ。地方自治は、首長と議員がともに直接選挙で選ばれる二元代表制で設計されている。都構想について議会の了解が得られないのなら、議会との話し合いで妥協点を探るのが首長の任務のはずだ」。「ダブル選は、議会の頭越しに首長選で民意を問い、その結果に議会が従えと言わんばかりの発想だ。もう一つは、両氏がポストを入れ替えて出馬を画策していることだ。公職選挙法の規定によると、松井、吉村両氏がそのまま出直し選挙で当選しても11月と12月までの任期は変わらない。自分の都合に合わせて新たな任期を防ぐのが法の趣旨だ。このため、ポストを入れ替えて当選すれば両氏とも4年の任期を得る。一種の脱法行為ではないか。松井氏は『府市一体でやってきたのでどちらが知事、市長になっても変わらない』と言う。だが、広域行政を担う大阪府と、基礎自治体で住民生活に直接関わる大阪市とではそもそも役割が異なる。にもかかわらず、同じ政党に属しているからといって経験もないのに入れ替わるというの

は、住民をあまりにばかにした話ではないか。都構想は4年前の大阪市の住民投票で否決された。再挑戦したいというのなら、議会が受け入れられる案に練り直すのが本筋だろう」といった記事があります。

私ども日本共産党は、維新と公明党が市民に隠れて、既に市民によって否決された都構想の住民投票を再度行うという密約を結んでいたことが、このことで明らかになったわけです。ここには住民不在だと思うわけであります。通告外ではありますが大事なことなので、どうぞ私の質問の最後に町長のお考えをお聞かせくださいますようお願いいたします。

それでは、まず1つ目は第3次行財政構造改革プランについて質問いたします。

平成30年3月に策定された第3次行財政構造改革プランは、大きく財政が落ち込んだ平成28年度決算をもとに計画されました。これは一時的な要因で国からの財源が大きく落ち込んだ年であり、ふるさと応援基金が年度末で38億円に達する見込みであり、行革プラン策定時に比べ、活用できる財源が著しくふえています。

まず、1つ目に、平成30年度決算見込みをお聞きします。できれば附属資料の2ページの表も活用して説明していただければありがたいです。

2つ目は、通告を訂正させていただきます。9月答弁では今は見直さないとの答弁でしたが、全てについて見直さないという姿勢なんでしょうか。

この2点について答弁をよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）まず、1点目にお答えする形でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）決算見込みをやって切らせていただくと。

それでは、第3次行財政構造改革プランについてのご質問に答弁いたします。

1番目のご質問、平成30年度一般会計の決算見込みにつきましては、全庁的な作業を伴うことから、毎年12月と年度末の3月に集計作業を行っているところでございます。したがって、現状では12月補正での決算見込みを用いた答弁となりますが、例年、一定の額を上回る不用額の減額補正につきましては3月議会、今回で申し上げますと昨日ご説明した12号補正での対応が多くなりますので、今から申し上げる決算見込みにつきましては不用額を含んだものであり、決算数値と相当額の差異があることをご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、お配りいただいている資料と合うような形でご説明します。

まず、歳入ですけれども、町税、平成30年度ですが41億7,200万円です。地方交付税につきましては28億1,000万円、地方債につきましては11億5,000万円となります。その他の収入が84億6,400万円となりまして、歳入合計が165億9,600万円となります。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては25億9,300万円、扶助費につきましては28億6,500万円、公債費につきましては10億3,800万円、繰出金につきましては14億3,300万円、投資的経費につきましては10億7,400万円、その他の経費が74億9,300万円となります。合計で164億9,600万円となります。

なお、歳入歳出の均衡を図り、実質収支黒字化のための財源としまして、現状見込みとして財政調整基金から4億6,200万円の繰り入れを見込んでございます。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます、丁寧に答えていただきまして。

差異があるということなんで、またきちんと確定した数字がこの後出てくると思うんですが、各基金年度末現在高のところはどのようになりますか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回この表で申し上げますと、財源不足分を全て財政調整基金で

一旦充てておりますので、公共施設での繰入金は今のところゼロで想定しています。ちょうど30の列でいくと200と入っているところがゼロです。さらに、その下の財政調整基金の335のところは462になっていまして、減債のところはゼロというところで、今全て財政調整基金で財源不足を補う形となっています。そうしますと、実は累積のところは5,000万円の黒字なんですけれども、実際は1億円出る形になりまして、1億円は繰り越し事業が大分出ておりますので、次年度に持っていく一般財源をこの時点で5,000万円と見込んでいますので、実質この時点では5,000万円の黒字を出すために基金、財調で4億6,200万円を見込んでいっているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

改革プランが出たときは平成29年度が決算見込みで平成30年度からは予算という形で数字が出ていの中で、実際に現在では平成30年は見込みと、平成31年の予算についても一定数字が計算されて、取り組み前の収支推計から大きく変わっていると思うんです。ですので、どこかの時点で中間報告という形でぜひ出していただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）まず、収支見通しがつくられた材料と、あと先ほど江川議員もおっしゃった中身をご説明させていただきたいんですけれども、まず行革プランを29年度でつくっています。それぞれの分野ごとの歳入であり歳出の5年間の見込みをその時点で材料を集めていますので、30年度以降の分は、これはあくまで予算ではなくて、その時点でどうなっていくかというこれは見通しになっていますので、例えば31年度当初予算とも、今出ていますけれども、突き合わせていただいても違いますし、さらにこれに申し上げますと、決算見込みですのでまた予算ともちょっと違うイメージで考えていただければと思います。あくまで決算を打ったときにどれぐらい黒字が出る、赤字やったらどれぐらい基金を取り崩して入れないとだめなのかというところを年次ごとに並べた形となります。

あと、中間年度というか、この見直しというところが必要じゃないかというところにつきましては、確かにちょっとずれているところはあるかと思うんですけれども、実は結論から申し上げますと、いろんなところでずれた部分はあるんですけれど、今回行政改革の取り組みについて、下がっているところ、上がっているところというのは比較的原因がわかっているような状況もありまして、例えば人件費なんかでいきますと、なかなかやめはった方の補充がきいていないというところで人が減っている部分では想定見込みよりは減っている部分であるとか、公債費であれば、これは取り組み前の実績ですので、府の貸付金を本来借りないところを借りられるだけ借りたりとか、起債の償還を3年間据え置いて元金の償還を3年後ろにずらして公債費が下がっているとか、あと、そのあたりの部分とかも当然ありますし、投資的経費についても、特に30年度は、当初この時点で見込みをつくった段階ではエアコンを30年度で小学校へいくというところも入っていませんし、災害が起こった部分とかも入っていない関係で大分ふえているというところもあって、その他の部分はいろいろありますけれども、一定最終的な収支としてどれだけ足る足らんという部分については、取り組みをやった結果の部分でいえば大きく変わってないのかなというところが一つまず挙げられると思います。

当然、見直す上でこの収支見通しでどこを議員の皆様方、住民の皆様方に見ていただきたいかという、毎年計画的にやっていく中で実際どれぐらいお金が簡単に言えばたっている、たっていないというところをまずごらんになっていただきたいというところがありますので、この収支見通しをどこかで見直す形ということで、その都度その都度かじを切っていくというのも当然一つあるのかなと思うんですけれども、特に30年度でいいますと、就学援助費の見直しも今言った従来どおりの部分でいっています。西保育所の民営化についても、32年度からというところも今選定作業が一旦とまってしまって、今予算も何も乗っていない状況になりますので、実際そのあたりで見込んでいた効果額も今は全くゼロになっているところで申し上げますと、どこかでは一定そういう見直し

のベースとなるものをつくっていく必要があるかと思いますが、今、例えば30年度の決算がきちっと出た後とか、そのあたりのタイミングも含めて2番目の答弁でまたご説明したいなと思います。
議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）それでしたら、2番目の答弁よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）次に、2番目のご質問ですが、昨年の答弁では見直さないとの答弁でしたが、全てについて見直さないのかのご質問でございます。

議員がおっしゃるふるさと応援寄附金に焦点を当てますと、寄附金額の大幅増によりまして平成30年度末基金残高見込みが約38億円に達することから、行政サービスに活用できる財源がふえたことは事実でございます。

しかしながら、ふるさと寄附金制度につきましては、関連法令の改正が行われることによりまして、今後、平成30年度のような寄附金を継続的にいただけるかどうかにつきましては不透明な状況でございます。

行財政構造改革プランの目標は、単年度収支が均衡した、基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営でございますので、財源調整分の基金繰り入れを見込んでいる本年度の決算見込みからすると、ふるさと応援基金残高がふえた状況を加味しても、本町の財政構造的には決して楽観視できる状況でないことを認識してございます。

第3次行革では、アクションプログラムに位置づけた取り組み項目だけでは取り組みが不十分な場合を想定し、取り組みを随時追加するなど進行管理上の修正規定を設けておりますが、昨年9月の会派代表質問の際にご答弁いたしましたとおり、平成30年度の決算が明らかになっていない現時点におきましては、決算を黒字化するための基金繰り入れがどうなるのか、経常収支比率等の財政指標がどうなるのか、また、行革プラン策定時に具体的な内容が明らかでなかった幼児教育の無償化や2020年度から導入される会計年度任用職員制度、加えてし尿やごみ処理の広域化など新たな需要もございますので、現時点で見直しを行うための検討作業を進めておりませんが、今後の財政状況を見据えた行政改革につきましては適切に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

基金の繰り入れに頼らない財政ということで取り組まれているわけでありましたが、とても大事なことなんですけれども、基金というものはやはり使わないというのではなくて、その基金による活用ということは大事なことだと思うんです、住民サービスにとって回転することは大事なことで。ただ基金の残高を残していくということは、一定この先のことを考えると楽観視しているわけではないというか、そこは気をつけて考えていかなければいけないことだということは理解しております。

その上で、ずれている部分、先ほども言いましたけれども、ありました。それから、状況も変わっていると。エアコンのことだとか災害の件だとかいろんな状況も変わっているという部分では、それを加味したようなものに、やはり近いものに変えていかないと、きちんとしたアクションプログラムにはならないのではないかなと思います。

昨年教育委員会から提案された就学援助制度について、1年かけた論戦がありました。話し合いの中で紆余曲折しながら、所得基準の認定額引き下げを取りやめて現状維持を努めたこと、また、議員団が要望してきた入学準備金を必要な入学前に支給をとの要望に2月支給を実施したことなどについて、高く評価しております。

議会初日に重光議員からのやりとりの中でもありましたように、住民の声を聞きながら柔軟な姿勢による施策決定、住民のまちづくり、住民の視点で考えていくというところのお話がありました。そういう中で、就学援助制度やら西保育所の民営化、ため池のソーラーパネルなどの住民のやりと

りの中で結論が一定出されたものがあります。重光議員とのやりとりの中で、職員は、見直しは継続だと、計画年度の平成34年まで計画は継続しているんだと。そういう指示はしていないという町長の発言もありました。あくまでアクションプログラムに残っているから、まだ取り組むのか、話し合った結果が出たものもどうなのかというのは、指摘がありましたとおり、ここで整理し見直さないと、いつまでたっても行革に対して不安が残されたまま進むことになるのではないかなと心配しているところです。西保育所の民営化についても、アクションプログラムにはそのままあるわけですから保護者は心配で、いつ民営化になるのかははっきりしないと募集時に不安が残るとい、民営化のプログラムがそのまま残っているということではやはりちょっと不安が残ってしまうということを述べておきます。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今のお話の中で1点だけ補足させていただきたいと思います。

実は昨日、町長と教育長と私も含めて、ご指摘のあった一昨日重光議員のほうからのご質問に対しての私の答弁等々の件でお話しいただいておったんですけれども、再度再確認、認識にそこがあってはいけませんので、昨日、精査、すり合わせの機会を持っております。その中で再確認できたこととして、やはり認定基準の見直しについては、行革の観点からも引き続き検討を継続することに関しては、方向性としては再度確認いたしております。

ただ、町長のほうから指示をおっしゃるようになっていないという答弁については、具体的な見直しの時期、それはもちろんでした。具体的な見直しの時期あるいは具体的な認定基準をどう下げていくとか、そういった具体的な見直しの案というのは現時点では指示していないとの町長の意図あるいは趣旨でもありましたので、したがって町長あるいは教育委員会との認識のほうにはそごがなく、十分に共有はできておるのかなと。

ただ、先ほども話がありましたように、31年度当初予算には現行の認定基準のもとで算定させていただいて、今後、大所高所から議員各位あるいは住民の皆様等々の意見を聞きながら判断してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

では次に、国民健康保険についてお伺いします。

都道府県単位の統一化が平成30年度から始まったわけですが、最初に指摘したように、これから自動的に保険料がどんどん上がるシステムになり、町は保険料を下げる手だてを失い、大阪府の統一国保はやめるべきだと指摘してまいりました。しかし、熊取町は大阪府に準ずるよう昨年条例改正が提案され、日本共産党議員団以外の賛成で条例改正が可決されました。

この2月に行われた国保運営協議会での審議は、昨年は賦課限度額の諮問が行われていましたが、条例改正され大阪府から提示された金額のみの報告になり、賦課限度額が89万円から93万円に変更されました。また、1月11日に示された大阪府統一国保料率では、医療分の大幅な値上げが行われています。これ以上の負担増は、保険料の滞納者がふえ、受診控えによる重症化など懸念されます。

そこでお伺いします。

1つ目に、大阪府統一となった今、町の努力には限りがあると思われませんが、31年度の激変緩和措置をどのように考えていますか。資料をつけておりますので資料をもとに答弁いただきたいと思います。

それから、2つ目に平成30年度決算の見込みはどうでしょうか。

3つ目に、大阪府に熊取町の意見が反映されていますか。

この3点についてお伺いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険料についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の31年度の激変緩和でございます。

平成30年度からの保険料は、ご存じのように都道府県化により大阪府が示す市町村標準保険料率で賦課することとなっておりますが、この都道府県化により被保険者の保険料負担が急激に増加することがないように、30年から35年の6年間の激変緩和措置が設けられ、30年度は本町においても29年度決算の余剰金を財源とし、町単独の激変緩和を行ったところでございます。

この激変緩和後の平成30年度保険料額を、被保険者夫婦2人で年金所得が100万円という世帯をモデルケースとして比較いたしますと、高いほうから数えまして府内43市町村中30位となっております。同じく、岸和田市以南5市3町中では7位と低くなっておるといような現状でございます。

31年度以降につきましても、大阪府国民健康保険運営方針に定める激変緩和の考え方に従って、国保の基金や前年度の余剰金の範囲内で年度を追って階段状で条例の本則、大阪府市町村標準保険料率に近づいていくこと、これを基本に激変緩和措置を検討してまいります。

なお、平成31年度の保険料率は、岸和田市以南5市3町のうち5市町が大阪府が示す料率を採用するということとなっております。江川議員ご提示いただいております資料6ページのほうになります。保険料率近隣市町村比較31年度予定というところがそうになってございます。本町含め3市町が独自の激変緩和を行う予定というふうになってございます。

続きまして、2点目の平成30年度決算見込みでございますが、平成30年度国保特会の収支は、現時点で歳入で未確定な科目がございまして、平成31年度への繰越金額は現時点で不確定な状況でございます。

最後に、3点目、大阪府に町の意見が反映されているかについてでございますが、平成29年12月に策定された大阪府国民健康保険運営方針に対する意見では、本町から23項目の意見を提出したところでございます。

なお、この法定の意見聴取については、府の回答とともに大阪府のホームページにも公開されており、一部ではございますが本町の意見も踏まえた対応となっておりますところでございます。また昨年12月には、仮係数での標準保険料の試算を受けまして、激変緩和措置等における府繰入金の適正な活用など7項目にわたる要望も大阪府に対して行っております。その結果、本来事業費納付金の算定に算入すべき1号繰入金の激変緩和財源への算入が減少したことや、今後一層の推進が必要であり、本町も積極的に取り組んでおります市町村独自の保健事業に対する普通交付金の交付割合が引き下げられていたものが見直されるなど、本町の要望が反映されておりますので、今後も必要に応じ適時適切に要望等を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、安定的かつ持続可能な医療保険制度とするため努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。3つにわたって答弁いただきました。

大阪府下30位ということと近隣では7位だということですが、そこに激変緩和措置が加わってくるんですね。それは加わった後の金額でしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今ご紹介申し上げましたのは、平成30年度、今年度激変緩和をした結果43団体中30位の、モデルケースで計算した状況を申し上げたところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。今年度ということやから実際に行われた順位であるということですね。同じであるということ、所得が違うんで、その辺で同じ金額ではないですけれども、保険料率としては同じである中での順位であると理解してよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）保険料率も今時点というか、激変緩和期間中は統一の料率、30年度実績でいいますと、大阪府が示した統一料率を採用しているのが10団体、それ以外は何らかの激変緩和を講じております。当然、本町も30年度激変緩和を講じた料率です。それでもって計算した額ということでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ちょっと頭が混乱して、ごめんなさい。了解です。

平成30年度の決算見込みはまだ不確定なので述べられないということと、31年度の激変緩和措置についても今の時点では述べられないということですか。

一応、4ページ、5ページの中には国保運協で示された1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯の表を添付しております。この中で見ていただくと、非常に全体が値上げになりますよね、31年度の保険料は。濃い色のところが10%を超えるところだということで、低所得者のところが非常に厳しいというところがこの表の中で明らかになっているんですが、全体的に上がるということはどうしても住民負担が厳しくなるということなんです。

それで、インセンティブという取り扱いですが、インセンティブを保険料の減額のために使うことはできないとされていますが、それを一旦基金に積み立てれば激変緩和の財源にできるのではないかなと思うんです。そうであれば、ここでここまで言うてしまっているのかちょっとあれなんですけれども、ぜひそのようにして活用していただいて、基金の金額は前回の黒字分を半分以上30年度で充てていますので、そんなにありませんよね、国保の基金は。それを確保することによって保険料を下げる努力をぜひしていただきたいと思うんですが、その辺答弁できるようでしたら。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）江川議員ご提示の資料は運営協議会のほうで示させていただいた資料です。この資料につきましては、30年度の今現在の激変緩和後のいわゆる低く抑えた保険料と大阪府が31年度示した保険料との比較をしたものでございます。したがって、当然のごとく網かけがある部分が多くなってございます。ただ、これに対して我々は、30年度と同程度とはなかなか難しいんですけども、激変緩和を講じて、この色の部分を少しでも縮小するという方向性を考えておるところでございます。ですので、表だけを見ていただいて物すごく上がった、大変やというのは、事実は事実なんですけれども、これは31年度の料率でまだ決まったものではございませんので、大阪府の示している料率で仮に当てはめたときの試算の影響を見ていただくためのものでございます。その点だけちょっとご理解をいただきたいと思います。

今ご指摘のインセンティブが料率に反映できるかどうかということなんですけれども、これは30年度の保険料以降、要は激変緩和期間6年間においては自由に使えるということになっておりますので、当然、そういった財源を全てひっくるめて少しでも激変緩和ということは十分考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

熊取町の意見についても、統一されてから7項目出されたということですね。以前に29項目出して統一されてからは7項目、その中で1号繰り入れですか、財源の部分で減少と言うてはりましたね。それから普通交付税が見直されて、一定ここではちょっと意見が反映されたと理解してよろしいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今回、大阪府の標準料率につきましても、大阪府の激変緩和も当然これは講じるということになっております。ただ、残念ながら熊取町は大阪府の激変緩和はいただけない状態ということで、ただ、激変緩和も財源がある中で大阪府もやりますので、今回大阪府が示した激変緩和の最初の財源規模というのが68億円とかなり大きな額だったんです。それを、1号

繰り入れというのはそもそも保険料とかそういったものを使うための繰入金になっていますので、激変緩和に使うんじゃないなくて本来の用途に使ってくださいよという要望を上げました。その結果、68億円であったものが最終40.5億円というふうに減少になったということでございます。ただ、激変緩和を頂戴できていないのは大阪府内で12団体ございますので、熊取町だけの意見が通ったというわけではないと思いますけれども、うちが挙げた意見も一つ参考にされたのかなというふうに考えております。

単純な話、68億円から40.5億円ということで27.5億円、一般被保険者数が194万3,411人ということでございまして、単純に割りますと1,415円が保険料のほうに財源が回ったというような計算になります。これはもうあくまでも単純な計算で、あれなんですけども。

それと、あともう一点、保健事業独自の交付割合の縮小、これは、もともと保健事業、特定健診だとか今回熊取町でオリジナルでやっております「めざせ！がっちり健幸」とか、ああいった健康を増進する、みんなで健康になりましょうという、そういう事業に充てる経費というのが保険料総額の上限5%と30年度は定められていたんですけれども、やっぱり保険料のほうに少し回したいと、落とすのに回したいということで、最初4.3%まで上限が引き下げられていたんです。それでは困ると、やっぱりこれからはこういった保健事業しっかりやっていくべきだということを申し上げまして、最終、うちと同じようなことを多分要望を上げたところも多かったんだと思います。その結果、5%までは戻らなかったんですけれども、4.7%まで上限が戻ったというような状況になっております。

この2つが、12月末に本町が上げた要望に対して一定答えが出ておるものなのかなと。もちろん熊取町だけの意見というわけではないと思いますけれども、反映はされておるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。何らかのいろんな努力をされているということが今の答弁でわかりました。

統一になって6年後になると、これがまたそういう手だてもできないような状況になりますよね、激変緩和措置ができないと。全国でただ一つ、大阪府は6年後に保険料率を統一するという統一国保に今進んでいます。保険料を引き下げないために一般会計からの法定外繰り入れもさせません。保険者努力支援制度、市町村分のインセンティブも引き下げに使わせないと、6年後はね。それとの矛盾があります。6年間の激変緩和期間を設け、今すぐ統一国保になるわけではありませぬので、いろんな努力をされているということでありますから、ぜひとも熊取町の状況をもっと府に把握していただいて、何らかの手だてをもっとしていただくようによろしく願いしておきます。

それから、平成31年度の町政運営方針の中に、個人消費が持ち直すなど緩やかな回復をと書かれています。厚生労働省が毎月勤労統計の調査を正しく行っていなかったことが大きな問題になっている現状の中、生活が大変苦しくなったと感じている住民が多くおられます。

昨年、ご相談で、入院費が捻出できないとのお話がありました。生活福祉課、社協へご本人と一緒に相談に参りましたが、安心して入院費を貸していただくことができませんでした。とにかく体のことを大事にと入院を促し入院したのですが、重症だったので、すぐ大きな病院へと転院となり、1週間ほどでお亡くなりになりました。入院費がつかれず、受診控えになったことが大きな原因であると思いました。入院してなお入院費について請求する医療機関の体制があり、不安を感じながらお亡くなりになったと思うと、悲痛な思いが込み上げてきます。ご本人はお金に対してきちんとやりくりしておられましたから。

住民の命と健康を守る国民健康保険事業として、これ以上の保険料の値上げはしない、そのためにどうしたらいいか真剣に考え、対応してもらいたいと思います。大阪府のこのようなやり方ではまだ上がっていくと思われまますので、その辺、対策を練っていただくようによろしく願いたいし

ます。

日本共産党は国保対策を提案しています。国の制度として、1兆円の公費負担増で保険料をサラリーマンの健康保険並みに引き下げる。法定外繰り入れは中止、減額せず、独自減免を維持拡充する。国保しかない均等割、平等割の廃止を求めています。こうした中、高過ぎる国保料を引き下げる取り組みが行われ、第3子からの全額免除や子どもについての3割減免など、子どもの均等割減免が独自減免制度として25自治体に広がっています。岩手県宮古市では、2019年度予算案に子どもの均等割の免除が計上されました。全ての子どもの均等割を全額免除する完全免除です。さらに、財源を一般会計からの法定外繰り入れで賄っており、国保特別会計内における子ども以外の被保険者への影響がありません。

宮古市の制度概要ですが、2019年度対象人数は0歳児から高校3年生501世帯836人、予算額と内訳は1,833万円、子どもの均等割減免分1,475万円、システム改修費358万円、均等割額と内訳は2万5,400円、うち医療分が1万9,700円と後期高齢者医療支援分が5,700円です。財源は一般会計からの繰り入れ、ふるさと納税のうち市長お任せ分から充てるといえるものです。ぜひ参考にさせていただきたい。熊取町でも保険料引き下げの対策を前向きに検討されたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、子ども医療費助成の拡充について質問いたします。

4年前、ちょうど中西町政の時代に子ども医療費助成が中学卒業まで引き上げられました。その後、資料にありますように、全国では18歳年度末への拡充が通院では474市町村、入院は511市町村で行われています。熊取町でも18歳年度末までの引き上げを求めます。

1つ目は、1学年引き上げに係る経費は幾らでしょうか。

2つ目に、18歳年度末まで引き上げについて町長の考えはいかがでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、子ども医療費助成制度についてご答弁申し上げます。

1点目の1学年引き上げに係る経費についてでございます。

まず、制度の全体像をごく簡単に申し上げますと、子ども医療費助成制度は福祉医療費助成制度の一つで、ほかに老人医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度があります。大阪府内全ての市町村で4つの福祉医療費助成制度を大阪府の補助基準をもとに実施しておるものでございます。この4つの福祉医療費助成事業の平成31年度当初予算総額は2億9,162万9,000円で、大阪府補助金額は1億508万6,000円、その内訳で子ども医療費助成事業は1億4,576万3,000円で、これに対する大阪府の補助金が3,004万5,000円という状況になってございます。

今回ご質問いただいております子ども医療費助成制度は、大阪府の補助は就学前の児童が対象で保護者の所得にも制限が設けられておりますが、府内全ての市町村でそれぞれ拡充して独自の助成が実施されているもので、ほかの3つの医療費助成制度とは異なっておるものでございます。

本町も、子育て世代の方がより安心して子育てできる環境を整えるため、また転入・定住促進策の一つとして、平成27年度に府内トップクラスの助成制度に拡充し、制度名称も乳幼児等医療費助成制度から子ども医療費助成制度に改称したところでございます。

なお、子ども医療費助成制度を除く3つの助成制度は、先ほど申し上げましたとおり大阪府の補助基準で助成しておりますので、公費負担に係る費用の2分の1を大阪府の補助金で賄っておりますが、子ども医療費助成につきましては大阪府の補助基準を上回って実施しておりますので、その上回る分につきましては満額町負担となっております。その結果、拡充した27年度は例外的に国の補助金で充当できたところもございまして、拡充前と同程度の町負担となっておりますが、それ以降、府の補助金、交付金のみとなりますので、毎年、町単独の負担額が増加しております。平成30年度には1億円を超える見込みで、平成31年度当初予算においても1億1,052万円を計上することとなっております。

また、子ども医療費助成の対象者でございますが、若干減少はしておりますが、それに対して助成件数自体は、拡充後の平成27年度は1カ月当たり5,591件、平成28年度は5,906件、平成29年度は5,959件、平成30年度は6,149件と毎年伸びております。このように助成件数が伸びておりますので、先ほど申し上げました公費負担額も増加しており、さらに府補助金は逆に年々減っております。平成27年度に新たに創設された新子育て交付金は、拡充後5年を経過する32年度からは20%、約300万円減少し、今後も町単独財源での助成額がさらに増加していく見込みとなっております。

ここで、ご質問の1学年引き上げに係る経費でございますが、年間約800万円の推計をしております。18歳まで拡充した場合は年間約2,400万円の増額、さらに、それに加えて平成32年度からは府の新子育て交付金が減額となることで、年間約300万円の町負担が増加することとなります。合わせまして約2,700万円の町負担の増額となります。現在でも1億円を超える町負担がさらにふえていくというものでございます。

次に、2点目の18歳年度末までの引き上げへの町長の考え方についてでございます。

本町は、早期に平成27年度から中学校卒業までの助成制度に拡充しております。現在におきましても、本町と同じ中学校卒業までを助成対象としておりますのが34団体と最も多くなっております。全国の市町村でも同じ状況でございます。現在、府内で8市町が18歳年度末まで拡充しておりますことは承知しておりますが、冒頭ご案内いたしましたとおり、多額の町単独経費が必要となっている中、今後もこの大切な子ども医療費助成制度を所得制限などを設けるなど後退させることなく維持継続していくためにも、安定した財源を確保するため、国、都道府県の制度として補助制度の創設や拡充を要望するとともに、府内市町村や全国市町村の動向にも注視しながら、18歳年度末までの対象年齢の拡大につきましては引き続き慎重に検討してまいります。ご理解いただきますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

大阪府の新子育て支援交付税が下がるということで、財源がもっと現状でも厳しくなるという状況は理解しました。でも、近隣の中で田尻町がもう18歳まで達しているところでは、やはり子育て支援のまちとしてはそこは何とか前向きに思うんですが、補助制度の拡充がほかのところで財源として確保できるようになれば、すぐにも拡充してもらいたいと思います。状況はよくわかりました。

やはり熊取町は子育て支援のまちということで、そこはいち早く実現するように取り組んでいただきたいと思います。

残り時間がもう限られてきています。初めにご紹介したダブル選挙に関する記事について、町長のお考えがありましたらどうぞよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）長々と貴重なご提言をありがたく拝聴させていただきました。

日本の国は、戦後、敗戦の中で貧しかった日本国民を一刻も早く豊かなそういった生活へ持っていくというふうな考えのもとに、所得倍増計画というふうなものがありましたけれども、本当に高度経済成長を目標に物質的な豊かさを求めた、そういった時代もあったわけですが、並行して心の豊かさを求めた人たちもいました。その中で、高度経済成長が進むにつれて社会全体が豊かになってくる。豊かになってくる中で心の豊かさを提言したものの、その豊かさに心の豊かさを求めたそういった人たちの考えが埋没してしまったというのが日本の今の現状を映しているのではないかなと、私はそんなふうに思っております。

今どうですか。あおり運転、マナーの悪い、いろんな問題が新聞紙上をにぎわしています。こういった社会の中であって、我々は何をどうすれば、どういうふうな行動を行えばいいのか、そういったことも町政の中にかいに入れ込んでいけるのかなというふうな思いでこの3年間私なりに町政運営を担わせてきてもらったつもりなんですけれども、いろんな人がいます。やはり私の思ってい

ることが当たっているかなと思います。日本人はやっぱちょっとおかしくなっています。フェイクニュースとかなんとか人のあらばかりを見つけて、それは間違っている、正しくない、そんなことを言っている場合ではないという今の日本の本質を皆さん方はもっと声を上げてほしいなと思います。今の社会状況どうですか。親が子どもを殺す、子が親を殺す、人格・マナー全くなし、この今の時代をよくよく考えていただきたいと思います。

その中であって政治も、ある政党の政治が悪いとかそういったことを言っているんじゃないで、自分自身がどう行動すればこの世の中が変わっていくやと、そういったものを考えながら議会の中で発言していただきたいなと、私は今、江川議員の発言を聞いていてそんなふうに強く思いました。

覚悟を持ってやっている人間を見られない、毎日新聞ですか、なかなかの新聞社だと思います。今までの日本の政治が反映されたのが一つの毎日新聞ではないかなというふうに思います。それをこの場で発表する、そういった江川議員の態度にも少し疑問を感じる次第であります。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）これで私の会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、江川議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（「11時47分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新守クラブを代表して、佐古議員。

11番（佐古員規君）それでは、議長のお許しを得ましたので、新守クラブを代表して会派代表質問をさせていただきます。

今回の私のテーマは大きく3つございます。運動・スポーツによるまちづくりについてと学校教育について、そしてまちづくりについてということでございます。

まず、1点目の運動・スポーツによるまちづくりについてご質問させていただきます。

都市化による空き地などの遊び場の減少、少子化による遊び仲間の減少、交通事故や誘拐等の犯罪の多発、塾や習い事による子どもの生活時間の変化、テレビゲームやコンピューターゲームなどの子どもの遊び場の変化等、子どもを取り巻く社会環境に大きな変化が生じ、子どもが思い切り体を動かす遊ぶ機会は減少の一途をたどっています。その結果、小学校入学前から動作発達や運動能力に低下が見られ、小学生から高校生に至る発育期における体力、運動能力の発達が悪化し、全年齢にわたって子どもの体力、運動能力は低下していることや、小児肥満、それから姿勢異常の増加などが確認されております。このような中で、本町がどのように取り組んでいくかについて問うてみたいと思います。

まず、1点目、スポーツ離れの子どもへの対応についてお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、佐古議員のスポーツ離れの子どもへの対応についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、都市化により空き地などの遊び場や遊び仲間の減少、塾や習い事による生活時間の変化、スマホ・ゲーム等の普及など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの体力低下等が課題となっております。このような状況に対して学校におきましては、子どもたちが体を動かす機会を増加させ、運動に親しみ、楽しいと感じることができるよう工夫を行っております。

例えば、持久走では、カードを作成し、体育の授業以外の特別活動や休憩時間、体育集会などに

走った分だけ色を塗り、自分やクラスの頑張りがわかるように工夫しております。これにより、得意な子どもも苦手な子どもも自分のペースで取り組むことができいております。縄跳びでは、個人だけではなく、異年齢集団で競いながら飛ぶ喜びを味わうことができる記録会や縄跳び大会を実施しております。また、基礎的なボール運動の定着を図るため、各学級にドッジボールやサッカーボール、ドッジビー等を配付し、休み時間等にボールになれ親しむ機会をふやす取り組みをしている学校もあります。

このように各学校では工夫を凝らした取り組みを進めておりますが、子どもの運動機会の増加や体力向上には日ごろの生活のありようが影響を及ぼします。休日や放課後等の時間帯の過ごし方の工夫や、学校で経験したことを日ごろから実践できるように、学校、家庭、地域が連携することが必要です。

今後とも子どもが運動に親しむ機会がふえるような学校環境づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）まず、子どもがスポーツ離れをしているという原因、いろいろあると思います。その辺について教育委員会としてはどのようにお考えか、感じておられるかをお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ご答弁の冒頭でも申し上げましたとおり、また議員のほうもご指摘しておられますように、例えば子どもの日ごろの生活の仕方等、ありよう等が大きく変わっている。特にゲームに費やす時間が非常に多くなっている。また、スマホの普及により低年齢層もスマホを持つようになり、スマホを扱う時間がふえてしまっている。その結果、子どもたちが体を動かすであるとか友達と外で遊ぶ機会がやっぱり減少しているというのが一つ大きな原因ではなかろうかと。

そういったところに関しては、各学校のほうで例えばスマホの使い方、あるいは時間の過ごし方等については指導をしっかりとさせていただいておるところではございますが、当然ながらこれは家庭や地域での生活にも関係してまいりますので、やっぱり保護者への啓発等もしっかり今後も行っていかなければならないというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）先ほど吉田統括のほうからありましたように、やっぱり家庭も協力しないといけないというのはもうこれ、重々ご承知のことかなというふうに思います。今、子どもたちが習い事している割合でいくと、小学生で全体で81%、3人に1人が水泳を習っていると。これはちょっと、2016年なんて古いデータかもしれませんが。身につけたいスキルのトップとしては英語とか英語会話というのが42%ありますということで、男の子については水泳教室、野球やサッカー等となっています。女の子については、ピアノ、音楽教室というのが1位、それから7位にはダンスとかそういったものも入ってございます。

大きくスポーツ離れしている原因というのは、家庭環境というのものもあるかもしれません。ゲームやスマホの時間がふえました。それから外で遊べる場所が減った、これも大変重要なファクターかなというふうに考えています。子どもの行動を禁止してしまう、そういったことによって、要はこんなスポーツをしたらあかんとかそこで走ったらあかんとか、ここは危ないから遊んだらあかんよという、そういう子どもが遊ぼうとする行動を禁止してしまう、こういった原因というのが背景にあるのではないかなというふうに感じております。

今回質問させていただく背景には、やはり子どもたちのスポーツに携わるスポーツ人口というか、それが年々減ってきておって、中学生になると極端に減って、特に女子生徒なんかでいきましたらかなり少なくなっているというのが現状でありまして、それをいかに改善できるヒントはないかなということで今回ご質問させていただいております。

まず、2つ目のところでありました外で遊べる場所が減ったということで、これ、熊取町では都市公園で野球とかボール遊びを禁止している公園が多うございます。そういった中で何かスポーツできる整備というのをお考えかどうか、その辺についてお聞きしたいなと思います。これは都市整備部になるのか、どうでしょう、教育委員会になるのか、要はスポーツできる環境に即した都市公園のあり方とか、そういったものをどう考えているのかなというのを聞きたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 都市公園ということなので私のほうからお答えさせていただきますけれども、今スポーツができるというのは、都市公園としては中央公園のみでございます。そのほかにつきましては、やはり私どもの公園というのは住宅開発に伴いましてたくさんつくられてございます。それが都市公園という位置づけになってございます。ですから、100平方メートル程度の公園からちょっと規模の大きい公園までということで、3,000平方メートル以上の開発があればそれに見合う公園を設置するというところで、なかなか野球とかできるような公園というのは少うございます。ある程度の大きさがございまして、やはり近隣に住宅が建ち並んでおりますので、なかなかそれらを利用した公園というのは難しゅうございますけれども、今後、公園のあり方というところをまた見直す必要もございます。

少子高齢化の時代にも入ってきてございます。それらも含めまして今後、その地域地域に見合うような公園の設備を改修時にやっていく必要もございますので、その辺は今後、町なかの公園整備計画等を策定しまして、方向性もつけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 以前に都市公園のあり方で、お年寄りも来ていただけるような遊具の開発であったりとかそういうのを設置していただいたかと思います。そんな中でやっぱり子どもたちが公園で遊ぶということは、今でこそ遊具はどんどん減ってきております。指を切ったであったりとかそういったので楽しい遊具というのがだんだん減ってきています。そんな中で、子どもたちが公園で遊ぶということに対する考え方というのを、一度、お年寄りと一緒に遊べるという考え方でも結構かと思えます。そういった意味で、大人から一緒に公園などで外遊びをして体を動かす楽しさを子どもに伝える、これが一番大事かと思っています。ですから、大人も一緒に遊べるような町なかの公園づくりというのを一度考えてみてはいかがかというふうに考えております。

ぜひ、遊具の更新とかありましたら、そんな大層なものはいらないと思います。簡単にジョギングできるようなスペースであってもいいですし、体幹を鍛えるような何かそういったものの遊具的なものがあったらいいかと思えます。そういったものをぜひ検討していただきたいというふうに考えております。その辺について要望したいんですが、いかがでしょう。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） まちなか公園につきましては、今後どういう形で改修していくかというところにつきまして水とみどり課のほうで今現在議論しているところでございます。やはり少子高齢化がどんどん迫っている中、地域地域によりまして、新しい開発でしたらお子さんがたくさんおられます。古い開発でしたらお年寄りの方々がたくさんおられると、そういう特性を生かして、その特性特性に合わせた公園づくりというのが必要かなと考えてございます。

これまでもそうなんですけれども、今後も地域地域でいろんなご意見をいただいた中で、公園の改修をするときにはその特性を生かした公園づくりをやっていきたいと。これまででしたらブランコと滑り台と鉄棒というような3つの遊具がどこの公園もあったんですけれども、そうではなくて、その地域地域のご意見を聞いて、地域に適応する公園と申しますか、そのような公園を今後つくっていききたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、その辺についてもご要望をお聞きいただいで取り組んでいただきたいと思ひます。

片や学校のほうについてちょっとお聞きしたいんですが、学校の校庭の中に昔はよく雲梯というのがありました。あれなんかでも体幹を鍛えるとか体づくりには結構有効であったというふうにかけておりますけれども、あれがだんだんなくなってきてございます。そんな背景で、またそういった研究というか、学校内への遊具に対する今後の取り組み、何かございましたらお聞かせいただきたいなというふうにかけています。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学校に設置しております遊具につきましては、当然ながら子どもたちがその遊具を使って遊ぶ、結果的には子どもの体力向上につながるという意味では大切なものなのかなと思っております。

ただ、一方でけが等そういったところもないような形でどういうふうには整備していけるかということもあわせて考えていかなければならないことだと思っておりますので、そのあたりも含めて、遊具の管理あるいは設置等については今後しっかりと考えてまいりたいなというふうには思っているところがございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。これはもう家庭も学校も地域も一体となって取り組みしていただけるように持っていきたいなというふうにかけておりますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

続いて、先ほどもちょっと言わせていただきました女子中学生の2割がスポーツ嫌いという現実がございます。それについて今度、新学習指導要領のほうでは、小・中学校の体育に対して嫌いというのを好きに変えるためにというように改訂されたというふうには聞き及んでおりますけれども、どういった中身なんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、新しい指導要領の中で体育、ほかの教科もそうなんですけれども、一つは子どもたちが興味を持って例えば運動できる、授業に参加できるというところ、そこを中心に取り組みを進めていくというふうなことになっております。ですから、授業の仕方、いわゆる学習指導要領に示されている内容、それを受けて学校のほうが運動が得意な子も苦手な子も参加しながら、自分がこんなことができたとか、こんなふうに友達と一緒に取り組むことによってシュートが入られた、得点がとれたといったような、子どもに達成感や喜びを味わえるような授業づくりをしていくというところが一番大きなポイントだというふうには思っています。

ですから、そういったところで、当然各学校のほうでも新しい学習指導要領に向けて授業づくりであるとか、そういったところを中心にかけていこうというのがこれからの授業づくりのあり方であろうというふうにかけておりますので、そういったところをしっかりと教育委員会としても各学校、教職員に研修でありますとか啓発をする中で、取り組みを進めてまいりたいというふうには思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

ちょっと文献を見させていただきましたら、これまでの学校教育というのは技能の指導が重視された時期もありましたので、そういう中で向き不向きによって技能的にできる子とできない子が生まれて、できない子はやっぱり苦手意識、劣等感を感じ、スポーツから離れてしまったという経緯がございます。

そして、今回の新たな学習指導要領の中には、従来よりも多様なスポーツの楽しみ方を共有するという指針が明文化されました。つまり、できる、できないだけではないスポーツの楽しみ方を子どもたちに感じてもらうことの大切さ、また、運動が苦手や意欲が低い児童にも配慮した指導のあ

り方、授業の改善方法が示されたのですと書かれています。

もう一つのポイントとしてこの中で書かれているのは、スポーツということに対する「する・みる・支える」というだけではなく、「知る」ということが追加されたということです。「知る」というのはどういうことかという、どういうスポーツ、例えばルールにしたってそうです。前回、私の知り合いで、会議の中でですけれども、例えばテニスの点のつけ方、いきなり点が15点になって、次30点になって40点になって、次にAというのがついていると。どういうことやねんというので、ルールが余りわかってなくてどうやって楽しんだらいいんやろうということをおっしゃられていた方がいらっしゃいました。そんな中で、子どもたちは特にそうだと思います。どういうふうなスポーツの楽しみ方があるのかという「知る」ということ、そういったことに重点を置かれるということです、その辺についてもしっかりと研究をしていただけたらなというふうに感じております。

スポーツが嫌いになってしまう理由というのが幾つかございますけれども、特に、スポーツに競争が生まれたからであったり、スポーツができる人への劣等感というのが往々にしてございます。そんな中で、子どもたちにスポーツに対する苦手意識をなくすために、実は親ができることと書かれているんですけれども、これは大人ができること、親ができることと解釈してもいいかなと思います。特に親ができることは、スポーツをしている子どもを褒める、それから親も一緒に体を動かす、無理にスポーツの習い事をさせない、スポーツ観戦をする、スポーツで頑張っている過程を大切にすること、これは親でもできますよということを述べられております。ですから、そういったのを補助できるような学校の体制と、それから町の施設の整備、そういったものをしっかり考えていただけたら、体を動かす、要はスポーツは苦手やけれど体を動かすのが好きな人というのはもっとふえてくるのではないかなというふうに感じております。

ですから、そういった中で本町が教育委員会でやれること、それから、例えば今みたいに公園整備でやれること、そういったのを統合して、やっぱり縦割りで考えるのではなくてトータルで考えられるような、そういう組織づくりを目指していただきたいというふうに考えています。

それは質問になっていないんですけれども、今度の4月からは組織編成があります。ぜひ、そういった縦割りでなくて横との連携がとれるような、そういった柔軟に行動のできる組織づくりを考えていただきたいと思います。総務部長、その辺いかがでしょう。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） これまでも同じような質問の中で答えさせていただいてございます。今、議員がおっしゃったように、それぞれの世代に合った細かなことはそれぞれの原課が一番よくわかっているんですが、やっぱり主になって展開していくこともいいですし、ただ、子どもから高齢者まで一体的な施策を行う場合、しっかりとおっしゃっていたように連携を図ることが大事だと思います。ですので、これは今後も同じなんですけれども、スポーツを軸にした事業を展開していく中では、業務量なども十分考慮して、何が一番いいのか、体制も含めて今後も検討は引き続きやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） ありがとうございます。ぜひその辺、柔軟にいろんな部署の考えをまとめるような感じで、横串で行動できる組織づくりに期待したいと思います。

では、2つ目のDASHプロジェクトの一環で、これは大阪体育大学と熊取町とのコラボでやっておりますDASHプロジェクトがございますけれども、その一環の中で、低年齢児でスポーツの適性テスト等が行えないかという質問についてご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） それでは、ご質問の2点目、低年齢児のスポーツ適性テスト等について答弁申し上げます。

スポーツの適性テストにつきましては、まず子どもの運動能力の測定、分析、アドバイス、そしてその結果、テストを受けた子どもに合ったスポーツ種目の発見、示唆等を目的とするものとして、民間事業者における実施事例が散見されます。また、行政の取り組み事例といたしまして、和歌山県が2006年からゴールデンキッズ発掘プロジェクトを実施しています。このプロジェクトでは、小学校3年生と4年生を対象として、スポーツにすぐれた素質を持った県内の人材を発掘し、高いレベルで活躍できるアスリートの育成を目指しているもので、2015年のわかやま国体では、和歌山県の総合優勝やゴールデンキッズの修了生から多数の入賞者が出るといった成果にもつながったと聞き及んでおります。

ご指摘のDASHプロジェクトの大阪体育大学の目標においても、次代のスポーツ界を担う高度専門人材の育成・輩出を目指すと掲げられており、本町としても、同大学が立地しているという優位性やその専門的な知見を積極的に活用したスポーツによるまちづくりを進めていくことは重要であると考えております。

本町としては、まずは子どもたちが楽しめるスポーツ教室やイベントの開催により、スポーツ活動のきっかけとなる機会の充実を図りつつ、スポーツ適性テストをそういった機会の一つとして捉え、テスト結果の分析、活用や子どもたちへのフォローアップなどについて、専門的知見を持つ同大学との連携の方策等を調査、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 適性テストを行うという目的は大きく2つに分けられるかなと思います。早い段階からアスリートに向けた取り組みをするというのが一つかもしれません。もう一つは、その子が持つ素晴らしい能力というのをいかに発掘するかという、その要は科学的に見ていただけというのが一番の狙いかなというふうに感じております。

私がここで質問しているのは、もちろんアスリートになるべく早く、あなたは体がやわらかいから体操の選手に向いていますよとか敏捷性がどうか、足が速いから野球選手、サッカー選手はどうかとか、あるかもしれません。そういったものも含めてですけれども、適性テストでどういったことを見ていただきたいかという、例えば、子どもの要は筋線維というのがありまして、筋肉です。これは速筋と遅筋とありまして、要はそれがすぐれているかすぐれていないかというのは、ある程度遺伝によるものもあるかもしれませんが、その子の持っている特質であります。

そんな中で、例えば速筋タイプであれば空手、柔道であったりハンマー投げであったりとかマラソンとか、そういったものが適されていますよとか、野球もそうですよね。そういったものが、いろいろ筋肉の使い方に応じたスポーツがこれだけありますよというのが若い段階で、要は小学生の段階で発見できれば、親も、とにかくみんなと一緒に例えば野球を習わせる、サッカーを習わせる、なぜうちの子だけがでけへんのかなとか、そういったのを子どもにもっと頑張りなさいというふうにどんどん押しつけてしまう嫌いがありますので、そういったのではなくて、やはりその子に応じたスポーツを適正に判断してそれを進めることで、その子はもっと伸びる可能性のある体の使い方であったりとかそういったものを指導できるような、そういったものがないかなというふうなものでこの質問をさせていただいています。

大学生を小学校へ派遣するというのは町政運営の中にも書かれていたかなと思いますけれども、どんな感じでDASHプロジェクトが小学校の体育の授業等にかかわっていくのか、お聞かせ願えたらと思います。

議長（坂上巳生男君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） DASHプロジェクトで推進している事業の中で今現在のところ小学校に大学生を派遣してとり行うといった事業については、今回運営方針でも触れておりませんので、ここは引き続き現在では検討している段階にありまして、後ほどまた出てきようかと……。中学校のほうのクラブに関連する事業については、具体的に実施に向いているということでご理解

いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）中学校のほうのということで書かれていたんですね。

そしたら、小学生のほうへの加入というのは今考えていないということですが、今後、それも視野に入れた検討はされているのかどうか、その辺についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）検討していないということではないんですが、さまざまな条件等について現在整理しているところでもございまして、議員のただいまご指摘いただいた適性テストという部分に関しましては、これはこれからの検討課題になりますけれども、現在でもいわゆる運動能力のテストというものは一定、学校現場で行われている部分でもございましょうし、そういったところに、これは本当にこれからの部分ではございますけれども、DASHプロジェクト等を今後も進めていく中で、まさに体育大学におかれてはそういう分野について専門的な知識をお持ちなわけですから、何かそういうところをうまく活用して、従来のテストから一歩進めたようなところができる余地があるのかということについては、今後も前向きに進めていく中では検討してまいりたいなと思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ、子ども目線というか、親目線に立ってうまく活用していただきたいというふうに思います。

適性テストの中では、今、筋線維、筋肉の性質について申し上げましたけれども、これは身長についてもそうです。それから性格についても大事なファクターになってきていまして、それに合う合わないというのもあります。決してこれは区別するためにするのではなくて、その子の適性に合ったアドバイスができるような、そんな仕組みをぜひ構築していただきたいなど。だから、何でもかんでも、とにかく足が遅いからだめやというのではなくて、足が遅くても力があれば力がある方向に向かうであったりとか、いろんなその子の持ついいものを引き出せるようなそういうテスト的なもの、要は診断テストとかいうのがあればなというふうに感じておりましたので、ご質問させていただきました。ぜひこれも検討していただけたらと思います。

そんな中で、運動というのはやっぱり運動神経をよくするために、いろんな親御さんは苦勞してスポーツクラブに通わせたりとかするわけですが、やっぱり大人が間違った知識を持っている可能性も大です。ですから、そういった意味で、運動神経をよくするにはこうしたほうがいいですよとかいうアドバイスが、せっかく大阪体育大学とのDASHプロジェクトがあるんで、そういったのを早い段階から取り入れていただきたいというのが切な要望になります。ですから、もちろん中学校のクラブに派遣していただく、まずはそこからかもしれませんが、ぜひそれも検討していただきたいなど。要は、運動神経をよくするためにはまず楽しむこと、鬼ごっことかこういったのもかなり効果がありますということも書かれていました。

それでは、もう次へ進みたいと思います。

3つ目の中学校の部活への大学生の外部指導者派遣について、具体的にどのように行っていく予定か、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、佐古議員の運動・スポーツによるまちづくりの3つ目の質問についてご答弁申し上げます。

本町においては、平成15年度から地域の住民や学生を外部指導者として派遣する中学校部活動支援事業を実施しておりますが、加えて2019年度より、大阪体育大学と連携したDASHプロジェクトとして、中学校部活動スポーツ指導者派遣事業を新しくスタートさせてまいります。

内容につきましては、大学のクラブに所属する学生を中学校のクラブに派遣し、技術の指導を初め、安全・障害予防や用具・施設の点検や管理等、顧問の補助を行うというものでございます。ま

た、学生は前もって6時間程度の講座を大学で受講し、基礎的な知識を身につけた上で部活動指導に当たることとなります。

中学校にとりましては、部活動指導に必要な基礎的な知識のある学生が大学のクラブから責任を持って派遣されるということで、安定したサポートを定期的かつ長期的に受けることができるようになります。さらに、会議等で部活動指導ができないときにサポートを得られることも利点の一つであると考えております。派遣するクラブにつきましては、未経験の顧問や大人数のクラブ等、ニーズの高いクラブをまずは予定しております。

以上のことから、この事業につきましては、教職員の負担軽減及び生徒の安全確保及び技術の向上につながる取り組みであると捉えております。

今後も、教職員の負担軽減及び部活動の質の向上を目指し、大阪体育大学と連携した取り組みを充実させるとともに、部活動を通して生徒が技術の向上及び人間的に成長できるような部活動を進めていく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）スポーツ庁が中学校の運動部の活動時間について、平均2時間、土日は3時間以内とし、週2日以上のお休みを設ける指針案を公表しております。そんな中で熊取町が部活に対してどのように考えているか、要は競技性なのか調和性なのか、その辺についてお考えを聞けたらと思うんです。それはクラブによっても違うかもしれませんけど。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それにつきましては、今、佐古議員が最後にお話しいただいたクラブによっても変わってくる部分ではないのかなと思っています。ただ、学校の教育活動の中で行うクラブ活動となりますと、やはり子どもたちの関係性であるとか子ども自身が体験して何かなし遂げた喜びを得るものであるというふうな、これはもう間違いないと思っておりますので、当然競技性もありますが、やっぱりその辺のところを重視したクラブ活動でありたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）私もそのように望んでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、運動の苦手な生徒、特に女子に多いかもしれませんが、そういったクラブにも入っていないような女子生徒もしくは男子生徒もそうですけれども、そういう方に対する対応というか、そういったのは何かやっておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学校教育活動の中でそういった子どもたちに運動の機会を与えるというのは体育の授業になってくるのかなというふうに思っています。ですから、先ほど新しい学習指導要領の中でうたわれておりました、苦手な子も得意な子も楽しく体を動かす、あるいは体育に親しむという経験をする。

従前、運動のすごく苦手であった子が、中学校で学んだ体育の授業の内容で非常に興味を持って、高校で部活に入って頑張ったというような話もたくさんございますので、やはり学校の体育というのは子どもたちが楽しみ、それから経験する中で自信を持ち、やってみたいなという気持ちを起こさせるということ、ここが何よりも重要なのかなというふうに思っております。そういった形で体育の授業等を中心に、あるいは学校の行事の中でスポーツの行事もたくさんございますので、そういったものをきっかけとして親しめるような子どもづくりをしていきたいなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これは例なんですけれども、ゆる部活というのをお聞きになったことはございますか。要するに運動の苦手な子がスポーツ、要はクラブに入ろうとすると、必ず決まった時間に行っ

てクラブをしないといけません。そうではなくて、ゆる部活というのは、例えばヨガであったり体幹トレーニングであったり、これが月に数回、そういう専門の指導者にお越しいただいてボクササイズをしたりであったりとかヨガで汗をかくとか、要は競争ではない、もっと体づくりをしましょうとか、そういった楽しむだけのためというか、それ以上の目的もちろんあるんですけど、そういったことを取り入れた学校がございます。これは高校で始めていたんですけども、ぜひ中学校でも一度そういったゆるい部活というのを始めてもどうかと思います。

例えば、文化部に所属していて軽音部で楽器を演奏しています、だけどころいったちょっと何かスポーツもしてみたいなという子が月に1回とか2回であればぱっと参加できるであったりとか、それも1時間以内とか、練習時間は1時間とかそういうふうに限られているので、それがいかに運動好きになるかというのはもちろんあるんでしょうけれど、少なくとも運動に携わるという意味では、何もしないよりは絶対にそれは効果があるのではないかなというふうに考えていますので、ぜひこれも、ゆる部活という呼び方がいいのかどうかわかりませんが、そういったのも検討いただきたいなと思います。その辺についてはどんな感じで感想をお持ちでしょう。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それにつきましては、当然学校の教育活動の中で行うということで、どんなふうに行われていて、例えばそれに参加した子どもたちがどう感じて、あるいはそれを実施している先生方がどのような思いでされているかということについても研究していきたいなというふうに思っております。その中で、それが実際にできるものなのかどうかということも含めて考えていければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

そしたら、もう次の質問にいきます。

4つ目の健康・スポーツのまち都市宣言の検討についてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、ご質問の4点目、健康・スポーツのまち都市宣言の検討について答弁申し上げます。

本町では、全国からさまざまな大会の会場として利用いただいている町立総合体育館ひまわりドームを初め、公立の全小・中学校8校にプールを整備し、公立の中学校全3校に武道館を設けるなど、早くから環境を整えスポーツ振興に取り組んできたところでございます。

また、本町は、熊取町第4次総合計画において、子どもから高齢者まで、みんなが生き生きと運動・スポーツを楽しみながら、元気で活動的に過ごすまちの姿を目指しており、こうしたまちづくりを進めるに当たっては、本町が3大学と1研究所を有する府内有数の学園文化都市であり、中でも大阪体育大学、関西医療大学が立地するという優位性を生かし、大学が持つ健康・スポーツに係る専門的な知識やノウハウを活用していくことを想定しております。

このような中、人口減少社会の到来を迎え、住民の健康増進及び町の活性化を図るため、平成30年3月に本町と大阪体育大学との間でDASHプロジェクトに関する協働協定を締結したところで、同プロジェクトに基づく健康・スポーツに係る各事業を適宜推進しているところでございます。

加えて、議員から昨年12月議会で提案いただきましたスポーツ大使につきまして、既存の大使を整理し、本町の知名度向上を目的に新たな枠組みとしてくまとり親善大使制度を創設し、その一つとして、スポーツ分野で活躍するスポーツ選手をくまとりスポーツ大使としてご協力いただくべく制度を整えるとともに、スポーツコミッションにつきましても、スポーツを生かしたまちづくりや地域活性化にかかわるさまざまな活動を行うことを目的に、スポーツ関係団体、商工会、大学などと連携し、その立ち上げや活動を支援してまいる所存です。

ご質問の健康・スポーツのまち都市宣言につきましては、ただいま申し上げたようなさまざまな取り組みを通じ、住民がいつでもどこでも誰でも気軽にスポーツに親しみ、そうすることで健康に

生活していただけるような本町のまちづくりの方向性をさらに明確に発信、アピールしていく取り組みの一つとして、総合的に検討してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）まずもって、スポーツ大使の件についてはお礼申し上げたいと思います。大変なご尽力をいただきましたことで、ようやくスポーツ大使ということが任命されるまで来ました。今度は、またそれもどんどん発展させていただいて、より熊取町がアピールできる、そういった場づくりに活用していただけたらというふうに考えています。

スポーツ都市宣言というのですけれども、これ、実は泉佐野市は去年の3月に議会で承認されまして、一応スポーツ都市宣言というのをやっております。これのメリットは皆さん同じようだと思います。要はスポーツ都市宣言をすることによって住民各位のスポーツへのモチベーションを高める効果であったりとか、スポーツを通じた健康づくりのきっかけづくりとか、それからさまざまな交流といった目標があります。そういう健康づくりの一助に熊取町はこういうふうにスポーツ・健康の都市を目指していますよというのを推進していますということをおアピールすることで、町内外を問わず、広くスポーツに何か力を入れているまちやな、健康に留意しているまちやなということがアピールできるのではないかなと。それがひいては転入促進につながる可能性も大です。

ですから、せっかく大阪体育大学とか関西医療大学、観光大学もごございます。ですから、そういった優位性を武器にぜひそういった取り組みを進めていただきたいなというふうに感じております。せっかくスポーツ大使であったりそういったことをやっております。それから、地域スポーツコミッションへの支援もしていただくということで町政運営の中にも書いていただきました。ですから、町民も行政も一体となってスポーツを切り口にまちの活性化を推進したいというふうに考えていますので、ぜひ部署を問わず皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

その中で一つ、例えば、第4次総合計画で書かれていますように、誰もがいつでも生き生きと活躍できるまちを目指し、10年後のまちの姿、「子どもから高齢者まで、みんながいきいきと運動・スポーツを楽しみながら、元気で活動的に過ごしています」ということを掲げてございますけれども、それに対してのスポーツコミッションというのを今一生懸命皆さんでやっております。そういった期待値ですか、そういったのは何かありましたらお聞かせ願いたいなと。これは企画部でお願いたいかなと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）スポーツコミッションにつきましては、今現在、民間のスポーツの主な3つの団体を中心になりまして、そこに大阪体育大学であったりとかうちの生涯学習推進課も入らせていただいてその立ち上げに向けて鋭意進めているというところで、これはスポーツ庁が進めますスポーツコミッションの目標数値あるいはスポーツコミッションの求める最終的にスポーツによる地域活性化、地域スポーツの活性化の促進を図っていくというような、そういったところにつながっていくということで、行政といたしましてもこの活動につきましては、先ほど議員からご紹介いただきました第4次総合計画に掲げるまちの将来像、そこにつながる一つの大きなスポーツ団体の核になるものというふうに考えておりますので、町全体といたしましてもこの取り組みについてはしっかりと応援してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）私のほうからも申し上げたいと思うんですが、スポーツコミッション立ち上げに際して、これは佐古議員を初めご指摘いただいていた部分でございますけれども、スポーツ関係団体の横の連携というのは今まで、ある意味それほどきっちりとした枠組みというのはなかったということ、あわせて今回、明松のほうからも申し上げましたけれども、スポーツのみならず商工関係、いろいろ民間事業者も入って、スポーツだけじゃないいろんな分野からの情報で

あったりアイデアをいただけるような枠組みができたということで、さらにスポーツを通じた健康づくりももちろんですが、いわゆるまちおこしといいますか、まちの活性化、商業的な部分も含めて何か元気づけられるような方向に取り組んでいければというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もう全然時間がなくなってきたので、簡潔に要望だけ一つ言っておきます。

今、企画部に聞かせていただいた理由というのが、これを立ち上げるに向けてぜひ、そういった要はスポーツ振興とか健康推進とかいうようなプロジェクトチームを立ち上げていただきたいなということをお願いして向こうに振らせていただきました。これはもう要望で結構です。

大きな2つ目に次、いかせていただきます。

学校教育についてで、先ほども矢野議員の質問にもありましたとおりで、ご答弁だけよろしくお願ひしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、佐古議員の学校教育についてのご質問にご答弁申し上げます。

1つ目、小学校プログラミング教育必修化への対応についてでございますが、議員ご指摘のとおり、2020年度から実施される次期学習指導要領において、小学校でプログラミング教育を実施することとなっております。プログラミング教育は、「コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」であると次期学習指導要領に記載されているところであり、小学生にそのような論理的思考力を身につけるための授業を各教科等において行っていく必要があると認識しております。

教育委員会としましては、2020年度から実施に向けて具体的な授業の進め方や授業実践事例等のプログラミング教育に係る情報提供や、教職員対象の研修会を進めてまいります。また、環境整備としましては、児童1人1台のパソコンを使い学習できるよう、2020年度の授業開始にあわせて小学校のコンピューター教室のパソコンを現状の20台から40台に増設する予定としております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もう2つ目、3つ目についてもお願いしていいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2点目の教職員への研修等についてでございますが、本年度7月に熊取交流センター煉瓦館にてロボットプログラミング体験会を実施いたしました。

2019年度には次期学習指導要領に準拠した教科書の内容が明らかになってまいりますので、各教科等においてどのような授業を行うか等を具体的に検討してまいります。また、他市町村の実践や収集した情報等を活用しながら計画的に研修会を行ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして3点目、スマホの持ち込みについてご答弁申し上げます。

議員の皆様もご存じのとおり、平成30年6月の大阪府北部地震の発生を機に、大阪府教育委員会において携帯電話やスマホの学校への持ち込みについて検討が行われ、先日、小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの素案が示されました。3月中には策定されるとの情報がございます。

本町におきましては現在、原則的に携帯電話・スマホ等の持ち込みを禁止しております。今後は、大阪府教育委員会から示される小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの内容を精査し、近隣市町と情報交換を行いながら、本町の実態に即した方針を策定していく予定ですので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

もうかいつまんで、まず、プログラミング必修化に向けて20台から40台にということですが、ぜひこれ、普通のパソコンというのはもう今後はだんだん使わなくなってくる可能性があります。ですから、それをぜひタブレットPC、要はタブレットでタッチパッドを使ってやるような、そういったものに置きかえていただけないかなという要望をしたいなと思います。

プログラミング教育で一番大事なことというのは、そのものを使うという吉田統括がおっしゃった、矢野議員のときにおっしゃっていた内容はよくわかります。ですが、これ、ITというのはもう日進月歩、常に最先端の機械が導入されていきますので、ぜひ、こういうプログラミング教育の中で、与えられたものを目的に応じて使うというのではなくて、そのものをいかに何か別のものに使えないかとかいう、常にそういう想像する力というんですか、そういったのを育むような教育方針であってほしいなというふうに思います。もう常に最先端技術は、今の子どもたちが大人になるころには我々の想像のつかないものが世の中に出回っていると思います。そういったものに対して順応できるような力をつけていくような、そういうプログラミングの授業であってほしいなというふうに感じていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからあとは、スマホについてはぜひしっかりメリット、デメリットを検討していただいて、悪いことばかりを言うとかやっぱり隠れて使ったりもしますから、どういったことが危険ですよとかメリットはこういったことがあるよというのは子どもたちのほうがよく知っているかもしれませんが、それをぜひ学校の先生方も研修を踏まえてやっていただきたいと思います。

学校の研修のほうについても、ぜひ、例えば情報系の大学の学生に入らせていただくであったりとか、そういう専門家の方の力を存分に使っていただいて、それで授業を進めていくなり研修をしていただいて、学校の先生方の知識をより向上していただけないかなと思っております。先生も楽しむという、吉田理事がおっしゃったように、そういったことがやはり大事なかなというふうに感じています。これはもう答弁は結構です。

次、3つ目に移らせていただいて、まちづくりについてということでご答弁をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問の3点目、若手職員による政策研究チームの成果及び今後のテーマ等につきまして答弁申し上げます。

平成28年5月に設置いたしました熊取創生プロジェクトチームの新たなチームとして、若手職員ならではの発想、アイデアによります本町のまちづくり活性化に資する政策を検討する政策研究チームを平成30年5月25日に設置し、8名の若手職員により、政策提言に向けた会議を計8回にわたり重ねてまいりました。

その成果でございますが、平成30年度政策研究チーム報告書として駅前活性化事業など3つの政策案が取りまとめられ、去る2月15日に町長への報告を行ったところでございます。また、当該報告書は、人づくり、職員づくりの視点も踏まえつつ、今後の各所管部署での職務遂行における参考として各部局へも共有したところでありまして、今後の政策立案、事業遂行に資するものと認識してございます。

そして何より、若手職員の真摯に取り組む姿勢こそが、当該若手職員の政策立案能力や豊かな発想力、行動力を育てることにつながったものと考えております。プロジェクトチームに参加した職員からも今後の業務に役立つものであったとの感想を得ており、5年、10年先を見据えた人材育成の面でも有意義であったと認識しております。

昨年9月議会の会派代表質問におきまして議員ご指摘のとおり、若者の自由な発想やアイデアがまちづくりの力につながるものと改めて感じたところでありまして、当該取り組みを継続し、まちづくりに還元してまいりたいと、このように考えております。

なお、今後のテーマ等でございますが、今回は自由な発想を重視する観点からあえてテーマの設定を行わずに進めてきたところでございまして、今後のテーマにつきましても、現時点でお示しで

きるものはありませんが、今回の取り組みを検証し、今後、進め方を含めましてよりよい取り組みにしていきたいと思います、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。進んでいるなど今の答弁で感じました。

ぜひ、ちょっとこれも要望があります。地域との連携についてどのように考えているかということです。要は、若手職員の目線で考えたこと、もちろんこれも大切ですが、それが果たして地域ではどういうふうに捉えられているのかとか、地域との目線の差とか差異があったらまずいわけです。温度差があってもだめなんで、できましたら地域との連携について今後どのようにお考えか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員ご提案の内容といいますのが、ワークショップという形で職員が地域に、総務省が昔おっしゃってました地域に飛び出せ公務員ではないんですけども、要は地域のワークショップに職員が飛び込む、入り込んでいくというような、そんなことがこれから必要になってくるということを総務省は推奨されております。

今後、さまざまな形でこれから地域との連携、例えば各自治会におかれまして防災組合、防災組織、そこに職員が入り込むであったりとか、さまざまな手法は今後出てこようかと思えます。そういったことで、本日ご提案いただきました内容につきましてはしっかりと受けとめまして、今後そのような機会がありましたら積極的に、地域に飛び出せ公務員じゃないんですけども、地域と一体となった、地域との連携を意識した取り組みにつなげてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、商売の観点からでは経営という意味で商工会の青年部であったり若手経営者であったりとのそういう若手職員と若手経営者との懇談とか、それから地元学生もしくは中学生、高校生、もっと言うと小学生かもしれません。そういう懇話会的なものがあった方がいいのではないかなというふうに感じていますので、その辺ぜひ前向きに検討いただきたいなと思います。

それからもう一点は、これは要望になりますけれども、去年ですか、行かせていただいたときの要は地方創生EXPOとかそういう展示会的なものがございまして。そういったところにぜひ若手職員を派遣していただいてしっかり視察していただくと、いろんな情報が入ってきます。今、スマートグラスといって眼鏡みたいなスカウターというんですか、漫画でいう。ああいうものが入っていて、それがこちらから遠隔で操作することで、目の中に画像が映って、それでこちらの作業者であったりという人を指示するとか、そういうすごい、画期的なものが出てきております。これが職員というか、役場ではどう使えるかというのは別にしまして、いろんな知恵とかヒントとかそういったものがありますので、ぜひそういったところにも足を運べる若手職員の研究チームであってほしいなと思っております。もうこれは要望で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、新守クラブ、佐古議員の質問を終わります。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、熊取公明党を代表いたしまして町政運営方針、予算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1項目めは防災・減災についてです。

町政運営方針に、平成31年度を防災元年と位置づけ、防災・減災、安全・安心を施策の柱として取り組みを実施するとし、まずはくまとりふるさと応援基金を活用し、10億円を原資として防災基金を創設するとあります。

まず、1点目の防災基金の運用について、2月19日の議員全員協議会でもご説明がありましたが、

再度お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、防災基金の運用につきまして答弁申し上げます。

防災基金につきましては、先日の議員全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、昨年の台風第21号の被害や課題を教訓とし、今回発生が予測されるあらゆる災害にも対応できる強靱な体制を構築するべく、災害の発生時における応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため設置するものでございます。積立額につきましては、大きな被害をもたらしました台風第21号や大阪北部地震及び7月豪雨に対する災害対応予算等を踏まえ、先ほど議員おっしゃいましたとおり10億円を予定しているところでございます。

ご質問の具体的な運用につきましては、災害の発生時における早急な対応が必要な場合に活用するものとしたしまして、災害発生時の応急対策及び復旧に要する経費と考えてございまして、応急対策に要する経費につきましては、避難所運営に伴う関連必要経費、住民への必要物資の提供経費、道路の土砂・倒木撤去等に係る経費、河川等公共土木施設の被害拡大防止対策の経費、災害ごみの撤去・処理等に係る経費などを想定してございます。復旧に要する経費につきましては、被災のあった公共施設の復旧に要する経費などを想定してございます。いずれも、大きな災害等に見舞われた際において活用するものと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）防災に関する基金創設については本当に大変評価するものでありますが、今、基金の運用につきましてご説明がありました。その中で、議員全員協議会のときでもちょっとご意見させていただいたんですけども、基金として使えるというものは国や府から補助金のないもの、今回運用するものにつきましては国や府からの補助金があるものがありますよね。特に復旧に関する経費と、また河川ごみの撤去とかそういった処理の分につきましては国や府からの補助があります。だから、その分につきましては基金がなくても一般会計からも使用し、また補助もいただけるわけです。ですので私としては、基金があるからこそ使える、町でしか使えない、基金があるから熊取町として住民の皆様のために使えますよというものを基金の運用の中に入れることが、住民の皆様にとってそういったふるさと納税を原資として基金を創設した意味がそこにあるのではないかなというふうに思うわけです。

だから、基金があるから使うんやなくて基金があるからこそ使えるものにしてもらえたらなというところでそのときにも提案させていただきましたが、例えば災害見舞金です。災害見舞金につきまして、昨年の台風21号のときに熊取町におきましても災害見舞金条例をその直後に制定いたしました。これは本当に評価することではございますが、それは全壊や半壊の方に対する見舞金で、一部損壊に對しましてはありません。今回、基金を創設したからこそ、一部損壊の方にも災害見舞金を支給できる、そういったものにしてはどうかと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）基金の運用の中での昨年の泉佐野市、田尻町のような支援金ということで、これに絞ってよろしいでしょうか。

前段でお話しされた国や府からの補助金、確かにございます。ございますが、一定の額は当然一般財源で執行しなければならないというところもありますし、緊急性、スピード感という意味では、やはりこういった基金を持っているという強みというのは必ず出てくるはずで、これは、熊取町の独自、今回基金をつくった意義があるものというふうに考えております。

支援金のことですが、現在のところ、先ほど私、答弁申し上げたのは、これまでの災害対策に係る経費を一定想定してございます。ただ、今後相当な規模の災害が毎年数回この日本で発生する可能性があるという方も明言されてございます。去年を考えると、北海道で地震があり、先ほど言うた7月豪雨や21号あるいは北部地震、九州でも地震等が起こっております。そういった地震

があって、天災に見舞われるのがもう年間数回あると。その中で、どのような天災がどの程度また熊取町に被害を及ぼすかというのはまだ全くわからない状況でございますので、議員がおっしゃられたせっかくつくった基金を熊取町の独自ということでご提案いただきましたが、今の時点で私からお話しできるのは、議員全員協議会と一緒にそのときの判断というところになります。ただ、一歩進んで申し上げたいのは、住民の方への支援金としてこの基金を使用する可能性というのは、現在のところは排除できないというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。前回のときも災害対策費として8億5,000万円かかったと、それは補助金も含まれての額でしたが、10億円基金を立ち上げたとしても、補助金が入っていますが8億5,000万円災害対策費がかかったとなるならば本当に1回きりで、基金をつくった意味がないのではないかなというふうに思ひまして、復旧費とかいうのは借金してでもやっていかないといけないことなんで、基金がある必要性というところがわからないなということでした。

今回、ブルーシート等の配布に対してもいろいろと、配布は初めての経験でしたので、大きな被害に対する対策としてブルーシートを配布する分につきましても、不公平感とかいろいろなところの問題等がございました。そういったことも踏まえまして、一部損壊の方にもブルーシート代に当たるような額という形で1件につき5,000円程度見舞金という形でしてはどうかというふうに思っておりますので、また、そういったことを排除しないということでしたので、考えていただいておきたいと思っております。たくさん質問があるので、この分につきましてはこれでお願しておきます。よろしくお願したいと思います。

次に、2点目ですが、地域防災力強化に向けて防災士の育成を行うとありました。どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） まず、30年度におきましては、本町管理職職員2名と社会福祉協議会の職員1名を防災士研修に派遣し、見事3名とも防災士の資格を取得したところでございます。

（「おめでとうございます」の声あり）

企画部長（南 和仁君） 私ではございません。

31年度におきましても、防災士育成研修を本町で開催するべく予算化してございまして、自主防災組織を牽引していく役割を担う人材の育成と、自主防災組織連絡協議会及び職員等で100名の防災士の資格取得を図り、さらなる熊取町の地域防災力の向上を目指してまいりたいと考えております。

防災に関する知識と技能の資格を持つ防災士の方が地域の防災リーダーとして、また組織の一員として自主防災組織の活動に取り組んでいただけることは、組織の充実、活性化、さらには地域の防災力につながるものと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 昨年の台風の被害等を受けた後でのことですので、住民も本当に防災に対しての意識を持っておられるときなので、タイミング的に防災士を町として育成するということは本当に評価できることかなというふうに思っております。

その中で、なかなか防災士資格を私たちも取りに行きたかったんですけども、まだ取っていないんですけども、費用がかかります。今回、その分研修委託料という形で、先ほど矢野議員もおっしゃっておりましたが、100人分ということで577万5,000円予算を計上していただいております。本当にそれぞれ費用を出さなくても資格試験を受けられるということになるかということですが、今回、昨年の6月に自主防災組織39自治会全て達成して、今本当にタイミング的に自主防災組織もできたところで、全ての自治会に声かけができるかと思っております。この100人に対してどのよう

に呼びかけをしていくのか、どういった人が対象なのか、もうちょっと説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）想定する受講者の内訳でございます。若干矢野議員のところでも答弁させていただいたんですけども、自主防災組織が39の数がございます。掛ける2名で78名、あと関係団体及び町の職員、議員の方々も含めて22名ということで、100名を組織したいと考えております。受講者の年齢等につきましては、今のところの想定なんですけど、40歳から60歳ぐらいで熊取町に未永く住んでいただいてこういった防災士の資格を取って活躍していただける方ということで考えております。

いずれにしても、この受講者の想定また年齢層等々につきましては、自主防災組織連絡協議会に諮って皆様方のご意見もいただきながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）その中には、中高生は対象になっていないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）現在のところ、中高生は対象にはしておりません。

先ほど39の団体の2名というのはその自治会から2名ということなんで、その自治会の中でうちから高校生を、あるいは大学生をとということになれば、それはそれでうちは対応させていただきたいというのは考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。やっぱり受講生に対しましても、防災意識を持っていただくために資格を取れる機会を提供するのも必要かと思えます。

そして、先ほど矢野議員も質問されていて重なるかもわかりませんが、防災士試験を受けた、通った、そしてそれで防災士として役割が果たせるかというところが大きな問題かと思えます。ここからのほうが、資格を取ってからどうしていくのかという育成について、町としてはどう取り組んでいこうと考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）先ほど冒頭の答弁にございましたが、まずは各自主防災組織での防災リーダーとして活躍していただける方ということで、その点を十分にご理解いただいて人選していただきたいというふうに考えております。

当然、活動としては自主防災組織での訓練の参加であるとか連絡協議会が催すそういった講習会、講演会、31年度は講演会もちょっと開催しようと思っております、そういったもろもろの防災に係るところの事業、施策に参加していただいて活躍していただく、またそういうことを期待できる人というふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）日本防災士会というのがありまして、大阪府支部という形で防災士だけの会があります。その中で、ただ本当に防災士の試験を受けて資格を持っているだけの人もたくさんいるんですけど、防災士会に入っている人は少ないんです。だから、防災士会というところに入ってこそ、そこで横の連携で防災士としてのいろいろな研修を受けられるわけなんです。私も、まだ防災士の資格はないんですが、その会には入らせていただいて研修を受けさせていただいているんですけども、いろいろなワークショップをしながらいろんな研修を受けさせていただくことができ、また、それぞれいろんな地域でやっている防災のフェスティバルとか防災フェアとか防災訓練にも参加できます。

ですので、そういったところに入って横の連携で自分自身のスキルをアップさせるということも

できるので、防災士会というものを紹介するというのも必要かと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）平成31年、ことしの2月末で防災士の認証、資格を持っておられる方というのは16万7,000人ほどおられるそうです。そのうち、同じく31年2月末で防災士会の会員になっておられる方というのは9,100人ほどおられるということで、認証をとったものの会員には入っていない。だから、フォローアップとなるような研修とかそういったものを望んで会員になっている方というのは16分の1ぐらいになるんですか、そういったことも含めて、その後のフォローの部分での研修とか自身のスキルアップというのが大事ですよというのは、これは十分に資格を取る際にも広報というか、啓発していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）その点よろしくお願ひいたします。

次、3項目めへいきます。

3点目、地域防災のマニュアルの策定と地域防災訓練についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）まず、地域防災マニュアルの策定につきましては、昨年9月に全ての自主防災組織に参加をいただき開催いたしました自主防災組織連絡協議会におきましても、各地区ごとの地域防災マニュアルの策定についての提案があり、多くのご意見もいただいたところでございます。

現在、来年度の会議開催に向け、自主防災組織連絡協議会の役員の皆様方と、各自主防災組織が共助としてどのような個別の取り組みができるのかなど事前調整会議を回しているところでございまして、31年度の自主防災組織連絡協議会の議題としても取り組む予定としてございます。また、このマニュアルの策定も予定しているところでございます。

次に、各地域における自主防災訓練につきましては、町において事前に訓練内容等を協議の上、防災講話や資機材の取り扱い、消火器訓練、安否確認、避難訓練等、一定訓練メニューを提案させていただき、危機管理課職員や消防職員が参加のもと、主に土曜、日曜日の休日に各自主防災組織が自主的に実施しているところでございます。また、町長におきましても、ほとんどの自主防災組織の訓練に参加し、地域の防災力の向上に対する取り組みに対し感謝申し上げているところでございます。

地域の防災訓練につきましては、5年前の平成26年度では18団体で実施されていたものですが、自主防災組織の結成率の向上や防災意識の高揚により年々増加してきておりまして、平成28年度には22団体、29年度は23団体、今年度、30年度は27団体で開催される見込みとなってございまして、地域の防災力の向上が確実に図られてきていると実感してございます。今後も、地域の防災力の向上に、さらに減災へとつなげていきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）自主防災組織が100%できたからこそ、そういったものができてきているのかなというふうに思いますが、地域防災マニュアル、また地域防災訓練につきましても、それぞれ指定避難所が各学校になっていますよね。だから、防災訓練も避難所を中心に各小学校区ごとに地域防災マニュアルを作成し、また避難訓練も小学校区ごとに防災訓練を推進される予定にしているのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）まず、訓練につきましては現在も合同訓練ということで実施されているところがございます。希望が丘、自由が丘、若葉という3区合同でやられているところもあります。つば

さが丘は北、西、東が合同でされているところもございます。議員おっしゃるとおり、今後はそういった小学校、中学校、いわゆる避難所単位でやっていくような合同の会議の開催というのを促していきたいと思っております。これは、また自主防の連絡協議会で諮ってやっていきたいなというように考えております。

それと同時に、同じように地域防災マニュアルもその単位でというお話がございましたが、それについても一定、何度もこのフレーズをお話しするんですけど、やっぱり連絡協議会で皆様方の意見を聞きたいと思っております。個別に自分のところは自分のところのマニュアルをつくりたいんやというところもあるでしょうし、いや避難所ごとにつくっておくべきやと、いやこっち側は軽目につくってこっち側は少し厚目につくろうよというようなご意見もあろうかと思っております。そういったところも含めて調整していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 組織連絡協議会も立ち上がったところですので、そこで協議することは一番大切かと思いますが、まずは拠点となるのが避難所ですので、次のところにもつながってくるんですが、マップをつくる時にも、自分たちはどうやって避難所に避難するのかというところも含めまして避難所中心にマップをつくり、また防災マニュアルをつくり、また防災訓練をすることが重要なというふうに思います。

防災マップもありますけれども、これは全体的なマップがあるわけで、そうじゃなくて東小校区やったら東小を中心にしたマップをつくって、それぞれの組織がね。どうやったら小学校に避難できるのかというマップづくりがまた必要なと、それからまた地域防災マニュアルになってくるのではないかなというふうに思っております。

防災訓練につきましても、今はそれぞれ憩の家中心でやっているかと思いますが、それも重要ですけども、一応、町はそれぞれ学校を指定避難所にしていますよね、今。各小学校区と、そして熊取南中学校と6つが主な指定避難所になっていまして、できたらそういった避難所ごとの防災訓練を、今まで2年に1回総合防災訓練をやっていましたよね、町で。それを小学校区ごとに防災訓練をしてはどうかなというふうに思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 貴重なご意見ありがとうございます。それも含めまして検討させていただいて、一度連絡協議会のほうでいろいろとご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

確かに、避難所を中心とした訓練は非常に有意義だと私も考えております。まずは連絡協議会のほうでいろいろとご意見をいただきながらというところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

また、地域防災計画を抜本的に見直すというふうに、町政運営方針、31年度計画策定についても予算が計上されておりましたが、抜本的に見直すということは防災マップも更新するのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 防災マップ、こちらは平成27年3月にこしらえたものです。年度でいうと26年度にこさえたものなんで、それから4、5年たっています。今まさに作成中なんです。これは30年度事業で防災マップの更新をするということで、今担当のほう業者とのすり合わせをやっている最中でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） じゃ、防災計画を抜本的に見直した分はここには反映されないということですか。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君）一定、地域防災計画というのは方針を大きく定めるものでございます。それを個別具体にしたのがマニュアルであったり、こういったところに落とし込むマップということになりますので、大きい筋の分についてはもう全て地域防災計画の、いろいろと何回か見直しされているんですけど、そういったものは全て把握していますので、それをここに落とし込むことは可能な状況になっています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、可能ということはどういうことですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）今回、地域防災計画の抜本の見直しというのは全部更新、全部改めをしたいところなんです。というのは、地域防災計画が大体今の姿になったのが平成9年なんです。そこから国・府の地域防災計画というのは何度となく見直しがされています。去年も2回、最近ではことしに入って1月にされています。

そういった中で、実際の熊取町での地域防災計画と少しずつ少しずつ乖離が出てきているんです。どうしてもこれは出てくるんです。その乖離を1回がらがらぼんして新しく作りましょうよという抜本の見直しを今回しようとしている。これは、近隣の大阪府内の自治体でも最近よくやられているところで、個別に1個ずつ見直しをかけていたらすごく時間がかかりますので、労力も要りますので、ある一定のところまで全部見直して、全部みんな抜本的に新しいものを作りましょうよという動きが今、大阪府内でもたくさん出てきているんです。うちもそういうような状況ですので、1回抜本的に全部見直すというところで、全部見直すわけではございません。今の地域防災計画を全部何もかも見直すわけじゃなくて、国・府との乖離を縮めて適正な計画にしていこうというところからでございますので、その計画の内容自体は大きく変わるものではないんです。それは十分ここに反映できるようにしていきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）抜本改革の意味はわかっているんですけども、改革を31年度にするのであるならば、してからマップを作成すべきではないのかということを知りたいんです。そこに反映するというのであるなら、今の計画でこれをつくったらまたもう一回作り直さなあかんということにならないんですか。

この中にも、避難物資の日にち、これ違いますよね。水、3日間生き延びるには1人当たり9リットルの水、1日1人当たりの水の必要量は3リットルとありますが、これ変わりましたよね。こういうのを変えたいわけでしょう。そしたらこれ自体も変えなあかんの違うんですか。だから、この前の規定のままでこれをつくり直したらあかんでしょう。抜本改革してからつくったほうがいいん違うんですか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）そういった基準は今の基準で当然落としていけますので、今の計画もそういうふうな計画になっています。

私の言っている乖離というのは、文言の整理とか計画そのものの組み立てがやっぱり若干違ってきているんで、そういったところの見直しをやるんであって、そこに書かれているいわゆる内容、部材、詳細な数字というのは変えませんし変わりませんので、ここの中に落とし込むということは可能な状態になっていますので、問題はありません。

それで、地震への備えとか風水害に備えとか、こういったものは一切変えませんので、地域防災計画の中も10編ぐらいの編成になっているんですけど、そういったものも変えませんし、内容等もそんなに大きく変えることはないですし、その内容は私ども把握していますので、そういったものを防災マップに落とし込んで適正にやっていくことは今の状況でも可能やということでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8 番（渡辺豊子君） そしたら、落とし変えて更新している最中やというところですね。

（「はい」の声あり）

8 番（渡辺豊子君） わかりました。じゃ、次にいきます。すみません、理解が悪くて。

4 項目めですが、私たち公明党は、昨年二見議員も質問をいたしました。自主防災組織の整備や自主防災マップの作成、そして住民みずからの避難行動を事前に決めておくマイタイムラインの作成、これを推進しております。12月議会でも二見議員がこの分につきましては質問をいたしました。自主防災マップやマイタイムラインの作成に向けた取り組みをどう進めていかれるのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 自主防災マップの活用やマイタイムラインにつきましては、住民みずからの避難行動の指標となるものであり、自分たちが住んでいる地域の地形的な危険要因や非常時における被害の想定、どのような状況においていつ、どこに避難するのかなど、家族全員で事前に決めておき、家族の被害を最小限にするための事前防災行動計画といえるものであり、非常に重要な取り組みであると考えてございます。

本町では、自助の意識づけといたしまして、同様の目的で9月の第1日曜日をくまとり防災を家族で考える日と定め、毎年、広報くまとりにおいても広報し、防災用具や非常持ち出しのチェック、災害発生時の行動、家族それぞれの役割、連絡方法や避難場所の確認など、災害に対する事前の備えについて家族で考えていただくよう啓発させていただいているところでございます。

今後も、自助に対する取り組みにつきまして、適時適切な情報発信に努め、さらなる自助、共助の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8 番（渡辺豊子君） 家族で防災を考える日、このときに家族でそれぞれ防災について考えていただくということで、避難物資、どういったものを準備するかというところを考えていただくということをマップにも載せていただいているんですが、それとあわせて実際にタイムライン、地震のときは予期できませんが、昨年のように台風とかいう場合は、いつ台風が来るぞという気象庁からの情報があるわけです。そういったものを踏まえて、時間単位でどういう行動をとっていくのかというところをそれぞれ事前に準備しておく、それも減災になりますので、そういったところを作成していくということなんです。

今、参考資料の中にも入れさせていただきました。本当に何もないうちに事前にその備えというものの、それで避難の準備についてそれぞれ時間単位で検討するというところで、それも昼に災害があるのと夜にあるのとで台風が来るのも違うというところで、時間単位でどう行動するのかというところを検討するというところ、そういったところを神奈川県平塚市では「土砂災害への備え～ハンドブック～」というものを作成してグループワークで検証を行って、どのタイミングでどのような行動をするのかについて個人で検討し、書き入れを行っていくということでやっております。これは、その部分の参考資料をつけさせていただきました。避難準備情報が出たとき、また勧告が出たとき、指示が出たときに、どのタイミングでどういうことをするのかというところでありませう。

一番最後のところは、マイタイムラインをつくってみようということで、これは国交省の下館河川事務所小・中学生向けにタイムラインの検討ツール「逃げキッド」を作成して、学校の防災教育でこういうものを行っているそうです。一番最後のページに、ちょっと字が小さくて見えにくいんですが、時間単位で避難準備に対しまして、2日前はどうする、半日前は携帯電話を充電するとか、大雨警報が出たときにはどうするかと、時間単位でどういう行動をするのかというところを事

前につくっている。避難できる服装に着がえるとか、また最初のほうでしたら、お薬に関しても常時お薬を飲んでおられる方は1週間分のお薬を用意するとか、何かそういう時間単位でタイムラインをつくって避難の準備をしているという、そういったことを防災教育の中で取り入れているそうなんです。

今、こういったことを自分で勝手にしなさいといっても、家族でしなさいといってもできません。だから、そういった研修をやって、今回あれしたとしたら防災士中心にそういった研修もしていったらいいかと思うんですが、国のほうも、国会の中で私たち公明党の国会議員もマイタイムラインの作成に向けた取り組みを質問いたしましたら、安倍首相がアドバイザーの派遣等人材面を含めた取り組みを支援していきたいというふうに答えておられて、国を挙げてマイタイムラインの作成に取り組んでいく状況でございますので、その点のところをまた何か検討していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

次へいきます。

次に、5点目ですが、公助として取り組みとして避難所運営があります。避難所生活を少しでも快適に過ごしていただけるよう、より衛生的なトイレや毛布、マットを初めとする避難所用備品の整備を進めるとありますが、備蓄物資に液体ミルクを導入してはどうかとお伺いいたします。

備蓄物資に粉ミルクがありますが、液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、開封して哺乳瓶に移しかえればすぐに赤ちゃんに与えることができます。海外では欧米を中心に普及が進んでいます。2016年4月に起きた熊本地震の際、フィンランドから救援物資として液体ミルクが支給され、その必要性が認識されるようになりました。昨年8月に国内での製造販売が解禁され、本年1月31日、厚生労働省は国内2社の製造を承認しました。今春にも、この5日にも発売されるようです。

災害時は、ストレスや疲れで母乳も出にくくなります。また、哺乳瓶を洗う衛生的な環境が避難先にはない場合があります。液体ミルクであればお湯を沸かす必要もなく、清潔な水がなくても簡単に授乳ができます。災害時に赤ちゃんの命をつなぐ栄養源になります。液体ミルクを備蓄物資として導入してはどうかとお伺いいたします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）乳幼児のミルクにつきましては、現時点では大阪府の基準に基づき備蓄しており、内容につきましては、議員ご存じのように粉ミルクで備蓄しているところでございます。

ご提案の液体ミルクにつきましては、欧米では既に販売されているものの日本国内においては昨年8月に製造及び販売が可能となったところで、この春、もうすぐ江崎グリコが初めてのメーカーということで販売を開始するというところでございます。災害備蓄として非常に有用性が高いということでお伺いしておりますので、十分検証して研究をしていきたいと思っております。

なお、3月2日土曜日の読売新聞の夕刊で「液体ミルク『災害物資』」ということで、その記述の中で、政府は、乳幼児の液体ミルクを災害時に必要な物資と位置づける方針を固めた。地方自治体に備蓄を促す。もともと指針に明記することで、各自治体がつくる地域防災計画に反映してもらい等々の記述が、たくさん政府の見解が載っております。近々、どの時期なるかわからないですけれども、国・府を通じて、こういった液体ミルクの備蓄物資の積極的な導入ということで何らかのアクションがあるんだろうと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）国からそういった通達等、またその地域防災計画、抜本的な改革の見直しの中にこれも記入していかなければならないかと、早速ね。と思っておりますので、積極的に液体ミルク導入へ向けて取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、一昨年の平成29年12月議会で、聴覚障がいの方には災害時バンダナというものがあり、導入してはいかがかと質問させていただきました。このたび、社会福祉協議会が早速取り組んでくだ

さいまして、このようにすばらしい災害時バンダナを作成していただきました。こうやって三角にして「手話ができます」と、折って「耳がきこえません」ということで作成していただきまして、これをこういうふうにスカーフに巻いてということで、早速つくっていただきました。ありがたいと思います。

それにつきまして、100枚作成してくださったようです。一部、町も補助していただいたところで、災害時バンダナの活用についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）災害時バンダナにつきましては、今年度、要配慮者の支援として熊取町社会福祉協議会におきまして、本町からの補助金を活用の上作成していただいたものでございます。デザインも、議員が先ほどお披露目いただいたように、そのようなすばらしい色合いと、表示の言葉も非常にわかりやすく作成していただいたということで、四方に「耳がきこえません」「筆談ができます」「手話ができます」「お手伝いします」というような非常に平易な言葉で表記されて、すばらしいものができたというように考えております。

このバンダナにつきましては、災害時において活用できるように、現在危機管理課で30枚保管させていただいております。その30枚につきましては各避難所に配置するようにと考えているところでございます。

今後におきましても、災害時において適時適切な活用に努め、機能的かつ効率的なバンダナの活用に努めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。ただ、30枚で各避難所に枚数が足りるのかなというところを思っておりますので、また検討していただきたいなと思います。

これ、今回ちょっとお値段を聞いたら1枚1,652円かかったというふうに聞きました。ですので、この分は避難所に置く分としてももう少し枚数もふやさないといけないかなというふうに思うんですが、これ障がいのある方、そしてまた手話のできる方、両方使えますので、30枚やったらさっきの指定避難所8カ所として、割ったとしても4枚ぐらいいしか置けないので、どうなのかなというふうに思っております。枚数をもっと必要かと思えますし、そして避難所だけではなくて、それぞれ個々に障がいを持たれておられる方、聴覚障がいの方とか、いつどんな災害が起きたときでも救いを求めるツールになりますので、それぞれのご家庭に、希望者の方に渡すということも必要かと思えます。

茨城県の神栖市では希望者の方に配布しておられるそうです。またそういったことも、これ、危機管理課というのではなくて障がい福祉課のほうが担当でやっておられまして、これはすごく避難所用で目立つようにしていいんですけれども、もう少しお安い値段で、すみだバンダナを広める会という会がありまして、そこが1枚400円程度で作成しているそうなんです。そこに発注すれば送ってくれるということで、そういったこともしながら、ここは聴覚障がいの方だけなんですけれども、本当に避難要支援者の救済の支援を求める、支援をできる、また支援を受けやすくする、そういったツールになりますので、また検討していただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）ありがとうございます。

確かに、議員おっしゃっていただきましたように、障がい担当のほうでもいろんな全国でどういうバンダナがあるのか、そういうのも研究してございます。聴覚障がいをお持ちの方だけではなくて、そういうところで汎用性のあるようなものはないのかなとか、そういうことも研究してございますので、今後、そういった内容も含めましていろんな事例も研究をさせていただいて、検討させていただきたいなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） よろしくお願ひします。

2項目めへいきます。2項目めは子育て支援についてです。

千葉県野田市で小学4年生の女児が親から虐待を受け、亡くなりました。女児は通っていた小学校のアンケートでSOSを発信していましたが、市教育委員会は父親の威圧的な態度に屈しアンケートの内容を父親に教えたり、児童相談所も十分に訪問調査せずに女児を自宅に戻し、最悪の事態を招きました。昨年3月、東京都目黒区で5歳の女児が両親の虐待で犠牲になった悲しい事件もありました。

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、2017年度、年間13万件を超えました。毎年相談件数がふえているようです。

そこで1点目は、町政運営方針に児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、教育、福祉、保健分野の連携を生かした家庭相談を実施するとありますが、子ども総合相談体制についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） それでは、1点目の子ども総合相談体制についてご答弁申し上げます。

本町の体制といたしましては、子育て支援課が子どもに関する総合相談を所管しており、福祉と教育の連携強化を図るために、学校教育課参事が子育て支援参事を兼務、また、健康・いきいき高齢課長が子ども健康参事を兼務し、職員には社会福祉士1名及び保健師1名の専門職と嘱託員2名を、さらには元児童相談所職員であるスーパーバイザー2名を配置し、児童相談への対応を適切かつ迅速に行っております。

さらに、平成28年8月には子育て世代包括支援センター、愛称すくすくステーションを開設いたしまして、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備し、母子保健施策を通じたきめ細かな支援を行うことにより、児童虐待の早期発見と発生予防に取り組んでいるところでございます。

また、要保護児童対策地域協議会として児童福祉法に基づき設置いたしております熊取町子ども相談ネットワーク会議におきまして、要保護児童等の早期発見及び相談や支援を行っているところでございまして、この会議は、構成員である福祉、教育、医療、保健、警察などの地域の関係機関が児童等に関する情報を共有し、通告や相談対応、リスク判断、各機関との情報交換や引き継ぎなど、役割分担をしながら継続した支援を行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

では、続きまして2点目、学校におけるいじめや不登校、児童虐待等に対応するためにスクールソーシャルワーカーを1名増員し、全小学校区に配置するとありますが、その人材確保と各部連携した相談体制についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、渡辺議員の子育て支援についてのご質問のうち、スクールソーシャルワーカーの人材確保と各部が連携した相談体制についてご答弁申し上げます。

現在、本町ではスクールソーシャルワーカーを4名配置し、いじめの防止、朝の登校支援や家庭訪問、教室に入りづらい児童・生徒の対応など、担任と情報を共有しながら丁寧なかかわりを行っております。平成31年度はスクールソーシャルワーカーをさらに1名増員し、いじめの早期発見、早期対応、また不登校児童・生徒本人あるいは家庭へのアプローチ等、適切な支援を全小学校区で進められるよう31年度予算に計上しているところでございます。人材確保につきましては、ここ数年応募数も増加しており、公募により、よりよい人材の確保に努めてまいります。

次に、各部との連携した相談体制についてです。

まず、本町では、教育委員会学校教育課の参事が健康福祉部子育て支援課参事を兼務しており、健康福祉部と日々連携して子どもや家庭の支援に取り組んでいます。また、子育て支援課の児童相談員を小学校区ごとに配置し、適切かつタイムリーに子どもや家庭にかかわっております。また、スクールソーシャルワーカー、学校教育課及び子育て支援課等が情報共有や支援方針を検討するために、月に1回程度連絡会を開催しております。ケースによっては、岸和田子ども家庭センターや生活福祉課、介護保険・障がい福祉課等の関係者が集まり、子どもや家庭等の支援方針を協議する場を設けているところです。

今後も引き続き、学校を初め関係機関が連携し、多方面からの支援を進めていけるような体制をさらに強めてまいりますので、今後とも議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） スクールソーシャルワーカーを1名増員していただいたことをありがたく思います。人材確保については公募をする中でちゃんと確保できるというところですね。わかりました。

その中で連携しながら相談体制をつくっていただいているということですが、3点目のそういった体制を全てやっただけでいる中で児童虐待防止についてどのように取り組んでいるのか、続けてご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） それでは、3点目の児童虐待防止にどのように取り組んでいくかについてご答弁申し上げます。

先ほど議員からもご紹介ございました児童虐待により子どもが亡くなる痛ましい事件がたびたび報道され、最近では、ことし1月に千葉県野田市で10歳の女の子が身体的虐待により死亡した事案など、非常に残念であり、胸が痛むところでございます。

このような痛ましい事件が繰り返されないよう、国におきましては、子育て支援、家庭支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取り組みを関係機関等が役割分担しながら確実かつ迅速に行い、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指すこととした児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を昨年7月に取りまとめ、市町村の体制強化や専門性の強化を含む児童虐待防止対策に総合的に取り組むこととしたところでございます。

本町におきましては、1点目のご質問でもご答弁いたしましたとおり、児童虐待防止対策の基本となる熊取町子ども相談ネットワーク会議、いわゆる要保護児童対策地域協議会を適正に運用することにより、関係機関と連携、協力しながら、子どもへの支援とあわせ家庭への支援も行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、相談対応が困難で、かつ相談内容も複雑、多様化する児童家庭相談は、関係機関との連携が重要でございます。この連携におきましては、保育所や幼稚園、小学校、中学校、学童保育所など、町内機関を適宜巡回訪問し、現場の保育士や教員、スクールソーシャルワーカー等と児童や家庭に関する情報交換を行うことにより、虐待のおそれも含めたリスクを早期にキャッチし、顔の見える関係性の中で情報共有や支援を行う体制を構築し、緊急度や重症度が高い事案によっては、児童相談所である大阪府岸和田子ども家庭センターと連携しながら適切な保護や支援を行っております。あわせて、虐待リスクを見逃すことなくキャッチするために、関係機関向けに研修を実施し、各機関のスキルアップも図っているところでございます。

さらには、児童虐待防止の啓発という観点では、児童虐待防止推進月間に係る街頭啓発等におきまして、児童相談所全国共通ダイヤル3桁189、いわゆる「いちはやく」の活動を促しつつ、大人も子どももSOSを出せるよう相談機関の情報を周知しており、今後も関係機関との連携や相談支

援、啓発等をより一層強化し、児童虐待防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。今189のお話が出たので、189につきましても2019年度から、今まで是有料だったんですが、無料になります。そういったこともあわせて情報提供していただきたいと思います。これ、公明党が国のほうで訴え、無料にしました。お願いします。

今、国の厚生労働省のほうで、虐待を早期発見するために幼稚園や保育所に通っていない子どもがいないかということで安否確認をしているようですが、本町はそういった安否確認できない子どもはいるのかいないのか、どうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） その点につきましては、うちは従来よりいわゆる乳幼児健診未受診者でありますとか学校の長期欠席、そういったことを常に連携しながら情報共有しております。現時点では居所不明児、そういった児童は今おりません。ゼロ人でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。ありがとうございます。

では、4項目めへいきます。

平成28年12月議会で、子どもの権利を保障し、虐待やいじめから子どもを守り、子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進するために、子ども基本条例を制定してはどうかと提案させていただきました。子ども基本条例制定に向けて取り組み状況をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） それでは、4点目の子ども基本条例の制定に向けての取り組み状況についてご答弁申し上げます。

子ども基本条例の制定につきましては、平成29年12月議会での渡辺議員からの一般質問時にご答弁いたしましたとおり、当該条例に基づく取り組みを計画的に推進していくためにも、熊取町子ども・子育て支援計画とあわせて検討していく必要があると考えております。そのため、条例制定時期につきましては、当該計画期間の最終年度であります平成31年度に第2期計画の策定作業を実施するため、この策定作業と並行して条例制定作業を行いたいと考えておりますことから、現時点では条例制定自治体への調査等を実施している状況でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。31年度に制定するということで、制定できましたら、その条例の内容等を冊子にして子どもたちに配布するなり、子どもたちにこういった条例があるんだということもわかるようにしていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

5点目は、子どもを虐待から守る条例を制定している自治体があります。子どもを虐待から守る条例についてどう考えますか。また、今検討している子ども基本条例の中に虐待に関する事項、予防や早期発見、通告義務、虐待を行った保護者に対する指導などを追加してはどうかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） それでは、5点目の子どもを虐待から守る条例についてどう考えるか、また、子ども基本条例の中に追加してはどうかにつきましてご答弁申し上げます。

子どもへの虐待は、子どもの身体と心に大きな傷を残し、健やかな成長や発達などに重大な影響を与えるものであり、理由のいかんを問わず許されないことで、子どもに対する著しい人権侵害です。未来を担う子どもを虐待から守り、子どもが心豊かに育つためにも、行政だけでなく、関係機関や各種団体及び地域住民が協働して虐待から子どもを守ることが求められております。

さて、子どもを虐待から守る条例は、このように子どもを虐待から守ることについての基本的な

考え方などを定め、子どもの人権が尊重され、かつ子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としているもので、その基本理念等を地域全体で共有することにより、本町の未来を担う子どもを虐待から守る環境づくりにつなげることは重要であると考えております。

また、ご質問の子ども基本条例の中に追加してはどうかについてでございますが、先ほどもご答弁いたしましたとおり、子ども基本条例の具体的な内容を申し上げる段階には至っておりませんが、今後、条例制定に向けて取り組む中で、児童虐待に関する内容を盛り込むことを含めて検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。よろしくお願いいたします。

3項目めへいきます。3項目めについては保育についてです。

保育所等については、公民連携のもと、待機児童が生じないように努め、保育サービスの充実を図ると運営方針にありますが、町広報やホームページで保育士の募集が目立っています。10月からの保育教育無償化により保育を求める方も急増し、保育量の増大が見込まれますが、保育士不足により保育の受け皿が対応できなくなり、待機児童が生じてしまうのではと懸念されます、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） 残り時間がないので、ちょっと早口で答弁させていただきます。

それでは、10月からの幼児教育無償化に係る保育の受け皿（保育人材）の対応についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、入所児童数は年々増加しておりますが、これまでも年度当初での待機児童ゼロは継続しており、本年4月の入所希望児童者数におきましても、増加しているものの2月末時点におきましては全児童を受け入れできると見込んでいるところでございます。

しかしながら、年々保育需要は増加しており、特に年度途中における低年齢児の新規入所の申し込みにつきましては、保育士不足により入所のご希望にお答えできない場合が生じております。さらには、本年10月に予定されている幼児教育無償化の実施に伴い、保育所等への入所希望児童数が増加することが考えられることなどから、今後も継続して保育士の募集を行っていく必要がございます。

これらの状況を踏まえ、本町における保育士確保の対策といたしましては、これまでも町ホームページや広報紙はもちろんのこと、新聞折り込み広告やインターネット広告、ハローワークを活用した求人、またポスター掲示等のほか、正規職員及び臨時職員の保育士OBに対するご協力や、職員のご家族等に関する保育士がいる場合はご紹介いただけるよう積極的に声かけを行うなど、保育士確保に努めてきたところでございます。さらには今年度から、新たな保育士確保の取り組みといたしまして、ハローワークの協力を得て就職相談会を2度開催し、その結果、これまで民間保育所におきまして3人の保育士確保につなげることができたところでございます。

今後におきましても、保育士確保のためのより有効な手段がないか引き続き検討を行うとともに、民間保育所や認定こども園なども連携、協力し、全ての児童を受け入れできるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ご協力ありがとうございます。

保育士の新規採用は、ことし31年度は何人だったんですか。

議長（坂上巳生男君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） ことし、31年4月の予定でよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務部長（林 利秀君） 4名です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。4名して、それでもまだぎりぎり。最低基準がありますよね。その最低基準に合わせた保育士数になっているんですか。いつも保育士不足になる原因というものは何とお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） 配置基準というのは年齢に応じて国基準で決められております。これは、もううちは必ず守っていると。あとは、配慮を要するお子さんのいわゆる加配保育士の確保が非常に難しいというところで、議員おっしゃいましたように毎月広報で募集していると。

また、先ほども答弁申しましたように、年度途中で低年齢児の募集もどんどん毎月ふえてきます。今年度におきましても途中、待機児童が出た月もあったんですけども、この3月1日時点では全ての児童は受け入れてきているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。加配のそういった配慮の分につきまして足らなくなっているというところですね。いろいろ大変かと思いますが、保育士の処遇改善、そういったものも必要ではないかなというふうに思うんです。その辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） 保育士の処遇改善につきましては、施設型給付費の中で国の国庫補助をいただきながら各園のほうで取り組んでいただいておりますので、それにつきまして、本町のほうも当然そこには一定の補助はしているという形になってございます。だから、国の処遇改善にあわせて行っていると、民間保育所ですね。

町立保育所におきましては、特に臨時職員で1日フルで勤務いただける臨時保育士の単価につきまして、時間給につきましては、昨年の4月、今年度4月から1,190円から1,250円にアップさせていただいたというところで、引き続き、近隣の状況とかも調査研究はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。大変かと思いますが、処遇改善等、保育士不足のないように、国のほうも処遇改善を検討しておりますので、そういったことを検討しながら、待機児童の出ないようにまたよろしく願いしておきます。

以上で熊取公明党の代表質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、熊取公明党、渡辺議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより3時20分まで休憩といたします。

（「15時02分」から「15時20分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。藤原町長。

町長（藤原敏司君） ちょっと時間をいただきまして、午前中の江川議員の発言に対しまして正式に抗議の申し入れをさせていただきたいと思っております。

午前中の江川議員の会派代表質問における冒頭の意見、発言でございます。会派代表者質問、一般質問は通告内容に従って行うということは基本中の基本でありまして、相互の信頼関係に基づき成り立つものであると考えてございます。関連質問ならまだしも、江川議員の冒頭の発言は全く関係のない内容であり、また、それをとめなかつた議長に対しても抗議をいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 続きまして、熊愛の会を代表して、重光議員。

2番（重光俊則君） それでは、議長のお許しがありましたので、熊愛の会を代表して会派代表質問を行います。

ふるさと応援寄附金です。ふるさと応援寄附金が始まったころ、熊取町で数千万円集まればすばらしい額ではないのかなと思っていました。それが、泉佐野市が百数十億円とっているのに比べ、熊取町が70億円を超える額までいったと。これは非常にすばらしい活動だったと思います。恐らく、これは歴史に残る偉業ではないかと思えます。恐らく熊取町長から特別表彰がされると私は思っております。この熊取町が70億円もの寄附金集めたと、これは、九州とか北海道とか名産物があるところ、おいしいお酒があるところ、そこは寄附金が集まって非常にうらやましいなと思っておりました。どこかそういう自治体と連携してそういうものを売るということも必要ではないかと思いましたが、物すごい努力をされて70億円も集められたということで、これはすばらしい業績だと思います。心から敬意を申し上げます。総務省の考えで来年以降これがどうなるかわかりませんが、30年度の努力はすばらしいものだったと思います。

そこで、ふるさと応援寄附金に関して平成27年度から29年度の寄附実績及び平成30年度の寄附実績並びに上記寄附金を得るために発生した経費、使途指定と指定なしに区分して、表にまとめて説明してください。よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 重光議員、本当にご評価いただきましてありがとうございます。我々も頑張った成果、担当職員は本当にこの数年頑張ってまいりましたが、報われたかなという気持ちでいっぱいでございます。本当にありがとうございます。

それでは、ご質問の1点目、平成27年度から30年度の実績につきまして、資料の表に基づきまして答弁申し上げます。申しわけございませんが、表をごらんになりながらご確認をよろしくお願いいたします。

初めに、表の上段記載のとおり、くまとりふるさと応援基金条例の改正によりまして、実績のうち協働については平成29年10月9日までの選択肢、子育て・教育につきましては同年10月10日以降の選択肢というふうになっております。また、30年度の実績につきましては平成31年1月31日時点の前提ということでよろしくお願いいたします。

それでは、表1をごらんください。

こちらは、寄附金のうち使途指定の内訳といたしまして、①の協働につきましては27年度が1,580万2,101円、28年度が7,637万3,440円、29年度が4,349万7,000円でございます。

次の段、②の子育て・教育につきましては、29年度が7,156万6,000円、30年度が32億1,185万9,002円でございます。

③のその他につきましては、27年度が283万円、28年度が7,404万円、29年度が1,115万5,000円、30年度が2億1,124万6,010円でございます。

次に、④の使途指定なしにつきましては、27年度が1億284万425円、28年度が2億4,692万2,181円、29年度が2億1,231万487円、30年度が41億82万7,000円でございます。

最後に、年度ごとの寄附合計といたしまして、27年度が1億2,147万2,526円、28年度が3億9,733万5,621円、29年度が3億3,852万8,487円、30年度が75億2,393万2,012円でございます。

また、平成27年度から30年度までの経費につきまして、資料の表2に基づき説明申し上げます。

こちらの表は熊取ふるさと応援寄附事業に係る謝礼品などの経費をお示ししてございまして、ごらんの額が、経費として寄附金を得るために発生した経費でございます。なお、同じ表の下に、参考として寄附実績に対する経費実績の割合を記載しております。また、あわせて参考としまして、各年度末時点の基金残高を表3に記載しております。

なお、各年度の寄附実績から経費実績を単純に差し引いた金額が基金積立額と若干異なっている理由につきましては、積立額に基金運用益等が含まれているという、そういった理由でございます。以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ご説明ありがとうございます。

表の中で、表2のほうに謝礼品の経費が41億円と書いてございますね。寄附金合計が表1のところで75億円ですけれども、その差し引き、基金積立額が35億円になっているのは運用益があったからということですね、それを含んでいるので。

それから、一番下の基金年度末残高は29年度の年度末残高に30年度の基金積立額を足したものでいいんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ちょっとこちらの表の見方というんでしょうか、積み立ての表をわかりやすく申し上げます。

まず、29年度の5億2,500万円がどういうふうにでき上がっているかということで申しますと、前の年の基金残高、そちらをごらんいただきますと3億8,465万7,390円というこの額に29年度、右の欄の基金積立額2億1,457万2,318円、これを足しまして、そしてその下の基金取崩額というのを引きますと5億2,521万7,091円ということになります。

したがって、その横の38億円というのは、5億2,500万円とそれからその上の35億2,200万円、そして、まだ未定になっておりますが、まだ定かでない額なんですけれども、ことしの基金取崩額、これを最終引きましたら、予算としては見込みとしては38億円になる予定と、こういう計算で見ていただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ありがとうございます。ちなみに29年度の基金取り崩しが7,400万円ですね。それと30年度取り崩しがあると見込まれているんですけれども、それはどういうものなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらのほうにつきましては予算で今後お示しするということになるんですが、29年度の7,400万円というのは、これは指定がございました保育所の運営事業と協働事業、この二本立てで7,400万円を活用させていただいたというところでございます。30年度につきましては、まさにこれから財政課のほうと調整の上、指定寄附内容であったりとかということでどれだけ足らざるかということで決定していくという、そういった予定でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。今これだけ38億円もの基金が集まったということで、これをどう使用していくかというのはこれから非常に重要なことなんですけれども、先ほどの共産党の会派代表質問の中で、アクションプログラムで経費削減をするんじゃなくて、基金があるなら基金を繰り入れてでも施策の見直しをしたらどうかというふうな提言がありました。これは全く別の視点から、今行っている31年度のアクションプログラムは基金繰り入れをしないで町財政運営をするために今何ができるかということで、町全体で経費削減の検討をしているところなんです。それを、そういうマイナスの見直しをしないで基金があるなら基金を使ってでも福祉に使うというのは、この重要な38億円も皆さんの好意でもらった基金を熊取町の将来に向けてどう使うかということを軽視した考えだと私は思います。

今進んでいるアクションプログラムでは、今ある熊取町の基本的な税収入と交付金等を利用して、その中でどれだけ町の皆さんに最大限の福祉サービスができるか、そのために何を削減していくかを検討する事業であって、それと基金があるからそれを使っていいという安易な考え方を示されるのはいかがなものかと思っておりますけれども、この基金をいかにこれから使用していくかというのは非常に重要です。

それで、予算の中にも出てはいますが、防災基金として10億円を確保するという考えが示されていますが、この基金の今後の使用計画はどのように考えておられるか、ご説明いただけますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問の2点目の基金の今後の使用計画につきまして答弁申し上げます。

先日の議員全員協議会で説明いたしましたとおり、平成31年度にくまとり防災基金につきまして10億円を予算化し、基金条例とともに本定例会に提案させていただき、現在ご審議いただいているところでございます。また、平成31年度末基金残高見込み額であります38億円から防災基金の10億円を差し引いた残りの28億円、さらに、既に用途を指定されている協働事業の約1億3,000万円を除いた26億7,000万円につきましては、公共施設等総合管理計画に記載の今後40年の費用総額約562億円、年間当たりの費用約14億円が試算されておりますが、これら子育て・教育などの公共施設の整備に活用していくことが基本ではないかというふうに考えております。

このような厳しい財政運営と確実に到来いたします人口減少社会の中でいかにこの貴重な財源を活用していくかが今後の重要な命題となるものと認識しておりまして、その活用に際しましては、住民ニーズや議員皆様方のご意見を拝聴しながらしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）防災基金として10億円確保するという案が示されているわけですがけれども、この10億円が今確保すべき基金なのかということについては予算委員会の中でも議論していきたいと思っております。

最初の説明で企画部長のほうから、10億円確保しておいて、使ったら使った分が減ってもいいんだという話がありましたよね。それについては、私はやっぱり防災基金として確保するのは、最低ラインそれだけの額を確保するという考え方に立つべきではないかと。だから、10億円を防災基金として確保するなら、災害がいつ起こるかかわからないけれども、それに対して毎年防災基金は必ず条件を確保する財政運営をするということになると思うんです。

そうではなくて、やはり10億円というのは余りにも大き過ぎて、私は防災基金としては5億円を確保する。5億円はミニマムで、これ以上は絶対減らしてはいけない基金と考えるのが普通ではないかなと思うんです。それと、使用目的から考えて、防災基金以外に5億円、財政調整基金とかそれ以外に特別の緊急支出に対応するべきお金を確保しておくという考え方のほうが柔軟にお金を使えるのではないかなと思うんで、この辺はまた予算委員会の中で議論したいと思っております。

基金の使い方いろいろありますけれども、熊取町も、特に10億円については公共施設に対応するというものがありましたね。公共施設が被災した場合に使うということが示されたと思うんですけれども、公共施設以外でもといたしますか、熊取町がこれから防災活動ができる状態を維持する、それから住民の健康のためのコミュニティの広場として維持するという老人憩の家というのは、非常に大きな位置づけにあるわけです。老人憩の家、今耐震設計が幾つかされておりましてけれども、老人憩の家が潰れてしまったらその自治体の活動がほとんど停止してしまう状況にあるから、老人憩の家の耐震化は早くやってほしいという要望があちこちからあると思うんです。

そのために幾らのお金が必要なのかということも緊急に調べて、それをいつ熊取町が投資するのか、それを補助金ありでできるのかできないのか、そういうところもありますけれども、そういうところを含めて、やはり防災基金として入れたものは防災によって発生した被害に対応するものとして、用途が非常に限られてしまうと思うんです。そういうところを踏まえて、老人の憩の家以外でも緊急にやらないといけない老朽化した施設があるわけですがけれども、そういうものを含めて基金の使用計画については慎重に審議して決定していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）重光議員のほうから、議員全員協議会でもありました防災基金の10億円とい

うところなんでしょうが、ちょっと私もそのときにしっかりとお伝えでき切れなかったところもございまして、この場をおかりしましてお話しさせていただきますと、確かに3つの大きな昨年の災害で8億6,000万円という経費がかかりまして、一定の目安としてそれを使ったというところもあるんですが、やはり10億円という額につきましては、住民の生命とか財産を守るんだという意気込み、その姿勢というもの、また住民の皆様の安心、保険という意味も込めまして、10億円という逆に一定インパクトのある額、これを要は創設させていただいたというところを補足させていただきます。

今、重光議員のほうから5億円程度がいいんじゃないかなという具体的なお提案もいただきましたが、これは実際のところ、我々につきましても議員と全く同じ気持ちでございまして、今後来ます公共施設、具体的にはもう老人憩の家はもちろんでございますし、その拠点になります老人福祉センター、また公民館というような40年が経過しようとしているような、そういった施設もございまして。そういったところの財源、これは当然、残っていますふるさと応援基金なんですけれども、絶対にそれに使わないとか使うということはこの場では明言はまだ今現時点ではできないんですけれども、必ず一般財源で補填していかないといけない。それから、毎年の歳入歳出では賸り切れぬというところは当然出てこようかと思っておりますので、そういったところに全国の皆様からいただいた資金を活用させていただくという、そういった姿勢が基本であるというふうに考えておまして、議員の皆様へそれをどういうふうに使っていくんだというところは、我々は毎年、当初予算であったりとか補正予算であったりとか、当然その前に議員全員協議会というところで皆様のご意見をお諮りしたいというふうにご考えておりますので、そういった機会を通じてしっかりとやっていきたいというふうにご考えておるといふところがまず1点でございます。

それと、あともう一つなんですけれども、例の防災基金についての10億円が固定で、もう一旦ここに納めてしまったらそれ以外に使えないんじゃないかという、そういったご懸念もあろうかと思っております。それはもちろん目的以外に使ったらあかんというのが基金条例のつくりになっておるんですが、ただ、当然その条例の中には第4条という条項がありまして、この第4条というのは、基本的にはそのときの財政が逼迫していた場合は町長が必要に応じて繰りかえ運用ができるという、そういった規定もございまして、ただ、繰りかえ運用の場合は借りるということで、いつか返さんとあかんということになりますので、状況によってはもう大変な事態です。当然条例改正をして10億円をそっち側に回すと。その回すというのは当然ありがたい話で、10年、20年、30年、大きな災害が来なくて10億円が手つかずの状態できれいに残っていると、財政状況は逼迫していると、そういったときはこういった条例改正を伴う基金を回すといった、こういったことも当然想定してございます。そのあたりはご安心していただけたらというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）一旦10億円基金として確保すれば少し安心できるかなという、そういう気持ちにはなると思いますが、いろいろやっぱり熊取町で逼迫していることが多いので、それはもう少し緩やかな管理をしていただいたほうがいいのではないかなと思うんです。

結局、今38億円残っているけれども、10億円が防災に回ると28億円です。それと、アクションプログラムでふるさと応援基金で10億円確保することにしています。そうすると17億円ですよ、残っている、使えるのは。17億円はほとんど何もできない状況で、あっという間に終わってしまいます。そういうことから考えたら、今のアクションプログラムの中で、ふるさと応援基金から10億円確保するということがあるとしたら、その10億円は別なアクションプログラムの中でさらにそれを出せるぐらいのことをしないと、あっという間に38億円はなくなってしまいます。最後に防災基金10億円が残るような状況になっては非常に困るわけですけども、今ある38億円を今、熊取町がこれからどうするのかというのは本当に慎重に審議していただいて、使い道を考えていただきたいと思っております。

来年以降も1億円をせめて超えるぐらいは集まればと思いますけれども、非常に厳しい状況が予測されますので、本当にありがたい年であったというか、これのおかげで少しは明るい計画も出せるのかなと思いますので、よろしく慎重な使用計画の検討をお願いします。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）重光議員からいろいろと貴重なご意見ありがとうございました。

寄附をこれだけたくさんいただいて、先ほど重光議員のほうから防災の基金で10億円、もともとアクションプログラムで見込んでいたのが10億円、17億円しか残らない。17億円しか残らない状況にはなりますが、ほかにも改革項目というのはアクションプログラムで掲載してございますので、そういったところでもやっぱり行革というのは町全体でやっていかないかんものであるというふうに、一丸となってやっていかないかんというふうに思っております。また、行革が31年度、ことしから始まったところでございます。5年間しっかりと行革に取り組んで、17億円がそのまま持ち越せるような行革であるように頑張っていきたいというように考えております。

それと、全く重光議員のお考えと私どもの考えは一致しております。要は基金を繰り入れないで財政状況の構築を図っていくというのが非常に大事でございます。これがもう一丁目一番地の行革のかなめで、目標でございます。ふるさと寄附を、下手な使い方というわけではないんですけども、使用方法を間違えると経常経費だけが高く積み上がって、重光議員がいつもご懸念、ご危惧されている経常収支比率だけが上がってしまうというような財政状況にもなりかねませんので、そういった部分も含めまして慎重に、この基金の使途は計画的に使っていききたいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、企画部長が説明されましたけれども、やはり基本は基金繰り入れをしないで健全な財政運営ができるということを目指すということで、アクションプログラムをしっかりとやっていただきたいと思います。

今、ことし特に数十億円ふるさと応援基金が入っているということで、私が非常に心配していたのはキャッシュフローです。実際、一般財源として税金とか国庫のお金とかいろんなお金が入って、交付金だとか入ってきますけれども、そのキャッシュフローとは別に、数十億円がぼんと現金として入ってくると。その数十億円の中には、さらに数十億円、その半分以上経費として使っているという状況があるわけです。だからそういう意味で、税金とか交付金の流れと同時に寄附金がどんどん集まってきているわけですが、これは何年もそういう状況が続くと非常に管理状況が心配になるんです。やはり、今からも数億円入ってくるとしたら、ふるさと応援寄附金のいわゆる入金と、それから経費として出すお金と、その実際の財布です。どの時点でもバーチャルの財布というのがあると思うんで、その辺の管理状態はどうなるんでしょうか。これは次の3番目の質問のことです。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、3点目のキャッシュフローの今後の管理につきまして答弁申し上げます。

初めに、寄附金の流れについて数値の流れを申しますので、ゆっくりとご説明させていただきます。

まず、寄附の申し込みをいただきまして、その後、現金またはクレジットカードにより決済された寄附金が、熊取町一般会計歳入予算の寄附金という財布にまず収入されます。次に、その財布から当該寄附に対する返礼品に係る謝礼品費やクレジットカード決済に係る経費等を一般会計歳出予算の熊取ふるさと応援寄附事業から支出して支払うという、そういった流れになります。そして、その支払いに対しまして、各月ごとの一般会計歳入歳出予算の執行状況につきましては、重光議員にもご参画、承認いただいております例月出納検査においてご報告させていただくと。今申し上げたこの収入と支出の手続を順次進めまして、最終的に1年間のトータル収入からトータル支出を差

し引いた額を、年度末に一括してくまとりふるさと応援基金積立額として3月定例会に上程いたしましてご可決いただいた後に、3月末に基金に積み立てるという、こういった一連の流れにより運用してございます。

今後につきましても、確かにことし38億円ということで非常に大きな額で、ちょっと混乱する危惧もあったかと、ご心配されたところもあったかと思うんですけども、しっかりと今後もこの流れによりまして適正に管理してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この寄附金は、非常に大きな額が入ってくると同時に、謝礼品費としていろんな業者、いろんな事業者から出さなあかんと。それから、クレジットカードとか公金システムの使用料についていろいろ多岐にわたってその支払いをせなあかんということから、本当に寄附金として残っている額の管理が非常に大変な業務になると思うんです。来年度以降どうなるかはちょっとわかりませんが、今年度は大変だったと思います。

あと、特別支出でいろいろ伝票処理とか封緘作業等やられていましたけれども、その辺も大変だったと思います。そういう意味では、きっちりと集計して報告していただきたいと思います。

羽曳野市では、寄附金について条例で、市長は、受領した寄附金について、台帳等に記載することにより適正に管理しなければならないと。市長は、寄附金の運用状況並びに寄附者の氏名及び寄附金額を羽曳野市広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するというものを規定しておりますが、熊取町はこれについてはどういう考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）町のホームページ、羽曳野市のほうですけれども、非常にしっかりと公表されているというところでもございまして、ここ3カ月ほどなんですけれども、ある事情によりましてふるさとに関するホームページを一旦ダウンしないといけないという事情はあったんですが、2月28日ですか、何とか復旧させていただいております。

ふるさととの活用につきましても、ページはございます。それとあと、ふるさと納税の具体的に誰が幾らしていただいたかということもあるのはあるんですが、具体的に申し込みの段階で、お名前を公表して要らないというところがあるんですが、大方の方は名前は要らないという方が多いございまして、今のところはほとんどの方の個人名が載っていないというようなそんな状況でございます。一旦3カ月ほど休止しておりましたが、今後につきましても、羽曳野市の例も参考にしながらしっかりと公表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今年度は非常に多くの方が熊取町のふるさと納税のサイトに注目していろいろ寄附していただきましたけれど、これから熊取町にちゃんと寄附していただける方というのは非常に重要な方だと思いますので、そういう方々の気持ちが集約できるように、1年間ほったらかした状態じゃなく、やはり半期ごとにでも、今どういう状況であるというのはホームページにでも掲載すると。寄附者の名前を入れる入れないは別ですけど、少なくともこれぐらいの寄附をいただきましたよということで、こんな状況ですというのはインターネットでお知らせするようにしていただきたいと思っております。

ふるさと応援基金の質問は以上にいたします。

2番目の質問に入ります。

2番目の質問ですが、ちょっと細かいところに入りますが、町の公有財産の使用です。有効活用についてどうなっているかについてご質問したいと思います。

天神山住宅がありました。住んでいる方は退去していただいて大原住宅が建設されたわけですね。天神山住宅の跡地、これは整備されて、それを利用するという活用計画が示されていたわけですね。

れども、天神山住宅の跡地の利用について、天神山住宅に住まわれている方の退去と絡めてどのような経過で整備されたかということについて説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、公有財産の有効活用についての1点目、天神山住宅跡地の有効活用計画等についてご説明申し上げます。

天神山住宅跡地につきましては、平成25年2月に策定しました天神山住宅跡地利用計画に基づき、公共事業代替用地の確保と公園、広場などの整備を進めてまいりました。

これまでに実施しました内容につきましては、町道小谷穴釜線道路改良事業における代替用地として活用するため、町道小谷奥出線から天神山住宅跡地への進入路の道路整備に伴い、平成25年度に設計委託約70万円、平成26年度に整備工事約1,500万円を実施し、公共事業代替用地の一部を町道小谷穴釜線道路改良事業の代替用地として活用を図ったところでございます。

また、平成28年度に公園整備工事を実施するに当たり、平成27年度に測量設計業務約390万円を実施したところでございますが、平成28年度の交付金内示額が低く、工事ができない状況となりました。

また、平成29年度には社会資本整備総合交付金交付要綱の運用が変わり、当該公園工事が交付対象外となり、町単独費のみでの公園整備は困難であることから、公共事業代替用地も含めた土地利用について再度検討が必要となっております。

今後、地元区の見解もお聞きしながら廃止も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）代替用地として活用されたのは何平方メートルですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）代替用地としましては335.33平方メートルでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）100坪ですね。実際、ここの跡地は2,150平方メートルあるんです。当初代替用地として使用するのには1,000平方メートル、公園が450平方メートル、広場が700平方メートルになるというような計画だったと聞いておりますけれども、資産価値にすると2,000平方メートルですから、4万円として8,000万円の価値があるんです。8,000万円ある価値を一つの代替地として使用しているだけで、あと何もしていないんですよ。小谷区と使用方法について相談しているとありますが、これは町の財産です。それを、8,000万円の代替用地、公園と広場で1,000平方メートルとしましてから代替用地で2,000平方メートルしか残らないとしているのは、これは公園と広場として小谷区に1,000平方メートルを使ってもらおうというのが本当に有効な活用方法なのか、それについて庁内で検討されていないと思うんです。

先ほどの公園設計ができない、あそこの広場にお金をかけられないからそのまま放置しておくという状況は、やはり8,000万円分の土地を遊ばせているということになると思うんですよ。これは町の非常に大きな責任だと思うんですけれども、これは、宅地として売りに出せばあそこ売れるかもわかりませんよね。その辺の計画はどうなっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、面積的なところで申し上げますと、確かに議員おっしゃるように約2,000平方メートルという数字、これは議員全員協議会の方での数字でございまして、それ以後きっちり実測いたしまして、全体的には約3,500平方メートルの面積があるということが判明してございます。そのうち代替用地と道路用地を除いた、現在公園、広場に計画している用地としましては約3,153平方メートルという数字がございまして。

ただ、議員もご存じのとおり、かなり高台に位置しております関係で法面の面積というのも非常に多くございまして、約半数の面積を法面が占めるというところで、純粋な残りの平地の面積とし

ましては約1,674平方メートル、この部分が平地の面積というところがございます。それと、当然この計画を策定するに当たりましては、当時小谷区に計画についてご説明を申し上げて了承を得た中で、今後、代替用地、それと公園、広場で整備していきますという了解を得て計画をつくっていったこともございまして、今回、今ずっとそのままの状態の中で、やはり地元区とも今後こうしていきたいということをきっちり話し合いを進めた中で、当然、議員おっしゃるとおり、処分をして売却というところも含めた中で地元区ときっちり協議して進めていきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）町の財産を非常に簡単に使用目的を決めて、代替用地として1,000平方メートルあると最初説明されましたよね、議員全員協議会の中で。その中で300平方メートルをもう使っているから600平方メートル強が使えるわけですよ。それを代替用地と使用することを勝手に目的を変えて小谷区の広場として使ってもらうんやということは、どこでオーソライズされているんでしょうかと。町有財産の使用目的を簡単に減らすということはいかななものかと。こういう点は、町の財産をどう使うのかと。その広場は代替地として使用して売れば、町に入るお金も、それを小谷区が広場として使ってください、小谷区自体も迷惑している話だというようなことも聞いていますよ、そういう土地をもらって小谷区が広場として使うのは。それは公式には聞いていないんですけども、そういう話もありますから。町が自分のところの町有財産の使用目的を勝手にこんなことで変えるということは非常に大きな問題だと思うんです。これはどういうぐあいに対応していくかというのは、やはり議員全員で考えていく必要があるのではないかと思います、今後。それについて何か答弁があれば。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）先ほどから理事のほうからご説明させていただいておるんですけども、多分、議員がお持ちの25年の議員全員協議会の資料、その中で公共用代替地と公園、広場ということで、その中で公園を設置していきたいということで議員皆様方からご意見もいただきまして、ご承諾もいただいたと私どもは考えてございます。

それで公園事業を開始したんですけども、先ほどの約100坪の代替地を活用させていただきまして、その後、公園事業を27年度から実施するに当たりまして27年度には設計業務をやらせていただきました。ただ、28年度には交付金がこの公園にはつかなかったということから断念しまして、29年度に再度交付金の要望を行ったところですけども、先ほど答弁でもお答えさせていただきましたようにこの公園が交付対象外となったということで、それにつきましては、もともとの補助金を本来いただける公園の基幹事業というものがございまして、この基幹事業には対応せずに、基幹事業の何割かを使える効果促進事業というのがございまして。これに充てるつもりであったんですけども、同じ公園の基幹事業と同じ公園の範囲しか効果促進事業は適用されないということで、もともとはゆめの森公園という大きな事業がございましたので、その効果促進を使って整備するという方向であったんですけども、同じ公園の中でしか効果促進事業が使えないということで断念したところでございます。

藤原町長からは、就任されて以降、ここの土地利用についてどうするんやということで何度かご指示もいただいていたところで、今年度当初から本来でしたら議論に入るところでしたんですけども、7月の豪雨で災害がございまして、またその後台風等もございましてなかなかこの議論にいけなかったところで、町長からも指示は出ておりましたし、町の中でもこの土地をどう活用していくのかということもございましたが、今、理事のほうからも答弁させていただきましたように、町単費だけであの公園を整備するということになればその当時の試算で約4,500万円ぐらいの工事費がかかるということで、これはもう断念せざるを得ないということで、今後、町としては一定、売買を前提として地元協議に入っていきたいと。

ただ、地元がどうしてもここを有効に活用できるような案があれば、またそれも含めた今後、協議を行っていただきたいということで区長には申し入れはさせていただいたところでございますけれども、その辺は地元の意見も聞きながら、有効活用ができるか、また売却のほうでいくのかということで、今、議員がおっしゃられるように、私も8,000万円ぐらいの価値はあると読んでございます。それらも含めて地元とも協議をやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これはやっぱり非常に重要な土地なんですよ。天神山住宅に住んでいる人に退去してもらうために、次に代替用地を確保するために退去してくださいと約束して裁判で和解したじゃないですか。そのときは、いつまでに退去するのは熊取町が代替地の工事を始めるからということで裁判所で約束して和解したんですよ。

だから、そういう重要な事項をもっと慎重に真剣に協議していただいて、小谷区が使用目的、意図を示してくれたというような小谷区に任すというのでは、それはおかしいと思うんです。やはり町として、これだけ8,000万円の価値のある土地をどうするのかと、これをそのまま遊ばせておくというのは非常に重要なことなので、ぜひともこれは真剣に考えて、今後の検討をしかるべき時期に、31年度に住民に示していただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）もう議員おっしゃるとおりで、早々に小谷区とも協議を進めるという中では、小谷区に任せるのではなくいろんな意見をお聞きするというので、一定、町の中で最終的な判断をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ここで数千万円も話が出れば、アクションプログラムについてもそれだけのロスを出しているということは非常に大きなことだと思うんです。これ、町長も真剣に考えていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

次は南小学校区のことなんで、旧熊取町立南保育所跡地、これのあり方、そこに南小学校と南児童の施設がくっついているんですが、これについてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）それでは、旧熊取町立南保育所跡地の有効活用計画等についてご答弁申し上げます。

旧南保育所につきましては、平成29年3月の閉園以降、公共施設としての利活用につきまして庁内各部局に対し活用意向調査を行いました。現施設が新耐震基準以前の建物であるため建物を利活用するに当たっては耐震補強が必要となることなどから、結果として有効な活用策はなかったところでございます。このことから、当該施設の活用につきましては、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に位置づけ、平成31年度までを検討期間として、売却を含めた活用方法について引き続き検討しているところでございます。

なお、売却の検討に当たりましては、アクセス道路が狭小であることなどから、当該土地の用途制限や土地開発の条件などについて現在調査を行っているところでございます。さらには売却方法につきましても、更地とした上での売却方法では撤去にも相当な費用が発生することが想定されることから、現状の建物を残したまま落札者による建物解体を条件に売却する方法につきまして先進事例の調査研究を行うなど、引き続き検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）木造建屋で耐震設計が前のものということで、耐震補強が必要ということだと思う

んですけれども、今の屋根の状態で支柱とかがかなり老朽化してもう使えないというのであれば、それは除却しないといけないのかもわかりませんが、木造の建物自体が非常にまだ丈夫であるという考え方で設計される業者もおられるんですよ。例えば、あそこは瓦屋根が全部上に載っていますから、屋根の瓦自体をスレート等の軽量部材に変えてやれば簡単な耐震補強で使用できる可能性もあるんじゃないかと思うんですが、そういう検討はされたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）旧南保育所の構造についてでございますけれども、こちらにつきましては昭和53年建築という形で、確かに瓦屋根ということで相当数を上には重い部材が載っているというところでございます。旧南保育所につきましては、こちらの構造が木造でなく鉄骨造だったと思います。木造ではございまして鉄骨造の平屋建てとなっております。そういったこともあるんですけれども、今、議員がおっしゃいましたような形の部材を変更してということでの耐震補強に向けての検討は、現時点ではしていないという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは、使用用途をどうするかという検討、今のまま、じゃそのスペースを何に使うんやというような目的がないと、なかなかその検討ができないと思いますけれども、もう一つは、今、南学童は一つの建物が、子供が遊んだら下の民家に音、振動が伝わって、そこは3時半までは使えないという状況になっているんです。かなり大きなスペースなんです。今、学童の施設の状態も書いていますけれども、それはどのように把握されているわけですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今、議員がおっしゃいましたような近隣住民からの騒音苦情ということで、当然私もその状況は承知してございます。そういったこともございまして、そもそも南学童の現状ですけれども、もともと1クラブ運営でございました。ところが、児童数が増加したことによりまして平成25年4月から2クラブ化してございます。そのときに、1カ所では当然既存の施設では手狭であるということで、今、議員もご存じのようにユニットハウスを設置しているという状況でございます。

騒音につきましては、対策ということで平成31年度の当初予算のほうにプレイルームと言われていたところが平日の午後3時半までは、全く使用していないわけではないんです。学習等では使用しておるんですけれども、大きい音が響いていくというところで、そういった防音対策というか床材の改修をするための経費を、平成31年度の当初予算案に計上しているというところで、ご可決いただければ早急に対応はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）施設について、床材で済まないで基礎部分から反響するような空洞構造になっていると思われるんですけれど、あれはプレハブですから一応どんな基礎の上に載せてあるのか調べればすぐわかることです。そういう専門的な対処方法について検討がされていないんじゃないかと思うんです。今の床材を変えたら直るんだというのは明確なんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）今回の対策の工法につきましては、本町まちづくり計画課のほうから技術的な助言をいただきまして、今回、床材というのは、今、床と基礎の部分に空洞があるということで、その間に防音性、あと断熱性の高い部材を中に入れるというような工法を現在予定しているところでございます。そういった形で騒音対策を講じたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そのような修理でうまくいけばいいですけれども、そうでなければやはり、学童保育の建物自体を南保育所の建物を使えるようにしたらどうなるかというような検討はどこかですべきやないかと思うんです。そういう専門的な検討がされていないのかなと。

そういうことについて施設全般で専門家が見られるような検討部署をぜひ設けていただきたいのと、今度はグラウンドのことになりますけれども、南小学校のグラウンドというのは大型車両が入れないんです。軽が南学童の中の通路を使って、公道と学舎の間の通路を狭いところぎりぎりに入って初めて車が入れると。それについてはどのように考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）ご指摘の点なんですけれども、南小学校の進入口として4カ所ございます。ご存じとおり、正門のところと今おっしゃられた南学童のほうから入るところと、あと北も朝代の村中からずっと上がってきてすぐにプールのところからも入れるところと、あともう少し平らなほうに進んでいって北門というのがございます。ですから、緊急的なときはそれぞれ近いところからという考えであったり、あるいは車両の大きさによってということになるかと思えます。

おっしゃられるように、運動場に入っていく場合は、体育館の後ろをずっと通って倉庫のほうに回ってが一番広いところで、2トン等はあそこは通れますけれども消防車とかは厳しいかというふうに、これは事前に学校の聞き取りはしております。ですから、何かあったときには何らかの対応が必要かなというふうに考えております。今のところは臨機応変に対応が必要かというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）臨機応変にいろいろ各部署で検討されていると思うんですけれども、その部分を全体的にどう改善するかという検討の場をぜひとも持っていただきたい。例えば、入学式とか卒業式で南小学校は車がグラウンドに入れないからその周辺に駐車するんですよ。それでやはり周辺の駐車場、住民の方とトラブルも起こっているとお聞きしているんです。そういうことが毎年続いているのに、教育委員会はそういう問題があることを知っているはずだけれど全然今まで手はつけていない。その大きな改善をどうするかということもされていないんです。グラウンドに乗用車がどんどん入れない学校は、多分南小学校だけじゃないかなと思います。そういうところを、南学童保育所の跡地をどうするんやというのも含めて南小学校区の小学校の部分の部分をどうしたらええんかということもぜひ早急に検討する場を持っていただきたいと町長に要望したいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

（「町長に」の声あり）

教育次長（貝口良夫君）すみません、補足だけです。

そういう利用は運動場は余りしていないんですけれども、先ほど申し上げたように、2トン車等は今現時点でも通れることと、昨年9月4日、台風21号のときもかなり、10メートルを超える木の倒木がありまして、ああいったことの重機を載せたりとかする車両とかは通っておるので、それは今後の利用の考え方だというふうに認識しております。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）全庁的に協議、検討する場というのは、私が町長に就任以来、部長の皆さん方にはそういう方向でいろいろと部長会に上げてくれるようお願いしているところでございますけれども、なかなか部長によっては情報も知らんという情けない部長も中にはいるんやと思います。情報の報連相というふうなことは以前、文野議員から聞いたような気がするんですけれども、その報連相ができていない今の熊取町役場、もう本当に大きな問題やというふうに改めて確認しております。4月の再編については、その能力のない部長なんかは降格したいなというふうな思いでいっぱいでございます。

ちょっと言葉を荒げた内容になりましたけれども、なかなか3年言い続け、お願いしたことが部長らに伝わっていないというのがもうまさしく今、私の不徳のいたすところかなと反省もあるんですけれども、受け入れない部長についてはもう降格も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の発言は少し過激かと思えますけれど、やはり人は上司の背中を見て育つということがありますので、その辺も十分に心得て町政運営をしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、熊愛の会、重光議員の質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議案第18号から議案第24号までの7件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席2番 重光議員、議席4番 阪口議員、議席6番 鱧谷議員、議席8番 渡辺議員、議席10番 矢野議員、議席11番 佐古議員、議席14番の私、坂上巳生男、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

（「16時26分」から「16時30分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に佐古議員、副委員長に鱧谷議員、以上のとおりでございます。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第29 請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の件を議題とします。

本件請願書を朗読いたします。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願。

平成31年2月25日付で、くまもり社会保障推進協議会会長、伊藤 守氏、事務局長、大浦正義氏より提出されております。

紹介議員は、江川慶子議員、鱧谷陽子議員、文野慎治議員でございます。

それでは、朗読いたします。

国民健康保険料の負担軽減を求める請願

【請願の趣旨】

1、町は2019年度の国保料を国保会計の黒字分等を使い、負担軽減をはかること。また、滞納者を困窮に追い込む無理な差押えや医療から遠ざける保険証の不交付を止めること。

2、町民の国保料負担の大きくし、国と市町村の意見を軽視する「大阪統一国保」の中止を求めること。また他の大多数の市町村と連携して、「大阪統一国保」を抜本的な改訂を求めること。

3、低所得者・多人数世帯の国保料軽減のため、国と大阪府に助成拡充を求めること。

4、地震・台風等の災害により家屋等に損害（一部損壊を含む）を受け、国保料の納付が困難になった世帯を対象に、国と大阪府の助成を得て、町独自の減免制度を設けること。

【請願の理由】

国民健康保険（国保）は2018年度より保険者が都道府県単位となり、厚労省が示す都道府県標準保険料にもとづいて、府県の示す市町村標準保険料を目安として、市町村の協議より、自治体が国保料を決定します。そして、府県が保険財政を管理して、市町村が実務を担当します。しかし、大阪府は、市町村との合意が不十分なまま全国で唯一、6年後の2024年に保険料率など全てを統一する「大阪統一国保」【都道府県化の大阪方式：①医療費水準を加味せず、保険料の決定基準を所得割だけとする、②標準保険料を統一保険料率とする、③保険者努力支援金の各種インセンティブ分を次年度の国保料の引き下げ分に使えないようにする、④条例減免も統一し、各市町村の法定外繰入を原則禁止する、⑤激変緩和措置は6年間とする、等】を目指しています。府下の43市町村の内、18年度に大阪方式の国保料統一に従ったのは8自治体と減免基準統一は重複を含む9自治体です。そして、「大阪統一は不合理」との事情と意思があり、2023年度までに大阪方式に合わせる予定が14、最終年2024年に合わせる予定が残る多数の自治体です。

厚労省は大阪方式について、市町村の自主的な権限を軽視していること、国保料の大幅な値上げを招く懸念があることを明らかにし、大阪府に対して市町村との合意形成を図るように求めました。

熊取町は、2016年度に国保料を大幅に値上げして、それまでの赤字分を埋めて黒字を生みましたが、大幅値上げに町民の批判もあり、17年度には保険料を引き下げました。17年12月1日大阪府HP公表の市町村の「意見表明」では、熊取町は無理な大阪方式を強く批判しましたが、18年3月に町の国保条例を大阪方式に従う改定をしました。18年度の大阪統一国保料は10%の大幅値上げになるため、17年度の黒字分の一部7,000万円を町独自に激変緩和措置の財源として使い、値上げを半分に抑制しました。

今年、1月11日大阪府は2019年度の統一保険料を公表しましたが、これをモデル世帯で比較すると全国トップの高額国保料になります。町の事業納付金は1人当たり国保料が12,745円、9.4%の値上げです。また、医療分での「熊取町18年度」と「大阪統一19年度」を比較すると、均等割＝人数割は（27,311円→29,713円、）8.8%の値上げ、平等割＝世帯割は（22,251円→31,799円）42.9%の大幅値上げとなるなど、低所得・多人数の世帯ほど、大幅値上げになります。市町村自治と町民の暮らしを壊す「大阪統一国保」が続く限り、今後も町の国保料の連続的な値上げが必至です。よって、上記を請願します。

以上

議長（坂上巳生男君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「16時37分」散会）

3月熊取町議会定例会（第4号）

平成31年3月定例会会議録（第4号）

月 日 平成31年3月27日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
兼 子 育 て 支 援 課 長		兼 子 育 て 支 援 課 長	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第2号 くまとり防災基金条例

議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）

議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）

議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）

議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第9号 町道路線認定及び廃止について

議案第10号 町道路線認定について

議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算

議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算
議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願

追加付議案

議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第26号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第13号）
議案第27号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）
議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書
議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
議員提出議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）開会に先立ちまして、一言私のほうから発言したいことがございますので、お許し願います。

去る3月7日の本会議における江川議員の会派代表質問において、前置きとして質問通告にない大阪府知事選挙に関する発言があり、町長の感想を求めているという形での通告外質問が行われました。一般質問や会派代表質問の前置きとして、通告にない事項について議員の個人的見解を述べるということは、これまでも見られたことであり、大阪府政にかかわる江川議員の個人的見解も議会質問の前置きとして許容される範囲であったと私は考えております。しかしながら江川議員は、新聞記事を引用しつつ自身の見解を述べた後、藤原町長に感想を求めました。これは明らかに通告外質問であり、質問通告に沿って質問するという議会のルールを逸脱しています。

例外的に質問の展開の中で派生して生じてきた質問で理事者側が答えられる範囲の質問であれば、これまでも認められてきました。しかし、原則として通告外質問は許されておらず、江川議員の今回の質問は会派代表質問とは全く関係のない質問であり、議長としては、江川議員に対し、答弁は求められないとして質問を制止すべきでした。その判断を誤り、実質的に町長の答弁を促すことになってしまったことは、私の議長としての采配の誤りと言わざるを得ません。町長及び議場におられる関係各位に深くおわびいたします。

今後は、質問通告のルールが遵守されるよう、今回の経験を教訓として生かしてまいりたいと思います。

ただ、私の任期はあとわずかであり、本会議も本日1日限りであります。今後は、統一地方選挙後の新たな議長にこの経験が引き継がれていくことを期待しております。

以上で、私の発言を終わります。

議長（坂上巳生男君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月11日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成31年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、国民健康保険条例の一部を改正する条例の件ほか2件、また、議員提出議案として、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書のほか2件、以上6件を追加議案といたします。本6件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をさせていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案3件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上7件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第2号 くまとり防災基金条例の件、日程第2 議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件、日程第3 議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件、日程第4 議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、3月6日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（佐古員規君） それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月6日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、3月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第2号 くまとり防災基金条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第2号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 くまとり防災基金条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 工事請負契約の締結について（熊取南中学校校舎等屋根災害復旧工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第5 議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第7 議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第10 議案第10号 町道路線認定についての件、日程第11 議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第12 議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第13 議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、日程第14 議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第15 議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件、以上11件を一括して議題といたします。

本11件は、3月6日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（阪口 均君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月6日の本会議において本委員会に付託されました議案11件の審査を行うため、3月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 印鑑登録条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第16 議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算の件、日程第17 議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第18 議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第19 議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第20 議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第21 議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第22 議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、3月7日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。佐古予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長(佐古員規君) それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算の件ほか6件の審査を行うため、3月14日、15日、20日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算の件について審査を行いました。

一般会計予算については、歳入歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項ごとでそれぞれ2班ずつ、計4班に区分して審査を行いました。

審査において、活発な質疑応答があり、会派から意見・要望が提出されましたので、その報告をいたします。

まず、熊取公明党代表からは、1、くまとりふるさと応援基金を活用し、10億円を原資とする防災基金の創設については評価できるが、運用について国・府から補助のない災害見舞金等にも活用

できるように検討されたい。

2、防災・減災対策として、地域防災力強化に向け、防災士の育成については評価できるが、自助の取り組みとしてマイタイムラインの作成を推進されたい。公助の取り組みとして、国が防災に関する指針で備蓄を促す液体ミルクを避難所の備蓄物資として導入されたい。また、非常時における有効な情報伝達媒体として、難聴地域に戸別受信機の貸与を検討されたい。共助の取り組みとして、障がいのある方への災害時バンダナの配布を検討されたい。

3、学校環境改善として、東小学校を除く中央、西、南、北小学校のトイレの洋式化が国の交付金を活用し、整備されることは大変に評価できるが、子どもたちの使い勝手のよい暖房便座を整備されたい。また、東小学校の大規模改造工事が交付金を活用して計画的に実施されるように図られたい。

4、学校教育の充実として、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、全小学校区に配置されることは評価できるが、いじめへの対応としてスマホを活用した相談体制の整備についても検討されたい。また、放課後の子どもの安全な居場所づくりとして放課後子ども教室を31年度は北小学校でも取り組まれることは評価できるが、残り2校の取り組みも推進されたい。がん教育や防災教育についても積極的に取り組まれたい。

5、町内を循環するひまわりバスについて、民間路線バスと競合を招かないように、1コースだけ駅への乗り入れを試行的に実施し、利便性向上に努められたい。また、フリー乗降制度の拡充等、適宜見直しも図られたい。交通弱者を救済するために、デマンド型乗り合いタクシーの導入も検討されたい。

6、にぎわいづくりの推進として、くまとりにぎわい観光協会や商工会との連携によるイベントの拡充や交流人口の増加を図り、地域活性化に積極的に取り組まれたい。行革によるイベントの縮小は避けられたい。

7、障がい児・者福祉の充実として、軽度難聴児補聴器交付事業を新たに導入されることは大変に評価するものだが、ヘルプマーク、ヘルプカードの周知徹底、手話の理解と普及、精神障がいの方への理解啓発と地域との交流事業等に積極的に取り組まれたい。

8、子育て支援について、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援として産婦健康診査の実施、産後ケア事業の実施については評価するものだが、産後ヘルパー制度の導入についても検討されたい。また、風疹の感染拡大防止に向け、39歳から56歳の男性の抗体検査と予防接種の実施について、大変に評価する。対象者への受診券発行や受診体制の整備に積極的に取り組まれたい。

9、道路整備及び交通安全対策について、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点区間の通学路の安全・安心な歩行空間の確保、久保地区の変則6交差についての安全な交差点整備に積極的に取り組まれたい。また、路面下空洞調査についても計画的に事業実施を進められたい。

10、3世代近居等支援については、定住策として評価できるが、転入促進策として、もっと若年層が飛びつくような魅力あふれる内容の拡充を検討されたい。

11、BNCT実用化の推進とともに、熊取アトムサイエンスパーク構想実現への取り組みを積極的に推進されたい。

次に、未来代表からは、1、転入定住促進について、3世代近居支援策については成果が出ており、一定の評価ができる。今後も「子育て・教育のまち」をPRし、子育て世代の転入促進に力を入れていただきたい。

2、組織について、グループが細かく分かれ過ぎて機能していないと思われる。グループ制のメリットが最大限機能するように組織の再編を進めていただきたい。また、RPAを導入し早期に組織の合理化を進めていただきたい。

3、ふるさと応援寄附について、平成30年度は過去最大の寄附額となり、協力事業者と職員の頑張りだと評価できる。来年度以降は今年度と同様の返礼品を提供できるかどうかは不明だが、今年度同様に多くの寄附を集められるように取り組んでいただきたい。そして産業振興課が中心になっ

て本気で熊取ブランドをつくり、熊取町が自力をつけることを願う。

4、地方創生推進事業について、地方創生推進は、SDG s の17のゴールのいずれかの達成に向けた取り組みが重要である。熊取町の活性化に向け、大胆な施策実施に挑戦していただきたい。

5、国際交流事業について、ミルデューラ市の子どもたちとの交流につき、野外活動ふれあい広場での交流やSNSを活用した交流の促進等、子どもたちの国際感覚の醸成に寄与した取り組みを評価する。引き続き、交流の輪がどんどん広がっていくような取り組みを期待する。

6、ひまわりバスについて、利用者はふえているようだが、ルートの変更やバス停位置の変更等で利用者がふえ、運賃収入がふえると考え。フリー乗降区間を広げる等、ニーズに即した運営を期待する。

7、委託料について、部署を横断した一括発注により、10から20%の経費削減効果が出た取り組みを評価する。引き続き、改善を重ねていただきたい。

8、防災について、防災基金として10億円の繰り入れは評価するが、柔軟性を持った運用に配慮していただきたい。また、防災計画を見直し、地域の実情に沿った地域防災マニュアルの作成に尽力していただきたい。避難所運営についても、先進事例に倣い、何度もシミュレーションを重ね、机上の計画だけで終わらないような取り組みを行っていただきたい。

9、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園について、この3年間、ゆめの森公園の夏季の利用者減少を解消できるだけの効果的な取り組みがなされていない。奥山雨山自然公園エリアを一体的に捉え、全庁的にインバウンドも含めたPR方法を積極的に検討していただきたい。

10、学童保育事業について、クラブ定員の適正化に向けたクラブの増設及び必要備品への対応等を高く評価する。今後は、指導員の安定した雇用の確保等、処遇改善に向けて取り組んでいただきたい。

11、熊取図書館について、利用者をふやす取り組みの一環として、レイアウト変更やカフェ等の飲食スペースの設置に向けた取り組みを評価する。今後も図書館が情報の拠点として発展することを期待する。

12、英語教育ALTについて、ALT増員への取り組みについては評価する。授業で培った英語力の力試しの場づくりとして、民間英語試験（英検・TOEFL・IELTS）の受験料補助を検討していただきたい。この点でも「教育のまち熊取」を強くアピールしていただきたい。

13、学校図書館司書について、学校図書館司書の全校配置については評価できる。しかしながら、本を読まない子どもたちがふえてきているため、本に親しみが持てるような取り組みを期待する。

14、病児保育について、過去、教育・保育の面で近隣より優位に立てていた時期もあったが、近年その優位性はほぼないものと感じられる。全国的に進んでいない病児保育をソサエティー5.0でも示されている遠隔医療で実現できると考える。これは、熊取町の行政サービスの新たな付加価値である。真剣に検討していただきたい。

15、中学校部活動支援について、子どもたちがさまざまなクラブ活動を通じて成長できるよう、外部人材をさらに活用し、多くの選択肢を与えてあげられるような取り組みを期待する。

次に、熊愛の会代表からは、1、平成31年度を防災元年として、防災基金の創設は評価できるが、その運用に当たっては、常に最小限5億円を確保することを目標にし、災害発災後の公共施設の復旧だけに使用するのではなく、災害予防にも使用するなど柔軟な運用をしていただきたい。

2、防災マニュアルは早急に開示して、町内の自主防災組織と情報共有をして、さらに実際的なマニュアルにして改善していくこと。特に避難所運営マニュアルは、町と住民の分担を明確にして、最善のマニュアルにしていくこと。

3、防犯カメラは今年度2台追加設置されかなり整備されたが、子どもの安全確保と犯罪抑止の観点から、早急に100台の追加設置をしていただきたい。

4、総合体育館の運営に関しては、町内と町外の人利用状況を把握し、その利用料のあり方について早急に検討していただきたい。

5、地域の人の交流や防災活動の拠点となる各地域の老人憩の家の耐震補強の設計が進められているが、具体的な予算の確保と早期の実施スケジュールを示していただきたい。

6、障がい者福祉については、障がい福祉計画に基づき必要な福祉サービスを提供するとしているが、精神障がい者に対するサービス拡充の具体的な計画はできていない。広域連携を含め精神障がい者に対する包括支援センターと対応施設（人）の創設について、近隣自治体と共同して、大阪府と政府に設置の働きかけをしていただきたい。

7、熊取ブランド創出に関しては、既存の熊取コロッケの販売促進の支援を進めるだけでなく、改善レシピの募集など新たな人気コロッケの製造・販売を定着できるような企画を実行していただきたい。

8、永楽ゆめの森公園のひまわりバス停車位置を、高齢者と幼児のために、できるだけ早く永楽墓苑入り口に戻していただきたい。

9、高齢者の増加に対応し、買い物支援のオンデマンド交通システムの導入を検討していただきたい。

10、秋の町民総合体育大会開会式は、炎天下のグラウンドで行われているが、高齢者や子どもたちの健康を考慮するとともに、雨天中止という残念な事態も回避できるひまわりドーム内での実施を検討していただきたい。

11、ひまわりドーム内のトイレの洋式化率を早急に拡大していただきたい。

12、公民館と老人福祉センターを、高齢者の活性化と町の文化活動の一層の活性化のために、できるだけ早くユニバーサルデザイン化した施設で新築していただきたい。

13、首長会議などを通して、大阪府の教職員の給与を近畿圏内でトップレベルとなるように働きかけていただきたい。

14、首長会議などを通して、給与面での保育士の待遇改善を政府と大阪府に強く要望していただきたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、職員体制について、平成30年度より第3次行革プランに基づき職員削減が断行されている。平成31年度の正職員数は平成29年との比較で14名の削減。再任用がふえているとはいえ、わずか2年で5%の削減。自己都合退職の多さも問題である。防災元年の年であるからこそ、職員削減の方針は撤回し、必要な職員は採用されたい。

2、保育所の民営化について、西保育所民営化は白紙となったが、行革アクションプログラムの計画は残っている。保育・幼児教育無償化による需要の増加を考えれば、公立保育所は削減すべきではない。計画そのものの撤回を求める。

3、学校教育について、教員の過重負担解消に努め、現場の先生が児童一人一人に目が届くよう、35人数学級の拡大に努められたい。就学援助は、現行の所得基準を維持されたい。

4、学童保育の大規模化に対応した施設整備、指導員の待遇改善を求めます。また、現在の法人が事業を継続できるよう、指定管理のあり方を検討されたい。

5、ひまわりバスについては、永楽墓苑利用者の利便性を考え、バス停の移設を検討すること。また、駅西整備にあわせ、熊取駅への乗り入れも検討されたい。

6、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、久保高田線歩道拡幅、紺屋上橋拡幅工事を着実に進められたい。

7、大規模地震・台風災害に備え、地域防災計画を抜本的に見直し、自主防災に役立つ防災マニュアルを完成されたい。

8、38億円に達するふるさと応援基金を有効に活用し、転入・定住促進とあわせて産業活性化の取り組みに本腰を入れられたい。

次に、新政クラブ・新守クラブ代表からは、1、転入・定住促進策について、空き家バンクもうまく活用し、3世代近居等支援のさらなる拡充を図っていただきたい。

2、家庭教育・学校教育支援について、放課後学習及び自習室の拡充と、増員予定のスクールソ

一ジャンルワーカーの効率的な配置の工夫やスマホやSNSに関するさまざまな問題への指導対応強化、部活動支援として外部指導員など積極活用の拡充、さらには、教職員への校務用PCの1人1台に向けての拡充など働き方改革の推進を行うとともに、新学習指導要領実施に向けた人員及び研修会等の充実など、引き続き「教育のまち・熊取町」の確立をお願いしたい。

3、スポーツ推進について、熊取町の恵まれたスポーツ環境から、子どもの体力の底上げや将来のアスリート創出、高齢者の介護予防、スポーツツーリズムの視点での地域活性化などを目的として、大阪体育大学を初め各大学や各種団体、機関との連携をより密にし、地域スポーツコミッションの早期立ち上げ支援に向け、合宿施設誘致や国際規格に沿った施設導入等思い切った施策の実施を要望したい。

4、横串で連携できる組織見直しについて、前項実現に向けて、また、稼げるまちづくりを目指し、各部署横断的な施策を迅速に遂行するためにも、健康・スポーツを核とした首長部局でのスポーツ健康推進プロジェクトチームの新設による業務の統合化を推進されたい。

5、防災・減災対策について、災害時でも町民の皆さんが安心できるように、災害時応援協定を複数の自治体や企業と締結し、災害物資の確保に努めることや、社協を通じての災害ボランティアの受け入れ派遣体制を万全にしていきたい。また、老人憩の家の耐震診断設計・改修を一年でも早く前倒して終わることができるよう要望する。また、避難所へのWi-Fi設置及びバリアフリーの洋式トイレの配置を進めていただきたい。

6、若者によるまちづくりについて、若手職員を初め町内若手経営者や学生など、未来を担う若者のアイデアや発想力を形にできる仕組みづくりを推進されたい。

7、奥山雨山自然公園整備について、指定管理者設置によって永楽ゆめの森公園のより効率的な公園運営支援と奥山雨山自然公園の総合的整備の推進による地域活性化策を講じられたい。

8、熊取アトムサイエンスパーク構想について、BNCT実用化、治療施設の実現に向けての取り組みなど、熊取アトムサイエンス構想の実現に向けた取り組みを推進されたい。

以上の意見・要望が出されました。

そして、採決の結果、議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算の件及び議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件についての審査を行い、活発な質疑応答の後、会派から意見・要望が出されましたので、その報告をいたします。

まず、日本共産党熊取町議員団代表から、国民健康保険特別会計は、保険料の値上げは行わないこと。均等割第3子以降の免除など減免制度の拡充を求める。引き続き、資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談をされたい。生活に影響を及ぼす差し押さえはやめられたい。

介護保険特別会計は、国の制度改正などにより必要なサービスが受けられない事態が発生しないよう心がけられたい。地域包括支援センターと連携をとり、町の責任で安心できる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計は、指定管理者による運営で新規サービスも行われているが、町としても、共同墓の設置など、引き続き検討されたい。

水道事業会計については、大規模地震に備え、引き続き耐震管路への更新を進められたい。また、企業団への統合については、採算のみならず、災害時のことなどもあわせ、慎重に進められたい。

下水道事業会計は、整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区は国の交付金を活用しながら、整備促進に力を尽くされたい。水道、下水道ともに、値上げはせず、料金の抑制に努められたい。

次に、熊取公明党代表から、国民健康保険事業特別会計については、平成30年度から都道府県化がスタートしました。保険料の徴収や医療費の適正化等に対してインセンティブが交付されます。熊取町独自の取り組みとして30年度から実施された健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健康」を大変評価するものです。特定健診の受診促進に積極的に取り組まれます。また、ジェネリック医薬品個別差額通知の発送など、後発医薬品の勧奨にも引き続き取り組まれます。

介護保険特別会計について、タピオ体操プラスによる介護予防事業を推進する中で、介護認定率は18%を超える見込み。さらなる事業の拡大に取り組まれます。また、認知症予防については、スマホや携帯電話、パソコンで気軽にチェックできる認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努められます。

墓地事業特別会計については、永楽ゆめの森公園の駐車場の有料化に伴い、車での墓苑来苑者には専用カードでの対応を図られているが、ひまわりバス利用者は、バス停が平成28年8月から移動し、墓苑入り口まで緩やかな坂道を歩かなければならなくなっている。墓苑を来苑する高齢者や障がい者の方への配慮としての対策を検討されたい。

水道事業会計については、2021年度からの統合に向け、具体的な統合メリットを明確化した統合案を取りまとめるようだが、デメリットについても調査研究されたい。

下水道事業会計については、国の補助金を活用し、計画的に整備を推進されたい。

次に、熊愛の会代表から、国民健康保険事業特別会計について、国民健康保険事業の黒字分を活用した熊取町独自の負担増軽減対策を継続していただきたい。首長会議などを通して、高齢者や低所得者にとって大きな負担となっている国保料を下げる補助金の投入を政府と大阪府に請求する活動を実施していただきたい。

下水道事業会計については、南小学校区と東小学校区の下水道管布設事業の加速を検討していただきたい。特に南小学校区の下水道管布設は、転入促進策にも有効となることを考慮していただきたい。

以上の意見・要望が出されました。

そして、本6件について採決を行った結果、まず、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第18号から議案第24号までの7件について、一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第24号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、これら7件について、原案に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、平成31年度熊取町一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

まず、一般会計予算についてであります。平成31年度予算においては住民要望を反映した事業が盛り込まれております。学校施設の改善についてはトイレの洋式化、東小学校の大規模改修、給食設備の更新などが予定されており、道路の安全対策として町道久保高田線歩道拡張、紺屋上橋の拡幅工事などが盛り込まれています。また、老人憩いの家の耐震診断、耐震改修も計画的に進められています。学童保育事業については、大規模化に対応した施設の整備での一定の対策が図られていることは評価するところです。しかしながら、第3次行革プランの方針を基本的に維持し、何ら計画を変更しようとする点はない点は、住民の暮らしと安全を守る上で大きな問題です。

これまで指摘してきたように、第3次行革プランの土台となっている平成28年度決算は、国からの財源が特別に落ち込み、同時に町税収入も落ち込んだ特別な年度であり、平成29年度決算は大きく改ざんされました。また、行革プラン策定時には5年で10億円と見込んだ活用可能なふるさと応援基金は38億円に達する見込みであり、そのうち10億円を防災基金に積み立てるという余裕が生まれています。このような財政状況の変化を反映して実行に移されていない計画も生まれていますが、職員の削減は着実に実行されています。平成31年度当初は、平成29年度当初の比較で正職員が14名も減少することになります。5%もの削減は防災・危機管理にも影響を及ぼすおそれがあります。自己都合退職の多さも問題です。保育所民営化や窓口民間委託など第3次行革は抜本的に見直し、職員の削減方針は直ちに中止すべきです。

国民健康保険事業については、大阪府統一国保のもとで2年目の予算となります。大幅値上げの標準保育料率が示されるもとで、新年度予算において黒字分を投入しても一定の値上げが予想されます。健康増進の努力はされていますが、住民負担軽減のための多子減免など減免制度拡充の努力が見られません。また、短期証、資格証の発行は極力抑え、住民が安心して納付相談ができるよう体制を整えるべきであります。

国民健康保険の高過ぎる保険料率を改善するためには、抜本的に国の財源をふやさなければ解決しません。保健事業も大切な課題ではありますが、国や大阪府への働きかけを強め、保険料軽減のためのさらなる努力を求めるところです。

以上をもって、平成31年度一般会計予算、国民健康保険事業予算に対する反対討論といたします。議長(坂上巳生男君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) 私は、議案第18号から第24号までの平成31年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算について、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計については、前年度に比べて約17.3%増の過去最大規模の予算となっております。平成30年度の熊取ふるさと応援寄附による基金繰り入れが増額の大きな要因ですが、平成31年度を防災元年と位置づけ、くまとりふるさと応援基金を活用し、10億円を原資とする防災基金を創設、100人の防災士の育成等防災・減災、安全・安心を施策の柱とした取り組みについては大変に評価するものです。防災基金の運用については、今後、国・府から補助のない災害見舞金にも活用し、全壊、半壊だけでなく一部損壊にも対応できるように検討されることを望むものです。

学校環境改善として、中央、西、南、北小学校のトイレの洋式化が国の交付金を活用し整備されることは大変に評価できますが、子どもたちにとって使い勝手のよい暖房便座の整備を望むものです。また、東小学校については、交付金を活用し大規模改造工事が計画的に実施され、トイレの洋式化も整備されることを望みます。

学校教育の充実として、スクールソーシャルワーカーを1名増員し全小学校区に配置されること、放課後子ども教室が東、西に加えて31年度は北小学校でも取り込まれることは、大変に評価できるものです。放課後の安全な子どもの居場所づくりとして、残り2校の取り組みも望むものです。

そのほか、平成31年度新たに実施される施策として、軽度難聴児補聴器交付事業や、風疹対策として39歳から56歳の男性の抗体検査と定期接種の実施、子ども基本条例の制定に向けての取り組み、健康づくりとして特定健診全受診者への心電図検査の実施、住民票等のコンビニ交付による住民サービスの向上等についても大変に評価するものです。また、環境美化活動として、野良猫不妊去勢手術費用の助成拡大についても大変評価するものです。野良猫の増加抑制として、TNR活動について地域でのさらなる理解と協力に期待するものです。

道路整備については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点区間の通学路の安全・安心な歩行空間の確保や道路舗装修繕、道路橋梁修繕、また路面下空洞調査の計画的事業実施に加え、久保地区の変則6交差についての安全な交差点整備に積極的に取り組まれることを望みます。

また、3世代近居等支援については、定住促進として大変評価できるものですが、若年層がもっと飛びつくような魅力あふれる転入促進策に積極的に取り組まれることを望むものです。

なお、今後におきましても、厳しい財政状況ではありますが、町内3つの大学や研究所を活用し、産官学連携して地方創生交付金を獲得、活用できるような地方創生戦略に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、平成30年度から都道府県化がスタートしました。保険料の徴収や医療費の適正化等に対してインセンティブが交付されます。熊取町独自の取り組みとして30年度から実施された健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」を大変評価するものです。今後とも、特定健診の受診促進に積極的に取り組み、ジェネリック医薬品個別差額通知の発送など後発医薬品の勧奨にも引き続き取り組まれることを望むものです。

次に、介護保険特別会計についてですが、タピオ体操プラスによる介護予防事業を推進する中で、介護認定率は18%を超える見込みです。さらなる事業の拡大に取り組まれることを望みます。また、認知症予防については、スマホや携帯電話、パソコンで気軽にチェックできる認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努めていただくよう望むものです。

次に、水道事業会計については、国の交付金を活用し、給水施設、配水管の耐震化を推進し取り組まれていることは大変評価するものです。今後も引き続き、水道施設の耐震化を進めながら安全で安心な水道水の供給に努められることと、2021年度からの大阪広域水道企業団の統合に向け、具体的な統合メリットを明確化した統合案を取りまとめ、デメリットについても調査研究されることを望むものです。

最後に、下水道事業会計については、年度末人口普及率82.0%を目標に整備し、施設の維持管理や国の交付金を活用し施設の長寿命化に努められ、大変に評価するものですが、昨年拡大した事業計画区域や未整備区域についても計画的に整備を推進されるよう望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。矢野議員。

10番（矢野正憲君）それでは、新政クラブ・新守クラブを代表し、平成31年度熊取町一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨年発生した台風21号、7月豪雨、大阪北部地震等の災害経験を踏まえ、また、南海トラフ巨大地震についても向こう30年間での発生確率が70%から80%に上昇する中、来るべき災害への備えが求められるところで、平成31年度を防災元年とし、防災・減災を施策の柱として、防災基金の創設、資機材の整備、100人の防災士育成、憩の家の耐震診断・耐震設計等防災力を高める施策が盛り込

まれており、大変評価するところであります。

歳入は、町税が固定資産税の増などにより増加していることに加え、くまとりふるさと応援寄附の基金繰入金が増により増加しているものの、財源不足に対応するため財政調整基金から1億7,400万円、減債基金から2億円の繰り入れが必要となっており、厳しい財政状況が見てとれます。そのような中でも住民サービス向上に係る各事業の施策に向け、国からの補助金、交付金や起債などを活用するなど有効な財源確保に努められているところは、評価に値するものでございます。

歳出においては、安定かつ継続的な行財政運営を行うため経費削減に取り組みつつ、小学校におけるトイレの洋式化改修、新学習指導要領に向けたコンピューター教室の機器更新を進めるなどの教育環境整備、また、保育環境の改善を図るため中央保育所の大規模改修工事、学童においても中央学童保育所について中央小学校校内に新たに1クラブを増設するなど、保育ニーズにも適切に対応しています。さらに、町道久保高田線歩道拡幅工事、橋梁修繕事業、町道の維持や整備など、選択と集中という観点を踏まえた上で事業施策を充実させているところは評価できます。

今後、人口減少等の大きな要因もあり厳しい財政状況が続くものと予測されますが、熊取町が選ばれ続けるまちの創出に向け、住民ニーズを的確に捉えたまちづくりに努めていただくことを望み、賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。重光議員。

2番（重光俊則君）熊愛の会を代表しまして、平成31年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、介護保険特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算につきまして総括的に賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成31年度を防災元年としてふるさと応援基金を活用した防災基金の創設は評価できるが、その運用に当たっては、常に最小限5億円を確保することを目標に、災害発災後の処置だけに使用するのではなく防災事業にも使用するなど、柔軟な運用をする必要がある。また、防災マニュアルが整備されていることは評価できるが、防災マニュアルは早急に開示して、町内の自主防災組織と情報共有をして、さらに実地的なマニュアルにして改善していくこと、特に避難所運営マニュアルは、町と住民の分担を明確にして最善のマニュアルにしていただきたい。

防災の避難所でもある施設の環境改善を実施していただきたい。特に、南小学校グラウンドに大型車が入れない問題、寒い風が吹き込む北小学校の体育館など、早急に避難所となる学校施設を点検して整備していただきたい。

防犯カメラは、31年度2台追加設置され60台となるが、子どもの安全確保と犯罪抑止の観点から、防犯カメラの数が2倍以上となるように追加設置していただきたい。

学校教育においては、教育現場の情報化に対応すべく、教職員の校務用パソコンを1人1台とし、小・中学校でタブレットの導入を早急に実施する計画は評価できます。また、スクールソーシャルワーカーとALTの各1名増加も評価できます。総合体育館の老朽化等の整備計画は評価できますが、現在の町内と町外の人々の利用状況を把握し、利用料のあり方について早急に検討していただきたい。

次に、地域の人の交流や防災活動の拠点となる各地域の老人憩いの家の耐震補強の設計が進められていますが、具体的な予算の確保と早期の実施スケジュールを示していただきたい。

次に、高齢者の人口増加に対応するために包括支援センターの人員体制の充実を図ることと、在宅医療介護連携について、医療介護ネットワーク連絡会における連携強化をすることは大いに期待するところであります。また、地域交流や地域の防災活動の拠点となる各地区の老人憩いの家の耐震補強の設計が進められていますが、具体的な予算の確保と早期の実施計画を策定していただきたい。

次に、障がい者福祉については、障がい福祉計画に基づき必要な福祉サービスを提供するとされていますが、精神障がい者に対するサービス拡充の具体的な計画は示されていません。広域連携を

含め、精神障がい者に対する包括支援センターと対応施設の創設を大阪府と政府に働きかける必要があります。また、国の交付金を活用した長池オアシス公園のリニューアルは、多くの人が期待しております。永楽ゆめの森公園のひまわりバス停車位置は、高齢者と障がい者と幼児のためにできるだけ早く永楽墓苑入り口に戻していただきたい。また、高齢者の増加に対応し、買い物支援のオンデマンド交通システムの導入も検討していただきたい。

秋の町民総合体育大会開会式は、炎天下のグラウンドで行われているが、高齢者や子どもたちの健康を考慮するとともに雨天中止という残念な事態も回避できるひまわりドーム内での実施を検討していただきたい。そのためにも、ひまわりドーム内のトイレの洋式化率を早急に拡大していただきたい。

次に、公民館と老人福祉センターを、高齢者の活性化と町の文化活動の一層の活性化のために、できるだけ早くユニバーサルデザイン化した建物を新築していただきたい。

次に、首長会議などを通して、大阪府の教職員の給与を近畿圏内でトップレベルとなるよう働きかけていただきたい。また、給与面での保育士の待遇改善を政府と大阪府に強く要望していただきたい。

次に、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険事業に関しては、熊取町は大阪府下統一保険料に向けての大阪府のやり方に多くの問題があることを指摘、提言し、黒字分を活用して町民の負担軽減を図っていることは非常に素晴らしいことである。また、保険料の徴収も目標を大きく上回り、そのインセンティブとして府からの助成金を交付されていることも、熊取町が非常に頑張っているあかしである。国民健康保険事業の前年度黒字分を活用した熊取町独自の負担軽減対策は今後も継続していただきたい。また、首長会議などを通して、高齢者や低所得者にとって大きな負担となっている国民健康保険料を下げる補助金の投入を政府と大阪府に請求する活動を実施していただきたい。

下水道事業会計については、着実に耐震化と新たな下水道管布設計画が示されていることは評価できますが、南小学校区と東小学校区の下水道管布設事業の加速を検討していただきたい。特に、南小学校区の下水道管布設は転入促進策にも有効となることを考慮していただきたい。

以上、熊愛の会からの賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど反対討論をされた鯉谷議員の意見について、一部抗議をいたしたいと思いません。

28年度決算を改ざんというふうな発言をされましたことは、これは極めて遺憾な発言であると思います。28年度決算、熊取町役場がうそをついたというふうに受け取られても仕方がないような改ざんという言葉は取り消していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員、そんな発言をしましたか。鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）すみません、私、ちょっと言い間違った。29年度決算において改ざんされたというふうに表現いたしました。また、一番初めの学校施設の改善について改ざんと言ったことと、それから標準保険のことを標準保育料と言ってしまった、言い間違いしたということは訂正させていただきます。すみませんでした。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員特有の言葉足らずといいますか読み間違いによるものだと思います。藤

原町長。

町長（藤原敏司君）29年度の中で28年度決算を基本に第3次行財政改革を策定した、その経過の中で28年度決算を改ざんしたというふうな表現を私は受け取りました。だから抗議したんです。改ざんという言葉はうそをついたということです。これについて抗議しました。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員の読み間違いですので、もう結構です。

以上で討論を終わります。くれぐれも今後は読み間違いのないように注意してください。

それでは、議案第18号から議案第24号までの7件について、順次採決を行います。

初めに、議案第18号 平成31年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第19号 平成31年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第20号 平成31年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第21号 平成31年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第22号 平成31年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第23号 平成31年度熊取町水道事業会計予算の件を採決いたします。
この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第24号 平成31年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。
この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第23 請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の件を議題といたします。

本件は、3月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（阪口 均君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月7日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の審査を行うため、3月11日開催の事業厚生常任委員会に紹介議員及び請願代表者の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の件について、討論を行います。
初めに、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願に対して、熊取公明党を代表いたしまして反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、請願の趣旨の1点目については、町は国保料の黒字分を使い負担軽減を図っており、滞納者に無理な差し押さえをしてなく、保険証の不交付も起こっていないと担当課のほうに確認をさせていただきました。

2点目については、町民の国保料の負担を大きくしている大阪統一国保の中止を求めることとされていますが、熊取町の保険料については、夫婦2人世帯、年金所得100万円の世帯の保険料は府内43団体中30番目に高く、岸和田市以南の8団体中では7番目に高いとのこと。よって、統一国保が国保料の負担を大きくしているとは考えにくく、中止を求めるについては難しいと思います。

3点目については、低所得者、多人数世帯の国保料の軽減は7割、5割、2割軽減があり、所得基準も今回、条例改正があり、5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大され、一定配慮がされている

と思います。

4点目については、地震、台風などの災害により家屋などが損害を受けた場合の国保料の減免については、大阪統一国保のほうが町独自で行っていた減免制度より拡充されており、一部負担金については、町独自では入院のみでしたが、入院と外来についても10割減免されております。

以上のことから、請願の趣旨に賛同できないので、国民健康保険料の負担軽減を求める請願については反対とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願について、日本共産党熊取町会議員団を代表して賛成討論を行います。

今、国民健康保険料の高さは目を見張るばかりです。請願者から説明がありましたが、国保加入者は高齢者や失業者を初め所得200万円以下が8割を超えており、制度上の問題を抱えています。大阪府は、2018年度（平成30年度）の都道府県単位化から6年間激変緩和措置を行い、その後府内同一保険料を目指す方向で、全国でもただ一つの自治体であります。しかも熊取町は、大阪府からの激変緩和措置がありません。高い統一保険料にいち早く近づいていきます。

保険料が高くて大変だというご相談はありませんか。住民の皆さんの生活実態は把握されていますか。保険料の収納率が上がっていますが、相談に来られない滞納者に対して差し押さえがふえているのも危惧されます。高過ぎる保険料が命と健康を脅かしています。住民が安心して医療を受けられる制度に変えていくことは議員の仕事です。

今回の請願は、一つ、町は2019年度の国保料を国保会計の黒字分等を使い負担軽減を図ること、また、滞納者を困窮に追い込む無理な差し押さえや医療から遠ざける保険証の不交付をやめること、2、町民の国保料負担を大きくし、国と市町村の意見を軽視する大阪統一国保の中止を求めること、また、他の大多数の市町村と連携して大阪統一国保の抜本的な改定を求めること、3、低所得者、多人数世帯の国保料軽減のため国と大阪府に助成拡充を求めること、これについては今回、上乘せで7割、2割軽減が行われるから賛成できないとの意見が出されましたが、収入のない生まれたばかりの赤ちゃんから国保料の均等割約3万円余りが課せられます。熊取町は今年度独自に2万7,000円に減額しましたが、国保以外の健康保険料にはこのような人数割である均等割がありません。軽減が図られているから必要がないという判断は、国保世帯の保険料負担の実態を把握していないからではないかと思われま

す。4、地震、台風等の災害により家屋等に損害（一部損壊を含む）を受け、国保料の納付が困難になった世帯を対象に、国と大阪府の助成を得て町独自の減免制度を設けることです。反対意見に、大阪府統一になり、町は減免制度がよくなった、入院だけの減免が通院も減免されるようになったから賛成できないとの意見が出されましたが、災害を受けた家庭に対して減免制度をとる要望であり、その財源は大阪府や国に助成を求めて行うことであります。これに対して反対するという意見は驚きです。町は、国や大阪府が行うことをそのまま行う下請機関ではありません。また、町独自の軽減をやっているから請願が必要ないとの意見もありましたが、町議会の態度として示すことは重要であります。町は十分、今ある中で努力されています。それでも保険料負担がふえるから職員も住民も困っているわけでありま

す。この請願は、町から大阪府や国に住民の声を届けてほしいという請願であります。事業厚生常任委員会では、説明する請願者に十分な質問をすることもなく反対する委員がおられました。国・大阪府に声を上げ、他の市町村とも連携して、おかしいということはおかしいと述べ、無理な統一化はやめてほしいという請願者の趣旨は真つ当なものだと思います。その意見を尊重する立場で、私たち日本共産党熊取町会議員団は請願に賛成といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。重光議員。

2番（重光俊則君）熊愛の会を代表して、国民健康保険料の負担軽減を求める請願に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険に関しては、以下に述べる構造的問題があることを平成24年に厚生労働省が発表しています。

1、65歳から74歳の割合が健保組合は2.6%であるのに対し国保は31.4%で、年齢構成が高い。また、1人当たりの医療費が、健保組合は約13万円なのに対し国保は29万円である。

2、加入者1人当たりの平均所得は、健保組合が195万円であるのに対し国保は91万円である。

3、加入者1人当たりの保険料は、国保は所得の9.1%であるのに対し、健保組合は事業主が50%を負担しているため4.6%である。

4、市町村における法定外繰り入れ総額は約4,000億円である。

こういった非常に大きな問題を抱えていることは国自身も理解している。しかし、それが解決されていないので、国が抜本的な改革をしてこれらの問題をなくさなければ、国民健康保険に関して指摘されている問題はいつまでたっても解決されません。

請願に記載されている3、低所得者と多人数世帯の国保料軽減のため、国と大阪府に助成拡充を求めること、4、地震、台風等の災害により国保料納付が困難になった世帯を対象に、国と大阪府の助成を得て町独自の減免制度を設ける、これらは当然の要求と考えるべきで、町だけにその責任を負わせるのではなく、議員も汗を流さなくてはならないと考えます。

請求項目1に関しては、2019年の黒字分等を使い負担軽減を図ることは、既に熊取町が実行しようとしていることであります。

請求項目2、他の大多数の市町村と連携して大阪統一国保の抜本的改定を求めることに関しては、熊取町は大阪統一国保の問題点を的確に大阪府に伝えてきております。これに関して、町だけに責任を負荷するのではなく、大阪府全体で共通認識が広まるよう、首長だけでなく、議員も請願の趣旨を理解して本質的な問題解決に向けた行動をするべきと考えます。

以上をもって、熊愛の会は本請願に賛成します。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、請願第1号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第1 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

それでは、追-1ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。

平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定において、大阪府が対象公費に国民健康保険の調整交付金等の算定に関する省令第6条第1号ヲの一部を算定可能な特別調整交付金として追加したことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

追－2ページをごらんください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

追加議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降の資料追1－1をごらんください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

今回の改正部分は、一般被保険者に係る基礎賦課総額、いわゆる医療分に係る保険料賦課総額を規定してございます。第10条の3でございます。

まず、第1号は、医療機関等に支払う療養の給付に要する費用など歳出が規定されてございますが、今回は改正がございませんので省略してございます。

第2号は、国・府等の補助金や府支出金など歳入が規定されており、第1号の歳出からこの第2号の歳入の差し引きが医療分の保険料の基礎賦課額となると定めておるものでございます。

今回の改正は、歳入を規定する第2号のうち、資料追1－2にかけてのウ及びエに規定する事業費納付金の対象とする公費としないとしております（ア）の3行目の括弧書きの中で「除く」とされ、結果といたしまして、該当する市町村に交付するとされているもののうち、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号のヲのうち、未就学児が多いこと及び精神疾患系の入院患者に係る保険給付費が多いことで市町村の国保財政に影響を及ぼすとして、その影響のある市町村に交付されていたものですが、平成30年度からの都道府県化で、必要な医療費は全て都道府県が市町村へ普通交付金として支出することで市町村への過大な財政負担は解消されておりますので、31年度から大阪府が事業費納付金を算定する公費にこの交付金を算入するとしたためでございます。

参考でございますが、31年度の大阪府市町村標準保険料率の算定に当たり、この2つの項目が公費算入されたことにより、約9億4,000万円が算入され、府全体の保険料率の引き下げの財源となっておりますというものでございます。

次に、追加議案書追－2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）今、資料で説明されたが十分に理解できていないんですが、この変更点が未就学児等の保険金等の負担を自治体でなく府が公費算入するという点を説明されたと思うんです。熊取町の場合、具体的にこれが幾らの額であって、大阪府からの公費算入が幾らになるから熊取町にとっては問題があるのかなんかということの説明いただけませんか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず、未就学児の医療費が多いことによって市町村に交付されておる分でございますが、29年度の実績で申し上げますと、大阪府内43市町村中24市町村に交付されてござ

います。熊取町の場合はそのときの額として149万9,000円の交付額となっております。続きまして、もう一つございます。それは先ほど申し上げました精神疾患の分でございますが、それにつきましては大阪府内で4市町村のみとなっております。熊取町も一部該当しておりまして、1,603万1,000円という額が交付見込みとなっております。今回、この額が今までこういった経費が支出されることで財政負担になるという趣旨でもって交付されておったんですけども、先ほど申し上げましたとおり、30年度の都道府県化によりまして、かかった医療費は満額大阪府のほうから支出されておりますので、財政負担にはならないという判断のもと、これを大阪府全体の保険料軽減の財源に充てるということが大阪府のほうで決定されたというものでございます。

以前に保険料率の本算定の資料をお渡ししたときにも出ておりますように、第1回目が11月、第2回目が12月、そして最終1月に料率の確定をしておりますが、第1回目にはこれは算入されておりましたが、やはり全体として保険料率をもう少し引き下げる財源を大阪府として探した中で、この分については実際に市町村の個々負担になっていないということで、これを財源に充てるという判断がなされ、保険料率の引き下げに寄与したというような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ちょっと理解しにくいんですけど、精神疾患の方と未就学児のお金が従来大阪府から交付されていた。だけど、それが市町村の負担にならないというのは当然ですよね、大阪府から交付されているんだから。今回、なぜそれが誰の得になるんですか。大阪府がお金を使わなくていいのか、市町村、例えば熊取町の場合1,603万円と149万円の交付があったと。その分は熊取町が出さなくてよかったわけですけども、30年度はそのお金は町が出すんですか、大阪府が出す……。大阪府が負担軽減できるというのがちょっとわからなくて、結局、誰がこのお金を負担することになるんですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）制度が30年度新たに組みかわったもので、ちょっと中身がややこしくて申しわけないんですけども、もともと調整交付金と言われている、国のほうから交付されている交付金になります。これは、先ほども申しました2つ以外にもたくさん項目がございます。それに該当しておる市町村に交付されておるものでございます。その中の2つの項目についてが一定の額、規模があるということで、これについて大阪府のほうに一旦、料率を算定する際の公費として計算の中に入れましょうというふうになったというものです。ですので、平たく言いますと、国のほうから各市町村に交付されておったんですけども、それを大阪府のほうに収受して、それをもとにして保険料率の引き下げの財源に使っておるといったものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）国から自治体に出ていた交付金を大阪府に預けるということですよ。実際、そのお金は、大阪府がちゃんと熊取町の発生負担金を見てくれているんですけど、大阪府が直接もう払うから自治体は関係ないよという理解ですか。それが100%やられているということはどうやって確認できるんですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）その確認と申しますとあれなんですけれども、特別調整交付金というのは先ほど申しました算定省令で細かく中身が決められておりまして、それに基づいて算定された額が交付されるわけなんです。その交付される額を大阪府のほうに一旦収受するということになっております。今回も、先ほど申し上げましたような額が熊取町のほうで一定の額になりますというのが、大阪府のほうから一覧表をもらっております。それが昨年ベースの数字で、ほぼことしも同程度であればこのぐらいの額がもらえたであろうということをお先ほど申し上げまして、その額は今回の31年度に向けての算定の際には交付されないと。ただし、保険料率の引き下げにこれは使われて

おると、そういうふうな話になっております。

これは、当初の料率算定の際には見込まれておらなかったものですが、料率を引き下げるために、やはりこれはそれぞれ直接の財政負担になっていないということを考えるときには、財源として使用すべきであるというふうな結論に至っておるものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）国からのお金でこれは実際かかるお金だけれども、これ自体は、そのお金がいわゆる負担軽減に使えるというのはおかしいですよ。今まで負担軽減に使われてなかった、この例えば1,600万円と149万円は実際に負担軽減に使われてなかったにもかかわらず、これが負担軽減に使えるというのはまやかしじゃないんですか。実際は1,800万円かかるにもかかわらず、それを保険料の負担軽減に使える財源として使うというのは、これは国からもらったお金だから、これをどう使っているかわからへんけれど、この財源はいわゆる保険料の負担軽減に使っているんだというのは、本来の目的の交付金じゃない使い方を大阪府がするという事なんですよ。本来、1,603万円と149万円はそれぞれの目的に使うべきだったものを国民の保険料負担軽減のための財源として使うというのは、国からもともとくれる金を大阪府がごまかして使うということになるんじゃないですか。負担軽減にこの金を使えるということは、ほかのお金から1,600万円と149万円を大阪府が使うわけですよ、熊取町あるいは国民保険料の中から。そういうことをしなければバランスがとれない、それを国民健康保険料の負担軽減になるからその財源に使うというのは説明がおかしくないですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）そもそもの話が、30年度以降の国民健康保険のかかった医療費の支払い、これは当然熊取町がするわけですが、それをするお金というのは満額大阪府が支払っていると、これはまず押さえていただきたい点でございます。

そうすると、今回の申し上げました2つの交付金の支出の根拠というのは、事情があつて医療費がかさんでいるやろうと、その医療費がかさんでいることを理由に交付してあげましょうという交付金になっています。実際、医療費はかかっているんですけども、満額もらっているんで熊取町はプラス・マイナス何もふえていないわけではなく。特に未就学あるいは精神の分があるから、よそと比べて熊取町は多く払っていますよという、そういう状況ではないということになります。ですので、この交付金については、対象の市町村に交付するのではなくて大阪府全体の計算の中に入れてもらおうと、そういうふうな話でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今で大阪府の財布の中に入れてしまうということは理解できるんですけども、何かそこにごまかしがあるように思えてしょうがないんです。目的自体が違うのに、本来使用すべきもの、国からの交付金を大阪府が自分の財布に入れてしまうということで、それが国民の健康保険料の負担軽減につながるというのは全くおかしな説明だと思いませんか。本来、もともと使用すべき目的だったお金を大阪府の財布に入れて、自治体は関係ないからいいですよと言っているんですよ。もともとこうなっても熊取町の財布自体は痛まないということだからいいんでしょうけれど、国の交付金を大阪府が勝手に懐へ入れて自分とこで勝手に使うというのはおかしくないですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃられるのも一部理解できるところではあるんですけども、そもそもの交付金の支出の根拠というんですか、考え方そのものが、ほかと比べてやっぱりあんたどこしんどいやろうと、こういう事情があつて確かに医療費がたくさんかかっているから、そしたらその分を調整交付金という格好で面倒を見てあげましょうという、そういう目的の性質のものでございますので、本来それが30年度からその必要がなくなっているというところに着目して、今回、

未就学の場合ですと大阪府内24市町村、精神の場合ですと4市町村ですけれども、個別に支出しておるのをやめて、全体の保険料でそれを活用しておると、そういうものでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の最後の説明だったら理解できるんですが、そうでないように最初の説明があったように思いましたので、最後は町が直接払わなくてもいいという位置づけであるという理解でいいんですね。はい。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）30年度においては、そのお金は町のほうに入ってきていたということなんですか。そのお金はどういうふうにされていたということになるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）30年度の保険料率の算定の際には、先ほど申しましたように、算定可能な特別調整交付金という格好で計算の根拠には算入してございませんので、今ご質問のとおり、それぞれの市町村のほうに交付されておるといことで、熊取町の国保特会のほうに歳入という格好で入ってくる予定でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）医療費のことについてはお金を大阪府が払っていただけるということであるんですが、未就学児とか、それから障がい者につきましても、やはり健康というふうな感じで町としてお金がかかるというふうなことも、健康を維持するというふうなことでそういういろいろな手だてをしていくということでお金がかかっていくということ、全部が全部大阪府へ行ってしまおうというのは何か腑に落ちないというか、健康を維持するためにも町としてお金がかかるという部分もあるのではないかなという気がして話を聞いていたんです。その辺も全然入ってこずに、もう大阪府のほうで病気のときのお金だけということに補助されるということになってしまうということなんですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）医療保険ですので、かかった医療費をいかに払うかというのが一番の主たる目的の保険制度でございます。医療費をしっかり払うためにいかに財政を組んでいくかというのが一番の主眼になっているのは、もう間違いのないところでございます。したがって、12月の熊取町の補正予算額は2億7,000万円、新たに医療費がかかってしまったんで補正をさせていただきましたけれども、満額、同額大阪府のほうから歳入させていただいております。それで医療費のほうはしっかりと安心して受けていただけるように、うまく運営できておるといものでございます。これがまず1点でございます。

それから、今ご質問のほかに何かないのかとおっしゃる分ですけれども、これは、例えば徴収率でインセンティブが入ってくる分、数千万円規模でございます。それから大阪府の独自のインセンティブという、これも1,000万円程度の規模で入ってくる額でございます。これらは、基本的には激変緩和の6年間は自由に使ってよろしいよということになっています。6年以降は先ほどおっしゃっていただいたような保健事業等に充てる財源に回すということ、オリジナルの事業についても、額は大きくはないですけれども、一定の額は確保されておるといような制度になっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第2 議案第26号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第13号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第26号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第13号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、国の補正予算(第2号)による補助金を活用して行う小学校トイレ改修事業となっており、平成31年度当初予算に計上した予算の一部を前倒し実施するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,463万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213億5,836万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 教育費、項 小学校費、中央小学校・西小学校・北小学校トイレ改修事業2億2,463万9,000円につきましては、工事の施工が次年度となるため、全額、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、右側の5ページをごらんになってください。

第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、小学校施設改修事業につきましては、トイレ改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を1億5,220万円に増額変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金7,553万8,000円の増額につきましては、内示によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金の39万9,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、維持修繕工事費2億2,463

万9,000円の増額につきましては、中央小学校、西小学校、北小学校のトイレ洋式化改修工事費でございます。

12ページの地方債調書は、第3表でご説明しました補正内容を反映させたものでございます。

以上で、議案第26号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議させていただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）31年度の実施予定を30年度の予算でやるという、これはどういうところからこういうお金の動きが出てきたのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）29年度から30年度にかけての小学校のエアコンのときのサイクルと同じような考え方です。本来、小学校のトイレは31年度予算で31年度の補助金をもらうもくろみというか、そういうことを目指してやっておったんですけれども、国のほうで補正予算がありまして、30年度の補正ということでお金がいただけると。ただ、これが決定したのは2月の下旬でございますので、2月の下旬に30年度のお金として、要は交付金としていただいておりますので、一旦30年度の今回、13号補正をさせていただいて入と出をとらせていただいた。工事は当然、まだ設計のほうも6月までかかりますので、実際、工事は31年度にさせていただくような流れです。

ちょっと先取りいたしますけれども、次の議案であります31年度の1号補正に関しては、今申し上げた3校分、西、北、中央、この分は30年度でいただきましたので、当初取っていた31年度予算からその3校分を落とすと。ただ、南小学校については今回採択されておりませんので、南小学校の環境改善交付金が取れるかどうかは4月以降に見えてくると思います。うまく取れば、南小学校の分に関しては31年度の予算で同じく交付金を活用して進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第3 議案第27号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第27号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、老人憩いの家に係る耐震設計の追加分、風疹追加的対策経費及び先ほ

どご可決賜りました30年度一般会計補正予算（第13号）と一連のもので、平成30年度国の補正予算（第2号）に係る交付金の活用に伴って、平成30年度に前倒し計上した事業費の減額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億960万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億4,553万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1、変更でございますが、老人憩の家耐震補強事業につきましては、耐震設計を3カ所追加したことによりまして借り入れ限度額を430万円へ増額変更するものでございます。

次の小学校施設改修事業につきましては、中央小学校、西小学校、北小学校トイレ改修工事に係る維持修繕工事費等の関連経費を平成30年度予算に前倒し計上したことにより、借り入れ限度額を4,260万円へ減額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金の風しん抗体価検査事業費補助金216万6,000円の増額につきましては、風しん追加的対策事業費の計上によるものでございます。

次の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金140万円の増額につきましては、老人憩の家耐震補強設計の追加計上によるものでございます。

その下の目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金7,267万1,000円の減額につきましては、中央小学校、西小学校、北小学校トイレ改修に係る経費の減額によるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金3,630万円の減額及び目 財政調整基金繰入金230万5,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 町債につきましては第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、測量・設計・監理等委託料422万9,000円の増額につきましては、小谷、小垣内、翠松苑老人憩の家耐震補強実施設計に係る経費でございます。

次の款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の子ども等予防接種事業、通信運搬費17万6,000円の減額から風しん抗体価検査助成金33万7,000円の減額につきましては、当初予算に計上してございました風しん対策について、政令等の施行で詳細が判明したことにより、追加対策経費を補正するものでございます。

次の款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、維持修繕工事費2億1,801万3,000円の減額につきましては、国交付金の活用に伴って平成30年度に前倒し計上した中央小学校、西小学校、北小学校トイレ改修に係る経費の減額でございます。

12ページの地方債調書は、第3表でご説明いたしました補正内容を反映させていただいたものでございます。

以上で、議案第27号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）老人福祉費の老人憩の家維持管理事業ですが、31年度の当初予算が委託料が1,009万9,000円ですよね。この補正をして委託料が422万9,000円に下がるんですか。同じ委託料で、これは422万9,000円プラスの補正だと思うんですが、その補正によって老人憩の家維持管理事業費は、もとの1,790万5,000円からやっぱりそれだけ上がるのではないですか。それはどうなるの。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）事項別明細書の編集のこういう形になっているんですけども、これは増額、減額の移動分だけの計上という表の構成となっていますので、そういう形でご理解いただければ結構かと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そうすると400万円アップということで、どこの憩の家が追加されるんですか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今回の補正の内容なんですけれども、実施設計の分で、先ほどちょっと説明でも申し上げましたけれども、小垣内、翠松苑、小谷の耐震、また長寿命化に係る実施設計を計上しているという内容です。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その3カ所が422万円できるということですか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今回の補正の内容につきましては3カ所の設計分の増額となっております。当初の分なんですけれども、平成30年度で耐震診断やっていた5カ所のうちの2カ所を当初の予算で計上していたという内容で、そこに交付金の活用を目指して3カ所追加するものです。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第4 議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書、追加議事日程第5 議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書及び追加議事日程第6 議員提出議案第3号 放課後

児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

本3件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－3ページをお開きください。

議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－5ページをお開きください。

議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書。
議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書。

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していることから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。

3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一7ページをお開きください。

議員提出議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子

同じく	二見 裕子
同じく	矢野 正憲
同じく	佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書。

放課後児童クラブの「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」として見直しを行う場合には、事業者、利用者、従事者に不安を抱かせないよう、質の確保に十分配慮しながら実施していくことが必要不可欠である。

政府においては、これを真摯に受け止め、当該事案について、適切な対応をおとり頂くよう求める。

記

1 放課後児童クラブにおける「従うべき基準」とされている資格及び人数要件は、いずれも、児童の安全確保、放課後児童クラブにおける育成支援の内容の質の向上という観点から必要なものであることを踏まえた上で、地方分権提案への対応について検討を行うこと。

2 1の検討にあたっては、自治体のみならず、放課後児童クラブの事業者や利用者、従事者の声も聴取すること。

3 地域により放課後児童クラブの継続が困難となる事例の検証を行い、いかなる地域でも放課後児童クラブが安定的に継続して運営されるよう、制度面、財政面から適切な措置を講ずること。

4 1から3に掲げた事項のほか、「従うべき基準」が策定された経緯や放課後児童クラブの多様性にも留意し、「従うべき基準」の安易な見直しを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件について、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本3件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

まず、議員提出議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議員提出議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の

推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議員提出議案第3号 放課後児童クラブの職員配置基準(従うべき基準)等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第7 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、平成31年3月定例会閉会から平成31年4月30日までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成31年3月定例会閉会から平成31年4月30日までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(坂上巳生男君)お諮りいたします。以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。平成31年度におきましても、限られた財源の中で計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。

また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

ただ、今般の議会において江川議員が議会運営のルールを逸脱した行為に対して、非常に残念でなりません。住民代表として模範となるべき議員がルールを守らない、また、議員だからルールを破ってもいいんだともし子どもたちが理解してしまったら非常に恐ろしいことです。今後はこのようなことが絶対に起こらないようお願いしたいと思います。

さて、永楽ダム周辺に春を呼ぶ恒例のくまどりロードレースから3週間がたち、いよいよ桜も開花し始めてくるころでございます。本格的な春の到来となりました。この週末から永楽さくら祭りが始まります。期間中は軽食販売や桜のライトアップなどさまざまなイベントが予定されておりますので、議員の皆様におかれましてもぜひ足をお運びいただければと存じます。

最後になりますが、来る4月21日執行の町議会議員選挙に立候補されます議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上ご奮闘いただきまして、当選の栄に浴されますことをご祈念申し上げます。

また、この期を最後に勇退される皆様には、長い間、町政に対するご指導、ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。地域に戻られましても、まちづくりに対しまして引き続き格別の

高配を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（坂上巳生男君）以上で、平成31年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時55分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成31年3月27日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

矢 野 正 憲

議 員

佐 古 員 規